

点 検 ・ 評 価 報 告 書

2 0 1 1 年 度

関 東 学 院 大 学

目 次

序章	1
本章	
第1章	理念・目的 3
第2章	教育研究組織 15
第3章	教員・教員組織 22
第4章	教育内容・方法・成果
	教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針 49
	教育課程・教育内容 72
	教育方法 88
	成果 106
第5章	学生の受け入れ 117
第6章	学生支援 136
第7章	教育研究等環境 153
第8章	社会連携・社会貢献 175
第9章	管理運営・財務
	管理運営 184
	財務 194
第10章	内部質保証 201
終章	210

序 章

本学は、1991年の大学設置基準改正に伴い、自己点検・評価の重要性が高まるとの認識のもと、翌1992年に「関東学院大学自己点検・評価委員会」を設置した。これまで1995年度、1998年度、2001年度、2005年度、2009年度と5回にわたり自己点検・評価を実施し、その都度『関東学院大学自己点検・評価報告書』・『関東学院大学データブック』・『関東学院大学教員総覧』を刊行してきた。さらに自己点検・評価の客観性を担保するため、1998年度の自己点検・評価に基づき、財団法人（現公益財団法人）大学基準協会による相互評価を受けて、相互評価認定を得ている。

また、事前規制から事後チェックへと教育行政の力点が変わるなかで、2002年に学校教育法が改正され、2004年度以降、大学は文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関による認証評価を7年以内の周期で受けることが義務付けられることとなった。大学基準協会が機関別認証評価機関として認証を受けたことにより、大学基準協会の実施する大学評価を受けることが、認証評価を受ける義務を履行することと同義となったのである。

その第1回目（2006年度申請）の認証評価では大学基準協会の定める評価基準に適合しているとの認定を受けるとともに教育内容・方法、学生の受け入れ、研究環境、教員組織、施設・設備に関して助言を受けている。

この助言への対応を「改善報告書」として取り纏め、2010年7月末日に大学基準協会へ提出した。これに対しての大学基準協会の検討結果は、「助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」とされたものの以下のような指摘も受けている。

- ① 教育内容・方法については、工学研究科における社会人受け入れへの特別な対応が組織的な改善にまでいたっていないので、さらなる努力が望まれる。
- ② 学生による授業評価アンケートの活用については、全学部において一定の改善が見られるものの、組織的なシステム作りが望まれるほか、文学部においては、結果の公表が不十分であるので、今後も改善の努力を続けることが望まれる。
- ③ 工学研究科のシラバスは、改善されつつあるものの、授業計画や成績評価の方法・基準について記載不備の科目が、なお一定数見受けられるので、引き続き改善の努力が望まれる。
- ④ 全研究科における国際的な教育研究交流の取り組みについても一定の前進が見られるものの、規程の整備を含め、十分な成果があがっているとはいえないので、一層の努力が望まれる。
- ⑤ 教員組織については、61歳以上の専任教員の占める割合が工学部において30.5%と改善が見られるものの、文学部では、37.8%、人間環境学部では42.6%と依然高い。若手教員を採用するなどの努力もなされているので、今後とも是正に向けた人事計画を着実にすすめることが期待される。

以上の指摘に関し、①は、社会人の受け入れを意識し、2010年度以降入試制度における応募資格の緩和を行った。②についても、全学部を対象に、授業評価アンケートの全体傾向を分析した概要版及び各科目のアンケート結果に担当教員が学生向けコメントを付した別冊版の報告書を作成し、それぞれ学内に公開することとし、改善している。③は、不備

な科目の担当者にシラバス改善の指示を出した。その結果、記載不備の箇所は少なくなっている。④は、大学院学則に「留学」に係る条文を加え、また「大学院生の外国留学における履修及び単位の認定に関する取扱規程」を制定し、規程を整備した。⑤も、人間環境学部は改善の途中にあるが、文学部は改善されている。

また、人間環境学部が調書作成年度に申請資格充足年度（完成年度＋1年）を迎えておらず、教育・研究活動に関する評価が十全に行えなかったことから、完成時の状況を所定の様式にしたがって、「完成報告書」として作成し、同年7月末日に大学基準協会へ提出した。その検討結果として「キリスト教に基づく人格の陶冶という建学の理念を基礎に、生活、社会、文化といった人間をとりまく環境に着目し、現代コミュニケーション、人間環境デザイン、健康栄養及び人間発達の4学科で構成した学部として、教育目標の達成にむけた努力がなされていることが確認できた。」「教育課程については、性格の異なる4学科を学部の理念で統括するための『学部基幹科目』とともに、学科別の基幹科目群も置かれており、教養教育への配慮も適切に行われている。また、導入教育としては、「教養ゼミナール」が必修化され、建学の精神を学ぶ『キリスト教分野』が置かれている。組織的な履修指導、1年間に履修できる単位数の上限設定、シラバスの整備、ファカルティ・デュベロップメント（FD）活動なども適切になされている。」「学生の受け入れや教員組織にも大きな問題は見られない。」とされた。

さて2012年度、本学は6回目の自己点検・評価を行うとともに、大学基準協会での3回目の大学評価（第2回目の認証評価）の申請を行うことになる。これを機会に、本学の拠って立つべき基盤と取り組むべき課題を改めて確認し、改革改善に結びつくPDCAサイクルの構築に向けた動きをさらに加速させていきたい。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【評価の視点】

- 理念・目的の明確化
- 実績や資源からみた理念・目的の適切性
- 個性化への対応

〈1〉大学共通

関東学院は、1884年アメリカ・バプテスト教会の宣教師の手によって横浜山手に開かれた「横浜バプテスト神学校」(初代校長A. A. ベンネット)を源流としており、創立以来128年の間、キリスト教を建学の精神とし、また、戦前戦後にわたり学院長を務めた坂田祐が提言した「人になれ 奉仕せよ (Be a man and serve the world)」を校訓としてきた。

本学の理念・目的については、学則に、「キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、教育基本法に則り、学術の理論及び応用を教授することを目的とする」と規定されている(資料 1-1 第2編大学 第1章「関東学院大学学則」第1章 第1条)。本学は、学校法人関東学院に設置された高等教育機関であり、その理念・目的は、関東学院寄附行為の第1条「教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教に基づき、学校教育を行うことを目的とする」という規定に照応する(資料 1-2 第1編法人 第1章「学校法人関東学院寄附行為」第1章 第1条)。これに基づき、2011年度には「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」(以下「教育理念及び教育方針と目標」と略す)において新たに「キリスト教の精神に基づき豊かな人間性を培い、学生一人ひとりに向き合う教育によって個性と知性を磨き、社会において主体的に自立して生きるための知識と技術を養い育てる。あわせて、特色ある研究を推進することを通して、21世紀共生社会の創造とその持続的発展に貢献する」という理念を掲げた(資料 1-3)。

本学は、1949年の学制改革により、それまでの経済・工業両専門学校を母体に新制大学となり、以来、上記の教育研究の理念・目的の実現のために、いくつかの改組・転換を経て、今日、3キャンパスで5学部17学科、並びに大学院4研究科及び法務研究科を擁す総合大学となっている。また、建学の精神の継承及びその具現化に関し審議する関東学院宗教主任会議の構成員として、各学部に、学院宗教主任・学院宗教主事・大学宗教主任・大学宗教主事のいずれかの専任教員を配置するとともに、専門知識とも結び付く幅広い教養教育を会得するよう教養科目(基礎教育)を配置し、校訓に基づき共生社会に貢献できる人材の育成に努めている。さらに、全学部で1年次から専任教員を中心とした少人数のゼミナールを実施するとともに、各キャンパスの学生支援室などが様々な学習・生活上の課題を抱える学生の声を直接聴き、対応することで、学生一人ひとりと向き合う教育を実践している。また、全学的に教学関係、研究関係、学生生活、国際交流、社会貢献等の基本

方針については、これまで、理事会内に設けられた専門的機関である大学委員会や、大学内の大学評価委員会、国際交流委員会、全学教員研修会等において議論を重ねてきたが、建学の精神に基づく本学の社会的使命を研究と教育の両面において達成することを目的に研究面では 2009 年度に総合研究推進機構、教育面では 2011 年度に教学機構会議を立ち上げ、本学の個性化への対応をはかっている。

〈2〉文学部

文学部の教育理念・目的は学則に『『人になれ 奉仕せよ』の校訓のもとに人間性を涵養し、社会の中で十分機能・貢献する生き方を追求する』と規定されている（資料 1-1 第 2 編 第 1 章「関東学院大学学則」第 1 章 第 4 条 2 項(1)）。

これに基づき、「教育理念及び教育方針と目標」において、「キリスト教主義に基づき、優れた人品を養い、『共生』をキーワードに、自国及び国境を越えた社会に貢献し、時代の要請に応える人材の育成を目指す」という新たな教育理念を掲げた（資料 1-4）。また、文学部では少人数教育を目指し、各学科では様々なコースを学生に提示することで、学部の個性化を出すように心がけている。理念・目的の適切性については、文学部教授会において学部の実績をもとに精査されているが、具体的な実績等については第 4 章「成果」の項目を参照されたい。

〈3〉経済学部

経済学部の教育理念・目的は、学則において『『人になれ 奉仕せよ』の校訓のもとに、正義と真理を愛し、個々人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた、人間性豊かで良識のある社会に有為な人材を育成すること』と規定されている（資料 1-1 第 2 編 第 1 章「関東学院大学学則」第 1 章 第 4 条 2 項(2)）。この教育理念は「教育理念及び教育方針と目標」にも基本的に踏襲された（資料 1-4）。

本学部には、上記の教育研究の理念・目的の実現のために、経済学科と経営学科の 2 学科が設置されている。両学科ともコース制を導入するとともに、豊かな人間性を涵養できるように広く深い教養教育を重視し、また国際化等の進展に対応するため、外国語能力の向上をはかることも目指している（資料 1-5）。実際にこれまでも社会に貢献できる人間性豊かな人材を多数送り出してきた。

〈4〉法学部

法学部の教育理念・目的は学則において「法的な視点もしくは法律の知識に基づき国の内外で発生する諸問題に対し、『人になれ 奉仕せよ』の校訓のもと、強い倫理観を持って、適切な対処ができる能力をもった良識ある社会人・職業人として社会で活躍する人材の育成」と規定されている（資料 1-1 第 2 編 第 1 章「関東学院大学学則」第 1 章 第 4 条 2 項(3)、資料 1-4）。

この教育理念・目的は「教育理念及び教育方針と目標」にも基本的に踏襲された（資料 1-6 p. 6）。

さらに、1991 年の法学部開設以来、少数ではあるが法曹人を生み出している。

〈5〉工学部

工学部は学則において、「キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、工学を中心とした理論と応用を教授すること」を理念と定め、その教育目的を「校訓『人になれ 奉仕せよ』の説く人類や社会の幸福に貢献できる人材を育成すること」としている（資料 1-1 第 2 編 第 1 章「関東学院大学学則」第 1 章 第 4 条 2 項（4））。これに基づき、「教育理念及び教育方針と目標」では「キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、工学を中心とした学術の理論と応用を教授することにより、豊かな人間性と教養を有し、高い視座と広い視野から物事を総合的に判断できる技術者や研究者を育成する」という教育理念を掲げている（資料 1-4）。

本学部は 1949 年の学制改革とともに発足した。以来、社会に奉仕できる心の豊かな技術者の養成を教育理念として掲げその実践に努め、多くの卒業生を輩出してきた。卒業生の多くは、製造業や工学関連企業の中核を担う技術者として活躍している。

その後の教育課程の再編についても、従来の教育課程を継承しつつ段階的に改善されているので、教育理念及び資源も継承されている。

また在籍学生数は、2012 年度の専任教員 80 名に対し 2,623 名となっていて、専任教員 1 名あたりの在籍学生数は 33 名である。この比率は、教育理念・目的の実践に沿った教育を進めるに十分であると考えられる。また、キリスト教専門教員が所属しており、理念にあげた「キリスト教に基づく人格の陶冶」の中心を担っている。

さらに、社会的な要請を考慮して、2004 年に現在の 6 学科構成（機械工学科、電気電子情報工学科、情報ネット・メディア工学科、建築学科、社会環境システム学科、物質生命科学科）への再編を行った。その後 2009 年にコース入試を実施し、従来の 6 学科を存続させつつ、総合機械コース、自動車コース、ロボットコース、電気・電子コース、情報ネット・メディアコース、映像クリエーションコース、建築コース、都市環境デザインコース、土木系公務員コース、数理コース、応用化学コース、生命科学コースの 12 コースの教育プログラムを新たに構築した。これにより、多用な志向、社会的要請に沿った教育を進めることが可能となっている。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部は、関東学院女子短期大学（5 学科構成）を発展的に改組転換して 2002 年 4 月に誕生した学部である。

本学部は、学則において「人間環境」の概念を「人間活動の種類に応じた枠組み」で捉え、「建学の精神であるキリスト教に基づく教養教育を基盤」とした実践を教育理念・目的としている（資料 1-1 第 2 編 第 1 章「関東学院大学学則」第 1 章 第 4 条 2 項（5））。これに基づき、「教育理念及び教育方針と目標」では「人間環境を、単に自然環境だけでなく、生活環境、社会環境、文化環境、さらには、人と人とのコミュニケーションやネットワークを含む概念と位置づけ、さまざまな人間環境の場面で、自己の確立と他者との共生をはかりつつ、実践的に活動できる人材を育成する」という新たな教育理念を掲げ（資料 1-4）、人間の在り方に直結する「人間環境」をキーワードに、現代社会において求められている人間を中心とした環境を総合的に捉える能力の養成を目指している。前述のように、本学部の前身は関東学院女子短期大学（英文科、国文科、家政科（家政・生活文化・食物栄養

の3専攻)、幼児教育科、経営情報科)であり、様々な人間環境に関する実績と資源が蓄積されている。2007年にはISO 14001の認証が取得され(資料1-7)、内部環境監査員の資格取得のための講習会が毎年実施されている。

また本学部では、各学科の専門的な学修が人間環境学部の枠の中で位置づけられている。人間環境の問題を学科レベルではなく学部レベルで考えることによって、様々な人間環境への対応＝個性化への対応が可能となる。

〈7〉文学研究科

文学研究科は、1993年に英語英米文学専攻修士課程(現博士前期課程)が設置され(入学定員8名)、1995年に社会学専攻修士課程(現博士前期課程)が開設された(入学定員8名)。1996年には英語英米文学専攻博士後期課程が開設され(入学定員3名)、1997年に社会学専攻博士後期課程が開設された(入学定員2名)。さらに2006年に比較日本文化専攻修士課程(現博士前期課程)が開設され(入学定員8名)、2008年に比較日本文化専攻博士後期課程が開設されて(入学定員2名)、今日に至っている。

本研究科の理念・目的は、2006年度第5回研究科委員会で審議を行い、大学院学則の改正を経て2007年4月施行の第5条2項に以下のように明文化されている。

文学研究科博士前期課程においては、研究者を養成するための基礎的な訓練を施すとともに、英語英米文学、社会学、比較日本文化の高度な専門知識をもって活躍する人材の養成や、国際社会において活躍を目指す外国人留学生などに、より高度な専門知識を修得させ、また社会人入学者の再研修の機会を与えることを目指している。博士後期課程においては、高度な専門知識の修得とこれを活用する高度の分析能力を培うことを通じて、自立した研究能力を有する研究者の育成を目指すとともに、社会人の生涯教育に対応し、また高度な専門知識をもって国際社会で活躍する職業人の育成を目的としている(資料1-8第2編第1章「関東学院大学大学院学則」第1章第5条2項)。

この理念・目的は、研究科設置趣旨、研究科開設以来の実績を考慮し、さらに比較日本文化専攻設置時の理念・目的を踏まえ検討したものである。

これに基づき、「教育理念及び教育方針と目標」では「本学のキリスト教に基づく建学の精神と『人になれ 奉仕せよ』という校訓の下に、各々の専門分野における学術理論を修得し、その応用を可能とする高度な能力を備えるとともに、豊かな人格をもち、それによって学術と文化の発展に対して貢献し得る人間の育成」を教育理念として掲げている(資料1-4)。

とりわけ社会人入学者の再研修の機会を保障するため、土曜開講を含む昼夜開講制を導入し、社会人の場合でも現職を離れずに講義が受けられるよう教育課程編成や研究指導面について組織的・体系的な整備をはかり、現在求められている大学院の役割に積極的に応えており、ここに理念を具体化する本研究科の特色がある。

また実績面からみると、第一に社会人入試における社会人の入学者は、博士前期課程2008年度3名、2009年度1名、2010年度0名、2011年度1名、2012年度2名となっており、全体としては恒常的に社会人大学院生を確保しているところである。社会人については、社会人入試以外で入学した者も存在することから、実績面からも社会人入学者の再研修の機会を提供するという理念は生かされて来たと言える。第二に外国人留学生について

は、大学推薦による国費の短期留学生を恒常的に受け入れている他、外国人留学生入試で受け入れた大学院生は、比較日本文化専攻において博士前期課程で 2008 年度 2 名、2009 年度 1 名、2010 年度 0 名、2011 年度 2 名、2012 年度 1 名となっており、社会学専攻では 2010 年度 2 名が入学している。博士後期課程でも比較日本文化専攻において 2009 年度において 1 名が外国人留学生入試で入学している（資料 1-9）。とはいえ留学生については、留学生入試以外に学内推薦入試で入学している大学院生も存在していることから、外国人留学生などに、より高度な専門知識を修得させるという本研究科の理念・目的は適切である。

第三に「高度な専門知識をもって活躍する人材の養成」（博士前期課程）「自立した研究能力を有する研究者の育成」（博士後期課程）という理念・目的についても『文学研究科創立 10 周年記念誌』等を踏まえて就職状況を示すならば、1996 年度から 2008 年度までの合計で、博士前期課程修了者の 28 名が中高教員となっており、10 名が短大・大学の教員などに就いている。博士後期課程においては 11 名が短大・大学の教員に就いており、本学非常勤講師も 11 名、中高教員が 8 名に達していた（表 1-1）。

表 1-1 教育職員就職状況（専攻別）

	進学・就職状況 1996 年度～2008 年度			
前期課程	英語英米文学	比較日本文化	社会学	合計
中高教員（臨時を含む）	25	-	3	28
大学・短大教員・大学嘱託	8	-	2	10

	進学・就職状況 1996 年度～2008 年度			
後期課程	英語英米文学	比較日本文化	社会学	合計
大学・短大専任・非常勤	7	-	4	11
本学非常勤	9	-	2	11
中高教員	7	-	1	8

〈8〉経済学研究科

経済学研究科の理念・目的は、学則において「博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、経済学、経営学の分野における学術研究のための基礎的な訓練を施すとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を持った人材を養成することを目的とする。博士後期課程にあつては、経済学、経営学の専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行う研究者を養成し、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する人材を養成することを目的とする。また博士前期課程、後期課程を通じて、社会の生涯教育の要請に応える。」と規定されている（資料 1-8 第 2 編 第 1 章「関東学院大学大学院学則」第 1 章 第 5 条 2 項）。これに基づき、『教育理念及び教育方針と目標』では『キリスト教に基づく人格の陶冶』をその教育の原点とし、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法の学術の教授の中心として、広く知識を授けるとともに、経済学・経営学の高度な専門知識をも

って活躍する人材の養成を目指す。」ことを教育理念として掲げている（資料 1-4）。

以上の目的を達成するために、1966 年にまず経済学専攻修士課程を設置し、次いで経済学史・社会経済史専攻博士後期課程を設け、その充実をはかった。その後、時代の要請に合わせて 1999 年に博士後期課程の専攻名称を「経済学」に変更した。

また 1994 年に経営学専攻修士課程、次いで同博士後期課程を併設し、さらには社会人に生涯学習の機会が得られやすくするように夜間・土曜開講科目を充実させてきた。

博士前期課程は、上記理念・目的に加え、社会人入学者の再研修の機会を与え、税理士志望の学生や外国人留学生などに、より高度な専門知識を修得させることを目指している。この目的を達成するために、博士前期課程に経済学専攻、経営学専攻の 2 専攻を設置している。

経済学研究科経済学専攻博士前期課程は、経済理論・経済学史、近代経済学、応用経済、経済史・世界経済の各分野、経済学研究科経営学専攻博士前期課程では、経営学、経営情報、流通・マーケティング、会計学の 4 分野のほか、共通分野の特殊講義を開設し、これらの分野における高度な専門知識を修得するとともに、演習指導を通じて精深な問題意識を持ち、学会における研究動向を把握し、修士論文を執筆することを通じて、専門知識を活用するための優れた能力を身につけることを目指している。

博士後期課程は、上記理念・目的に加え、社会人の生涯教育にも対応し、また高度な専門知識を持って国際社会で活躍する職業人の育成を目的としている。この目的達成のために本研究科は経済学専攻博士後期課程、経営学専攻博士後期課程を設置している。

経済学専攻博士後期課程では、経済理論・経済学史、近代経済学、応用経済、経済史・世界経済、それに共通の 5 つの分野において、それぞれ講義科目（特殊研究）及び演習を開講している。充実した指導体制を整えて、マンツーマンで密度の高い指導を行い、自立した研究能力を有する研究者及び高度な専門知識を有して国際社会で活躍する職業人の育成を目指している。

経営学専攻博士後期課程では、経営学、経営情報、流通・マーケティング、会計学、4 分野及び共通分野の講義科目（特殊研究）と演習科目を配置し、現代経営学及び企業活動の専門知識を修得し、演習指導を通じて自立した研究能力を持つ研究者の育成、外国人留学生を始めとした国際社会に通用する職業人の育成及び社会人学生のリフレッシュ教育を展開し、優れた人材を輩出することを目指している。

〈9〉法学研究科

法学研究科の理念・目的は、学則において「建学の精神に則った倫理性・社会性を身につけた人材養成を目指し、博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、法学・政治学関連分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる実務を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。博士後期課程においては、法学・政治学分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。また博士前期課程、後期課程を通じて、社会の生涯教育の要請に応える。」と規定されている（資料 1-8 第 2 編 第 1 章「関東学院大学大学院学則」第 1 章 第 5 条 2 項）。これに基づき、「教育理念及び教育方針と目標」では、「キリスト教の精神に基づき、高度

な法学教育を通じて倫理性・社会性を身につけた人材の育成を目指す。『地域に開かれた大学院』として、政治学分野を含む法学の高度な学修を通じて、法化社会を支える専門知識と対応能力を備えた人材の育成という社会的使命を果たす。」ことを教育理念として掲げている（資料 1-4）。

本研究科の担当教員は、すべて法学部の専門科目を担当する教員によって構成されており、本研究科専任担当教員は存しない。しかしその教員数は、2012 年 5 月現在 22 名であり、博士前期課程及び後期課程の収容定員（それぞれ 16 名・6 名）に対し、十分な指導を行いうる教員数を確保している。1995 年の博士前期課程、1997 年の博士後期課程開設以来、必ずしも多数ではないものの学位取得者を輩出し、その中には大学教員や裁判所書記官等の専門職業に従事している者もあり、本研究科の教育理念及び目的は適切である。

〈10〉工学研究科

工学研究科の理念・目的は、学則において「博士前期課程においては、機械工学、電気工学、建築学、土木工学、工業化学など高度な専門知識を持って活躍する人材の養成及び社会人入学者の再研修の機会を与えるとともに、研究者としての基礎的な訓練を目指している。博士後期課程にあつては、機械工学、電気工学、建築学、土木工学、工業化学の各工学分野に関する深い知識と正確な判断力を持つ職業人の育成とともに、専門分野で自立できる研究者の育成、社会人に対しては、高度な専門的能力と広い識見を修得する再研修の機会を提供することを目的とする。」と規定されている（資料 1-8 第 2 編 第 1 章「関東学院大学大学院学則」第 1 章 第 5 条 2 項）。

これに基づき、「教育理念及び教育方針と目標」では「キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、工学を中心とした学術の理論と応用を教授することにより、豊かな人間性と教養を有し、高い視座と広い視野から物事を総合的に判断できる人材を育成する。」ことを教育理念として掲げている（資料 1-4）。

本研究科は 1966 年に修士課程（機械工学専攻、建築学専攻及び工業化学専攻）が設置されたときに始まり、その後専攻の増設、博士課程の設置を経て、現在までに博士前期課程及び後期課程で各 5 専攻（機械工学、電気工学、建築学、土木工学、工業化学）を有する工学研究科へと発展してきた。

これらの 5 専攻に、院生 128 名が学び（資料 1-10）、61 名の教員が指導に当たるとともに先端的研究の推進と支援を行っている。

さらに、教育研究活動の一層の充実をはかるため、2009 年より（株）関東学院大学表面工学研究所（2012 年 4 月から（株）日本表面処理研究所に名称変更）、2010 年より独立行政法人産業技術総合研究所と教育研究協力に関する協定を締結し、連携大学院（資料 1-11 p. 253）を発足している。

また、本研究科の個性・特色は以下のとおりである。

- ① 学部教育と接続した基礎力と専門力を高める一貫教育を実施している。
- ② 外部研究機関との連携を行っている。

以上の教育理念・目的・特色に基づき、大学院では 20 年間で、1,284 人の修了生を送り出している。これらの大部分の修了生は、製造業や工学関連企業の中核を担う技術者として活躍している。

〈11〉法務研究科

法務研究科は、校訓「人になれ 奉仕せよ」の下、市民から信頼される正義の担い手として法曹界等で活躍できる実務法曹を育成することを目的とする。また、本学は国際都市であり多くの産業が集積する横浜市に立地していることから、企業法務に精通し、経済活動を法的に支えることができる法曹の養成も目指す。専門職大学院学則においても、「法科大学院は、専門的な法律知識、創造的な思考力及び法律実務の基礎的素養とともに、豊かな人間性及び高い職業倫理観を涵養し、もって企業法務及び政策法務等市民参加・市民活動を支えることのできる領域において、地域社会に貢献できる法曹を養成することを目的とする」と定め（資料 1-8 第 2 編 第 1 章「関東学院大学専門職大学院学則」第 1 章 第 5 条 2 項）、これを明らかにしている。

（２）大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【評価の視点】

- 構成員に対する周知方法と有効性
- 社会への公表方法

〈1〉大学共通

大学の理念・目的については、2011 年度に学院の方針に基づき新たに大学で策定された「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」を全教職員に配付した。さらに大学のホームページにおいて本学の理念・目的を大学構成員のみならず、広く社会へも公表している（資料 1-4）。また、2012 年度よりこれを『履修要綱』にも記載し配付することで、大学構成員に周知することとした。

2012 年度からは、新設科目「KGU キャリアデザイン入門」において、新入生全員が建学の精神・自校史も学ぶこととし、本学の理念の学生への周知をさらに徹底することにした（資料 1-12）。

〈2〉文学部

文学部の理念・目的は大学のホームページに掲載することで、大学構成員のみならず広く社会にも公表される形を取っている。また、学生及び教職員に配付する『履修要綱』においては、各学科の理念・目的がより具現化されている（資料 1-13 p. 6）。

〈3〉経済学部

経済学部では学則に明記する理念・目的をホームページで公開するとともに、2012 年度より『履修要綱』にも記載し、大学構成員に対して周知を行っている（資料 1-14 p. 9）。また、1 年次生とその父母には、オリエンテーションと父母懇談会を利用して説明を行っている。

社会への公表については、ホームページを利用し、オープンキャンパス等の機会に学部

の理念や教育目的を説明する時間を設けている。

〈4〉法学部

法学部の教育理念及び教育方針と目標は、ホームページで公開するとともに（資料 1-4）、2012 年度より法学部の学生及び教員に配付される『履修要綱』に記載され、大学構成員に周知されている（資料 1-6 p. 5）。

〈5〉工学部

工学部の教育の理念・目的はホームページで公開するとともに、2012 年度より『履修要綱』で大学構成員に周知している（資料 1-11 p. 6）。理念にあげた「キリスト教に基づく人格の陶冶」については、特に「キリスト教学（聖書）」「キリスト教学（倫理）」、「フレッシュャーズ 세미나」、「フレッシュャーズプロジェクト」、奉仕活動を単位として認める「ソーシャルサービス」などでカリキュラムに具体的に反映されている。また、社会で活躍する卒業生と連携しながら教育理念を継承する活動（講演会、就職相談等）も進められている。

新任教員には、新任教員研修会において教育理念・目的が伝えられている。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部の教育の理念・目的は、ホームページで公開するとともに（資料 1-4）、2012 年度より大学構成員への周知のため、『履修要綱』にも掲載することになっている（資料 1-15p. 10）。また、入学時のオリエンテーションやフレッシュマン・キャンプ等において学科別に説明が行われている。

〈7〉文学研究科

文学研究科の理念・目的は、ホームページで公開するとともに（資料 1-4）、2012 年度より『履修要綱』にも掲載し（資料 1-13 p. 8）、大学構成員への周知をはかることになっている。また、学内からの受験生に対しては、毎年春秋に実施する学内推薦入試説明会の場が活用され、入学生に対してはオリエンテーションで説明がなされている。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、ホームページで公開するとともに（資料 1-4）、2012 年度より『履修要綱』に掲載し（資料 1-14 p. 10）、オリエンテーションで配布・説明するなどして、大学構成員への周知をはかっている。

〈9〉法学研究科

法学研究科の教育理念及び目的は、ホームページで公開するとともに（資料 1-4）、2012 年度より『履修要綱』においても明示することにより（資料 1-6 p. 142）、大学構成員に周知している。

〈10〉工学研究科

工学研究科の理念・目的は、ホームページで公開するとともに（資料 1-4）、大学構成員

に対しては 2012 年度より『履修要綱』に掲載し周知している（資料 1-11 p.9）。

〈11〉法務研究科

法務研究科の教育理念・目的は、大学構成員に対しては教授会や『履修要綱』などにより周知している（資料 1-16 見開き p.3）。社会に対しては、新聞広告、入試パンフレット、法務研究科ホームページ（資料 1-4）で公表している。

（3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学共通

大学では、自己点検・評価委員会の規程に基づき、3～4 年に一度実施している『自己点検・評価報告書』の作成において、大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性を定期的に検証している。最近では、2011 年度に、理念・目的の適切性について検証を行い、6 月に「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」を纏めて、大学ホームページで社会に公表した（資料 1-4）。

〈2〉法務研究科

法務研究科では、全学で『自己点検・評価報告書』作成時に行う 3～4 年毎の検証以外に、本研究科独自の『法科大学院自己点検・評価報告書』を毎年作成し、そのなかにおいても、研究科の理念・目的の適切性を検証している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

大学の理念・目的は、2011 年度に「教育理念及び教育方針と目標」を新たに策定し、これを全教職員に配付するとともに、ホームページにも掲載して、広く内外への周知がはかられている。また学士課程教育では、全学的な教育方針について審議・決定する教学機構会議が 2011 年度に新たに設けられ、ここで 2012 年度からの新設科目「KGU キャリアデザイン入門」において、新入生全員が建学の精神・自校史も学ぶことを決定し、本学の理念の学生への周知の徹底がさらにはかれることになった（資料 1-12）。

②改善すべき事項

本学において『履修要綱』は、在学生の履修登録の際の手引きとしてだけでなく、在学生への履修指導の際に頻繁に用いられている。しかしこの『履修要綱』に、2011 年度までは大学・学部・研究科の理念・目的が記載されていなかった。このため、履修登録や履

修指導・学修指導に際しても、学生及び指導者が、本学の理念・目的を意識することが少ない。この点で、本学の理念・目的を意識化する環境作りに、不徹底な部分があったと言わざるを得ない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

2012 年度新設の全学共通科目「KGU キャリアデザイン入門」では、卒業生等とも連携し、新入生全員が建学の精神・自校史を現実社会とのかかわりの中で学ぶことで、本学の理念・目的を理解してもらうことにした。本学の理念・目的も、本学の実際の教育の中で具体的に示されることによって、理解が深まるであろう。そのためには、キャリアデザイン科目にとどまらず、本学の理念・目的を具現化した全学科目を設ける必要がある。こうした全学的な教育課題に対応するために、2011 年度には、全学の教育方針を審議・決定する教学機構会議を設けた。また、2013 年度からは、本学の高等教育のあり方について調査・研究・提言を行う関東学院大学高等教育研究・開発センターも開設される予定である。本センターでは、本学の理念・目的を踏まえた特色ある科目についても検討されることになるであろう。これら教学機構会議、高等教育研究・開発センターを中心に、本学の理念・目的を具現化した全学科目の整備・充実をはかる。

②改善すべき事項

大学・学部・研究科の理念・目的を 2012 年度より『履修要綱』に明記することとした(資料 1-6、1-11、1-13、1-14、1-15、1-16)。さらに 2013 年度からは、履修オリエンテーションにおいても、学生に対して『履修要綱』に大学・学部・研究科の理念・目的が記載されていること、及びその内容を説明し、さらなる周知の徹底をはかることとする。

4. 根拠資料

- 1-1 『関東学院規程集』第 2 編大学 第 1 章学則「関東学院大学学則」
- 1-2 『関東学院規程集』第 1 編法人 第 1 章基本「学校法人関東学院寄附行為」
- 1-3 関東学院大学ホームページ「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」
抜粋「関東学院大学の理念」
<http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/modules/about1/index.php?id=2> (最終アクセス 2012.12.1)
- 1-4 関東学院大学ホームページ「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」

- <http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/modules/about1/index.php?id=2> (最終アクセス 2012.12.1)
- 1-5 関東学院大学ホームページ「学部、学科の教育研究上の目的」抜粋「経済学部」
<http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/modules/about1/index.php?id=65> (最終アクセス 2012.12.1)
- 1-6 『2012 年度法学部・大学院法学研究科履修要綱』
- 1-7 関東学院大学ホームページ人間環境学部サイト「環境への取り組み」
<http://ningen.kanto-gakuin.ac.jp/modules/faculty1/index.php?id=10> (最終アクセス 2012.12.1)
- 1-8 『関東学院規程集』第2編大学 第1章学則「関東学院大学大学院学則」
- 1-9 大学基礎データ表3「1学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者数の推移」
- 1-10 大学基礎データ表4「2学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在学学生数」
- 1-11 『2012 年度工学部・大学院工学研究科履修要綱』
- 1-12 『KGU キャリアデザイン入門』
- 1-13 『2012 年度文学部・大学院文学研究科履修要綱』
- 1-14 『2012 年度経済学部・大学院経済学研究科履修要綱』
- 1-15 『2012 年度人間環境学部履修要綱』
- 1-16 「2012 年度専門職大学院法務研究科実務法学専攻履修要綱(抜粋)」

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

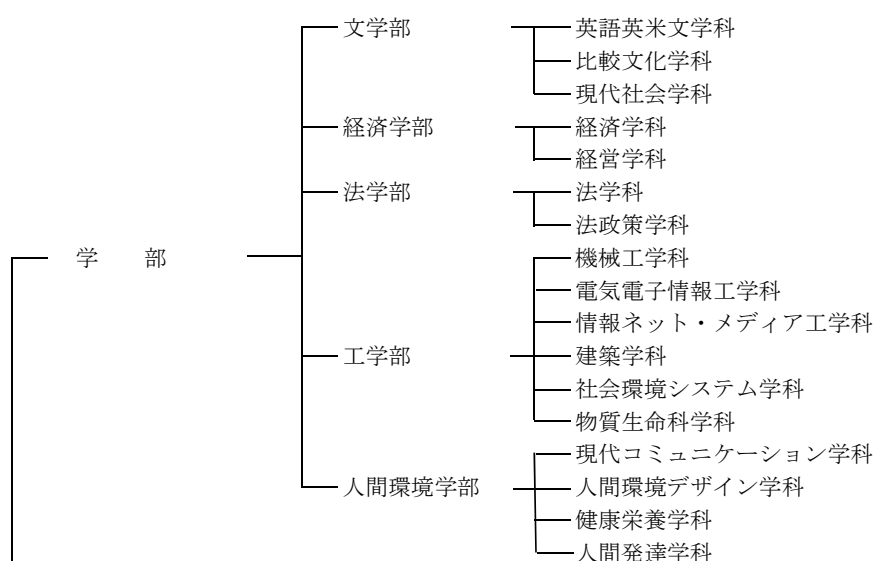
(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

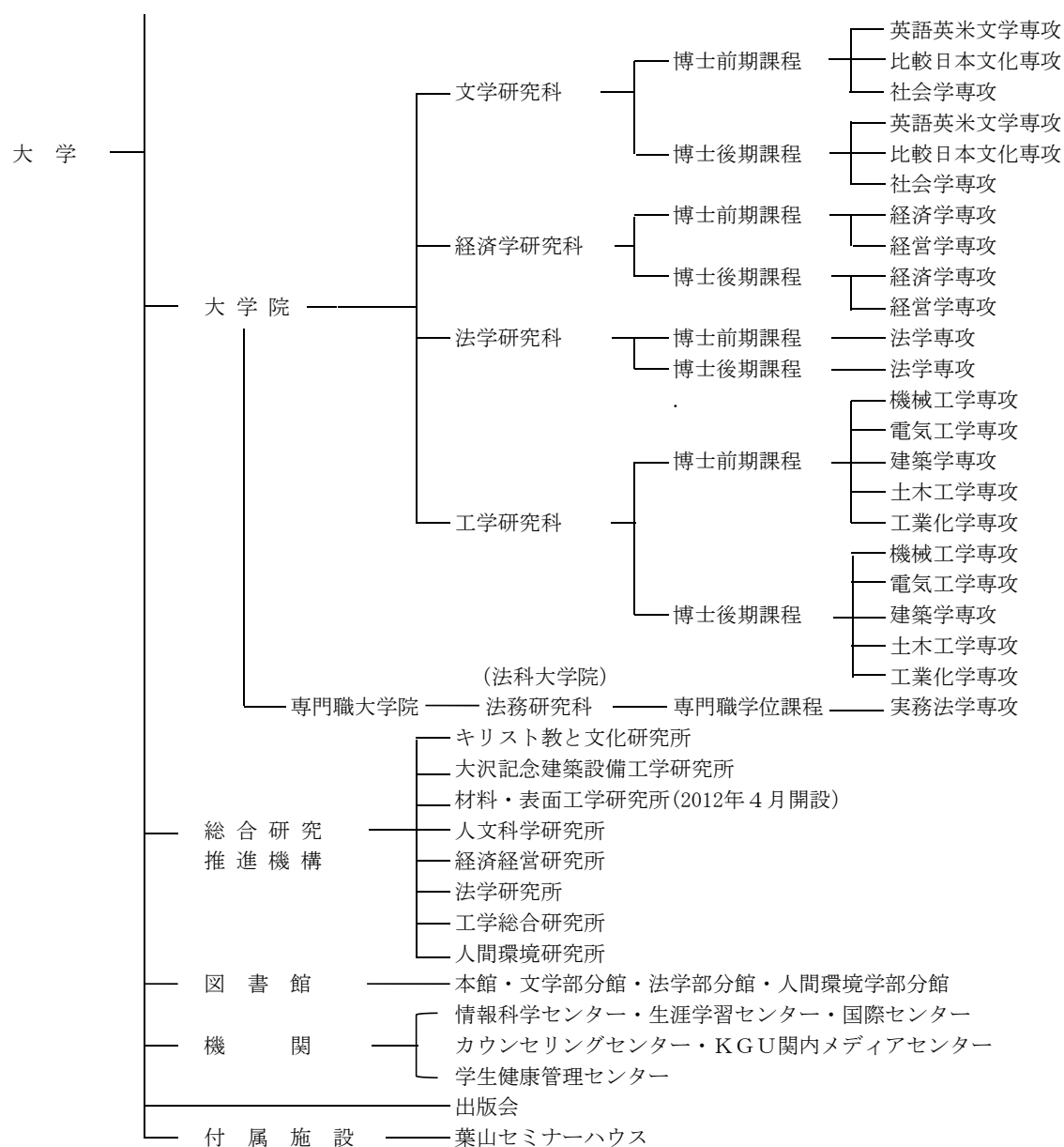
【評価の視点】

- 教育研究組織の編成原理
- 理念・目的との適合性
- 学術の進展や社会の要請との適合性

大学は「キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、教育基本法に則り、学術の理論及び応用を教授することを目的とする」(資料 2-1 第2編大学 第1章「関東学院大学学則」第1章 第1条)という理念・目的を達成させるため、大学のもとに、学部・大学院・総合研究推進機構・図書館、その他諸機関を設置している。このうち教育を担う主な組織は学部と大学院で、5学部17学科と、学部を基礎とした大学院研究科を4研究科22専攻及び専門職大学院(法科大学院)1研究科を設置している。また研究を担う組織として、各学部それぞれに計5つの研究所を設置するとともに、大学附置の教育研究機関として「キリスト教と文化研究所」「大沢記念建築設備工学研究所」、さらに2012年度には「材料・表面工学研究所」を開設し、これらを総合研究推進機構が統括している。

表2-1 学部・学科・大学院研究科・総合研究推進機構・研究所等 教育研究組織一覧





※法学部法政策学科は 2008 年度から学生募集を停止。

なお、各学部には、学部附置の学会も設けられている。学部附置の学会は、各学部の専任教員と学生・院生から構成され、教育研究の推進、助成を行うことを目的とする教育研究組織である。

〈1〉教育組織

大学は、1949 年の学制改革により、それまでの経済・工業両専門学校を母体に、経済学部と工学部を擁する新制大学として出発した。いずれも、キリスト教の精神を基とし人格高邁民主主義文化国家の指導者たる資質を具えた人間を作ることを掲げ、経済学部では日

本経済再建に活躍する人物の養成を、工学部では将来の日本の工業化に資する人材の養成を目的とした、戦後日本の社会的要請を強く意識した開学であった。

次いで、1968年には、経済学部的一般教育担当教員を中心とした文学部が設置された。これは、経済学部が開設以来重視してきた社会学と文学的色彩を、大学の総合組織の中心に据えるための改組であった。以後本学は、大学の総合化を目指すようになる。1991年には小田原市と公私協力方式により法学部を、2002年には関東学院女子短期大学を発展的に改組する形で人間環境学部を、それぞれ設置した。法学部の設置の趣旨は、現実の法体系に対する深い理解を踏まえたうえで、現実を生起する国内的・国際的諸問題に的確に対処しうる能力を養成し、現代及び将来社会に応えようというものであった。また、人間環境学部の設置の趣旨は、人間と環境とが持続的な共生関係で結ばれる社会の創造を目標に「人間」の在り方とともに「人間と環境との関わり」を学ぶことを通して21世紀の新しい社会システムの構築に、積極的に貢献できる人材の養成を目指すものであった。

こうして現在は、文学部（3学科）、経済学部（2学科）、法学部（2学科）、工学部（6学科）、及び人間環境学部（4学科）の5学部17学科で構成される総合大学に発展している。これら各学部の開設時に掲げられた目標は、いずれも戦後日本の「今」の課題を見据えつつ、キリスト教の精神に基づき、日本と国際社会の将来に資する人材の養成であって、その理念・目的は現在の学部教育とその組織に引き継がれている。さらに、本学の理念・目的を実現するために、2013年度には工学部を改組して理工学部と建築・環境学部を開設するとともに、看護学部も新設する。

各学部は教授会を中心に運営されており、ここが学部教育においても中心的役割を果たしている。しかし、近年はキャリア教育やリメディアル教育、教育の質の保証への対応等、学部の枠を越えた学士課程における課題への対応が様々に求められるようになっており、2011年度からは、大学（学部）の全学的対応を必要とする教学事項及び全学部に通ずる教学事項について、全学的視野に立ち審議する教学機構会議を置き、学長のもと、ここで学部教育に関する全学の基本方針を決定することとした。

また大学院は、人間環境学部を除き、各学部を基礎とする文学研究科（3専攻）、経済学研究科（2専攻）、法学研究科（1専攻）、工学研究科（5専攻）の4研究科（11専攻）から構成されており、各研究科・専攻とも博士課程が設置されている。特に1993年から1997年までの5年間に大学院の急速な充実がはかられ、文学研究科英語英米文学専攻・社会学専攻、経済学研究科経営学専攻及び法学研究科法律学専攻（2009年4月に法学専攻に名称変更）では、博士前期課程及び後期課程、工学研究科電気工学専攻・工業化学専攻では博士後期課程の設置が行われ、1997年の時点で10専攻すべてに博士課程が設置された。さらに、2004年4月に専門職大学院法務研究科（法科大学院）、2006年4月に文学研究科比較日本文化専攻修士課程（2008年4月に博士課程に変更）が設置され、これに加わるようになった。大学院の運営は各研究科委員会（法科大学院は法務研究科教授会）が行う。

〈2〉研究組織

（1）総合研究推進機構

総合研究推進機構は（資料 2-2）、本学における研究を全学的に推進し、研究の総合的向上及び研究を通じた社会的使命を達成することを目的として、2009年4月に開設された。具体的には、本学附置の研究所を統括し、国内外の大学・研究機関との研究交流や、産官学連携も視野に含む、総合的、学際的な共同研究及びプロジェクト研究の育成と推進をはかりつつ、本機構の活動により生じた成果を、教育活動

や地域社会へ還元し、研究の側面から本学の社会貢献を果たすことを任務としている。

本機構は学長が機構長となり、機構を統轄する。また本学の研究基本方針、及び研究戦略を策定するために、機構会議を置き、学長、副学長（研究担当）、研究科委員長、研究所長、機構運営部長等が構成員となる。また機構会議の決定に基づいて本機構の事業を運営する機関として機構運営委員会を置く。

(2) 研究所

研究所は、学部附置の「人文科学研究所」「経済経営研究所」「法学研究所」「工学総合研究所」「人間環境研究所」と、大学附置の「キリスト教と文化研究所」「大沢記念建築設備工学研究所」「材料・表面工学研究所」（2012年4月設立）が設置されている。

各研究所は、学部専任教員のみで構成されているところもあれば、外部からの研究員も含めて構成されているところもある。これらの研究所は、学部学科の構成原理をなす学問分類の体系に枠づけられない特殊な研究、新しい分野の学問、あるいは境界領域科学や幾つかの学部学科にまたがる共同研究などを、研究活動の対象にしている。のみならず客員研究員をも含めた共同研究も組織することができる。また、研究所は外部研究機関との共同研究を推進し、あるいは研究補助を受けるなど、様々な形態によって多様な研究成果を生み出すことも目指して活動している。研究所の設置目的に基づく事業内容と活動としては、『所報』や『紀要』などの刊行物の発行、講演会の開催、地域社会との交流、横浜市社会人講座の企画提案等を行い、研究機関としての大学の社会的使命の一翼を担っている。

なお、「経済経営研究所」「工学総合研究所」及び「大沢記念建築設備工学研究所」は当該学部の専任教員から選ばれた者が所員であるために、所員会議（ただし大沢記念建築設備工学研究所では所員会議がなく運営会議）が研究所の運営を担っているが、学部の専任教員全員が所員となっている人文科学研究所、法学研究所及び人間環境研究所は、所員会議とは別に設定された少数の所員から構成される運営委員会が研究所の運営を担っている。「キリスト教と文化研究所」の所員は、各学部教授会構成員より推薦された者及び所長の指名する者で構成され、運営委員会が研究所の運営を担っている。

(3) その他全学的な教育研究を担う諸機関

大学には、上記の教育組織、研究組織の他、全学的な教育研究を担う組織として、次のような機関を設けている。

① 情報科学センター

情報科学センターは、情報機器の利用による教育・研究の推進をはかることを目的とする。

② 国際センター

交際交流を推進する本学では2011年度現在留学提携校8ヶ国14大学（交換留学3ヶ国6大学、派遣留学・語学研修5ヶ国8校）である。また、留学支援のためTOEFL ITPテスト対策講座や英語・韓国語・中国語集中講座の開講、海外留学のための奨学金制度を用意している。国際センターでは、海外との学術・文化の交流、これに必要な教育・調査研究及び国際交流に付随する業務を行うことを目的としている。

③ 生涯学習センター

社会人の生涯にわたる学習機会の提供など、開かれた大学への社会的な要請が高まっている

なか、生涯学習センターでは、正課外教育活動として学生、社会人等に対し、多様な学習機会を提供することを通じて、その知識及び技術の向上並びに豊かな教養の涵養に資することを目的としている。

④ KGU 関内メディアセンター

KGU 関内メディアセンターは（資料 2-3）、神奈川県地域情報発信の中心である「神奈川新聞社」「テレビ神奈川」、横浜市内企業の経営や産学連携などを支援する「横浜企業経営支援財団」の本社ビル「横浜メディア・ビジネスセンター」の8階に立地し、授業・生涯学習講座をはじめとし、関東学院の広報活動、学会・研究会や卒業生の会合、さらに横浜地区を中心とした企業・行政等による催し物など多目的に利用されている。

⑤ カウンセリングセンター

カウンセリングセンターは（資料 2-4）、学生が日常生活において当面する問題について、個人相談に応じ、助言・指導を行うと共に、学生が心身ともに健全な学生生活を送るための援助を目的とする。

⑥ 関東学院大学出版会

関東学院大学出版会は、本学の研究教育の発展に資するために、出版事業を振興することを目的とする。

（２）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

〈1〉教育組織の検証について

大学の教育組織の適切性については、各学部教授会及び各研究科委員会が、学生の実態や入試状況等を踏まえたカリキュラム改革や学部改組の際などの各段階において、その検証を行っている。また大学院については、各研究科委員会の上部に位置づけられる大学院委員会が、教学上の組織を含む重要事項を検討・審議している。しかし、学士課程教育にかかわる組織については、全学的な視点からこれを検証する中核となる組織がなかった。本学は特に学士課程教育に関し、今日的課題の諸項目に対処できる全学体制としての教学マネジメントサイクルをつくる組織の整備が喫緊の課題とされていた。

この課題を検討するために、2009年4月、学長の諮問機関として、教学関係組織の整備を検討する小委員会（以下、小委員会）が設置された。その諮問は、本学の教学組織の現状と課題とを精査した上で、全学共通の教育プログラムの方針策定及び実施にあたる教学組織の整備、並びに教育プログラム開発等を推進する機関の設置について、それぞれの任務、組織形態、他の教学組織との関係、規程整備の要件等を検討することを求めるものであった。この諮問に基づき、小委員会は、教学組織の現状と課題を検証し、2009年12月に「教学関係組織の整備に関する答申」を学長に提出した。この「答申」によって、教学上の全学的な方針を決定する教学機構会議を軸に、新設・既存の全学的な各委員会が相互に関連づけられることが提案された。その後、「答申」の実施に向けた作業部会が設置され、小委員会で提案された教学組織を実効あるものとするために、関係部署間の調整、審議・実施に係るシミュレーションを行い、必要に応じて答申の趣旨に沿った修正を加えて、教学関係組織に係る規程案及び事務体制案を作成し、2011年3月に学長への答申が行われ、これが大学評議会において承認された。

以上の教学組織に関する検証と手続きに基づき、全学的視野に立った教学関係組織に関する検証は、2011 年度より教学機構会議が担うこととなった。「関東学院大学教学機構会議規程」においては(資料 2-5 第 2 編大学 第 2 章 第 3 節「関東学院大学教学機構会議規程」)、「教学関係組織に関する事項」が本会議の審議事項として明示されている。けれども、社会的要請に機敏に応答して教育組織の適切化をはかり、また総合大学のメリットを生かした全学的な共通教育体制の整備をすすめるには、高等教育の現状を踏まえつつ、内外から広く情報を収集し、本学の教育課題について不断に検証する研究組織・事務組織も必要である。これを担う組織として、2013 年度からは、関東学院大学高等教育研究・開発センターの設置が予定されている。

〈2〉研究組織の検証について

各研究組織の適切性については、定期的な検証を行う体制が整っているとはいえないが、近年では、総合研究推進機構の設置に係り、研究組織のあり方や適切性が検証されている。これは、2004 年 1 月学長文書「関東学院大学改革の提言～総合大学としての活力創出に向けて～」の提言により、大学の今後に関して、「総合大学のメリットを活かすために、学部間の壁を低く（教育・研究の観点で）」という方針が表明され、この方針を具体的の実現するために同年 3 月学長諮問機関「第三次改革構想プロジェクト・チーム」が設置されたことを契機とし、研究所と学部の関係なども検討された。その検討は、2007 年に大学委員会のもとに設置された大学評価委員会に引き継がれ、2009 年 4 月、総合研究推進機構の設置に至った。

なお、総合研究推進機構においては、年次方針・事業計画、中間報告、年次報告・事業報告を行い、研究組織としての適切性を定期的に検証している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- (1) 2011 年度に教学機構会議が設置されたことにより、全学的視野から教育組織について議論する環境が整い、全学共通のキャリア教育科目の設置や公開授業の拡大、セメスター制度の改定など全学に関わる教学事項の改革や改善も進んだ。
- (2) 2009 年度に総合研究推進機構が設置されたことにより、各研究所が統括され、また「戦略的プロジェクト研究」の事業化などにより、これまで停滞していた学際的、総合的な共同研究が推進される全学的な体制が整った。

②改善すべき事項

近年の高等教育を取り巻く課題の多くは、各学部・大学院を越えた全学的な対応を求めて

いる。しかし、本学の学士課程・博士課程教育は各学部・研究科それぞれが責任をもって担う体制を重視する一方、こうした全学的課題に対応するための組織的な体制作りは遅れてきた。教学機構会議が新設されたことにより、教育組織のあり方を全学的な視野から審議・決定する環境は一步進んだが、総合大学のメリットを生かし、社会的要請に機敏に回答できる教育体制を整備するためには、その前提となる学部横断的な調査・分析・提案能力を大学として高めなければならない。そのためには、高等教育の現状を踏まえつつ、内外から広く情報を収集し、本学の教育課題について不断に検証する研究組織・事務組織が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- (1) 今後も、教学機構会議を中心に、全学的な教育組織の適切化に向けた検討を継続するとともに、2013 年度より、総合大学のメリットを生かした全学的な共通教育体制のあり方についても検討を開始する。
- (2) 今後、総合研究推進機構を中心に、学内での講習会開催の機会を増やすなどして、教職員に対し本学の理念と社会的要請に基づく研究を推進するための意識の向上をはかり、研究を基礎とした社会連携・社会貢献を進める環境をさらに整える。

②改善すべき事項

近年の全学的対応を必要とする高等教育に関する課題に対処するため、高等教育の現状を踏まえつつ、本学の教育課題を検証・研究するとともに、全学的な教育プログラム及び教育力向上に関する支援や提言を行う関東学院大学高等教育研究・開発センターを、2013 年度から設置する。

4. 根拠資料

- 2-1 『関東学院規程集』第2編大学 第1章学則「関東学院大学学則」（既出 1-1）
- 2-2 「関東学院大学総合研究推進機構」
- 2-3 「KGU 関内メディアセンター」
- 2-4 「カウンセリングセンターご案内」
- 2-5 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第3節会議「関東学院大学教学機構会議規程」

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

【評価の視点】

- 教員に求める能力・資質等の明確化
- 教員構成の明確化
- 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

〈1〉大学共通

大学は、学校法人関東学院寄附行為第1条にあるように、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教に基づき学校教育を行うことを目的とする大学である。したがって、教員に対しては、関東学院大学教員選考基準に定める教員としての能力・資質のほか、キリスト教に対して理解のあることを求めている。

本学において、運営の基盤となり、かつ教育研究活動に実質的な責任を持つ教員組織は、各学部である。教養教育担当教員を含めて教員はいずれかの学部にも所属（独立研究科である法科大学院を除く）し、研究科の教員は学部の教員がこれを兼ねている。教員の募集・採用・昇格については、「関東学院大学教員採用人事規程」（資料3-1 第2編 第4章 第2節採用・選考）、「関東学院大学教員選考基準」（資料3-2 第2編 第4章 第2節採用・選考）等に基づき厳正に行われ、適切性と透明性が担保されるよう配慮されている。各学部には、学部の意思決定・調整を行う機関として学部教授会を置き、その下に学部運営委員会、教務委員会、人事委員会等を置くとともに、大学院については研究科委員会を、法科大学院については研究科教授会を置いている。さらに、全学的な意思決定・調整機関としては、学部長会議、大学評議会、大学院委員会、教学機構会議、総合研究推進機構会議等を置き、学部及び研究科間の連携・協力をはかれるようにしている。執行機関としては、学部長の下に学科長・科目主任、研究科委員長（法科大学院は研究科長）の下に専攻主任が配置され、学部・学科及び研究科・専攻の管理運営にあたっている。

大学院は、大学院設置基準第8条及び第9条に基づき、大学院学則において、大学院における「教員配置」（資料3-3 第2編 第1章学則「関東学院大学大学院学則」第7章 第47条）及び「有資格教員の配置」（資料3-3 第2編 第1章学則「関東学院大学大学院学則」第7章 第48条）が規定され、大学院の教育・研究目的を達成するために教員に求められる能力・資質、教員の組織的な連携体制と組織的な教育の責任が明記されており、大学院の教員構成の明確化がはかられている。

〈2〉文学部

文学部では、学校法人関東学院寄附行為第1条の定め及び関東学院大学教員選考基準の定めを以て教員として求められる能力・資質としている。

本学部には現在 48 名の専任教員がおり（第 3 章(2)〈1〉表 3-2）、各教員はそれぞれ英語英米文学科、比較文化学科、現代社会学科のいずれかに所属している。多くの教員が専門科目と同時に共通科目を分担しており、専門科目と共通科目（さらには諸課程科目）との連携が有効に機能している。

専任教員には、学校法人関東学院寄附行為第 1 条のもと、関東学院大学教員選考基準に定めている教員としての能力、資質を厳格に求め、非常勤講師（兼任教員）については非常勤講師選考基準に則り採用している。

文学部の教員組織は、学科単位に学科委員会を置くが、3 学科それぞれから同数の委員を選出して学部単位の委員会を編成するものとしており、意思決定・調整機関としての教授会のもとに、運営委員会、人事委員会、教務委員会、共通科目委員会、FD 委員会等を置いている（資料 3-4 第 2 編 第 2 章 第 4 節文学部）。

〈3〉経済学部

経済学部は、学校法人関東学院寄附行為第 1 条にあるように、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教に基づき学部教育を行うことを目的としている。したがって、教員に対しては、関東学院大学教員選考基準に定めている教員としての能力・資質のほか、キリスト教に対して理解のあることを求めている。

本学部には 2012 年 5 月 1 日現在 56 名の専任教員がおり（第 3 章(2)〈1〉表 3-2）、各教員は経済学科、経営学科、共通科目教室のいずれかに所属し、研究科の教員は学部の教員がこれを兼ねている。

教員組織は学科とともに共通科目教室を設け、専門教育とともに教養教育の学修についても十分な対応ができるようにしている。

学部の意思決定・調整機関としての教授会を置き、その下に運営委員会、教務委員会、人事委員会を置くとともに、執行機関としては、学部長の下に学科長・共通科目主任が配置され、学科会議、共通科目教室会議を運営し、学部・学科の管理運営にあたっている（資料 3-5 第 2 編 第 2 章 第 4 節経済学部、資料 3-6 第 2 編 第 4 章 第 2 節経済学部）。

〈4〉法学部

法学部は「内外の法的諸問題に対処できる人材の養成」を教育目的とし、法解釈視点及び法政策の視点の両面から、幅広く法律知識を修得し、法的に物事を考える能力をもった人材を養成することができる能力及び資質を教員に求めている。そのため、専任教員の採用に関しては、「関東学院大学教員選考基準」（資料 3-2 第 2 編 第 4 章 第 2 節採用・選考）に基づいて、また、その昇格に関しては、「法学部昇格人事に関する基本方針」（資料 3-7）に基づいて、専門分野における業績及び教育能力を審査している。さらに非常勤講師に関しては、「関東学院大学非常勤講師採用規程」（資料 3-8 第 2 編 第 4 章 第 2 節採用・選考）に基づいて、採用審査を行っている。これらの審査は、学部の人事委員会、教務委員会、教授会において行われている。

本学部には現在 40 名の専任教員がおり（第 3 章(2)〈1〉表 3-2）、法学科のみの 1 学科体制のため、全教員が同学科に所属している。また、共通科目を担当する教員数が減少しないような配慮もなされてきた。

共通科目と専門科目のいずれにも偏しない教育を行うため、専任教員については教養科目担当者と専門科目担当者との数をバランスよく採用することを基本方針としている。専任教員は、担当科目により共通科目担当学会議（構成員 13 名）及び専門科目担当学会議（構成員 25 名）のいずれかあるいは両方に所属している。学部の教員組織としては、教育と研究の充実をはかるための意思決定・調整機関としての教授会を置く。その下に教育課程について具体的に検討する会議体として、共通科目に関して「共通科目担当学会議」、専門科目に関して「専門科目担当学会議」、「コース入門」に関して「コーディネータ会議」を置き、その検討結果は、学部全体の観点から教務委員会で審議されている。

〈5〉工学部

工学部の教員採用は「関東学院大学教員採用人事規程」（資料 3-1 第 2 編 第 4 章 第 2 節採用・選考）に従い、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力については「関東学院大学教員選考基準」（資料 3-2 第 2 編 第 4 章 第 2 節採用・選考）に明記している。また、任期制教員に関しても「関東学院大学任期制教員の任用に関する規程」（資料 3-9 第 2 編 第 4 章 第 2 節採用・選考）に示された通り「教員採用人事規程」（資料 3-1 第 2 編 第 4 章 第 2 節採用・選考）を準用して選考している。非常勤講師に関しては「関東学院大学非常勤講師採用規程」（資料 3-8 第 2 編 第 4 章 第 2 節採用・選考）及び「非常勤講師選考基準」（資料 3-10 第 2 編 第 4 章 第 2 節採用・選考）に基づき選考している。いずれの場合も、公募に際しては、学部の教育課程において必要とされる専門的知識、能力を明記し、さらに学部の理念に関わるキリスト教に対する理解を求めている。教員の昇格に関しては、「関東学院大学工学部教員推薦基準」（資料 3-11 第 2 編 第 4 章 第 2 節工学部）に基づき、経歴と業績を精査し、教授、准教授または専任講師に推薦している。

教員組織の編成は、学則に定める 6 学科、1 教室について、それぞれ教育課程を教授するために必要な分野と教員数を確保することを編成方針とし、具体的には、6 学科（機械工学科、電気電子情報工学科、情報ネット・メディア工学科、建築学科、社会環境システム学科、物質生命科学学科）及び 1 教室（基礎・教養科目教室）を置き、各学科はコース別の専門教育を、基礎・教養科目教室は共通科目、工学基礎科目、工学共通専門科目と数理コースの教育を担っている。教学上の重要事項を審議する機関として教授会を置き、その一部の機能を教務委員会、人事委員会、その他の専門委員会に付託している（資料 3-12 第 2 編 第 2 章 第 4 節工学部）。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部は、各教員の教育・研究分野と人間環境との関わりを意識し、より良い人間環境の実現を目指すことができる能力を教員に求めている。合わせて、研究能力に秀でるだけでなく広く教養科目も担当できる優れた教育力を有すること、学生に親身になって対応できること、学内での管理業務を担当できることもまた、求められる能力・資質である。

教員の新任採用時と職位昇格時には、「関東学院大学教員採用人事規程」（資料 3-1 第 2 編 第 4 章 第 2 節採用・選考）、「関東学院大学教員選考基準」（資料 3-2 第 2 編 第 4 章 第 2 節採用・選考）、「関東学院大学教員選考基準細則」（資料 3-13 第 2 編 第 4 章 第 2 節採用・選考）に従って選考している。

用・選考)、「人間環境学部専任教員採用に関する内規」(資料 3-14 第 2 編 第 4 章 第 2 節人間環境学部)、「人間環境学部における教員昇格に関する内規」に従い(資料 3-15 第 2 編 第 4 章 第 2 節人間環境学部)、学部人事委員会(資料 3-16 第 2 編 第 4 章 第 2 節人間環境学部)のもとに業績審査委員会を設置して(資料 3-17 第 2 編 第 4 章 第 2 節人間環境学部)、教員の資格審査が行われている。教員が新たな授業科目を担当する場合には、必要に応じて「人間環境学部授業担当審査の手続内規」に基づき(資料 3-18 第 2 編 第 4 章 第 2 節人間環境学部)、審査が行われている。非常勤講師については採用時に、業績審査と担当科目適合審査が学部人事委員会で行われている。

現代コミュニケーション学科・人間環境デザイン学科・健康栄養学科・人間発達学科の 4 学科から構成される複合学部で、共通科目所属教員は置いていない。共通科目に関わる検討・運営は、学部長が指名する共通科目主任を中心に共通科目運営委員会を組織して行われている。教員は、いずれかの学科に所属し、専門科目と共通科目を担当している。

教員組織の編成方針は、明文化された方針はないが、教員組織は、教授会、各種委員会、学科会議から編成されている。各種委員会で扱う内容は、必要に応じて学科会議でも審議され、複数の視点から検討されている。学部に教育と研究の充実をはかるための意思決定・調整機関としての教授会を置き、その下に運営委員会(資料 3-19 第 2 編 第 2 章 第 4 節人間環境学部)、人事委員会(資料 3-16 第 2 編 第 4 章 第 2 節人間環境学部)、自己点検・評価委員会、教務委員会(資料 3-20 第 2 編 第 2 章 第 4 節人間環境学部)、共通科目運営委員会、入試委員会、FD委員会(資料 3-21 第 2 編 第 2 章 第 4 節人間環境学部)等を置いている。学科内の連絡調整のための会議としては、各学科の学科会議がある。各学科の専門科目のカリキュラムにはいくつかの教育分野(科目群)が設定されているが、各教育分野ではそれぞれカリキュラム検討会が持たれ、連絡調整機能が果たされている。

各学科及び共通科目運営委員会で合意された事項のうち、カリキュラムに関わる事項は、教務委員会で審議、調整され、教授会に上程の後に決定される。なお、決定事項についての非常勤講師個々への連絡は、シラバス作成依頼等に合わせて文書で行われるほか、年度末に開催している非常勤講師をも含めた教員懇談会の全体会・各学科及び共通科目担当者を単位とした説明会で実施されている。

〈7〉文学研究科

文学研究科の専任教員は、すべて文学部の専任教員である。教員に求める基礎的な能力・資質等は学部と同じであるが、さらに、大学院としてより質の高い研究能力、及び教育指導力を求めている。その内容については「文学研究科教員選考基準」(資料 3-22 第 2 編 第 4 章 第 2 節文学部)及び「教員選考基準第 2 条の申し合わせ事項」(資料 3-23)として明確化されており、博士の学位を有するか、それに相当する研究業績のある者と規定されている。

研究科委員長は、「大学院文学研究科委員長選挙規程」(資料 3-24 第 2 編 第 4 章 第 1 節通則)により選出され、英語英米文学専攻、比較日本文化専攻、社会学専攻の各専攻には専攻主任が置かれている。大学院の構成及び運営のために「文学研究科委員会」(資料 3-25 第 2 編 第 2 章 第 4 節文学部)が設置され、研究科委員長は「研究科委員会」を運営し、専攻主任がそれぞれの専攻内での議論を活かして運営する体制を整えている。また、

教育・研究の充実、発展に資するために全学の委員会とは別に、研究科内に「研究科人事委員会」「研究科自己点検評価委員会」「研究科奨学委員会」を設置し、教員の参加と役割分担を明確にしている。なお、「研究科委員会」は大学院の専任教員全員からなり、定期的あるいは必要に応じて臨時に開催され、適切な運営がなされている。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、「関東学院大学教員選考基準」に必要とされる能力・資質を定めているほか、独自の「大学院担当基準」を設けている（資料 3-26）。教員組織については、学部の教員が研究科の教員を兼ね、「経済学研究科委員会規程」（資料 3-27 第 2 編 第 2 章 第 4 節経済学部）を設けて明確化し、教員は経済学と経営学のそれぞれの専攻に所属している。本研究科の意思決定・調整機関として、研究科委員会、専攻会議、運営委員会を設け、研究科委員長の下に専攻主任、運営委員をおいて管理運営を行っている。

各専攻では、学部教育に携わるほとんど全ての専任教員が大学院教育に携わっているほか、科目内容に対応して、非常勤講師を配置している。また、専任教員数（資料 3-3 第 2 編 第 1 章学則「関東学院大学大学院学則」第 7 章 第 48 条）は、設置基準上必要とする専任教員数を上回っている。

〈9〉法学研究科

法学研究科は、伝統的な法律学だけでなく広く政治学系を含む「法学」専攻の 1 専攻となっており、公共関係法・経済関係法・刑事関係法・政治学の 4 専修分野の各法律・政治学を専門とする教育・研究指導に適正な教員で構成する。

教員については、法学部専門科目を担当する教員（一部、法科大学院所属）で教員組織を構成している。

教員に求める能力・資質などの明確化については、大学院担当教員の資格審査の基準として大学院学則及びこれを細目化した「法学研究科教員選考基準（申し合わせ）」に示されている（資料 3-28）。

教員人事に関する選考手続きは、法学部教員選考規程に準じて行い、准教授以上で大学院担当の相応しい業績を達成した候補者を業績審査委員会の審査を経て、投票で決定する。その後、大学院委員会の承認を得ることになっている。

また、本研究科の意思決定・調整機関として、研究科所属教員によって構成される法学研究科委員会を設置し（資料 3-29 第 2 編 第 2 章 第 4 節法学部）、そのもとに F D 委員会等を設けている（資料 3-30 第 2 編 第 2 章 第 4 節法学部）。さらに研究科委員長のもとに専攻主任、各委員をおいて管理運営を行っている。

〈10〉工学研究科

工学研究科では、専任教員の採用は、学部と大学院の教員配置、研究分野、教育研究業績を重要視し、原則的に公募としているが、専修科目の内容によっては、大学院担当教員として特定採用を実施することがある。

教員の新任・昇格は、大学院学則第 48 条に則り、主として「関東学院大学大学院工学研究科教員選考基準」に従って審査している（資料 3-31 第 2 編 第 4 章 第 2 節工学部）。

本研究科の新任・昇格人事に関する手続きは、まず各専攻会議で審議され、人事委員会において選任された3名の教授より構成される業績審査委員会がそれぞれの業績を審査する。その後、業績審査委員会の主査が選考基準にしたがって審査結果を大学院人事委員会に報告し、その可否が議決される。議決された候補者は、研究科委員会の議を経て、大学院委員会で審議され、理事会審議により最終的に決定される。

教員組織については、上記のように概ね学部の教員が研究科の教員を兼ね、「工学研究科委員会規程」を設けて明確化し（資料 3-32 第2編 第2章 第4節工学部）、教員は機械工学、電気工学、建築学、土木工学、工業化学の専攻に所属している。

本研究科の意思決定・調整機関として、研究科委員会を軸に、専攻主任会議、運営委員会を設け、研究科委員長の下に専攻主任、運営委員をおいて管理運営を行っている。

〈11〉法務研究科

法科大学院の教員組織については、専門職大学院設置基準第5条、平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第1条、第2条によって、教員の能力・資質等、教員構成の基準が定められている。

本研究科では、これらの基準を遵守し、法律基本科目を担当する専任教員として、大学における教育歴5年以上の研究者教員を各科目とも1名以上配置するとともに、法律実務基礎科目を担当する専任教員として、実務経験5年以上の実務家教員を3名以上確保している。

なお、本研究科では、授業の内容・方法や責任体制については、教務委員会（資料 3-33 第2編 第2章 第4節専門職大学院）、FD委員会（資料 3-34 第2編 第2章 第4節専門職大学院）、教授会（資料 3-35 第2編 第2章 第2節教授会）が検証している。また、研究者教員と実務家教員が共同担当する科目については、各科目担当教員の責任の下に教員間で授業内容・方法の検討が行われている。

（2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

【評価の視点】

- 編成方針に沿った教員組織の整備
- 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備
- 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

〈1〉大学共通

大学では、学部・研究科の教育目標に基づく編成方針に従って、教員組織を学部・学科等に整備している。2012年5月1日現在、本学（法科大学院を除く）には専任教員276名（教職・司書課程8名を含む）が在職し、それぞれの学部・学科に所属して各教育組織の理念・目的に定める教育研究活動を展開している。学部毎の大学設置基準に基づく必要教員数、及び現在所属する学部毎の教員数及び職位別の教員数は、大学基礎データ（表2「全学の教員組織 2012年5月1日現在」）のとおりである。本学各学部の専任教員定数については、

大学設置基準を遵守することを前提として、学部または学科毎に専任教員一人当たりの学生数を定め、それに基づいて専任教員数を定めることを原則とするものである。この原則に基づいて、各学部は専任教員数を充足するための人事計画を策定している。

本学の教育研究は、上記専任教員のほかに、全学で 660 名に上る多数の非常勤講師によって支えられている。これら非常勤講師は、全学の開設講義科目のうち、58.3%に上る講義科目の授業を担当し、学生の教育に力を注いでいる。

専任教員年齢構成の割合は、26 歳～30 歳が 0%、31～40 歳が 14.5%、41～50 歳が 25.9%、51～60 歳が 28.6%、61～70 歳が 31.0%であり、50 歳代と 60 歳代の教員割合が比較的多いが、その割合は多くとも 31.0%以下であり、適正な水準を維持している(表 3-1)。

また、授業科目と担当教員の適合性は、学部については各学部教授会、大学院については各研究科委員会、法科大学院については研究科教授会がそれぞれ審査・審議し、各学部・大学院の設定した教育目標とカリキュラムに従った授業科目担当者の適切な配置がはかられている。

表 3-1 学部別専任教員年齢構成表

(2012 年 5 月 1 日現在)

学部・研究科		71 歳以上	61 歳～70 歳	51 歳～60 歳	41 歳～50 歳	31 歳～40 歳	26 歳～30 歳	計
文学部	人数	0	15	14	12	7	0	48
	割合	0.0%	31.2%	29.1%	25.0%	14.5%	0.0%	100.0%
経済学部	人数	0	15	18	14	9	0	56
	割合	0.0%	26.7%	32.1%	25.0%	16.0%	0.0%	100.0%
法学部	人数	0	10	10	14	5	0	39
	割合	0.0%	25.6%	25.6%	35.9%	12.8%	0.0%	100.0%
工学部	人数	0	23	23	19	15	0	80
	割合	0.0%	28.7%	28.7%	23.7%	18.7%	0.0%	100.0%
人間環境学部	人数	0	23	13	11	6	0	53
	割合	0.0%	43.4%	24.5%	20.7%	11.3%	0.0%	100.0%
法務研究科	人数	0	4	5	5	0	0	14
	割合	0.0%	28.5%	35.7%	35.7%	0.0%	0.0%	100.0%
大学合計	人数	0	90	83	75	42	0	290
	割合	0.0%	31.0%	28.6%	25.9%	14.5%	0%	100.0%

表 3-2 専任教員男女別構成表

(2012 年 5 月 1 日現在)

学部	職位	性別		
		男	女	計
文学部	教授	27(5)	3(0)	30(5)
	准教授	10(0)	6(0)	16(0)
	専任講師	1(1)	1(0)	2(1)
	助教	0(0)	0(0)	0(0)
	計	38(6)	10(0)	48(6)
経済学部	教授	34(9)	5(0)	39(9)
	准教授	11(0)	2(0)	13(0)
	専任講師	3(0)	1(0)	4(0)
	助教	0(0)	0(0)	0(0)
	計	48(9)	8(0)	56(9)
法学部	教授	21(5)	7(1)	28(6)
	准教授	3(0)	3(0)	6(0)
	専任講師	2(0)	1(0)	3(0)
	助教	2(0)	0(0)	2(0)
	計	28(5)	11(1)	39(6)
工学部	教授	51(11)	2(0)	53(11)
	准教授	14(0)	2(0)	16(0)
	専任講師	0(0)	1(0)	1(0)
	助教	8(0)	2(0)	10(0)
	計	73(11)	7(0)	80(11)
人間環境学部	教授	23(8)	12(2)	35(10)
	准教授	10(0)	5(0)	15(0)
	専任講師	2(0)	1(0)	3(0)
	助教	0(0)	0(0)	0(0)
	計	35(8)	18(2)	53(10)
法務研究科 (法科大学院)	教授	12(0)	1(0)	13(0)
	准教授	1(0)	0(0)	1(0)
	専任講師	0(0)	0(0)	0(0)
	助教	0(0)	0(0)	0(0)
	計	13(0)	1(0)	14(0)

※()内は特約内数

※教職課程・図書館司書課程教員を含む

〈2〉文学部

文学部では、大学設置基準に定める必要教員数を満たしている。具体的に記述すると、英語英米文学科 14 名、比較文化学科 14 名、現代社会学科 16 名、更に諸課程の教員 4 名が

おり（資料 3-36）、文学部の在籍専任教員は 2012 年 5 月 1 日現在 48 名である（表 3-2）。多くの教員が専門科目と同時に共通科目を分担しており、専門科目と共通科目（さらには諸課程科目）との連携が有効に機能している。所属する専任教員の年齢構成（表 3-1）、性別構成（表 3-2）については、長期的展望に立った採用人事計画のもと偏ることなく均衡を保っている。

授業科目と担当教員の適合性については、各学科委員会において教員の専門分野と授業科目との適合性を判断し共通科目委員会ならびに文学部教務委員会において確認し、教授会の承認を得ている。非常勤講師についても研究業績との科目適合性を各学科委員会で検討した上、共通科目委員会ならびに教務委員会において確認し、教授会の承認を得るようにしている。

〈3〉経済学部

経済学部では、大学設置基準に定める必要教員数を満たしている。経済学科 27 名、経営学科 28 名と、諸課程の教員 1 名がおり（資料 3-36）、このうち諸課程の教員を含む 16 名が共通科目教室に属している。また、研究科の教員は学部の教員がこれを兼ねている。なお、専任教員の年齢構成については、現在、31 歳～40 歳が 9 名、41 歳～50 歳が 14 名、51 歳～60 歳が 18 名、61 歳～70 歳が 15 名と、バランスがとれている（表 3-1）。

理念・目的・教育目標に基づいた編制方針に沿って、能力・資格を有する専門分野教員を採用し、教育課程に相応しい教員組織を整備している。授業科目と担当教員の適合性については、経済学科、経営学科及び共通科目教室の各学科・教室会議において、授業科目を設定する際に教員の専門分野との適合性を判断して授業科目及び担当者を検討し、経済学部教務委員会で確認している。

〈4〉法学部

法学部の教育方針と目標の一つである「キャリア教育の充実によって、勤労観・職業観を醸成し、実践的対応力を養う」を実施するために、キャリア教育での実務経験者を 2012 年度から助教として 1 名採用し、授業担当者として配置することにした。

教員数は、大学設置基準に定める必要教員数を満たしている。2012 年 5 月 1 日現在、諸課程の教員 2 名を含む 39 名の専任教員がおり（資料 3-36）、法学科のみの 1 学科体制のため、全教員が同学科に所属している。また、共通科目を担当する教員数が減少しないような配慮もなされてきた。なお、専任教員の年齢構成についてはバランスがとれている（表 3-1）。

本学部では、専任教員及び非常勤講師の採用時には担当科目を明らかにし、専任教員については科目に適合した論文などの業績の数及び内容を、教授会で選出された業績審査委員により構成される業績審査委員会で審査を行い、人事委員会での審議を経て教授会で採否を決定している。非常勤講師についても提出された経歴及び研究業績書によって科目適合性を教務委員会で審議したうえで、教授会で採否を決定している。

なお、採用時の科目から別な科目に担当科目を広げる場合、あるいは変更する場合には、人事委員会で当該科目担当教員としての適合性があるかを検討し、採用時の科目の延長上ないと判断された場合には、業績審査委員会を設置し、新たな担当科目に相応しい研究

業績の有無や内容を審査したうえで、教授会で担当の可否を決定している。

〈5〉工学部

工学部では、大学設置基準に従って、適切な教員数を確保し、教育体系に合わせた教員配置を行っている。各学科の担当教員数は、2012年5月1日現在、機械工学科13名、電気電子情報工学科11名、情報ネット・メディア工学科14名、建築学科13名、社会環境システム学科11名、物質生命科学科17名と、諸課程の教員1名がおり（資料3-36）、これらのうち諸課程の教員を含む14名が基礎・教養科目教室に属している。

専任教員の61歳以上の割合は3割程度までとなるよう配慮しており、現状において28.7%となっている（表3-1）。

授業科目の担当教員については、実施前年度に担当予定表を作成し、教務委員会にて精査のうえ、教授会の承認を得て決定している。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部は、大学設置基準第12条に定める必要な教員数を確保している。専任教員数は2012年5月現在53名で、その内訳は現代コミュニケーション学科14名、人間環境デザイン学科10名、健康栄養学科12名、人間発達学科17名である（資料3-36）。それぞれの教員は、いずれかの学科に所属して専門科目と共通科目を担当している。専任教員全員が「教養ゼミナール」（共通科目）を担当し、初年次導入教育を担っている。また、多くの教員が共通科目、本学部の学生全員が履修する学部基幹科目（専門科目）を分担しており、共通科目分野と専門科目分野間ならびに各学科間の連携がはかられている。

専任教員の年齢構成については、相対的に高年齢層が多い。専任教員のうち、61歳以上の占める割合が43.4%を占めている。教員の年齢構成に関しては、2002年に人間環境学部が設立された際に50歳代の教員が比較的多く採用された。その結果、10年後の現在では60歳代の教員の割合が増加している。近年の新任教員採用においては、できるだけ若い年代の教員を採用する努力をしている（表3-1）。

本学部では、教員の新任採用時には、人事委員会のもとに業績審査委員会を設置して授業科目と担当教員の適合性が審査されている。専任教員が新たな授業科目を担当する場合には、必要に応じて授業担当審査の手續内規に基づき審査が行われている。非常勤講師の採用時にも、人事委員会で担当科目適合審査が行われている。

〈7〉文学研究科

文学研究科の教員は全員が文学部の専任教員である。本研究科の教員は27名（うち教授は25名）が配置されている。専攻・課程毎の教員数は、英語英米文学専攻博士前期課程10名（教授8名、准教授2名）でそのうち6名（全員教授）が「Mマル合教員」であり、同博士後期課程5名（全員教授）でそのうち4名が「Dマル合教員」である。比較日本文学専攻博士前期課程7名（全員教授）でそのうち5名が「Mマル合教員」であり、同博士後期課程5名（全員教授）でそのうち3名が「Dマル合教員」である。社会学専攻博士前期課程10名（全員教授）でそのうち7名が「Mマル合教員」であり、同博士後期課程6

名（全員教授）でそのうち 5 名が「D マル合教員」である。本研究科は、設置基準を満たしている（表 3-3）・（資料 3-36）。

各教員の科目担当については、新任採用・昇格の際、研究科委員長、各専攻主任、その他の教員から構成される研究科人事委員会において、大学院博士前期課程科目担当教員・指導教員、博士後期課程科目担当教員・指導教員についての授業科目と担当教員の適合性を判断したうえで、研究科委員会で担当を決定している。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科における専攻毎の教員数は、経済学専攻博士前期課程 21 名（教授 18 名、准教授 3 名）でそのうち 19 名（教授 18 名、准教授 1 名）が「M マル合教員」であり、同博士後期課程 16 名（全員教授）でそのうち 14 名が「D マル合教員」である。経営学専攻博士前期課程 21 名（教授 14 名、准教授 7 名）でそのうち 19 名（教授 14 名、准教授 5 名）が「M マル合教員」であり、同博士後期課程 13 名（全員教授）でそのうち 10 名が「D マル合教員」である。本研究科は、設置基準を満たしている（表 3-3）・（資料 3-36）。

編成方針にしたがって教員組織を整備している。研究科の意思決定・調整機関として、研究科委員会、専攻会議、運営委員会を設けている。また研究科委員長の下に専攻主任、運営委員をおいて管理運営を行っている。

科目及び指導担当教員資格は、大学院学則第 48 条（資料 3-3 第 2 編 第 1 章学則「関東学院大学大学院学則」第 7 章 第 48 条）及び、これを細目化して博士前期課程と同後期課程のそれぞれについて科目担当及び指導担当に必要とされる一定の業績要件を定める「大学院担当基準」（資料 3-26）により明確化されている。

この申し合わせに基づく業績要件を充たした候補者を研究科委員長が研究科委員会に諮り、資格審査委員会を組織して、科目担当・指導担当適格性を審査する。次いでその審査報告書に基づき、研究科委員会で審議を行い、決定することになっている。

〈9〉法学研究科

法学研究科においては、法学部専門科目を担当する教員（なお一部、法科大学院所属の教員）で研究科委員会を組織し、教育にあたっている。2012 年 5 月 1 日現在、博士前期課程の教員数は 22 名（うち法科大学院所属教員は 2 名）である。20 名が法学部教授でそのうち 18 名が「M マル合教員」である。博士後期課程の教員数は 15 名（うち法科大学院所属教員 1 名）である。14 名が法学部教授で全員が「D マル合教員」である。本研究科は、設置基準を満たしている（表 3-3）・（資料 3-36）。また、非常勤講師は博士前期・後期課程とも採用していない。

科目及び指導担当教員資格は、大学院学則第 48 条及び、これを細目化して博士前期課程と同後期課程のそれぞれについて科目担当及び指導担当に必要とされる一定の業績要件を定める「法学研究科教員選考基準（申し合わせ）」（資料 3-28）により明確化されている。その選考手続きは、准教授以上の業績要件を充たした候補者を研究科委員長が研究科委員会に諮り、その下に業績審査委員会を組織して、科目担当・指導担当適格性を審査する。次いでその審査報告書に基づき、研究科委員会で審議を行い、その後、全学の大学院委員会の承認を得ることになっている。

なお、2012 年 4 月現在における分野・科目間での教員配置について、課程別に各専修分野と教員配置との関係について見てみると、以下のとおりである。

博士前期課程の分野・科目別教員配置

専修分野別	授業科目数	科目担当教員数	研究指導教員数
公共関係法	43	6	5
経済関係法	64	10	10
刑事関係法	32	2	2
政治学	24	4	3
合 計	163	22	20

具体的な配置科目については法学研究科『履修要綱』（資料 3-37 p. 149～157、p. 166～169）参照。

博士後期課程の分野・科目別教員配置

専修分野別	授業科目数	科目担当教員数	研究指導教員数
公共関係法	18	2	2
経済関係法	30	8	7
刑事関係法	12	2	2
政治学	12	3	3
合 計	72	15	14

「法学専攻」としての法学研究科は、表に見られるように伝統的な法律学の科目とともに、隣接する学問領域である政治学系統の科目を配置しており、十分な教員数が確保されている。

〈10〉工学研究科

工学研究科における専攻毎の教員数は、機械工学専攻博士前期課程 7 名（教授 6 名、准教授 1 名）でそのうち 6 名（全員教授）が「Mマル合教員」であり、同博士後期課程 5 名（全員教授）でそのうち 5 名が「Dマル合教員」である。電気工学専攻博士前期課程 21 名（教授 12 名、准教授 9 名）でそのうち 13 名（教授 11 名、准教授 2 名）が「Mマル合教員」であり、同博士後期課程 13 名（教授 10 名、准教授 3 名）でそのうち 9 名（全員教授）が「Dマル合教員」である。建築学専攻博士前期課程 13 名（教授 10 名、准教授 3 名）でそのうち 9 名（全員教授）が「Mマル合教員」であり、同博士後期課程 7 名（全員教授）でそのうち 6 名が「Dマル合教員」である。土木工学専攻博士前期課程 8 名（教授 6 名、准教授 2 名）で全員が「Mマル合教員」であり、同博士後期課程 7 名（教授 5 名、准教授 2 名）でそのうち 5 名（全員教授）が「Dマル合教員」である。工業化学専攻前期博士課程 14 名（教授 11 名、准教授 1 名、助教 2 名）でそのうち 12 名（教授 11 名、准教授 1 名）が「Mマル合教員」であり、同博士後期課程 11 名（全員教授）でそのうち 10 名が「Dマル合教員」である。本研究科は、設置基準を満たしている（表 3-3）・（資料 3-36）。

また、本研究科の 2012 年度における在籍学生数は博士前期課程 113 名、博士後期課程 15 名であり、専任教員 1 人当たり学生数は単純平均で、約 2 名となっており、教育体系に合致した人事構成を行っている。

授業科目と担当教員の適合性については、カリキュラムの作成において、教員の専門分野との適合性が判断されている。

科目担当教員及び研究指導担当教員の資格は、「関東学院大学大学院工学研究科教員選考基準」により明確化されている（資料 3-31 第 2 編 第 4 章 第 2 節工学部）。配置については、専門分野毎にマル合教員を中心にグループ化し講義科目を調整するなど適正化を行っている。

〈11〉法務研究科

法務研究科では、次のとおり、専門職大学院設置基準第 5 条、告示第 53 号第 1 条、第 2 条を遵守した教員組織を整備している。

学生の収容定員 90 名に対して 14 名の専任教員を置き、必要最低数を超える専任教員を確保している。専任教員は、全員、必要な能力・経歴を備えており、研究者教員と実務家教員の割合も、基準を遵守している（資料 3-36）。

研究者教員 9 名は、法律基本科目の各科目を担当しており、入学定員 100 名以下の法科大学院に適用される基準を遵守している。法律基本科目以外にも、「法情報学」（基礎法学・隣接科目）を、「現代損害賠償論」、「倒産法」、「少年法」（以上、展開・先端科目）については、研究者教員が担当している。実務家教員 5 名は、「法曹倫理 1」、「法曹倫理 2」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「エクスターンシップ」、「リーガルクリニック」等の法律実務基礎科目を担当しているほか、「企業法務」、「実務家族法」（以上、展開・先端科目）を担当している。

専任教員 14 名のうち、61～70 歳の者が 4 名（28.6%）、51～60 歳の者が 5 名（35.7%）、41～50 歳の者が 5 名（35.7%）である（表 3-1）。また、専任教員 14 名のうち、女性の専任教員は 1 名である（表 3-2）。

授業科目と担当教員の適合性については、教員の採用、昇格、カリキュラム改正の際に教授会において適切に判断している。

表 3-3 大学院研究科・各専攻担当教員数 (2012 年 5 月 1 日現在)

研究科・専攻		担当教員数						備 考
			教授	准教授	講師	助教	計	
文学研究科	英語英米文学専攻	M	8	2	-	-	10	
		D	5	-	-	-	5	
	比較日本文化専攻	M	7	-	-	-	7	
		D	5	-	-	-	5	
	社会学専攻	M	10	-	-	-	10	
		D	6	-	-	-	6	
経済学研究科	経済学専攻	M	18	3	-	-	21	
		D	16	-	-	-	16	

	経営学専攻	M	14	7	-	-	21	
		D	13	-	-	-	13	
法学研究科	法学専攻	M	22	-	-	-	22	法科大学院所属 教員 2 名を含む
		D	15	-	-	-	15	法科大学院所属 教員 1 名を含む
工学研究科	機械工学専攻	M	6	1	-	-	7	
		D	5	-	-	-	5	
	電気工学専攻	M	12	9	-	-	21	
		D	10	3	-	-	13	
	建築学専攻	M	10	3	-	-	13	兼任教員 2 名を 含む
		D	7	-	-	-	7	
	土木工学専攻	M	6	2	-	-	8	
		D	5	2	-	-	7	
	工業化学専攻	M	11	1	-	2	14	
		D	11	-	-	-	11	

※ M は博士前期課程、D は博士後期課程を示す。

（３）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

【評価の視点】

- 教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化
- 規程等に従った適切な教員人事

〈1〉大学共通

大学専任教員の募集・採用に関する基準・手続は、「関東学院大学教員採用人事規程」、「関東学院大学教員選考基準」、「同 細則」により、公募制を原則とした全学的に統一した事項が定められている。また、非常勤講師の採用については、「関東学院大学非常勤講師採用規程」及び「非常勤講師選考基準」で定めている。採用は理事会が行うが、選考は学長を経由し当該教授会に委嘱される。委嘱された教授会は、応募者に対して、人事委員会、業績審査委員会を組織して選考手続を進める。

昇格に関しては、各学部でそれぞれ、昇格に係わる規程等として、昇格に必要な研究・教育歴の年限と研究業績に係わる事項が明文化されている。また人間環境学部を除く各学

部では大学院が設置されているが、大学院教員は全員が学部教員と兼担であり、大学院として独自の人事権は付与されていない。そのため採用人事はすべて学部教授会を通じて行われる。大学院担当教員については、学部教員のなかから各研究科で決められた研究業績を満足するものに対し個々に各研究科委員会で資格審査を行った後、大学院委員会で任用が決定される。

〈2〉文学部

文学部では、教員の採用及び昇格に関しては、全学の諸規程及び「関東学院大学教員選考基準に関する文学部細則」に則り厳格に行われている。昇格に際しては、専任講師から准教授に昇格する者はこの間の論文3本以上、准教授から教授に昇格する者はこの間の論文5本以上と定めている。この細則及び「関東学院大学文学部教員選考規程」に従い厳格な審査を学部人事委員会のもとに編成される業績審査委員会で行い、人事委員会の議を経て、教授会において最終的な採用、昇格の可否を審議している（資料3-38 第2編 第4章 第2節文学部）。

また、採用人事においては業績、人物、教育力の総合的な側面から教員採用を行い、候補者（1～3名）の面接を実施している。近年では、教授能力、教育力が問われるようになったことから、2年前より英語英米文学科が採用候補者の模擬授業実施をこの審査に加えている。

〈3〉経済学部

経済学部では、教員の募集・採用・昇任等に関する規程及び手続きについては、「経済学部教員選考基準」及び「経済学部教員人事規程」に明確に定め、これらの規程に従って適切な教員人事を行っている（資料3-39 第2編 第4章 第2節経済学部）。

教員の採用は原則公募制を実施し、オープンな採用人事を推進している。教授会より選ばれた審査委員が業績、人物、教育力等を総合的に評価し、候補者を推薦する。また、それに先立って候補者によるプレゼンテーションを実施している。

昇格人事ではプロモーションの申請を受けて教授会より選出された審査委員による公正な審査を実施し、昇格の推薦を行っている。

〈4〉法学部

法学部では、大学の専任教員の募集・採用に関する規程を受けて、選考手続きを「関東学院大学法学部教員選考規程」で定めている（資料3-40 第2編 第4章 第2節法学部）。専任教員の昇進については、「法学部昇格人事に関する基本方針」を定めている（資料3-7）。本学部の専任教員の募集・採用に関しては、上記大学の規程等に則って原則的に公募による採用がなされている。職位については大学の基準に基づき、人事委員会で先議された後に教授会で決定されている。なお、2010年度から、専任教員の新規採用に際して、従来の業績審査委員による面接に代えて、全教員が参加できる場における候補者による「模擬講義」及び「執行部による面接」を実施して、教育能力を審査する方法を導入し、教員の教育能力をより重視して採用者を決定している。

昇格については、「法学部昇格人事に関する基本方針」の定めに従って、勤務年数と業績

数の形式的要件に基づき法学部人事委員会が審査対象者を決定し、教授会で設置した業績審査委員会による研究業績内容の実質要件に係わる審査を行ったうえで、教授会で昇格の決定が行われている。

〈5〉工学部

工学部では、教員の採用にあたっては、「関東学院大学教員採用人事規程」、資格審査については、「関東学院大学教員選考基準」、任期制教員に関しては「関東学院大学任期制教員の任用に関する規程」、非常勤講師に関しては「関東学院大学非常勤講師採用規程」に基づき選考している。教員の昇格に関しては、「関東学院大学工学部教員推薦基準」に基づき、教授、准教授または専任講師に推薦している（資料 3-11 第 2 編 第 4 章 第 2 節工学部）。

本学部の教員人事については、人事委員会を設置し、履歴書、業績リストを精査し、規程に定めた基準を満たしていること、公募書類等に明記した教育課程における担当能力に対応した経歴と業績を有することについて審査を行っている。特に専任教員の採用人事においては模擬授業を課し、教育能力についての審査を行っている。人事委員会の審議決定事項は、教授会の承認を得たうえで、大学人事委員会に推薦している。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部の教員の募集・採用・昇格等は、大学並びに本学部の規程に基づき行われている。

専任教員募集に関する手続きは、「人間環境学部専任教員採用に関する内規」により、公募制を原則とした統一基準によって運用されている（資料 3-14 第 2 編 第 4 章 第 2 節人間環境学部）。教授会は、その執行のために「関東学院大学人間環境学部人事委員会規程」（資料 3-16 第 2 編 第 4 章 第 2 節人間環境学部）及び「関東学院大学人間環境学部業績審査委員会規程」に基づき人事委員会、業績審査委員会を設けて選考を行っている（資料 3-17 第 2 編 第 4 章 第 2 節人間環境学部）。

昇格に関しては、「人間環境学部における教員昇格に関する内規」に従い、必要とする研究・教育歴の年限と研究業績に関わる事項を明文化して、人事委員会、業績審査委員会が適正に審査を行っている（資料 3-15 第 2 編 第 4 章 第 2 節人間環境学部）。

〈7〉文学研究科

文学研究科の教員採用は学部で行うため、原則として独自の教員採用を行っていない。そのため、教員の編成を行う際のバランスの良い教員配置については困難な側面があることは否定できない。しかし一方で、学部と大学院の教育・研究を一貫させることには寄与している。

教員の大学院担当への新任・昇格などの教員人事に関する選考手続きは、研究科人事委員会において、「大学院文学研究科教員選考基準」（資料 3-22 第 2 編 第 4 章 第 2 節文学部）及び「教員選考基準第 2 条の申し合わせ事項」に基づいて適切に行われている（資料 3-23）。

なお、2012 年度に改正施行される新しい教員選考基準では、准教授以上で大学院担当に相

応しい業績を達成した候補者を、業績審査委員会の審査を経て、大学院人事委員会構成員の投票で決定し、文学研究科委員会、大学院委員会の承認を得ることになっている。

非常勤講師の資格審査は、各専攻委員会において検討し、最終的には研究科委員会において決定される。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科の専任教員は、研究科そのものが経済学部併設されているため、経済学部専任教員が兼ねている。従って、本研究科の担当は、経済学部教員として公募により採用され、准教授・教授への昇格についても学部において基準を定めて適切に行われている。

その上で大学院を担当する教員については、経済学研究科の「大学院担当基準」に基づき（資料3-26）、准教授昇格者などから大学院担当の審査を速やかに行い、研究科委員会で承認された上、大学院委員会でその資格を認められる。

このような手続きによって若手教員の授業担当を進め、教員の年齢構成の均衡をはかっている。また、客員教員を採用するにあたっては、上記の専任教員の採用と同じ手続きにしたがって行っている。

〈9〉法学研究科

法学研究科の講義及び指導担当教員の任用は、大学院学則第 48 条及びそれを細目化した「法学研究科教員選考基準（申し合わせ）」により行われており（資料 3-28）、任用に関する規程及び手続は明確である。

〈10〉工学研究科

工学研究科では、「工学研究科教員選考基準」に基づき大学院担当教員の任用を明確にし（資料 3-31 第 2 編 第 4 章 第 2 節工学部）、「工学研究科教員選考に関する内規」に基づき（資料 3-41 第 2 編 第 4 章 第 2 節工学部）、工学研究科人事委員会を中心に資格審査を行って、工学研究科委員会がこれを審議・承認している。

〈11〉法務研究科

法務研究科では、大学の規定として、「教員採用人事規程」、「任期制教員の任用に関する規程」、「法科大学院任期制教員の服務・給与等に関する内規」（資料 3-42 第 2 編 第 4 章 第 4 節給与・旅費）、「非常勤講師採用規程」が制定されている。法務研究科では、このほか独自に「人事委員会規程」（資料 3-43 第 2 編 第 4 章 第 2 節専門職大学院）、「教員選考規程」（資料 3-44 第 2 編 第 4 章 第 2 節専門職大学院）、「教員選考基準」（資料 3-45 第 2 編 第 4 章 第 2 節専門職大学院）、「実務講師に関する規程」（資料 3-46 第 2 編 第 4 章 第 2 節専門職大学院）を制定して、人事の明確化をはかり、透明で公正な教員人事を行っている。

なお、教員人事については、採用人事（「教員採用人事規程」に基づき原則として公募）についても、昇任人事についても、人事委員会で慎重に議論した上で、教授会において公正・適正な審議をし、決定している。実例としては、2006 年 4 月に 1 名、2007 年 4 月に 2 名、2008 年 4 月に 1 名、2009 年 4 月に 1 名、2012 年 4 月に 2 名の専任教員を新規採用し、

2007 年 4 月に 1 名を教授に昇格させている。

（４）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

【評価の視点】

○教員の教育研究活動等の評価の実施

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

〈1〉大学共通

（1）教育に関する方策

大学の制度として、学部教育については、年 2 回の学生による授業評価アンケートの実施と、同結果への教員への通知がなされている。ただし、その結果の公開については 2010 年度までは学部で対応が異なっていたが、2011 年度からは、授業評価アンケートの全体傾向を分析した概要版、及び各科目のアンケート結果に担当教員が学生向けコメントを付した別冊版の報告書を作成し、それぞれ学内に公開することで全学的な統一をはかった（資料 3-47、資料 3-48）。学生・教職員は、概要版及び別冊版の報告書を、各キャンパスの各学部教務課窓口・学生支援室・図書館・非常勤講師控室・各学部庶務課で閲覧できる。大学院においても、2011 年度からは、院生による教育・研究指導評価アンケート（年 1 回毎年 12 月実施）が実施されるようになり、各研究科でその結果・内容が精査され、各教務課窓口で学内に公開されている。

また、2010 年度からは、各教員が独自に工夫・蓄積してきた授業方法を共有し、教員相互の授業改善に役立てることを目的に、全学部で各学期に公開授業を実施している。授業公開者は、原則として希望者と FD 支援委員会から依頼した教員のみであったが、2012 年度からは、学部の授業に関して全専任教員が各学期に 1 科目を公開することになっている。

なお、参観資格者は本学教員（専任・非常勤）だけでなく、本学職員にも認めている。また、公開授業の実施状況及び参観者アンケートは、WEB 上の職員専用のページで教職員が閲覧できるようになっている（資料 3-49）。これらアンケートによって、授業公開は、参観者の FD に寄与するだけでなく、公開者に授業に対する緊張感を与え、自らの授業を見直す契機を与えていることが読み取れる。

さらに、毎年夏期に全学の専任教員が参加して開催される「全学教員研修会」では、本学の教育的課題が必ず議題とされ、これが全学的な FD 活動の一端を担ってきた。その趣旨をより明確化するために、2011 年度からは、「全学教員研修会」のプログラムに必ず「全学 FD・SD 集会」を組み込むこととし、上記の取り組みの成果や問題点、その他全学の教育に関するテーマについて教職員で議論する場を設け、授業改善に向けて、全学的な教育課題の共有をはかることにした。

（2）研究に関する方策

研究と関連するものとしては、本学教員による外部研究資金の獲得を支援するため、毎

年、総合研究推進機構主催の科学研究費補助金申請のための説明会を、学部教授会の場を利用して行っており、2011 年度もこれを実施した。また、産学連携や地域連携の視点から、本学教員のかかわるプロジェクト研究のあり方や教員個々の研究の意義を捉え直してもらうために、2011 年度、全学部専任教員及び助手を対象に「本学教員の知的財産の管理と活用―特許から著作権まで―」をテーマに総合研究推進機構による「知的財産講習会」を開催した。2012 年度も本講習会を開催する。

(3) その他の方策

カウンセリングセンターでは、教職員を対象として、学習以外にも様々な課題を抱える学生に対応するスキルの向上を目指し、「大学における学生支援」研修会を 2004 年度より開催している。本研修会は各キャンパスで開催され、多様な問題・課題を抱える学生の事例の報告や、外部講師の講演によって、学生支援のあり方を考える構成となっている。2011 年度は、本学専任カウンセラーによる、教職員対象アンケートに基づいた具体的な学生対応についての話題提供や、神奈川県立保健福祉大学教授・小林正稔氏による「心の問題の予防的対応」「大学生のいじめ・トラブルの予防と対応」をテーマとした講演などを行った。

また、情報科学センターでは、教員の IT スキル向上のために、本学で導入している Blackboard (LMS 現 OliveClass) の授業への活用を促すため講習会を開催している。さらに、2011 年度より「Word・PowerPoint 講習会」を開催する予定であったが、2011 年度は、東日本大震災の影響により中止し、2012 年度より開催することとした。

以上のように、本学では、教員の資質の向上をはかるための様々な方策をとっている。なお、全専任教員の教育・研究業績は、毎年、過去 5 年間分をホームページにおいて公表している。

〈2〉文学部

文学部では教授会の下に F D 委員会を置き、F D 活動を活発に行い、教員の資質の向上を促進している。2011 年度からは、全学で実施される公開授業制度を活用しつつ、学部独自に各学期 1 回ずつ授業公開日を設け、専任教員に授業を 1 回は公開することを義務付けるとともに、各学期に 1 回は他の教員の授業を参観することも義務づけている。そうすることで、お互いが他の教員の教育方法、学習指導を見聞しつつ、自らの教育者としての資質向上に役立てている。

それ以外でも、2011 年度は 4 月に新任教員に対しての F D 研修を行い、文学部夏期研修教授会では各学科の現状と将来的展望が報告され、その中で教員の資質の向上についての議論がなされている。また、毎年 3 月に非常勤講師懇談会を開き、非常勤の教員とも連携を深めながら教育内容の確認と成果、そして改善についての話し合いが行われる。また、英語英米文学科が主催してネイティブの語学教育担当者の非常勤講師懇談会を開催し、F D 委員・教務委員会でその総括を報告するなどして、F D 活動の浸透をはかっている。さらに、全学体制の授業評価アンケートも授業改善の一助として機能させている(資料 3-47、資料 3-48)。

〈3〉経済学部

経済学部では、全学体制の授業評価アンケートに加え、学部独自に授業評価アンケートの報告書を作成し（資料 3-50）、それを各教員に配付することで、授業改善を促している。また F D 研究会を最低年 2 回は実施し、ここでの議論をカリキュラム改革等にも反映させている。

年 1 回実施している研修教授会では、F D 活動に関する議題を継続的に取り上げ、学部教育の質の向上をはかっている。更に、非常勤講師への対応としては、非常勤講師懇談会を年 1 回開催し、担当者と学部専任教員との交流をはかる一方で、学部の F D 活動への理解と協力をお願いしている。また、上記 F D 研究会への非常勤講師担当者の参加を呼び掛け、F D 活動に関する情報の共有化をはかっている。

〈4〉法学部

法学部では、開設された 1991 年以来、毎年、専任教員の研究テーマ、研究活動、社会活動の状況を記載した『法学部教員研究活動報告』を発行している。同報告に記載された研究業績が昇格に際しての基礎資料として用いられている。

また、独自に行ってきた公開授業を 2011 年度からは全学体制に一本化するとともに、全学体制のもと、年 2 回の授業評価アンケートを実施し、授業改善に役立てている（資料 3-47、資料 3-48）。

〈5〉工学部

工学部では、全学の方針に基づき、各学期に授業評価アンケート及び公開授業を実施し、F D の推進に努めている。授業評価アンケートについては、統計的解析結果を公表している。授業評価アンケートに見られる評価点は上昇傾向にあり、授業改善の効果は上がっていると考えられる。これらの活動については、学部 F D 委員会を中心として、大学 F D 支援委員会と連携して進めている。F D 委員会では、外部の F D 関連講習会などの報告、授業評価アンケート実施や結果の有効活用、その他授業改善に係わる事項について議論されている。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部では、教育能力の評価に関しては、学生による授業評価アンケートが人間環境学部完成年度から実施されている。また、教員相互の授業参観が 2008 年度に試験的に一部の教員の授業を対象として始まり、2011 年度からは全学体制の授業公開に一本化した。研究活動については、評価は行われていないが、教員個人別の活動報告が『人間環境研究所報』中でアニュアルレポートとして掲載されている。

学部独自の F D 活動としては、教員懇談会（3 月）、新任教員の F D 研修（4 月）、学部教員研修会（9 月）を毎年実施している。

〈7〉文学研究科

文学研究科では、教員評価は大学院担当への新任・昇格の際に行っている。F D 活動については、毎年の修士論文構想発表会及び中間発表会が学生指導の機会のみな

らず、教員同士の資質を向上させる機会にもなっている。2012 年度については、8 月 29 日「文学研究科の教育と研究－現状と課題－」をテーマに文学研究科 F D 研修会が開催されることになっている。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、経済学部において行われている方策にくわえ、学部の F D 委員会に大学院からも参加し、教員の資質向上のための学習会などに参加している。また「教育・研究指導評価アンケート」を実施し、院生の要望をふまえて改善に努めている。

〈9〉法学研究科

法学研究科では、教育・研究指導の向上に関して、2011 年度より全研究科で実施されている院生による「教育・研究指導評価アンケート」で比較的高い評価を得ており（資料 3-51）、2010 年度より大学院 F D 委員と院生による懇談会を実施しており、研究指導に関する要望、研究支援に関する要望、施設に関する要望等について意見を聴取し、院生共同研究室のネット環境等、とくに施設面の改善に結びついている。また、専修分野の全教員が参加して行う研究会方式の「論文指導」等を通じて、研究指導に関する教員相互の意見交換がはかれる仕組みになっている。

〈10〉工学研究科

工学研究科では、F D 活動として、以下のことを行っている。

- ① 院生による「教育・研究指導評価アンケート」を実施し、教員にフィードバックしている。
- ② 教員相互間の教育研究に関する情報の共有を推進している（院生による教育・研究指導評価、F D 研修会をそれぞれ年 1 回）。
- ③ 教員の教授法などの公開により教育能力を向上させている（情報共有のために開催される会議の開催回数を年 1 回）。

上記を実施し日々改善につなげている。

〈11〉法務研究科

法務研究科では、資質向上をはかるための組織的な取り組みとして F D 委員会を設置している。同委員会は、教授会規程（資料 3-35 第 2 編 第 2 章 第 2 節教授会）第 7 条に基づき、授業内容及び方法の改善をはかるための組織的な研修等に関する事項を審議し、実施するために設置された委員会であり、①教員の研修に関する事項、②教員相互の授業参観に関する事項、③院生による教育・研究指導評価に関する事項、④学生の学習環境に関する事項、⑤ F D 活動に係る学内外の情報収集及び調査研究に関する事項、⑥ F D 関係報告書の作成・公表に関する事項、⑦その他、F D 活動の推進に必要と認められる事項について毎月 1 回恒常的に審議している。

本研究科では、専任教員を対象とした教員研修会が、2006 年度からは原則として春学期及び秋学期にそれぞれ 1 回（2005 年度まで及び 2011 年度は年 1 回）開催され、授業方法の改善等、教育内容・方法の向上を意図した取り組みがなされ、教員に求められる様々な

活動に関する情報交換や議論などが行われている。また、学外の様々な研修会にそのテーマに適した専任教員が派遣されるなど、教員・教員組織の質の維持向上のための取組みを恒常的に行っている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

〈1〉 大学共通

- (1) 専任教員年齢構成の割合は、26～30 歳が 0%、31～40 歳が 14.5%、41～50 歳が 25.9%、51～60 歳が 28.6%、61～70 歳が 31.0%であり、50 歳代と 60 歳代の教員割合が比較的高いが、その割合は多くとも 30.0%程度であり、適正な水準を維持している。
- (2) 昇格に関しては、各学部でそれぞれ、昇格に係わる規程として、昇格に必要な研究・教育歴の年限と研究業績に係わる事項を明文化し、規程に基づく運用もなされており、適切性・透明性を担保している。
- (3) 教育に関し教員の質を高める方策としては、2011 年度より、各科目の担当教員が、授業評価アンケートの結果を踏まえた学生向けのコメントを作成し、これを学内に公開することを制度化したことで、教員がアンケート結果をしっかりと受け止める制度的環境が整った。また、その結果を全学・学部毎に分析し、報告書としてまとめることで、組織的なFD活動に有用なデータを得られるようになった。また、2010 年度より授業公開制度も導入したことで、各教員が独自に工夫・蓄積してきた授業方法を共有し、教員相互の授業改善に役立てる環境が前進した。また、授業公開者のアンケートでは、「授業に適度の緊張感を与える」「第三者からの意見が伺える」、参観者アンケートでは「役に立った」「参考になった」等との感想が多く寄せられ、公開授業にFD効果が期待できることも確認できた。このように、本学においてこれまで不十分であった、教員の授業改善に結び付く資質の向上に向けた全学的な取り組みが、近年、着実に進行している。

〈2〉 法務研究科

- (1) 現在の教員構成は、年齢面でも、研究者教員と実務家教員の比率の面でも、バランスがとれており、適切だといえる。
- (2) 教員の資質向上のために開催されている研修会、教員相互間で行われる授業参観制度は、各教員の教育方法の改善をはかるとともに、専門的分野に限定されがちな各専任教員の視野を広げるものとして大変有効に機能している。

② 改善すべき事項

〈1〉 大学共通

(1) 専任教員に占める女性教員の割合が 18.9%と低めであった。男女共同参画社会の推進という観点から、この割合を高める必要がある。

(2) 2010 年度から導入した授業公開は、参加者のアンケートによって、公開者・参観者への F D 効果が期待できることが確認された。しかし、授業公開者を、原則として希望者と F D 支援委員会から依頼した教員としたため、公開者が限定され、かつ固定化される傾向が見受けられた。また、参観教員も F D に熱心な一部の教員に限定される傾向があった。しかも、参観者は同じ教員の授業を何度も参観しないため、このままでは参観者も減少し、その F D 効果を享受する教員は極めて限られたまま、公開授業自体が将来的に縮小することが危惧される。

(3) 院生による「教育・研究指導評価アンケート」は、各研究科の在学生数が少ないなかで行われており、研究科によっては回収率も低いため、教員の質の向上と結び付く授業改善のための有効なデータを十分に得られていない。

〈2〉 工学部

カリキュラム改革に伴い、教員負担が過重になってきている。教授の平均担当授業時間数が 32.2 授業時間(1 授業時間＝45 分)と高い値になっており、教育・研究の質を維持・向上するうえでは是正すべき点である。

〈3〉 人間環境学部

専任教員のうち、61 歳以上の占める割合は 43.4%を占めており、比較的高い。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

〈1〉 大学共通

(1) 専任教員年齢構成の割合は、現在適正な水準を維持していることから、今後も 60 歳代の適正な教員の割合を維持するよう配慮した採用人事を行う。

(2) 昇格に関しては、各学部でそれぞれ、昇格に係わる規程として、昇格に必要な研究・教育歴の年限と研究業績に係わる事項が明文化されているので、今後もこれが適切に運用されるよう努める。

- (3) 2012 年度の「全学 F D ・ S D 集会」では、公開授業及び授業評価アンケートについての報告と質疑が行われた。今後も集会や研究会等を通して、授業評価アンケートの結果や公開授業が、授業に関する教員の質の向上に向けた組織的な取り組みにつながる環境作りを推進する。

〈2〉 法務研究科

- (1) 教授会は、年齢面でも、研究者教員と実務家教員の比率の面でも、現在のバランスを維持する。
- (2) 教員の資質向上のために開催されている研修会、教員相互間で行われる授業参観制度を維持する。

② 改善すべき事項

〈1〉 大学共通

- (1) 男女共同参画社会の推進に向けた取り組みについて、各学部等に理解と協力を求める。
- (2) 授業公開者は、原則として希望者と F D 支援委員会から依頼した教員のみで行われていたが、2012 年度からは、学部の授業に関して全専任教員が各学期に 1 科目を公開するよう改善することにした。
- (3) 院生による「教育・研究指導評価アンケート」は、回収率が低く、授業改善のために有効なデータを十分に得られていないため、「教育・研究指導評価アンケート」の回収方法やアンケートの取り方について、2013 年度より検討を開始する。

〈2〉 工学部

教員間の連携、助手・職員・T A ・S A との連携、分担を検討し、教員負担の軽減に努める。

〈3〉 人間環境学部

教員の新任採用人事の採用候補者の選任において、候補者の年齢も選考過程の中で配慮する。なお、近年の新任教員採用では、できるだけ若い年代の教員を採用する努力が続けられている。すなわち、直近 6 名の採用では、採用時の年齢が 46 歳、35 歳、38 歳、40 歳、48 歳、42 歳となっている。

4. 根拠資料

- 3-1 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考「関東学院大学教員採用人事規程」
- 3-2 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考「関東学院大学教員選考基準」
- 3-3 『関東学院規程集』第2編大学 第1章学則「関東学院大学大学院学則」(既出 1-8)
- 3-4 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 文学部「文学部学科委員会規程」「文学部教務委員会規程」「文学部FD委員会規程」「関東学院大学文学部運営委員会規程」
- 3-5 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 経済学部「関東学院大学経済学部運営委員会規程」「経済学部教務委員会規程」
- 3-6 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 経済学部「関東学院大学経済学部教員人事規程」
- 3-7 「法学部昇格人事に関する基本方針」
- 3-8 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考「関東学院大学非常勤講師採用規程」
- 3-9 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考「関東学院大学任期制教員の任用に関する規程」
- 3-10 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考「非常勤講師選考基準」
- 3-11 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 工学部「関東学院大学工学部教員推薦基準」
- 3-12 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 工学部「関東学院大学工学部教務委員会規程」「工学部・大学院工学研究科FD委員会規程」
- 3-13 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考「関東学院大学教員選考基準細則」
- 3-14 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 人間環境学部「人間環境学部専任教員採用に関する内規」
- 3-15 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 人間環境学部「人間環境学部における教員昇格に関する内規」
- 3-16 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 人間環境学部「関東学院大学人間環境学部人事委員会規程」
- 3-17 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 人間環境学部「関東学院大学人間環境学部業績審査委員会規程」
- 3-18 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 人間環境学部「人間環境学部の授業担当審査の手続内規」
- 3-19 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 人間環境学部「関東学院大学人間環境学部運営委員会規程」

- 3-20『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 人間環境学部「関東学院大学人間環境学部教務委員会規程」
- 3-21『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 人間環境学部「人間環境学部FD委員会規程」
- 3-22『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 文学部「関東学院大学大学院文学研究科教員選考基準」
- 3-23「関東学院大学文学研究科教員選考基準第2条の申し合わせ事項」
- 3-24『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院大学大学院文学研究科委員長選挙規程」
- 3-25『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 文学部「関東学院大学大学院文学研究科委員会規程」
- 3-26「大学院担当基準」
- 3-27『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 経済学部「関東学院大学大学院経済学研究科委員会規程」
- 3-28「関東学院大学大学院法学研究科教員選考基準（申し合わせ）」
- 3-29『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 法学部「関東学院大学大学院法学研究科委員会規程」
- 3-30『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 法学部「大学院法学研究科FD委員会規程」
- 3-31『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 工学部「関東学院大学大学院工学研究科教員選考基準」
- 3-32『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 工学部「関東学院大学大学院工学研究科委員会規程」
- 3-33『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 専門職大学院「関東学院大学専門職大学院法務研究科教務委員会規程」
- 3-34『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 専門職大学院「関東学院大学専門職大学院法務研究科FD委員会規程」
- 3-35『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第2節教授会「関東学院大学専門職大学院法務研究科教授会規程」
- 3-36 大学基礎データ表2「全学の教員組織（2012年5月1日現在）」
- 3-37『2012年度法学部・大学院法学研究科履修要綱』（既出 資料1-6）
- 3-38『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 文学部「関東学院大学教員選考基準に関する文学部細則」「関東学院大学文学部教員選考規程」
- 3-39『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 経済学部「関東学院大学経済学部教員選考基準」「関東学院大学経済学部教員人事規程」
- 3-40『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 法学部「関東学院大学法学部教員選考規程」
- 3-41『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 工学部「関東学院大学大学院工学研究科教員選考に関する内規」

- 3-42『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第4節給与・旅費「関東学院大学法科大学院任期制教員の服務・給与等に関する内規」
- 3-43『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 専門職大学院「関東学院大学専門職大学院法務研究科人事委員会規程」
- 3-44『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 専門職大学院「関東学院大学専門職大学院法務研究科教員選考規程」
- 3-45『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 専門職大学院「関東学院大学専門職大学院法務研究科教員選考基準」
- 3-46『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考 専門職大学院「関東学院大学法科大学院実務講師に関する規程」
- 3-47『2011年度春学期実施学生による授業評価アンケートに関する報告書』
- 3-48『2011年度秋学期実施学生による授業評価アンケートに関する報告書』
- 3-49「2011年度公開授業について報告書」
- 3-50「2011年度春学期経済学部・学生による授業評価アンケート報告書」
「2011年度秋学期経済学部・学生による授業評価アンケート報告書」
- 3-51「2011年度秋学期実施教育・研究指導評価アンケート報告書 法学研究科」

第4章 教育内容・方法・成果

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

【評価の視点】

- 学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示
- 教育目標と学位授与方針との整合性
- 修得すべき学習成果の明示

〈1〉大学共通

大学は、キリスト教に基づく人格の陶冶を教育の基盤としている(資料 4-1-1 第2編 第1章学則「関東学院大学学則」第1章 第1条)。この礎の上に、「教育基本法に則り、学術の理論及び応用を教授することを目的とする」(資料 4-1-1 第2編 第1章学則「関東学院大学学則」第1章 第1条)。また、博士前期課程ならびに博士後期課程においては、大学院学則第1条に基づき(資料 4-1-2 第2編 第1章学則「関東学院大学大学院学則」第1章 第1条)、高度にして専門的な学術の理論及び応用の教授・研究を、さらに専門職学位課程(法務研究科)では、高度の専門性を有する職業を担うための学識・能力の教授を、各々の課程の教育目的に掲げている。これに基づき、2011年度に「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」を定め、大学の教育方針と目標を以下のようにした。

- ① 学生一人ひとりに向き合って、その個性と才能を育む。
- ② キリスト教教育、教養教育、課外活動等を通じて、自己を知り他者を理解する力を培い、均整の取れた知性を磨く。
- ③ 最新の学術成果に基づく専門教育により、変化する社会の中でたくましくかつしなやかに生きるために必要な専門的な知識と技術を育てる。
- ④ 多様な学修機会を通じて、学ぶことの喜びと社会的意義を知り、自己の社会的使命を自覚するよう促す。
- ⑤ 地域社会や卒業生と連携し、かつ国際交流を推進することにより、世界中の多様な人々と協働できる力を培う。
- ⑥ 生涯学習の場を充実し、時代と社会の変化に適応しつつ価値ある生涯を送れるよう支援する。

上記の教育方針と目標は、ホームページで明示されており(資料 4-1-3)、2012年度からは『履修要綱』にも掲載されることになっている。

また以上に基づき2011年度には、「大学及び学部・研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針」も定め、2012年度にホームページで公開するととも

に（資料 4-1-4）、これを全教職員に配付した。このなかで、本学の学位授与方針は「本学は、キリスト教の精神に基づく人格の陶冶という建学の精神と、これを端的に表明する校訓『人になれ 奉仕せよ』の下、社会において自立して生きるための知識と技術を備え、社会的使命を自覚して 21 世紀共生社会に貢献できる人材の育成を目的としている。すなわち、豊かな人間性と幅広い教養や高度の専門知識の修得によって涵養された問題解決能力、コミュニケーション能力、そして、なにより自ら成長することのできる能力を身に付け、他者と協力して社会に貢献できる良識ある市民であることが、本学卒業生に求められる人物像である。本学は、このような学生に学位を授与する」とした。

以上の教育方針と目標、及び学位授与方針の実現に向け、各学部・研究科は、学生が個性を発揮しながら専門性を次第に深めていくよう、それぞれの教育方針と目標、及び学位授与方針を定め、教育課程を編成している。

〈2〉文学部

文学部では、学部の教育方針と目標を以下のように定め、ホームページで明示している。また、2012 年度からは『履修要綱』にもこれを掲載することになっている（資料 4-1-6 p. 6）。

- ① 学ぶ力が、国境を越えた多様な人々と共生し社会の中で生きる力となり、自己実現を果たす卒業生の輩出を目指す。
- ② 学生の学力を引き出し、教育の質の向上を通して、キャリア形成に基づく学士力を培う。
- ③ 学びの環境リンク（M-PDCAサイクル）を形成する。
- ④ 学生一人ひとりの個別性を尊重し、学生参加・連携型教育に力を注ぐ。
- ⑤ 一定の学力を有する入学者を確保するため、教育内容の可視化を行い、入学者の質の向上と志願者増を目指す。
- ⑥ 初年次教育とキャリア教育を強化し、専門ゼミナール・演習への道筋を明確にし、卒業論文あるいは資格取得の成果へと導く。

以上を踏まえた各学科の教育方針と目標は以下のとおりである。

英語英米文学科

- ① 世界共通語を身に付け、世界の人々と共生できる人材を育てることを目指す。
- ② 基礎ゼミナールを基点として、読む、聞く、書く、話す、正しく解釈できる総合英語コミュニケーション力の向上を目指す。
- ③ 専門ゼミナール、演習の専門知識の学修を、卒業論文、卒業研究への高質な成果へと導く。

比較文化学科

- ① 自国の文化の理解を深め「異文化理解」を通し、学生が良き世界市民としての「共

生」を実現することを目指す。

- ② 基礎ゼミナール、外国語学修を基軸に学生の関心を喚起し、自国を含む諸外国での体験学習を行い、異文化理解の深化を目指す。
- ③ 専門ゼミナール、体験学習で得た専門知識を資格取得、卒業論文、卒業研究へと収斂し、豊かな成果へと導く。

現代社会学科

- ① 学生一人ひとりが、社会問題の把握と解決方法を主体的に考察し社会参加を行い、共生と自己実現の道筋の確立を目指す。
- ② 基礎ゼミナールを通して、アカデミック・スキルの基本を習得するとともに、広範な分野に及ぶ社会の諸問題について、専門科目のみならず、社会調査演習、学内外での調査活動、社会福祉現場実習などを通し、体験的に社会の現状や構造を把握することを目指す。
- ③ 専門ゼミナール及び調査活動、現場実習で得た専門知識と体験的スキルが、卒業論文、卒業研究、資格取得へ凝縮され、質の高い成果を生むことを目指す。

上記の教育方針と目標に基づく学位授与方針は、卒業に必要な124単位を修得し、人間、社会、異文化に関する教養と知識を有し、言語コミュニケーション能力に裏打ちされた自己実現の道筋を立て、社会に貢献する能力を有する学生に学士の学位を授与すると定め、そのもとに各学科の修得すべき学修成果を定めて、これらをディプロマポリシーとして明示している。3 学科の学位授与方針も、ディプロマポリシーとしてホームページ上に掲載している（資料4-1-7）。

〈3〉経済学部

経済学部では、学部の教育方針と目標を以下のように定め、ホームページで明示している。また、2012年度からは『履修要綱』にもこれを掲載することになっている（資料4-1-8 p.9）。

- ① ゼミナールを核とした少人数教育の一層の拡充を進めることで、学生一人ひとりの個性を尊重し、多様な能力の涵養と自己実現の機会を提供する。
- ② 導入・基礎教育から専門・応用教育まで、段階的かつ重層的な教育カリキュラムを提供し、卒業生の質の向上に努める。
- ③ 高校や社会に学部の魅力を積極的に発信し、入学希望者への教育活動を充実させることで、入学者の学習意欲と目的意識を高める。
- ④ 学生が課外活動や地域社会との交流に取り組む機会を増やし、またそれらの活動を支援する体制を一層充実させる。
- ⑤ F D活動に関する研究プロジェクトを推進し、授業の評価や成果を社会に公表することで、教員自らが教育の質の向上をはかる機会を提供する。
- ⑥ 学生の国際交流を推進させるために、留学を支援する制度を充実させる。
- ⑦ 卒業生や地域社会の協力を受けながら、1年次からの段階的なキャリア教育を提供し、学生の進路選択を支援する。

以上を踏まえた各学科の教育方針と目標は以下のとおりである。

経済学科

入門科目・少人数ゼミナール・4コース制設置など、学びのステップと専門・進路区分を明瞭にしたカリキュラムによって、高度化・複雑化するグローバル社会に対応できる人材 ―経済社会の全体像を視野に入れ、経済の基礎を深く理解しつつ、必要とされる専門性を身に付けた有為な人材― の育成を目指す。

経営学科

企業や組織の運営・管理に必要な知識とスキルを学修し、ビジネス社会において活躍できる有為な人材の育成を目的とする。基本から発展までの専門科目の中に、現代ビジネス講座や資格取得講座など特色ある実践的な科目を設置する。また、将来の職業を意識し、仕事に就くために必要な科目の履修を推奨するモデルコース制を導入する。良識あるビジネスリーダーとして、広く社会に貢献できる人材の育成を目標とする。

上記の教育方針と目標に基づく学位授与方針は、経済・経営の専門領域をはじめ、幅広い分野にわたる科目を提供することにより、心身の健康を維持し、公正な倫理観、幅広い教養や外国語コミュニケーションの基礎、判断力、問題解決能力、創造力等を身に付けた人材の育成を掲げ、そのもとに各学科の学位授与方針を定めて、これらをホームページで明示している（資料 4-1-9）。

また、習得すべき学習成果は、経済・経営及びその周辺領域にわたる知識の習得と、公正な倫理観、幅広い教養や外国語コミュニケーションの基礎、判断力、問題解決能力、創造力等を身につける事を掲げ、これらもディプロマポリシーとしてホームページで明示している（資料 4-1-9）。

〈4〉法学部

法学部では、本学部教育方針と目標を以下のように定め、ホームページで明示している。また、2012年度からは『履修要綱』にもこれを掲載することになっている（資料 4-1-10 p. 6）。

- ① 校訓に基づく教育活動により、高い倫理観を涵養するとともに、自己を知り他者を理解する能力を培う。
- ② コース制及び階梯的クラス編成により、学生一人ひとりの個性を発揮できるようにするとともに、各自の専門性を深める。
- ③ 教養教育と専門教育をそれぞれ充実させることにより、公共的課題に対して他者とともに取り組む社会人としての素養、及び法的な対処ができる職業人としての素養を育てる。
- ④ キャリア教育の充実によって、勤労観・職業観を醸成し、実践的対応力を養う。
- ⑤ 少人数教育の場を多く設けることにより、立場の異なる他者と対話する能力を高め、協働する力を育む。

以上の教育方針と目標に基づく学位授与方針は、現代社会のさまざまな問題について、それを的確に理解し、解決するため、幅広い法的知識や政策的手法を修得し、問題解決のための制度や法律のあり方を考え、それを提案する力を身につけ、社会のさまざまな分野で活躍できる人材の育成を掲げ、そのもとに、学位授与の要件として学生が学士課程において修得すべき学習成果を示しホームページにおいて明示している（資料4-1-11）。

〈5〉工学部

工学部では、学部の教育方針と目標を以下のように定め、ホームページで明示している。なお、2012年度からは『履修要綱』にもこれを掲載することになっている（資料4-1-12 p.6）。

- ① 少人数による導入教育、基礎教育、習熟度別教育などの充実により、学生一人ひとりに対応したきめ細やかな学修環境を提供する。
- ② キリスト教教育を通して、校訓「人になれ 奉仕せよ」の説く人類や社会の幸福に貢献できる人材を育成する。
- ③ ものづくり、情報（IT）、デザイン、環境、バイオテクノロジー、ナノテクノロジーの6分野を追求して、自然環境や社会、人に配慮できる技術的センスをもつ人材を育成する。
- ④ 科学技術分野の多様化・細分化、社会環境の国際化・情報化に対応し、高度な専門性と同時に細分化された各専門分野の知識や技術を有機的に統合し、新たな技術革新を可能とする創造的能力をもった技術者を育成する。
- ⑤ 地域との連携や産学連携を積極的にはかる。また、専門分野を中心に国際交流を推進する。
- ⑥ 卒業生や近隣住民に対し、生涯学習の場を提供する。

以上を踏まえた各コースの教育方針と目標は以下のとおりである。

総合機械コース

ものづくりの中心となる機械工学において、材料力学、工業熱力学、機械力学、水力学、材料・工作の基礎分野、実習、設計、実験等の実学及びデザイン教育を取り入れ、体験学習を通して学び、各自の希望に応じた人間性豊かで社会貢献のできる技術者を育成する。

自動車コース

自動車に関連したものづくりの中心となる機械工学において、材料力学、工業熱力学、機械力学、水力学、材料・工作の基礎分野、実習、設計、実験等の実学及びデザイン教育を取り入れ、体験学習を通して学び、各自の希望に応じた人間性豊かで社会貢献のできる技術者を育成する。

ロボットコース

- ① ロボット学に関する専門知識を肌で体験しながら習得するとともに、実践力、問

題解決能力を身に付け、豊かな社会の構築に寄与する人材を育成する。

- ② システム専攻では、機械工学を基本に、ロボットの機構やデザインに関わる知識を身に付けた人材を育成する。
- ③ 制御専攻では、電気・電子・情報工学を基本に、ロボットの制御・人工知能に関わる知識を身に付けた人材を育成する。

電気・電子コース

- ① 少人数多クラス制で徹底した基礎教育を行った上で、各自の興味及び将来の進路に合った高度な専門教育を行うことによって、確実な専門知識を有し、かつ広範な職種・プロジェクトに対応できる人材を育成する。
- ② 理論だけではなく、実験を通して実際の現象の測定やものづくりを実体験することによって、理論への理解を深めるとともに応用力及び実践力を高める。
- ③ 卒業研究を通じて専門性を高めるとともに日々の研究活動の中でコミュニケーション能力を高め、さらに研究発表会を行うことでプレゼンテーション能力を高める。
- ④ 現代社会において技術者の付加価値として重要な各種資格・免許に必要な科目を設置し、その取得を支援する。
- ⑤ 本学がミッション系であることに鑑み、キリスト教の精神を学ぶことにより、高潔な倫理性を身に付けた技術者を育成する。

情報ネット・メディアコース

- ① 1年次においては、導入的な基礎科目やセミナ科目を重視し、本コースにおける学修の目標設定及び動機付けを可能な限り少人数教育体制で行う。
- ② 「情報工学」分野では、オペレーティングシステム、プログラミング技術、数値処理・数式処理などに関する科目などを提供することにより、「情報」とは一体何であるかを理解した技術者を育成する。
- ③ 「マルチメディア工学」分野では、マルチメディア情報の表現や処理技術に関する科目を提供することにより、人間にとって直感的に理解できる形態の情報をつくるにはどのような工夫が必要かをマンマシンインターフェースの観点から理解した技術者を育成する。
- ④ 「ネットワーク工学」分野では、ネットワークの構成、情報伝達方法、安全性確保の手段、情報発信の具体的方法などに関する科目を提供することにより、ネットワーク環境のづくり手としての知識と技能を身に付けた技術者を育成する。
- ⑤ 卒業研究を重視し、3年次から研究室において学修する卒業研究関連科目を提供することにより、問題発見能力と問題解決能力、コミュニケーション能力を身に付けた技術者を育成する。

映像クリエーションコース

- ① 1年次においては、導入的な基礎科目やセミナ科目を重視し、本コースにおける学修の目標設定及び動機付けを可能な限り少人数教育体制で行う。

- ② デザイン分野に関する科目を提供することにより、デザインスキルを確実に身に付けた映像クリエイターを育成する。
- ③ 映像制作・CG制作分野に関する科目を提供することにより、カメラによる制作とCGによる制作の両方の技術を身に付けた映像クリエイターを育成する。
- ④ 音声・画像処理分野に関する科目を提供することにより、さらに新たな信号処理手法を開発し、ソフトの機能追加ができる能力を身に付けた映像クリエイターを育成する。
- ⑤ 座学講義によって学修した内容をもとに、具体的なテーマに沿ったコンテンツ制作を行う実習科目を提供することにより、コンテンツの意図や内容を他者に分かりやすく伝えるコミュニケーション能力を身に付けた映像クリエイターを育成する。
- ⑥ 卒業制作を重視し、3年次から学修するゼミ形式の卒業制作関連科目を提供することにより、確立した作風と新たな表現手法の提案ができる能力を身に付けた映像クリエイターを育成する。

建築コース

人間が快適に安心して幸福に生きていくための環境を創ることを目指して、太古から現代まで様々な工夫を重ねて、建築は発展してきた。これからの建築は諸芸術の成果から最先端の技術に至るまで、多様なエッセンスを取り入れ、歴史、伝統、社会、自然を尊重し更に進化を続けていくことになる。このような建築を取り巻く多様な部門に携わるデザイナー、技術者の育成を目標に、より人々の生活に強く結びついた幅広く奥深い知識、技術を教授する。

都市環境デザインコース

人類や社会の幸福のための、総合的な「街づくり」を担う人材の育成を目的とする。そのために、少人数による導入教育や習熟度別教育の充実、実験・実習を重視したきめ細やかな学習環境を提供し、自然環境や社会・人に配慮できる技術的センスやコミュニケーション力及び科学技術の進歩や国際化に対応した、柔らかな発想と確かな技術力を養成する。これにより、防災、環境や景観に配慮した都市の創造を担う即戦力技術者の育成を目標とする。

土木系公務員コース

地域社会や市民の幸福のための、総合的な「街づくり」を計画する人材の育成を目的とする。そのために、少人数による導入教育や習熟度別教育の充実、演習を重視したきめ細やかな学習環境を提供し、自然環境や社会・人に配慮できるコミュニケーション能力や倫理観及び科学技術の進歩や市民ニーズの広がりに対応した、柔らかな発想と確かな技術力を養成する。これにより、地域社会の持続的な発展を担う技術系公務員の育成を目標とする。

数理コース

自然科学の基礎である「数学」と「物理学」更に「コンピュータ」をしっかりと学ぶ

ことにより、自然科学及び高度工業化社会における科学技術に関して冷静かつ客観的な評価を下せる人材の育成を目標とする。特に数学は代数学、幾何学、解析学の各分野の基礎を十分に学べるようにカリキュラムを構成しているので、数学教員としての能力も十分に養うことができる。少人数による教育を実施している本コースでは、教員と学生のコミュニケーションもしっかりと図ることが可能であり、上記の目標を達成できる環境は十分に整っている。

応用化学コース

- ① 化学関連の素材や電子デバイスの生産、化学プラント管理等の分野で実践的技術者として社会に貢献できる人材を育成する。
- ② 応用化学の基幹分野の習熟と先端分野の学習を目指す。
- ③ 社会の諸課題に対応できる問題解決能力の養成を目標とする。

生命科学コース

- ① 医薬品、食品、環境など生命科学に関わる様々な分野で、社会に貢献できる人材を育成する。
- ② 生命科学の広い基礎知識の学習と、高度な専門教育の学習の両立を目指す。
- ③ 教員と学生の対等な関係に基づく少人数、双方向の教育を目標とする。

また、学位授与方針については、教育目標に沿って学部のディプロマポリシーとして以下のように策定されている。

- ① キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、豊かな人間性と倫理性を身につけることにより、国際社会に貢献できる技術者を目指す。
- ② 一般教養、工学基礎、及び専門教育を通して、幅広い教養、論理的思考力、問題解決能力、コミュニケーション能力、自己管理能力を修得する。
- ③ 学科・コースにおける専門教育を通して、高い視座と広い視野から物事を総合的に判断し、専門知識や技術を活用する能力を修得する。

各コースについても、学部の教育目標に準じて、具体的な専門分野に即したディプロマポリシーを策定し、大学のホームページで明示している（資料 4-1-4）。

なお、教育目標に対応する学習成果、あるいは学習成果の尺度については具体的に明示するに至っていない。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部では、学部の教育方針と目標を以下のように定め、2012 年度からはこれをホームページで明示し、『履修要綱』にも掲載することになっている（資料 4-1-13 p.10）。

- ① 共通科目と専門科目による教育を通して、豊かな教養を身に付け、各領域で力を発揮できる資質を磨く。
- ② 人間環境論をはじめとする学部基幹科目を通じて、本学部における人間環境学を体系的に理解し、実践できる能力を育てる。
- ③ ISO14001 の認証を維持し、環境教育を行うことにより、学生の環境改善に対する意識

を高める。

- ④ 教養ゼミナールやコンピュータリテラシーをはじめとする共通科目及び専門科目を通して、学生個人の情報リテラシー能力を高める。
- ⑤ 英語科目をレベル別にクラス編成して授業を行うことにより、学生一人ひとりの英語運用能力を高める。
- ⑥ 個々の学生の勉学の目的に沿うきめ細かな履修モデルを示し、学生の学修効率を高める。

以上を踏まえた各学科の教育方針と目標は以下のとおりである。

現代コミュニケーション学科

- ① 学科基幹科目であるコミュニケーションの理論を学び、幅広いコミュニケーション力を養う。
- ② 世界を舞台に活躍する人材育成のため、外国の文化・思想・生活などを理解し、言語によるコミュニケーション能力を高める。TOEIC 受験などを通して、語学の資格取得の支援を行う。
- ③ 企業人として活躍する人材の育成のため、ビジネス・キャリア、メディア関連の学びを通して、企業人として必要なビジネスの理解と運用に関する知識を得る。企業における環境マネジメントシステムの内部監査を目的とした、内部環境監査員の資格取得の支援を行う。
- ④ コンピュータをはじめとする情報コミュニケーションツールの利用、効果的なコンテンツ作成のための力をつけ、企業やその他の組織において活躍する人材を育成する。

人間環境デザイン学科

- ① 生活デザインに関する専門的学修によって、豊かな生活文化を継承し創造することのできる力を修得させる。対応する資格のひとつである博物館学芸員の資格取得を支援する。
- ② 居住環境デザインに関する専門的学修によって、居住をめぐる諸問題を理解し解決することのできる力を修得させる。対応する資格（2級建築士など）の取得を支援する。
- ③ 環境保全デザインに関する専門的学修によって、環境と共生し得る新たなライフスタイルの構築を提案できる能力を修得させる。対応する資格の一つである内部環境監査員の資格取得を支援する。
- ④ 学外・学内の多様な学修機会を充実し、上記の学修が社会に貢献し得るものであることを自覚させる。
- ⑤ 幅広い専門分野を横断的かつ自覚的に学ぶことを通して、真に豊かな人間環境をデザインする力を修得させる。

健康栄養学科

- ①「学科基幹科目」を通して、『食生活』、『食環境』、『健康と栄養』についての総合的な理解を図る。
- ②「栄養関連基礎分野」の科目を通して、自然科学系の専門科目を学ぶために必要な基礎学力を養う。
- ③「栄養関連専門分野」の科目を通して、健康の増進・栄養の改善・栄養学的側面からの療養等についての知識と実践力を養う。
- ④「学科関連分野」の科目を通して、食を中心とする環境をより広い人間環境の視点から捉える能力を身に付ける。
- ⑤「総合分野」の科目を通して、各自の学問的興味や問題意識をもとに、主体的・総合的に学ぶ。
- ⑥「栄養士・管理栄養士養成課程の必修科目ではない本学独自の科目」を通して、多方面で活躍できる能力を身に付ける。

人間発達学科

- ① 少人数によるアドバイザー制と1年次のゼミナールでの、手厚い入学時サポートにより一人ひとりの学生生活を親身に支援する。
- ② 心理学関係の科目を学ぶことにより、教育・保育の現場で求められる子どもと親の心のケアをできる人材を育成する。
- ③ いま現場で求められている保護者対応を含めた子育て支援について、これを学院内施設で実践しながら学ぶ。
- ④ 1年次からの教育実習に加え、教育・保育ボランティアでの現場体験で実践力を培う。
- ⑤ 多様な資格取得のための履修モデルを用意し、充実した支援体制のもとで就職を支援する。

以上の教育方針と目標に基づく学位授与方針は、次のとおりである。

- ① 輩出する人材：よりよい人間環境を構築するために、地域コミュニティと深く結びつきながら、地域社会に貢献することから始め、ひいては日本社会や広く国際社会、国際コミュニティに貢献することのできる人材を輩出する。
- ② 到達する学士力：幅広い教養と深い専門知識から総合的な判断力を身に付ける。

各学科については、各学科の教育方針と目標に基づく学位授与方針を定めて、これらを大学のホームページで明示している（資料4-1-4）。

修得すべき学習成果に関しては、学位授与方針の中で学部及び各学科の“到達する学士力”を示している。

〈7〉文学研究科

文学研究科では、教育方針と目標を以下のように定め、ホームページで明示している。

- ① 各々の専門分野において高度な研究を行う能力をもつ人間を育成する。
- ② 専門分野における広く深い知識と正確な判断力をもつ職業人を育てる。
- ③ 社会人とくに現職をもつ社会人に対して、より高度な専門的能力と広い識見を修得することができる再研修の機会を提供する。

以上を踏まえた各専攻の教育方針と目標は以下のとおりである。

英語英米文学専攻

英語英米文学専攻は、英文学、米文学、英語学（英語教育学を含む）の3本柱から成る。いずれの分野においても、英語そのものの力を十分に伸ばすことができ、かつ、それぞれの専攻分野で創造的、独創的な研究ができるようなカリキュラムが用意されている。博士前期課程では、語学的な訓練とともに、高度な知識を身に付け、教育界や、英語を必要とする諸分野で活躍し得る専門的職業人の育成を、また、博士後期課程では、より高度な学識と自立した研究能力を有する有為な人材の育成を、それぞれ目標としている。

比較日本文化専攻

比較日本文化専攻は、比較文化研究の観点から、比較文化研究の方法のもとに、異文化、とりわけ東アジアの文化との比較・連関において日本文化を研究し、グローバル化する国際社会のなかで実践的に活躍することのできる人材を養成することを基本的な目標として設置されている。この目標に基づき、カリキュラムは、語学能力のみならず、文学・芸術・思想・歴史・政治経済・社会等の領域にまたがって、比較文化的観点から日本文化にかかわる問題性を領域横断的に解明し、専門的に分析することができる能力を育成する。

社会学専攻

社会学専攻は、博士前期課程では、社会学の高度な知識と技術に基づき、産業・行政・福祉・教育等の諸分野で活躍し得る専門的な職業人の養成を、また、博士後期課程では、専門分野についての高度な学識と自立した研究能力で社会に貢献し得る研究者の養成を、それぞれ目標としている。

上記の教育方針と目標に基づく学位授与方針は、博士前期課程においては2年以上在学し所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、修士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与するとなっており、博士後期課程においては3年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与するとなっている。そこでは第一に、専門分野における広く深い知識と正確な判断力をもつに至っているか、第二に、各々の専門分野において高度な研究を行う能力を有するに至っているか否かが、学位を授与する際の基準となっている。本研

究科の学位授与方針は、2012 年度よりホームページでも明示されることになった（資料 4-1-4）。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、教育方針と目標及び学位授与方針を以下のように定め、ホームページで明示している。

- ① 経済学・経営学の各々の専門分野において、高度な専門知識の修得とこれを活用する高度の分析能力を培うことを通じて、自立した研究能力を有する研究者を育成する。
- ② 専門分野における広く深い知識と正確な判断力をもつ高度専門職業人を育成する。
- ③ 社会人とくに現職をもつ社会人に対して、より高度な専門的能力と広い識見を修得することができる再研修の機会を提供する。

上記の本研究科の学位授与方針は 2012 年度よりホームページでも明示されることになった（資料 4-1-14）。

〈9〉法学研究科

法学研究科では、教育方針と目標を以下のように定め、ホームページで明示している。

- ① 地域に開かれた大学院という理念に即したカリキュラムを編成し、高度な専門的知識と問題解決能力を有する人材を育成する。
- ② 社会人学生が円滑に大学院での研究を行うことができるよう、指導体制を整える。
- ③ 修士論文及び博士論文について、適切な指導と評価を実施する体制を整える。

以上の教育方針と目標に基づき、高度な法学教育により、法化社会を支える専門職業人又は研究者として自律的に社会に貢献し得る能力を有すると判断される者に対し、明確な学位授与方針のもと、学位を授与することになっている。本研究科の学位授与方針は本研究科ホームページにおいて公開している（資料 4-1-15）。今後は、『履修要綱』や『履修の手引き』においてもこれを明示することを検討している。

〈10〉工学研究科

工学研究科では、学部教育を基礎として、博士前期課程では社会が求める高度な専門能力を有する人材を、博士後期課程では高度な専門能力を有する人材に留まらず、指導的立場に立つ人材及び自立できる人材を育成するために、次のような教育方針と目標を掲げる。

- ① キリスト教に基づく教育を行うことにより、豊かな人間性、社会性、高い倫理観を有する人材を育成する。
- ② 学生一人ひとりに向き合う教育を実践することにより、個性と知性豊かな人材を育成する。
- ③ 最新の学術成果に基づく専門教育を行うことにより、高度な専門能力及び応用能力を備えた人材を育成する。
- ④ 内外における学修を推進することにより、多様な人々と協働できる能力、コミュニケーション能力及び国際感覚を身に付けた人材を育成する。

- ⑤ 産官学連携及び連携大学院教育を積極的に行い、多様な大学院教育を展開することにより、必要とされるイノベーション能力を身に付けた人材を育成する。
- ⑥ 実社会での経験を重ねた社会人に対して高度な専門教育を行うことにより、社会が求める指導的立場に立ち、かつ自立できる人材を育成する。

上記の教育方針と目標は、ホームページでも明示されている（資料 4-1-3）。また、以上を踏まえた各専攻の教育方針と目標は以下のとおりである。

機械工学専攻

機械工学専攻は、学部教育を基礎とし、さらに機械工学における専門教育・研究を通し、己の人格を磨きつつ、実社会に応用する実践的な力と、学内外のプロジェクトへの参加とキャリア教育を通じて、「自らの使命を構想する力」を育て、校訓に示される隣人愛をもって社会のために働く、心豊かな機械技術者・研究者の育成を目的とする。

電気工学専攻

電気工学専攻は、昨今のエレクトロニクス・情報化の加速度的発展に鑑みて、学部教育における電気工学、情報工学、数理科学を礎とし、さらなる専門性の高い学びの深奥を極めるだけでなく、キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とした高い倫理観と社会への奉仕の精神をも併せもつ人材の輩出を目標としている。

建築学専攻

建築学専攻は、学部教育における建築学を基礎とし、さらに高度な建築技術の修得並びに建築デザイン能力の向上と研鑽により、建築学の専門的な知識とともに、創造性と幅広い視野を身に付けた建築家・建築関連技術者として社会に貢献できる人材の育成を目的としている。

土木工学専攻

専修分野における高度な知識を深めつつ、広い視野に立って安全で快適な社会の形成に貢献することができる人材の育成を教育の目標としている。そのために、土木工学全般の知識を深めるための広範な領域の科目を学ぶ機会を提供し、また、現場見学会や学外機関との研究交流を通して実学を知る機会を設けている。

工業化学専攻

化学及びこれに関連する分野の広範な知識と高度な研究能力を身に付けて、世界・人類に貢献できる人材を育成することを教育目標とする。そのために、双方向の授業を基本とし、学生の特性に応じたきめ細やかな個別指導を行う。また、研究成果を学会・学会誌などで発表するとともに、海外も含め実社会との連携を重視した教育研究を展開する。

また、以上の教育方針と目標に基づく学位授与方針は、次のとおりである（資料 4-1-16）。

- ① 大学院設置の理念に基づく教育目標の明示方法を検証し、大学院進学希望者には学

部の早い時点で自覚させ、自主的に幅広い専門知識と研究能力を付けるように指導する。

- ② 大学院生全員に対してカリキュラムの編成、学位の取得、指導教授との連携システム等の一般的事項についての指導、及び各専攻に分かれて各専攻の教員が専門分野に関する履修指導を行う。
- ③ 学位授与基準及び修得すべき学修成果を明確化し、学生に周知する。
- ④ 博士論文の審査においては、最低3名の教員に加えて審査の厳格さを期するために、外部審査委員1名を加えるよう努める。さらなる質の向上を目指した教育・研究指導体制の充実を図っていく。

以上のように、博士前期課程では、研究者を養成するための基礎的な訓練を行うとともに、高度の専門知識をもって活躍することのできる人材を育成する。また、博士後期課程では、高度な専門知識の修得とこれを活用する高度の技術能力を培うことを通じて、自立した研究能力を有し、国際社会で活躍できる技術者や研究者を育成する。

なお、博士前期課程では単位制による授業科目と単位制によらない修士論文の実験・研究に分けている。単位制による授業科目は、専修科目、必修科目及び選択科目より構成されている。また、研究科内の申し合わせとして、学内外の研究発表会で学生本人が1回以上口頭発表することが奨励され、実際例外無く実施されている。修了要件として、30単位の修得と、修士論文の審査に合格することが求められている。通常、博士前期課程の資格審査は最低3名の教員による論文審査とそれに引き続く発表会での質疑応答によって、学位授与の可否が決定されている。最終決定は、工学研究科委員会において行われる。

一方、博士後期課程には、専修科目と選択科目の授業科目があるが、いずれも博士後期課程指導教授あるいは博士後期課程科目担当教員が担当している。修了要件は8単位の修得と博士論文の審査に合格することである。

博士論文審査に係る主要な流れは、次の通りである。

- ① 論文とともに予備審査願を提出する。
- ② 各専攻（審査委員会）における予備審査会を実施する。
- ③ 審査資格の確認及び公開説明会開催の可否を工学研究科委員会で決定する。
- ④ 公開説明会を実施する。
- ⑤ 学位申請論文の提出並びに関連した査読付き論文（専門学会誌等に掲載されていること）を1編以上提出する。
- ⑥ 本審査及び最終試験を実施する。
- ⑦ 学位授与の可否を工学研究科委員会で審議する。

（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

【評価の視点】

- 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示
- 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

〈1〉大学共通

大学は 2011 年度に「大学及び学部・研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針」を策定した(資料 4-1-4)。ここにおいて、建学の精神（キリスト教の精神に基づく人格の陶冶）を体現するため、大学として次のような方針の下に教育課程を編成することとした。

- ① キリスト教教育と教養教育を通じて、幅広く深い教養を培うとともに、豊かな人間性を涵養する。
- ② 教養ゼミナールや基礎ゼミナールなどの初年次教育を充実させ、アカデミック・リテラシーの養成に努める。
- ③ 初年次から全学共通のキャリア教育を実施し、学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培う。
- ④ 語学教育の充実と留学制度の拡充・単位認定により、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ⑤ 各学部の専門教育、とりわけ、ゼミナールや卒業研究等の双方向型授業、国内外でのフィールドワークやインターンシップ、ボランティア活動等の体験型授業を充実し、課題設定・解決能力や社会において自立して生きるために必要な能力を培う。
- ⑥ 副専攻制度によって、学部の枠に捕われない専門横断的な教育機会を提供し、大学入学後の学修や進路の柔軟性を保証する。

また、教育課程の実施にあたっては、授業公開制度等の F D（ファカルティ・ディベロップメント）活動によって授業の質の向上に努めると同時に、学士課程 8 セメスターにわたる教育指導体制を充実し、責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施、GPA(グレード・ポイント・アベレージ)を用いた履修指導などによって、学生の能力の育成に努めることを、大学における教育課程の実施方針とした。

以上の大学における教育課程の編成・実施方針に基づき、各学部・研究科における教育課程の編成・実施方針も下記のとおり定めている。なおこれらは 2012 年度にホームページで公開され（資料 4-1-4）、また全教職員に配付して、周知もはかっている。

〈2〉文学部

文学部では、人間と社会を多側面から学び、自己理解、他者理解を深め、自己実現を果たすための知識とスキルを育てる広い教養を培い、社会参加を通して多文化共生を生み出すための理性と専門知識を、授業のみならず個別的かつ具体的な演習、実習、フィールド・スタディーなどの体験学習により提供することを教育課程編成・実施の基本方針としている。この方針はホームページで明示している（資料 4-1-17）。これに基づき、各学科の教育課程編成・実施の基本方針も定め、これもホームページで明示している（資料 4-1-7）。以上の方針に基づき編成された教育課程における科目の区分、必修・選択の別、単位数、履修モデル等は、『履修要綱』で明示されている（資料 4-1-6 p. 55～126）。

〈3〉経済学部

経済学部では、教育目標達成のために、コアとなるものは必修科目、登録必須科目、選

択必修科目とし、他の科目については、科目群毎に卒業要件単位数を規定している。さらに、科目特性に応じて、授業方法や1クラス当たりの履修者数を定め、少人数教育のゼミナールを中心とした教育を実施することになっている。この教育課程の編成・実施方針、及びこれに基づき定めた各学科の教育課程の編成・実施方針は、ホームページで明示している（資料 4-1-18）。

以上の方針に基づき編成された教育課程における科目の区分、必修・選択の別、単位数、履修科目決定モデル等は、『履修要綱』で明示されている（資料 4-1-8 p. 53～142）。

〈4〉法学部

法学部では、コース制及び階梯的クラス編成により、学生一人ひとりが個性を発揮し、各自の専門性を深めることができるよう編成することを、教育課程の編成・実施方針としている。この方針はホームページで明示している（資料 4-1-19）。

以上の方針に基づき編成された教育課程における科目の区分、必修・選択の別、単位数等は、『履修要綱』で明示されている（資料 4-1-10 p. 42～140）。

〈5〉工学部

工学部では、教育目標、ディプロマポリシーを実現するために、以下のように教育課程の編成・実施方針が策定された。

- ① 校訓「人になれ 奉仕せよ」の説く人類や社会の幸福に貢献できる人材を育成するために、キリスト教学を必修とする。
- ② 幅広い教養、工学基礎及び専門知識と技術を修得するために、卒業に必要な総単位数を定めると同時に、専門科目、一般教養科目、外国語科目、自主選択科目の区分分けをし、それぞれの授業科目に対し卒業に必要な単位数を設定する。
- ③ 1～4 セメスターでは専門基礎及び基礎技術を、5～8 セメスターでは高度な専門知識や専門技術を修得するために、各学科・コースにおいて修得すべき専門科目を体系化し、時系列に配置する。
- ④ 教養、工学基礎、専門教育で修得した知識や技術を統合し、技術的な課題に対する探求力、問題解決につながる論理的思考力及び新たな技術革新を可能とする創造力を修得した技術者を育成するために、卒業研究を必修とする。
- ⑤ 導入教育や基礎教育を行うために、少人数クラス、基礎クラス、習熟度別クラスを設置する。

以上の方針を踏まえ、各コースについても各コースの学位授与方針に基づいて、具体的な専門分野に即した教育課程の編成・実施方針を策定している。

以上の方針に基づき編成された教育課程における科目の区分、必修・選択の別、単位数等は、『履修要綱』で明示されている（資料 4-1-12 p. 117～232）。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部は、教育と研究の内容が人文・社会・自然の分野にまたがる学際的な学部であり、人間環境をいかに理解すべきかを学部の共通した教育の根幹とし、人間環境論入

門をはじめとする学部基幹科目を配している。各学科は、学科教育の基本的な内容を学ぶ学科基幹科目を配した上で専門科目群を体系づけて配している。教養教育としての共通科目は、教養・総合分野、コンピュータ・リテラシー分野、外国語分野、保健体育分野から成り立っている。また、人間環境に関する実践的な教育を推し進めるために、ISO14001の内部環境監査員の取得に関する科目が設置されている。以上の内容に関して、「教育課程編成・実施の方針」が策定され、2012年度からはこれを大学のホームページで明示することになっている。

以上の方針に基づき編成された教育課程における科目の区分、必修・選択の別、単位数等は、『履修要綱』（資料 4-1-13 p.70～275）で明示されている。

〈7〉文学研究科

文学研究科の教育課程の編成・実施方針については、学位授与方針と同様に2011年度第16回文学研究科委員会の決定を踏まえて定められている。具体的には、基礎的研究をはじめとした学術研究を推進するとともに、研究者及び高度の専門能力を有する人材の養成という役割を担っており、特に学部卒業生のみならず、いったん社会に出たのちにその経験を生かしつつ新しい知識を獲得し能力を磨いていくための社会人のリフレッシュ教育にも力をそそいでいる。このため、文学研究科では、土曜開講を含む昼夜開講制を導入し、社会人の場合でも現職を離れずに講義が受けられるように、教育課程編成や研究指導にも組織的・体系的な整備をはかっている。またこうした方針に基づき、各専攻の教育課程の編成・実施方針も策定されている。本研究科の教育課程の編成・実施方針は2012年度より大学のホームページで公開することになっている。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科の教育課程の編成・実施方針は、指導教授による研究指導を受けることを前提とし、経済学・経営学の両専攻分野に、「講義」と「演習」の科目を配し、高度な専門知識を身に付けさせると同時に、広い視野を培う目的で、共通科目を配すこと、並びに、指導教授の演習を必修とし、専攻する分野で履修すべき単位数を規定し、専門分野の学修を深めると同時に、他専攻や他研究科、他大学院の授業の履修の規定も定め、幅広い履修を可能とすることである。また、社会人のために、夜間時間帯と土曜日の科目開講にも配慮している。この方針はホームページで公開されている（資料 4-1-20）。

経済学専攻には経済理論・経済学史分野、近代経済学分野、応用経済分野、経済史・世界経済分野、共通分野の5分野を、経営学専攻には経営学分野、経営情報分野、流通・マーケティング分野、会計学分野、共通分野の5分野を設置し、経済学・経営学の両専攻分野に特殊講義と演習の科目を配し、高度な専門知識を身につけさせると同時に、広い視野を培う目的で関連科目を配している。そのうえで『履修要綱』（資料 4-1-8 p.148～162）において、専攻毎に履修方法、学位取得要件、論文審査及び科目区分、必修・選択の別、単位数などを明示している。

〈9〉法学研究科

法学研究科では、学生が修得すべき学修成果としての能力や資質を法研究科学位授与

方針（資料 4-1-15）によって具体的に明示したことに伴い、修士学位論文執筆のための体系的なシステム（修士学位取得プロセス）を明示すべく、法学研究科教育課程の編成方針を 2011 年に策定し、本研究科ホームページにおいて公開している（資料 4-1-21）。

学生が履修すべき学位取得要件に係る科目の区分、必修・選択の別、単位数等は、『履修要綱』（資料 4-1-10 p. 147～171）において明示されている。また、とりわけ社会人入学者の在籍者が多数を占める税法専攻を例として、ホームページ上で学位取得に必要な履修モデルを示している（資料 4-1-22）。

〈10〉工学研究科

工学研究科の教育課程の編成・実施方針は以下のとおりである。

- ①大学院工学研究科博士前期課程・博士後期課程の両課程とも、質の向上を目指した教育・研究体制の充実を図る。
- ②教育効果の評価システムの確立及び学生に対する履修指導・研究指導の適正化に取り組む。
- ③内外における学修を推進することにより、多様な人々と協働できる能力、コミュニケーション能力及び国際感覚を身に付けた人材を育成する。
- ④産官学連携及び連携大学院教育を積極的に行い、多様な大学院教育を展開することにより、必要とされるイノベーション能力を身に付けた人材を育成する。

以上の方針は 2012 年度よりホームページで公開することになっている（資料 4-1-23）。

本研究科は、2 学期制（春学期・秋学期）の単位制を採用し、春学期科目・秋学期科目を配当している。また、科目区分、必修・選択等の別、履修年次の指定及び修得すべき単位数は『履修要綱』（資料 4-1-12 p. 257～279）で明示するとともにシラバスでも明記している。

（3）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

【評価の視点】

- 周知方法と有効性
- 社会への公表方法

大学共通

大学と各学部・研究科の教育理念・目的は学則に定められており、これまで新入生に対してはオリエンテーションを通して説明も行われてきたが、2011 年度にはそれを踏まえたそれぞれの「教育方針と目標」を新たに策定し、「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」にまとめて、全教職員にメールにて配布した。さらに、2012 年度からは教職員・学生に配布する『履修要綱』に掲載し、教職員並びに学生への周知の徹底をはかるとともに、ホームページにおいて広く社会へも公表することになった。

一方、教育課程の編成・実施方針は、各学期の開始時に行われるオリエンテーションにおいて学生に説明され周知がはかられてきた。また、2011年度には「大学及び学部・研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針」を作成し、2012年度に全教職員にメールにて配布し、周知をはかることにした。また、同じく2012年度から、ホームページ上の「情報公開」にもこれを掲載し（資料4-1-4）、広く社会へも公表することになった。

（４）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学共通

本学において、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の検証は、「中期目標・計画(0live7)」(資料4-1-5)の策定時及び自己点検・評価報告書の作成時に行っている。以上に基づく方針・目標の見直しにより、2011年度には「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」(資料4-1-3)及び「大学及び学部・研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針」(資料4-1-4)を策定している。

〈2〉文学部

文学部では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について定期的にまた総合的に検証する機会は、学院並びに大学の「中期目標・計画」の策定時や『自己点検・評価報告書』作成時である。近年では、学生の受け入れ実態（志願者の動向）、学生の学修実態を踏まえながら、各学科会議での将来構想において頻繁に議論の俎上に上っている。

〈3〉経済学部

経済学部では、現行教育課程の教育効果の検証を行いつつ、社会全体の動きを注視し、求められる卒業生像を意識しつつ、随時、教育目標、教育課程の見直しを行い、必要に応じて、教育課程の改革を行っている。本学部では2009年度より本格的な教育課程改革の検討を行い、それらを踏まえた新たな教育課程が2011年度より導入されている。また、本学部の教育上の課題については、研修教授会を年1回開催し、検証・検討を行っている。現行の教育課程を実施していく中で顕在してくる問題や、次のカリキュラム改革を見据えた中・長期的な課題の検証等について、毎年特定のテーマを設定して開催している。開催に先立ち、ワーキンググループを編成し、事前の検証を基に教授会構成員全体で討議する。

〈4〉法学部

法学部では、教育目標及び学位授与方針は「中期目標・計画」の見直しに合わせて検証されることになるが、教育課程については本学部では4年周期で全体を見直してきている。すなわち、大学設置基準の大綱化に基づいた1994年度の教育課程の実施後、教育課程の改正を4度にわたって行い、2012年度からは新たな教育課程が実施されている。さらに小規

模な見直しは教務委員会を中心に恒常的に検証されている。

〈5〉工学部

工学部では、年2回（夏期及び春期）に行われる学部及び学科の教員研修会において、「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」についての検討がされている。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部では、教育目標、学位授与方針が整備されて間もないことから、定期的な検証システムはこれから構築するところである。

〈7〉文学研究科

文学研究科では、2012年8月にFD研修会を開催して「教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針」の適切性について検証を行うことになっており、また研究科の自己点検結果について、文学研究科委員会で論議する。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、研究科内の研究科委員会、専攻会議、運営委員会の各組織において定期的に検証している。

〈9〉法学研究科

法学研究科では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針によって教学上の目標がより具体化され、専修分野の再編や必修科目とされている集団指導科目（資料 4-1-10 p. 147～171）のより効果的な開講形態の再検討が課題として意識され、法学研究科FD委員会において、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に即した改革案を検討中である。

〈10〉工学研究科

工学研究科では、自己点検評価や、学院並びに大学の「中期目標・計画」の策定や確認を主な機会として、研究科委員会で議論している。教職員・院生による教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成方針の達成状況をアンケート調査により評価することも検討中である。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

大学共通

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の検証は、「中期目標・計画

(Olive7)」の策定時及び自己点検・評価報告書の作成時に行っている。これに基づき、2011 年度に「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」(資料 4-1-3)及び「大学及び学部・研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針」(資料 4-1-4)を定めた。

② 改善すべき事項

大学共通

2011 年度に本学の教育方針と目標を改めて見直し、「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」を定めたが、ホームページ等での公表がなされず、大学構成員への周知のみならず、社会への公表という点においても不徹底であった。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

大学共通

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の検証は、「中期目標・計画(Olive7)」の策定時及び自己点検・評価報告書の作成時に行っており、今後も、恒常的な検証体制の整備を進める。

② 改善すべき事項

大学共通

2011 年度に「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」を定めたが、ホームページ等での公表はせず、大学構成員への周知、社会への公表という点において、不徹底となっていた。その改善をはかるため、2012 年度からはホームページで公開するとともに(資料 4-1-3)、これを全教職員に配付し、『履修要綱』にも掲載することとした。

4. 根拠資料

4-1-1 『関東学院規程集』第2編大学 第1章学則「関東学院大学学則」
(既出 資料 1-1)

4-1-2 『関東学院規程集』第2編大学 第1章学則「関東学院大学大学院学則」(既出 資料 1-8)

- 4-1-3 関東学院大学ホームページ「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」
(既出 資料 1-4)
<http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/modules/about1/index.php?id=2> (最終アクセス 2012.12.1)
- 4-1-4 関東学院大学ホームページ「大学及び学部・研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針」
<http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/modules/about1/index.php?id=65> (最終アクセス 2012.12.1)
- 4-1-5 「Olive7 中期目標・中期計画」
- 4-1-6 『2012 年度文学部・大学院文学研究科履修要綱』(既出 資料 1-13)
- 4-1-7 関東学院大学ホームページ文学部サイト「三学科の三つのポリシー」
<http://bungaku.kanto-gakuin.ac.jp/modules/subject2/index.php?id=3> (最終アクセス 2012.12.1)
- 4-1-8 『2012 年度経済学部・大学院経済学研究科履修要綱』(既出 資料 1-14)
- 4-1-9 関東学院大学ホームページ経済学部サイト「ディプロマポリシー」
<http://keizai.kanto-gakuin.ac.jp/modules/faculty1/index.php?id=6> (最終アクセス 2012.12.1)
- 4-1-10 『2012 年度法学部・大学院法学研究科履修要綱』(既出 資料 1-6)
- 4-1-11 関東学院大学ホームページ法学部サイト「ディプロマポリシー」
<http://hougaku.kanto-gakuin.ac.jp/modules/faculty1/index.php?id=50> (最終アクセス 2012.12.1)
- 4-1-12 『2012 年度工学部・大学院工学研究科履修要綱』(既出 資料 1-11)
- 4-1-13 『2012 年度人間環境学部履修要綱』(既出 資料 1-15)
- 4-1-14 関東学院大学ホームページ経済学研究科サイト「ディプロマポリシー」
<http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/keizai8/index.php?id=5&tmid7=1>
(最終アクセス 2012.12.1)
- 4-1-15 関東学院大学ホームページ法学研究科サイト「ディプロマポリシー」
<http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/hougaku14/index.php?id=29&tmid3=50> (最終アクセス 2012.12.1)
- 4-1-16 関東学院大学ホームページ工学研究科サイト「ディプロマポリシー」
<http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/kougaku24/index.php?id=17&tmid4=31> (最終アクセス 2012.12.1)
- 4-1-17 関東学院大学ホームページ文学部サイト「文学部の三つの基本ポリシー」
<http://bungaku.kanto-gakuin.ac.jp/modules/faculty1/index.php?id=14> (最終アクセス 2012.12.1)
- 4-1-18 関東学院大学ホームページ経済学部サイト「経済学部のカリキュラムポリシー」
<http://keizai.kanto-gakuin.ac.jp/modules/faculty1/index.php?id=6> (最終アクセス 2012.12.1)
- 4-1-19 関東学院大学ホームページ法学部サイト「カリキュラムポリシー」
<http://hougaku.kanto-gakuin.ac.jp/modules/faculty1/index.php?id=53> (最

終アクセス 2012. 12. 1)

- 4-1-20 関東学院大学ホームページ経済学研究科サイト「カリキュラムポリシー」
<http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/keizai8/index.php?id=5&tmid7=1>
(最終アクセス 2012. 12. 1)
- 4-1-21 関東学院大学ホームページ法学研究科サイト「カリキュラムポリシー」
<http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/hougaku14/index.php?id=28&tmid3=49>
(最終アクセス 2012. 12. 1)
- 4-1-22 関東学院大学ホームページ法学研究科サイト「専修コース 履修モデル」
<http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/hougaku14/index.php?id=17&tmid3=47>
(最終アクセス 2012. 12. 1)
- 4-1-23 関東学院大学ホームページ工学研究科サイト「カリキュラムポリシー」
<http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/kougaku24/index.php?id=16&tmid4=30>
(最終アクセス 2012. 12. 1)

教育課程・教育内容

1. 現状の説明

- (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点】

- 必要な授業科目の開設状況
- 順次性のある授業科目の体系的配置
- 専門教育・教養教育の位置づけ

〈1〉大学共通

大学では、キリスト教の精神に基づく人格の陶冶と大学設置基準に基づく学術の教授を目的として文学部・経済学部・法学部・工学部及び人間環境学部の各学部を設置し、それぞれにおいて専門知識を持った有為の人材を育成するための学部教育を展開している。各学部においては教育目標に従い、専門教育、教養教育、外国語教育、情報教育のバランスに配慮した授業カリキュラムを配置するとともに、総合大学としての利点を教育課程に生かすため、カリキュラムにおいて他学部開設科目の履修を認め、2011年度からは他学部・他学科開設科目の体系的な学修を促す副専攻制度を実施するなど、さまざまな工夫が積み重ねられている。

本学における学士課程の授業科目は、全学部に通じて、専門科目と共通科目とに区分されている。このうち専門科目は学科毎の専門領域に対応して配置されるのに対して、共通科目は、各学部内において学科の別なく学生が共通して履修される学部共通の科目であり、教養（一部の学部では総合）科目、外国語科目、保健体育科目、及び各学部において学科共通に履修される一部の専門科目が含まれている。各学部で開講される授業科目は、前年度秋学期に各学部の教務委員会・教授会等機関によって決定されているが、2011年度から、全学で共通して開設する科目については、教学機構会議においてその方針と内容が審議・決定されることになり、2012年度からは全学共通のキャリアデザイン科目が開講されることになった（資料 4-2-1 p. 40、資料 4-2-2 p. 27、資料 4-2-3 p. 30、資料 4-2-4 p. 67、資料 4-2-5 p. 42）。

大学院については、各研究科において体系的・専門的な教育を整備しており、授業科目についても、各研究科委員会のもとに決定される手順をとっている。社会人のリフレッシュ教育への対応として、土曜開講を含む昼夜開講制も導入している。また、現在社会の高等教育への期待は、学部教育から大学院教育へとシフトしていることを受け、2012年度に向けて留学制度の整備を行う（資料 4-2-6 第2編 第6章 第2節履修）など、高度な専門性やグローバル社会への対応のための方策を行っている。

〈2〉文学部

文学部では、共通科目、専門科目をバランスよく配置し、それぞれ卒業に必要な単位数を定めるとともに、それ以外でも学生が自由に卒業要件の単位を獲得できる自主選択科目を設けている（資料 4-2-1 p. 55～p. 126）。自主選択科目は学科の開放科目を含むため、他学科の開放科目の単位を卒業単位とすることができる。英語英米文学科では、共通科目は 36 単位以上（第一外国語の英語は 16 単位、第二外国語は 4 単位）、専門科目は 68 単位以上、自主選択科目は 20 単位以上としている。比較文化学科では、共通科目は 36 単位以上（第一外国語の英語は 10 単位、第二外国語は 6 単位）、専門科目は 70 単位以上、自主選択科目は 18 単位以上としている。現代社会学科では、共通科目は 30 単位以上（5 ヶ国語中一つを選択する必修外国語を 8 単位）、専門科目は 78 単位以上、自主選択科目は 16 単位以上と設定している。共通科目は、「キリスト教関連科目」、「教養科目」、「情報科目」、「保健体育科目」、「外国語科目」、「海外語学研修科目」、「英語検定科目」、「インターンシップ研修科目」から成り立っており、各学科の専門科目の準備段階として機能している。

英語英米文学科は 5 つの専門科目カリキュラム（第 1 群～5 群）を設置し、「英語圏文学コース」、「応用英語コース」及び「英語教育コース」の 3 つのコースを用意している。学生はこれらのコースをもとに、自らの興味と卒業後の進路に合わせ、必要となる専門科目を履修する。特に第 5 群は留学を希望する学生を念頭に置き、英語を母語とする教員による専門科目を多数設置し、英語によるコミュニケーション能力を高められるようにしている。比較文化学科では、専門課程のカリキュラムは 4 つの科目群（第 1 群～第 4 群）で編成され、学科の中核となる地域研究として、「日本文化コース」、「東アジア文化コース（中国・南北朝鮮）」、「欧米文化コース（米・英・仏・独）」の 3 つの地域文化コースを設けている。共通科目で培った語学力、教養を基に、各地域の言語、文化を修得する。また、講義科目で各地域、領域の知識を身に付けた上で、それを実際に体験・検証するために、国内では「日本文化探訪」、国外では「ワールドスタディ」が設けられている。現代社会学科の専門課程のカリキュラムは 6 つの科目群（第 1 群～第 6 群）で編成され、「社会学思想コース」、「社会創造コース」、「社会福祉コース」の 3 つのコースを用意している。学生は専門科目群を修得することで基礎的な視点から現代的な諸問題への応用能力を獲得する。また、学生が諸課程の資格を取得するための関連科目・実習科目を第 6 群に配置している。

以上、3 学科とも学生による共通科目から専門科目への段階的な修得は機能している。

〈3〉経済学部

経済学部では、教育課程の編成・実施方針に基づき、共通科目、経済学科目及び経営学科目において、入門・基礎から応用・発展に至る段階的な科目を設置している。そして、これらの科目を 1 年次から 4 年次にかけて系統的に履修するカリキュラムを構成する事で教育課程の体系化をはかっている（資料 4-2-2 p. 88～p. 103）。

共通科目で開講される科目は総合科目と外国語科目とに分けられる。共通科目では、経済・経営の周辺領域を含めた幅広い教養と公正な倫理観、外国語によるコミュニケーション能力を修得し、心身の健康を維持する為の教育内容を提供している。

総合科目では、総合基礎科目において大学で必要不可欠な基本的な様相を集中的に学ぶ。そして総合テーマ科目で経済学、経営学とは異なる学問的視座から社会に提起される問題を学際的に学ぶ。これらの科目は学期を追って系統的に履修できるように配置されている。

外国語科目は異なる価値観を認めながら自分の意見を発表できる人格の形成、及び実用的な外国語運用能力を養成する科目を配置している。1年次には選択必修英語、2年次にはクラス指定英語を配置し、またこれらのクラスを習熟度別に編成することで学生が無理なく各自の英語力を伸ばすことができる。

経済学科目では、経済学の体系的な理解と経済社会を見通す見識と能力を養う教育内容を提供している。経済学科には産業経済コース、公共経済コース、情報経済コース、国際経済コースの4つのコースが配置され、2年次進級時点でいずれかのコースを選択する。経済学で学ぶ科目はコース共通科目と、コース科目とに分けられる。

コース共通科目ではどこのコースを選択する上でも必要な、経済学の科目が配置されている。コース共通科目は更に入門科目、基幹科目A、基幹科目Bに分けられ、学期を追って系統的に履修できるように配置されている。コース専門科目は学生が選択したコースについて系統的に学修し、各コースの教育目標が達成される科目が配置されている。

経営学科目では、実践的なビジネススキルを身に付け、現代の企業経営に積極的に携わる能力を養うための教育内容を提供している。科目は基本科目と発展科目とに分けられる。また、経営学科ではモデルコース制を採用し、自らの興味や関心に基づき将来の職業進路を想定し、希望する職業や職種に就くために学修しておく方がよい科目を体系的に推奨している。基本科目では経営学の基本的な内容を学ぶ科目が開講され、学期を追って系統的に履修できるように配置されている。発展科目は5つの専門分野と現代ビジネス講座、資格取得講座に分類されモデルコース制に基づいて系統的に学修できる。

〈4〉法学部

法学部では、教育目標が掲げる幅広い教養と高度な専門性の両立のため、さらに本学部の特徴である法政策的な知識・判断力を身につけさせるために、教養教育の重要性について配慮した科目配置を行っている。教養教育としての共通科目は教養科目（保健体育科目を含む）と外国語科目に大別されている。専門教育としての専門科目に関しては、学生の進路を視野に入れた各コース（司法コース、行政・政策コース、パブリックセキュリティコース、法とビジネスコース）毎に専門選択必修科目を設けている（資料4-2-3 p.42～62）。2012年度春学期における開講科目数は、共通科目171、専門科目140である。とりわけ2012年度から始まった新カリキュラムにおいては、1年次を「基礎ステージ」・2年次以降を「応用ステージ」と位置づけ、2年次から始まるコース制と連動させて学生が体系的に科目履修をできるように科目配置し、さらにこの実効性を高めるために1年次秋学期には、導入科目である「コース入門」を登録必須科目として配置している。さらに専門科目については、1年次に学部基幹選択必修科目（憲法・民法・刑法）と「法学の基礎」（必修科目）を配し、2年次に基礎的科目を、3年次に応用・発展科目を配置している。

〈5〉工学部

工学部では、教育課程の編成・実施方針に基づき、共通科目及び専門科目を設置してい

る。共通科目は、教養科目（保健体育科目を含む）と外国語科目から構成されている。専門科目については、学部内で共通となる工学基礎科目・工学専門科目と各コース専門科目に分けられている。卒業資格要件として、教養科目 20 単位、外国語科目 8 単位、工学基礎・共通科目 24 単位（数理コースについては 52 単位）を必要単位数と定め、履修者の選択が可能となるよう十分な数の科目を開設している。

教養科目には、教育目標に掲げる「キリスト教に基づく人格の陶冶」を進めるために「キリスト教学（聖書）・（倫理）」を必修科目として開設し、本学の基盤となるキリスト教に関する基礎的な教育を行うとともに技術者として必要な倫理性の修得に努めている。また、大学における学びに対する導入科目となる「フレッシュャーズ・ 세미나」を必修として少人数教育科目として設置するとともに、「総合コース」など多様な教養を育成する科目を開設している。

外国語科目については、「総合英語（リーディング）、（ライティング）、（リスニング）、（オーラルコミュニケーション）」を必修と定め、習熟度別にクラスを編成し、英語使用能力の育成を行っている。また、選択科目として「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「スペイン語」、「ロシア語」を開設し、学生各自の多様な志向に対応することが可能となっている。

教養科目、外国語科目については、必修科目を 1 年次に開設し、4 年間で無理なく履修できるよう配慮している。

工学基礎科目には、各専門分野での学習の基礎となる「数学」、「物理学」、「化学」、「生物学」、「情報基礎及び工学基礎実験」を開設し、低学年時に履修できるよう配置している。

各学科・コースの専門科目においては、基幹科目を修得したうえで応用・発展科目を履修するよう配置されている。『履修要綱』に履修順序表を掲載し、順次性ある科目配置を明示している（資料 4-2-4 p. 117～232）。

教養教育と専門教育が連携して、基礎や導入から高度の専門教育まで一貫性を持たせている。教養教育は教育目標にある「人格の陶冶」に寄与し、専門教育は技術者としての能力の育成に寄与するものであり、総合的に学ぶよう設置している。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部の開設科目は「共通科目」及び「専門科目」に分類することができる。共通科目に関しては 4 学科共通のカリキュラムである。一方、専門科目に関しては一部 4 学科共通のものがあるが、多くはそれぞれの学科の内容や特徴に対応した独自のものとなっている。

「共通科目」では、本学の建学の精神であるキリスト教を基調とする人間教育と、人間環境学部の教育目標を念頭においてカリキュラムが編成されている。また、本学部では幅広くかつ深い教養や総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを重視し、多様な授業科目が開講されている。これらのことから、共通科目には「教養・総合分野」「コンピュータ・リテラシー分野」「外国語分野」「保健体育分野」の 4 つの大領域が設定されている。さらに「教養・総合分野」は、「キリスト教分野」「人文分野」「社会分野」「自然分野」「生活芸術分野」「キャリアデザイン分野」の 6 領域に、「外国語分野」は「英語分野」「その他の外国語分野」の 2 領域に細かく区分されている。共通科目として開講されてい

る科目数は109科目（2011年度実績）となり、共通科目の教育目標に十分適う授業科目が開設されている。

「専門科目」は「学部基幹科目」ならびにそれぞれ学科の教育目標・内容に対応した「学科基幹科目」「学科専門科目」から構成されている。

「学部基幹科目」は、“人間環境”をどのように捉え、そこにいかに関わるのかについて学ぶ科目群である。これらの科目は本学部の教養教育と専門教育との橋渡しの役割、あるいは接続的役割を担っている。1年次に開講される「人間環境論入門」を必修とし、一定の専門教育が進んだ3年次以降に倫理・自然・文化・社会といった側面から人間環境を見つめる4科目から1科目以上を選択履修としている。

「学科基幹科目」では学科での専門教育における導入的ないし総合的科目が設置されている。それぞれの学科におけるカリキュラムポリシーに対応した領域が設定されている。現代コミュニケーション学科では「メディア・コミュニケーション分野」「国際コミュニケーション分野」「総合分野」の4領域、人間環境デザイン学科では「生活デザイン分野」「居住環境デザイン分野」「環境保全分野」「総合分野」の4領域、健康栄養学科では「栄養関連専門基礎分野」「栄養関連専門分野」「学科関連分野」「総合分野」「栄養教諭分野」の5領域、人間発達学科では「教育・保育分野」「心理分野」「健康・福祉分野」「総合分野」「実習分野」の5領域に科目が区分されており、学生が専門性を幅広く学修することを可能にしている。

共通科目の多くの科目は1～2年次から4年次の間で履修可能な形になっている。一方、専門科目は1年次から4年次にかけてカリキュラムポリシーに沿って順次開講されている。このように専門科目を早い段階から履修する仕組みは特徴的と言える。1年次には導入科目である「教養ゼミナール」が必修となっている。また、共通科目を履修することによって、本学の建学の精神にも関わるキリスト教学やその他の幅広い教養について深く学べるようにしている。専門科目に関しては、学年の進行とともにより専門性の高い授業科目が配置されている。特に、3年次以降は実習等の科目も増え、実践的な専門的能力の育成をはかることができるような科目配置となっている。また、学生には諸種の履修モデルが提示されている。それぞれの履修モデルには、より効果的な学修のための履修順序が示されている（資料4-2-5 p.72～78）。

4つの特徴の異なる学科から構成され、その学際性は非常に高い。また、それぞれの学科の専門教育は実学的指向が強いものである。これらのことから、専門教育（学部基幹科目、学科基幹科目、学科専門科目）と教養教育（共通科目）が有機的に関連し合うようにカリキュラムが構成されている。先にも述べたように、「人間環境論入門」を除く学部基幹科目は教養教育と専門教育との接続的意味を持つものであり、3年次以降に履修するよう配置されている。一定の専門性を獲得した上で、その専門性をより大きな観点（教養的観点）から捉え直す事を可能にしている。このように、教養を専門に、また専門を教養に活かすことができるようにしている。すなわち、専門教育と教養教育に同程度の比重をおいた教育課程を編成・実施している。

〈7〉文学研究科

文学研究科における教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）に基づき、博士

前期課程では、各専攻ともA群講義科目、B群演習科目、C群特論科目からなる「専攻分野別履修モデル」を作成の上、院生の順次的・体系的な履修に配慮している。社会学専攻・比較日本文化専攻はA群～C群を選択必修科目としているが、英語英米文学専攻ではC群を選択科目としている。博士後期課程においては、指導教員のもとに博士論文もしくは博士予備論文を作成するため「専攻分野別履修モデル」を不要としている。また、博士前期課程では各専攻とも、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育を行っている。博士後期課程では各専攻とも、博士論文（同予備論文）執筆のため、リサーチワークだけの科目配当となっている（資料 4-2-1 p.183～195）。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、講義科目、演習科目、他専攻科目等の授業科目を適切に開設し、講義・演習科目も分野に分けて、教育課程を体系的に編成している。

経済学専攻には経済理論・経済学史分野、近代経済学分野、応用経済分野、経済史・世界経済分野、共通分野の5分野が設置されている。経営学専攻には経営学分野、経営情報分野、流通・マーケティング分野、会計学分野、共通分野の5分野が、それぞれ設置されている。

学生は専攻履修方法（資料 4-2-2 p.148）に定めるとおり、入学時に自分の所属する専攻の5分野から1分野を選択し、その分野に応じて指導教授を決めたのち、指導教授の指導により、履修科目を決定している。

博士前期課程の授業科目は、経済学部における Semester 制の導入に併せて2単位科目に分割され、基礎的な授業を展開する特殊講義と指導教員の専門分野に係わる特論とで構成されている。こうした構成によって、学生の関心や時代の変化に敏感に対応するテーマでの開講が可能となり、授業科目は著しく豊富化された。また外国人留学生や社会人入学生の基礎学力の涵養や問題意識への対応も可能となった。

前期課程においては、A群（講義科目）として、①専攻分野の講義科目2科目4単位を必修とし、②所属する専攻分野より他の講義科目18単位以上を履修することを義務付けている。B群（演習科目）としては、①指導教授の演習Ⅰ・Ⅱ（各年次4単位、計8単位）を必修とし、さらに②この他に分野を問わず、演習Ⅰから1科目4単位を履修することができることとした。その修得した単位はA群②の単位とみなすことができる。それら以外に、C群（他専攻、他研究科、他大学院の履修科目）として、以下の①から③までの科目を履修し、修得した単位は、合わせて8単位までA群②の単位とみなすことができる。但し②、③の場合には、指導教授ならびに当該科目担当教員または当該大学の事前承認を得なければならない。

- ① 経済学研究科の、所属していない他専攻の講義科目から4単位。
- ② 本学の他研究科開講科目で、専攻分野と関連する講義科目から4単位。
- ③ 神奈川県内の大学間学術交流協定大学院で、特別聴講生として履修した単位。

博士後期においては、①学生は専攻履修方法に定めるとおり、学位論文作成のため、各自の研究主題に応じて、指導教授による必要な研究指導を受けなければならない、②学生は研究指導のほか、講義科目については1科目（4単位）以上を修得しなければならない、③演習科目は、指導教授が担当する科目に限り、演習Ⅰから順に、各年次1科目ずつ、3

科目（12 単位）を履修しなければならない、という 3 点の条件を定め、履修を行っている。

前期・後期の両課程において、このような形で系統的体系的な履修を行えるように教育課程を編成している。

〈9〉法学研究科

法学研究科では、教育課程の編成・実施方針に明記しているとおり、開講科目は教育目標の達成と学位取得に向けて順次性を有する体系的配置となっている。また、開講科目数は、博士前期課程では基礎講義 30 科目（60 単位）、特殊講義 38 科目（76 単位）、演習科目 62 科目（126 単位）、研究指導科目は専修コースと研究者要請コース別にそれぞれの専修分野毎に 4 科目（8 単位）が配置され、博士後期課程では、講義科目 48 科目（96 単位）、研究指導科目が各専修分野別にそれぞれ 6 科目（12 単位）配置されており、十分な科目数となっている（資料 4-2-3 p.147～157）。ただし、専修分野によって担当教員数の多寡の差があり、その見直し（再編）を検討している。

博士前期課程の開講科目は、講義科目については「基礎講義」を経た後に「特殊講義」へと進み、いわゆるリカレント教育にも対応すべく専修分野の基礎をなす歴史や原理の理解をはかり、同時に専門応用科目として位置づけられる演習科目においては、専門領域やその隣接領域における問題に対する受講生の主体的なアプローチ能力の獲得がはかられ、さらに研究指導科目として、指導教員に加えて当該専修分野の他の担当教員が参加する研究会形式で実施される「論文指導Ⅰ～Ⅳ」（専修コース）・「総合問題Ⅰ～Ⅳ」（研究者養成コース）を設けている。

博士後期課程の開講科目は、講義科目と研究指導科目に大別され、「講義科目」では、前期課程から一貫した担当教員による指導により、専門分野における問題の見いだし方や課題の設定方法及び法的思考や論理の立て方（問題関心ないし課題の意義及び適切性）、論文執筆、研究報告・議論の方法（積極的かつ的確なコミュニケーション）など、学問研究に必須の能力の涵養をはかり、指導教員に加えて、当該専修分野の他の担当教員が参加する研究会形式で実施される研究指導科目の「総合問題Ⅴ～Ⅹ」では、研究報告に基づく先端的かつ高度な質疑を通じて、学位論文作成のための研究の視座に加えて、積極的かつ的確なコミュニケーション能力の涵養をはかっている。

〈10〉工学研究科

工学研究科では、『履修要綱』に基づき、授業時間割表を作成し、授業科目を適切に開設している（資料 4-2-4 p.257～269）。

博士前期課程では、修了までに 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならないとしている。また、博士後期課程では、8 単位以上（博士前期課程で修得した単位数を含めて 38 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

【評価の視点】

- 学士課程教育に相応しい教育内容の提供
- 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容
- 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供

〈1〉大学共通

学士課程においては、2011 年度より経済学部・法学部・人間環境学部の 3 学部が、初年次生対象科目として「キャリアデザイン入門」を共通して導入した（資料 4-2-7）。これは、個々の学部が担ってきた正課のキャリア教育を、学部間で連携して行おうとする初めての試みであった。また、本学の教育課程の編成・実施方針「③初年次から全学共通のキャリア教育を実施し、学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培う」とも適合的である。そこで、この学部横断的な「キャリアデザイン入門」の内容を充実させ、全学科目として発展的に位置づけることを目的に、2011 年度には教学機構会議を中心に、その教育内容・教育方法の検討と審議が行われた。こうして 2012 年度からは、本学卒業生等とも連携し、建学の精神を基礎に、関東学院大学で学ぶことの意味を社会との関係のなかで考え、学生の学修意欲を掘り起こすため、順次、以下のような全学共通の 3 つのキャリアデザイン科目を開設することとした。

1(or2)セメ 登録必須	2～5 セメ 選択	3～5 セメ 選択
KGU キャリアデザイン入門	KGU キャリアデザイン基礎Ⅰ	KGU キャリアデザイン基礎Ⅱ
関東学院大学生としての 「私」「私たち」を知る・考える	社会で働くことの楽しさ・深さを知る	社会の中の「私」「私たち」を知る
※2012 年度開講	※2012 年度開講	※2013 年度開講

上記のうち、「KGU キャリアデザイン入門」は初年次導入科目として全員履修とし、各クラス担当者も専任教員とし、指導の徹底をはかることとした。本科目で受講生は関東学院大学生として、卒業後を意識した大学 4 年間をデザインする。次いで選択科目「KGU キャリアデザイン基礎Ⅰ」を受講し、社会で働くことの素晴らしさ・意義深さを積極的に捉えるきっかけをつかみ、さらに選択科目「KGU キャリアデザイン基礎Ⅱ」を受講して、就業にかかわる社会イメージや自己と社会の関係の明確化をはかる。このように、上記 3 科目は、「KGU キャリアデザイン入門」を軸に、相互に関連する。

また本学では「多様な学習機会を通じて、学ぶことの喜びと社会的意義を知り、自己の社会的使命を自覚するよう促す」とする教育方針と目標に基づき、総合大学の利点を生かして、各学部の特色ある授業科目を他学部の学生が受講できる他学部受講制度を設けている。他学部受講科目では、全体で約 1,300 科目が開放されている。この制度を基盤に、2011

年度からは他学部開講科目を体系的に履修する副専攻制度を開始した。これは、本学の教育課程の編成方針の一つである「副専攻制度によって、学部の枠に捕われない専門横断的な教育機会を提供し、大学入学後の学修や進路の柔軟性を保証する」と適合する。本制度では、学生の学修意欲の向上を喚起するために、その成果を単位として認定するだけでなく、履修した学生に各副専攻の修了書も発行している。

2011年度は、全学部で以下の22の副専攻を開設した。

① 文学部

英語英米文学副専攻、比較文化学地域研究副専攻（日本文化コース）、比較文化学地域研究副専攻（中国文化コース）、比較文化学地域研究副専攻（朝鮮（韓国）文化コース）、比較文化学地域研究副専攻（アメリカ文化コース）、比較文化学地域研究副専攻（イギリス文化コース）、比較文化学地域研究副専攻（フランス文化コース）、比較文化学地域研究副専攻（ドイツ文化コース）、現代社会学副専攻

② 経済学部

経営系副専攻、流通・マーケティング系副専攻

③ 法学部

総合法務副専攻、公共政策法務副専攻、ビジネス法務副専攻

④ 工学部

電気電子工学副専攻、情報工学副専攻、映像表現副専攻、都市防災工学副専攻、環境衛生・設備工学副専攻、バイオ・エコロジー副専攻

⑤ 人間環境学部

メディア・コミュニケーション副専攻、人間環境デザイン副専攻

さらに、「地域社会や卒業生と連携し、かつ国際交流を推進することにより、世界中の多様な人々と協働できる力を培う」とする本学の教育方針と目標に基づき、横浜市内にある他大学の授業科目を受講できる横浜市内大学間単位互換制度や、海外大学と提携した長期（交換・派遣・語学派遣）・短期（語学研修）留学プログラムを実施している。

横浜市内大学間単位互換制度は、本学の他、神奈川大学、國學院大學、鶴見大学、桐蔭横浜大学、東洋英和女学院大学、フェリス女学院大学、東京都市（旧武蔵工業）大学、横浜国立大学、横浜商科大学、横浜市立大学、明治学院大学の計12大学の連携によって実施されている。各大学とも受講料は無料となっており、学生負担に配慮されている。2011年度は、本学の13名の学生が他大学の授業科目を受講している。また、他大学からは33名を受け入れている。この制度に参加の各大学とも、本学には開講していない特色ある科目について数十から数百の科目を提供しており、学生は自分の専攻をさらに深めること、あるいは自分の専攻にはない分野の科目を学ぶことが可能となっている。分野の異なった大学の環境や雰囲気を感じ取るとともに、他大学の学生との交流も生まれ、卒業後の幅広い交友関係に役立っている。

また、海外の大学と提携した長期・短期の留学プログラムでは、2011年度、20名の学生が、交換・派遣留学を経験し、72名の学生が語学研修に参加している。このプログラムは、本学における教育課程の編成方針の一つ「語学教育の充実と留学制度の拡充・単位認定により、コミュニケーション能力の向上を図る」と適合している。本学が提携する海外

の大学は下記のとおりである（資料 4-2-8）。

- ①交換留学：リンフィールド大学（アメリカ）、ミネソタ州立大学モアヘッド校（アメリカ）、アーカンソー大学（アメリカ）、高麗大学（韓国）、北京第二外国語学院（中国）、南京師範大学（中国）
- ②派遣留学：ニューハンプシャー大学（アメリカ）、マッセー大学（ニュージーランド）
- ③語学派遣留学：クィーンズランド大学（オーストラリア）、マッセー大学（ニュージーランド）、サスカチュワン大学（カナダ）
- ④夏期・春期語学研修
 - ・夏期語学研修：オックスフォード大学マンスフィールドカレッジ（イギリス）、スターリング大学（イギリス）、アーカンソー大学（アメリカ）、韓南大学（韓国）、北京第二外国語学院（中国）、サスカチュワン大学（カナダ）、ブルゴーニュ大学（フランス）、ハノーファ大学（ドイツ 2012 年度から実施）
 - ・春期語学研修：クィーンズランド大学（オーストラリア）、マッセー大学（ニュージーランド）、南京師範大学（中国）

〈2〉文学部

文学部の 3 学科はそれぞれ 3 つのコースを持っているが、学生はいずれかのコースに主軸を置き、コースの推薦する科目を参考に履修する。ただし、ここでのコースは学生に推奨するコースであって、特に履修単位の上限などの排他性を持っていない。また、初年次教育として、本学部では 1 年次生対象に「基礎ゼミナール」を開講しており、少人数形式の授業の中で今後必要なプレゼンテーション技能やレポート作成法を学ぶ。

英語英米文学科では、国際社会で活躍するために英語力に磨きをかけると同時に、英米文学・英語学を学問的に研究する。留学や就職に必要な各種資格試験にも対応できる運用力を身につけ、将来実社会で役立つコミュニケーション力を育てる。英語を第一言語とする国々の文学の学びを通し人間理解を深めることを目的とする「英語圏文学コース」、英語学を通して英語の音声や構造、意味について言語学的に研究することで一歩進んだ英語運用力を身につける「応用英語コース」、中学や高校の教師を目指す学生のために英語教育を中心に学ぶ「英語教育コース」を用意している（資料 4-2-1 p. 63～65）。

比較文化学科は、グローバル化が進展する 21 世紀において、「異文化理解」と「共生」の精神を培うことを教育目標に掲げている。3 つの文化について、講義と現地での研修を通じて学ぶことで、「共生」の在り方を考える。本学科では、日本の文学・歴史・社会・生活・思想を学び理解する「日本文化コース」、東アジアの文学・歴史・社会・生活・思想を学び、共生の在り方を考える「東アジア文化コース」、欧米の文学・歴史・社会・生活・思想を学ぶ「欧米文化コース」の 3 つのコースモデルを用意している（資料 4-2-1 p. 66～79）。

現代社会学科では、情報化・個人主義化が進展する中、現代人は次第に人と人のつながりが希薄化した社会状況に対して、個性化や多様化を尊重しつつも共生社会を構築する可能性を巡り、3 つの側面からのアプローチを提供している。したがって、コースは社会学の歴史・思想・理論などを学び、共生とは何かを探究する「社会学思想コース」、都市、環境、家族などの社会現象を学び、また社会問題の解決手段を考察する中で、共生が可能

となる豊かな社会を構築する力を養う「社会創造コース」、児童、障害者、高齢者、社会的弱者などについて学び、福祉社会を担う能力、すなわち共生を実践する力を養う「社会福祉コース」の3つを用意する。ただし、いずれのコースであっても、社会学及び社会福祉学の基幹となる科目が提供されるよう配慮するとともに、社会調査の技能を段階的に修得できる科目も設置している（資料 4-2-1 p. 80～85）。

〈3〉経済学部

外国語科目では、学生の興味・関心、ニーズに応じた特定のテーマに関する英語科目を1年次から4年次まで履修する。経済学科目及び経営学科目では、特論科目を配置し、高度な専門分野について学修できる教育内容を提供している。「専門ゼミナール」では、2年次において原則として全ての学生をゼミナールに所属させることで、少人数・対話型の授業による専門教育の徹底をはかっている。1年次において、「経済学入門」及び「経営学入門」を開講し、初めて経済学や経営学を学ぶ学生が無理なく基礎的な内容を学修できるようにしている。「基礎ゼミナール」では、大学における学修の目的と基礎を確認し、学生自らが4年間の学修目標をたてられるようにしている。「プレゼミナール」では、協同学修を通じた多様コミュニケーション能力の養成とプレゼンテーションやディベートの基礎的なスキルを修得する。

〈4〉法学部

法学部では、1年次の「基礎ステージ」では初年次教育を意識した科目を配置している。たとえば「学びの基礎」という科目では、読解力とレジュメの作成・報告という基礎的プレゼンテーション能力を身につけさせるだけでなく、法学部専任教員全員が担当することによりクラス担任的な役割を担っている。外国語教育では、デファクトスタンダードである英語を重視する方針から、1年次には英語のみを配置している。その他の外国語（ドイツ語、フランス語、中国語及び英語の成績・能力がとりわけ秀でた学生のみを対象とする「Advanced English」を含む英語）については、各言語の特色等を説明した上で学生に1年次秋学期に選択させ、2年次から開始している（資料 4-2-9）。

また、単なる就職支援とは別に、法学部専任教員が各自の専門性を活かしつつ現代社会の諸問題を解説する講義科目「現代社会の課題」、「文章理解と自己表現」などをはじめとして、近年の就職状況の厳しさに対応できる力を学生に付けさせるための科目を強化している。

〈5〉工学部

工学部では、学士課程教育の根幹になる科目については必修科目に設定し基礎能力を修得するように設定するとともに、より広く専門性の高い科目については学生の志向に合わせて選択できるように提供している。特に各専門分野の基幹となる科目については、少人数クラス分けや再履修クラスの設定など、修得度を高めるよう努めている。

また、学修意欲の高い学生の学修機会を提供するために、大学における副専攻制度とともに、工学部サブプログラム制度を2010年度より設置している。この制度は、自身の専攻分野の開講科目と他分野（他コース）開講を併せて20単位修得することでプログラム修了

を認めるものであり、「理工学英语」及び「環境保全技術」の2プログラムを設置している。

さらに、初年次導入教育として、「フレッシュャーズ・ 세미나」を設置し、本学の歴史、社会人としてのマナー、スタディースキルズや理系大学生としてのレポートの書き方などを10人程度の少人数で実施することにより教育効果をあげている。また、入学時にプレイスメント試験（基礎学力に関する試験）を行い、点数が低い学生には補習教育として「数学基礎」及び「英語基礎」の履修を勧めているとともに、必修となる「総合英語」においては能力別クラス設定を行っている。さらにAO試験や推薦など筆記試験を経ずに入学した学生に対しては、e-learningを用いた入学前教育を実施している。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部では、学部並びに各学科の教育目標により育成する人物像が明確化され、さらにディプロマポリシーならびにカリキュラムポリシーによりその方向性が明確に示されている。これに応じるべく、幅広い教養を学ぶことのできる共通科目、それぞれの専門性を深めていくための専門科目群が置かれている。さらに、教養教育と専門教育との接続を重視した学部基幹科目や、実践力を高めるための学外実習科目も設けられている。これらの科目は、それぞれの学修が有機的に関連するような順次性で配置されている。これらは知識・技能・態度・創造的思考力の育成につながっている。

初年次教育では、個々の学生が大学での学修活動や生活に適応的に移行していくこと念頭に置いた科目を多く設置している。「教養ゼミナール」は、1年次に大学での図書・資料の収集法、論文の書き方、プレゼンテーションの方法など、大学での学修を行う上での基礎的な情報提供及びスキル育成を一義的な目的とし、10人程度の小クラス編成とし専任教員が担当する形をとっており、仲間や教員との人間関係形成にも重要な役割を果たしている。

専門学修への入口として「人間環境論入門」や学科基幹科目やリメディアル科目が1年次に開講されている。また、授業ではないものの、入学時には「フレッシュマンキャンプ」が実施され、1年次生が大学生活を適応的に進めていく上で効果が得られている。

〈7〉文学研究科

文学研究科における教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供している。

英語英米文学専攻では、A群講義科目に「英文学研究Ⅰ（英国小説）」・「英文学研究Ⅱ（中世英文学）」・「英文学研究Ⅲ（イギリス詩）」・「米文学研究（アメリカ詩）」のほか、「英語学研究Ⅰ（英語音声学・英語教育）」・「英語学研究Ⅱ（英語史）」・「英語学研究Ⅲ（音声学）」という英米文学（専攻）と英語学（専攻）の双方のバランスに配慮した教育内容を提供している。B群は同様の領域による演習科目であり、C群はA群・B群科目の領域を特論として補う役割を果たしている（資料4-2-1 p.183～184）。

社会学専攻では、A群講義科目に「社会学研究Ⅰ（社会学史）」・「社会学研究Ⅱ（産業労働）」・「社会学研究Ⅲ（地域社会計画）」・「社会学研究Ⅳ（社会心理）」のほか、「社会福祉学研究Ⅰ（高齢者福祉）」・「社会福祉学研究Ⅱ（社会保障）」・「社会福祉学研究Ⅲ（援助技術）」という社会学（専攻）と社会福祉学（専攻）の双方のバランスに配慮した教育内容

を提供している。B群は同様の領域による演習科目であり、C群はA群・B群科目の領域を特論として補う役割を果たしている（資料 4-2-1 p. 185～186）。

比較日本文化専攻では、A群講義科目に「比較日本文化研究Ⅰ（文化論）」・「比較日本文化研究Ⅱ（文化史）」・「日本文化研究Ⅰ（文学）」・「日本文化研究Ⅱ（思想）」・「日本周辺文化研究Ⅰ（中国）」・「日本周辺文化研究Ⅱ（朝鮮）」などを配当し、日欧比較文化、日本文化、東アジア文化の領域を提供している。B群は同様の領域による演習科目であり、C群はA群・B群科目の領域を特論として補う役割を果たしている（資料 4-2-1 p. 187～189）。

〈8〉経済学研究科

経済学専攻、経営学専攻ともに、博士前期課程に5つの分野を設定し、それぞれの分野に関連する多様な科目を開講し、研究指導教員を配置している。このうち、経済学専攻については、「経済理論特殊講義」・「経済学史特殊講義」、「マクロ経済学特殊講義」・「ミクロ経済学特殊講義」、「経済政策論特殊講義」・「財政政策論特殊講義」、「西洋経済史特殊講義」・「日本経済史特殊講義」などの基本科目のほか、各分野において指導教員の研究テーマに係わる多彩な特論科目が多数設置されている。

また経営学専攻には、「経営学特殊講義」・「経営史特殊講義」・「経営管理論特殊講義」、「情報ネットワーク論特殊講義」、「現代流通論特殊講義」・「マーケティング論特殊講義」、「会計学特殊講義」・「財務会計論特殊講義」などの基礎的科目のほか、指導教員の専門分野に係わる特論を多数配置している。また両専攻共通の授業科目として共通分野を設置し、「企業法特殊講義」、「現代政治論特殊講義」、「現代中国論特殊講義」、「環境経済学特殊講義」、「前近代史特殊講義」、「ジェンダー論特殊講義」、「メディア文化論特殊講義」などの授業科目を配置している。

さらに2012年度より、海外に展開している企業から現役のビジネスマンを客員教授として迎え、ビジネスの最先端を学修する授業科目を開設している。

これらの授業科目の豊富さと専門性の高さは、大学院設置基準における博士前期課程の目的、すなわち「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という博士前期課程の目的に十分に適合している。

博士後期課程においても、経済学専攻、経営学専攻のそれぞれにおいて5つの分野を設け、授業科目として特殊研究と演習を配置して人材の育成にあたっている。特に博士後期課程における教育研究の中心として、担当指導教授による密度の高い論文指導体制がとられており、研究者として自立して研究活動を行い、またそれを通じて高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力の涵養に努めている。

〈9〉法学研究科

法学研究科では、カリキュラムポリシーに基づき、科目配置の順次性と体系性に加え、指導担当教員と同分野ないし、隣接分野の教員の参加する集団指導科目を各専修分野の必修科目とすることにより、専門分野の高度化と学際性に対応している。

〈10〉工学研究科

工学研究科では、教育目標や学位授与方針に基づき、体系化されたカリキュラムは、専修科目、必修科目、選択科目を、博士前期課程・博士後期課程教育に相応しい教育内容で提供している。

専修科目は、各専攻課程に設けられている専修分野毎に設けられており、講義、文献研究、研究実験（演習を含む）から構成されている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

〈1〉大学共通

2011年度は、副専攻制度の導入や、海外大学と提携した長期・短期留学プログラムの拡充、全学共通のキャリアデザイン科目開設の決定等、大学における教育課程の編成方針に基づく教育内容を提供するための、全学的な取り組みが活発に行われた。

〈2〉経済学部

従来、経済学部の少人数教育を担うゼミナール教育では、1年次春学期の「基礎ゼミナール」から2年次秋学期の「専門ゼミナール」の間にゼミナールが存在せず、1年間の空白が生じていたが、2011年度からは1年次秋学期の「プレゼミナール」を新たに設けた。このゼミナールでは、学生がプレゼンテーション大会やディベート大会に参加する為に専任教員の指導の下に課題学修に取り組む。これによって、2年次以降の「専門ゼミナール」に繋がる学修機会を提供する体制が整った。学生は「プレゼミナール」での学修を通じて自身の興味・関心と専門分野との関連性を確認できる機会をより得られるようになった。また、「基礎ゼミナール」と合わせて複数の教員の下での学修を経験することで、「専門ゼミナール」の選択のためのスクリーニングの機会も得られるようになった。

〈3〉工学部

学生が所属する専攻分野の開講科目と他分野（他コース）開講科目を併せて20単位修得することでプログラム修了を認めるサブプログラム制度は、2010年度の開設以来、2010年度3名（環境保全技術コース3名）、2011年度4名（環境保全技術コース4名）修了した。継続的に修了者・履修者があり、有効に機能していると考えられる。

② 改善すべき事項

大学共通

大学院の科目履修については、「関東学院大学大学院学則」第9条において、「授業科目、単位及び履修方法は、別表第1のとおりとする」とし、その履修方法が別表によって定め

られている。しかし、本来あるべき履修規程が、工学研究科以外、各研究科に存在していない。このため、科目群の教育課程上の位置づけや体系性、履修の際の手続きの明示も不十分となっている。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

〈1〉 大学共通

2011 年度、教育課程の編成方針に基づく教育内容の提供は、全学的な取り組みのもとで前進した。2012 年度以降も、KGU キャリアデザイン科目が開設されるなど、その発展が見込まれるが、この KGU キャリアデザイン科目の設置に際しては、教学機構会議が重要な役割を果たしたことが注目される。教学機構会議は、教学に関する全学的な方針を審議・決定するために 2011 年度に新たに設けられた会議である。2013 年度には、全学的な教育のあり方について、調査・研究し提言を行う関東学院大学高等教育研究・開発センターの開設も予定されている。今後は、この新設の教学機構会議や高等教育研究・開発センターを中心に、本学の教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の充実を、全学的取り組みとして行う。

〈2〉 経済学部

経済学部では、「基礎ゼミナール」に加え 2011 年度には「プレゼミナール」も新設し、少人数教育を行うゼミナール教育を中核としたカリキュラムが整ってきた。しかしその教育効果を高めるためには、ゼミナールでの教育内容の充実も欠かせない。特に、ゼミナールの少人数教育としての特徴を生かし、教員と学生、あるいは学生間の相互関係のなかで、学生に卒業後のキャリアを積極的に意識させることは、学生自身の学修意欲の向上に大きく寄与すると考えられる。そこで、1 年次におけるゼミナール教育と、全学的なキャリア教育との連携をはかることを行いたい。全学体制の初年次キャリア教育では、学生自身が進路選択を見据えた学修目標を設定するだけでなく、本学学生としてのアイデンティティや大学生としての学修の基本を認識する等、経済学部の初年次ゼミナール教育との関連性が高い内容になっている。したがって、「KGU キャリアデザイン入門」と「基礎ゼミナール」や「プレゼミナール」の学修課題をリンクさせることで、相互に学修効果が高まることが期待できる。

〈3〉 工学部

2013 年度より一学科制の理工学部、建築・環境学部となることに併せて、学修意欲の高い学生に、現行のサブプログラムと同様に専攻の枠を超えた学修機会を提供する。

② 改善すべき事項

大学共通

研究科は、工学研究科以外、履修規程が存在していなかったが、2012 年度に履修規程を定め、2013 年度からこれを施行することとした。

4. 根拠資料

- 4-2-1 『2012 年度文学部・大学院文学研究科履修要綱』（既出 資料 1-13）
- 4-2-2 『2012 年度経済学部・大学院経済学研究科履修要綱』（既出 資料 1-14）
- 4-2-3 『2012 年度法学部・大学院法学研究科履修要綱』（既出 資料 1-6）
- 4-2-4 『2012 年度工学部・大学院工学研究科履修要綱』（既出 資料 1-11）
- 4-2-5 『2012 年度人間環境学部履修要綱』（既出 資料 1-15）
- 4-2-6 『関東学院規程集』第 2 編大学 第 6 章教務 第 2 節履修「大学院生の外国留学における履修及び単位の認定に関する取扱規程」
- 4-2-7 『KGU キャリアデザイン入門』（既出 1-12）
- 4-2-8 「GLOBAL CABLE」
- 4-2-9 「選択必修外国語についてのお知らせ」

教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

【評価の視点】

- 教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用
- 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実
- 学生の主体的参加を促す授業方法
- 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導

〈1〉大学共通

本学ではセメスター制を導入し、共通の学年暦に基づき、各学期 15 回授業の徹底をしている。また、履修科目登録の上限は、各学部履修規程に定められている。ただし、諸課程の開講科目はこの上限を超えての履修登録を認めている。

また本学では、学修指導に必要な学生の学修状況を把握すること、及び学生自身に学業成績の状況を的確に把握させ、学生の学修意欲を高めることを目的に、各授業科目の成績を G P（グレード・ポイント）に換算し、履修した科目 1 単位あたりの成績を数値で示す、GPA 制度を導入している。

GPA 値の算出方法

秀 (S) を 4、優 (A) を 3、良 (B) を 2、可 (C) を 1、不可 (F) を 0 という係数に置き換え、次の式によって算出する。ただし、諸課程科目の単位数及び「認」(N)、「合」(P) 判定の科目は、計算に含まれない。

【2011 年度以降入学生】

$$\frac{4 \times (\text{S の総単位数}) + 3 \times (\text{A の総単位数}) + 2 \times (\text{B の総単位数}) + 1 \times (\text{C の総単位数})}{(\text{S の総単位数}) + (\text{A の総単位数}) + (\text{B の総単位数}) + (\text{C の総単位数}) + (\text{F の総単位数})}$$

※不可 (F) の総単位数が分母に含まれる。

【2010 年度以前入学生】

$$\frac{4 \times (\text{S の総単位数}) + 3 \times (\text{A の総単位数}) + 2 \times (\text{B の総単位数}) + 1 \times (\text{C の総単位数})}{(\text{S の総単位数}) + (\text{A の総単位数}) + (\text{B の総単位数}) + (\text{C の総単位数})}$$

※不可 (F) の総単位数が分母に含まれない。

さらに、各学部は各キャンパスに置かれた学生支援室等とも連携しながら、学業に行き詰まった学生や成績不振者に対して、個別に指導を行う等、補習教育も含めきめ細かな指導を行い、学修成果が上がるよう努力している。また、基礎学力の不足により、大学での

学修、あるいは就職活動に困難を生じている学生も見受けられることから、2012年度からは、全新生を対象に、大学での学修の前提となるべき基礎学力を確認するテストを行い、一定の基準に満たない学生には正課外の基礎学力養成講座の受講をすすめることにした。

なお、学生の学修活動を支える教務上の連絡なども、掲示板に加え、WEB上のOlive Campus（学生支援システム）を利用し利便性をはかっている。休講や学生呼び出しについては、携帯電話、学生個々のポータルサイトを利用し情報を得ることもできる。

〈2〉文学部

文学部では以下の表のように各セメスターに取得できる単位数の上限を設けている。ただし、諸課程等開講科目はこれらの履修単位数には含まれない。

表－1 学年別セメスター表

年次	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
セメスター	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
上限単位数	20	20	20	20	22	22	22	22

また、2年次から3年次に進級するためには、2年次までの修得単位数の合計が40単位以上あることを要件としている。セメスター制を実施することで、一学期毎の履修効果を確認することができ、学修へのモチベーションを高めることに繋がる。

英語英米文学科においては、CALL教室を駆使し、英語ネイティブ教員担当のコミュニケーション系授業も充分配置し、しかもそれらを妥当な少人数クラスで運営しているので英語のコミュニケーションスキル獲得には十分な教育方法と学習指導を実施しているといえる。そのほかのスキルに対応した語学科目も必要可能な程度に配置している。

比較文化学科では、専門の講義と同時に少人数の導入教育を行い、その成果を継承した専門科目の人数分散、2年次秋学期からのゼミナール開始、体験学習としてのワールド・スタディ、卒業論文作成の長期的・公開的プログラム、就職支援講座などを実施することで、幅広い授業形態を学生に提供している。

現代社会学科では、それぞれのコースで講義・演習・実習の科目を設置し、理論的背景を備えつつ実践へと結びつけるカリキュラムとなっている。社会学思想コース及び社会創造コースでは専門・卒業ゼミナールにおいて、実践的に社会調査を行い、これに基づき卒業論文の作成指導を行っている。また、社会福祉コースでは「社会福祉援助技術現場実習」に関して年度毎に履修説明会を開催し履修指導を行い、2・3年次に履修有資格者の選考（試験・面接）を行っている。また、教員が現場実習先に巡回訪問し学生指導するとともに、実習終了後に実習報告会の実施及び実習報告書を作成し、学科全教員に配布し情報の共有化をはかっている。

〈3〉経済学部

経済学部では、少人数授業の拡充をはかることで、学生の自律的な問題解決を支援する対話型の教育方法を展開し、学生一人ひとりの理解度や習熟度に対応した学習指導を行う

事を目標としている。

授業評価アンケートの結果等から、クラスサイズの大きな授業では学生の私語等の授業環境の悪化が指摘されていることを受け、講義科目のクラスサイズに配慮しながら、同時に座席指定制を積極的に活用することでクラス環境の改善に努めている。オフィスアワーの設置により個別の学生への対応をさらに強化している。

外国語科目、情報処理関連科目等では、担当教員が学生一人ひとりに対応でき、双方向性を伴った授業運営が可能となるように、少人数クラスの編成を徹底している。また、英語科目においてはプレースメントテストに基づくクラス編成を行い、各学生の習熟度に見合った学習指導を行っている。

全学的な方針に基づき、各学期における履修制限単位数を設けることで、学生が無理の無い計画的な履修を行うよう指導している。

1 年次秋学期に開講されているプレゼミナールでは、複数のゼミナールが参加するプレゼンテーション大会やディベート大会を開催することで、学生が主体的な課題学習に取り組む機会を提供している。

2 年次秋学期から開講される専門ゼミナールでは、全ての専任教員がゼミナールを担当し、特に2年次生に対しては全ての学生がゼミナールに所属する体制を整えている。これにより、ゼミナールを経済学部教育の核心に位置づけ、学生一人ひとりの学修上の課題や進路選択に専任教員が直接向き合い、学習指導を行っている。

履修登録制限単位数については、各学期 22 単位とする。ただし、諸課程等開講科目はこれらの履修単位数には含まれない。

2 年次から 3 年次に進級するためには、2 年次まで（4 セメスター終了時）までの修得単位数の合計が 36 単位以上あることを要件としている。

〈4〉法学部

法学部の授業科目の形態は少人数によるゼミナール、外国語科目、実技系の体育科目を除いて、その大半が授業形態としては講義科目となっているが、専門教育の導入科目である「法学の基礎」（必修）は、導入科目にありがちな大人数講義を避けるため、2012 年度の新カリキュラムからは 5 クラス開講している。法律基幹科目である憲法・民法・刑法については、2 クラスないし 3 クラス開講している。また、本学がキリスト教を建学の精神とすることに鑑み、「キリスト教学 1」を必修としている。2012 年度以降についての履修科目登録の上限は、1 年次から 3 年次までの 3 年間ですべてのセメスターとも上限まで単位を取得しても卒業所要単位 126 単位に達しない 20 単位に設定している（資料 4-3-1 第 2 編 第 6 章 第 2 節「関東学院大学法学部履修規程」第 6 条（7））。学習指導、とくに履修指導についてはセメスター毎に教務委員が中心になって学生の履修相談に応じており、成績不良者に対しては学科長・共通科目主任・教務主任が個別面談により指導している。

学生の主体的な授業参加を促す授業方法については、基本的には科目担当者に委ねられているが、法学部教員は授業支援システムの利用比率が高いことから見て、受講者数が多い授業でも頻繁な課題提出や受講者とのコミュニケーションなどを試みている教員が多いと推測できる。

〈5〉工学部

工学部では、教育手法についてはFD活動を通じて改善に努めている。授業評価アンケートを通じて学生への教育効果を参照することにより個々の科目の教育方法は継続的に改善されている。学科・コースの教育目標に対応するカリキュラム編成、クラス編成等については年度毎の学科研修会等を通じて検討し、次年度の開講科目、クラス編成に反映させている。これにより再履修クラスの設定や少人数クラスの設定などによる教育方法の改善が進められた。

入学時の履修指導については教務主任、教務課工学部係が中心となって入学生全員に実施している。詳細な履修指導が各セメスターのオリエンテーション時に、学科・コース単位に各学年に対し行われ、その際に成績表を見せながらの個人的な履修指導も同時に行っている。特に修得単位の少ない学生や留年生には教務委員が個別に対応している。さらに、1年次生の必修科目の「フレッシュャーズ 세미나」においても、履修登録や科目選択などの履修指導も行っている。

1セメスターに履修登録できる科目は24単位に上限を設定している。ただし、補正教育科目（数学基礎Ⅰ・Ⅱ、英語基礎Ⅰ・Ⅱ）及び諸課程開講科目については、この上限を超えての履修を認めている。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部における開講科目の授業形態は、講義、演習、実験、実習、実技に区分されている。授業形態は授業の目的・内容に応じて適切に設定されている。基礎的な知識の修得を目指した授業は、主に講義や演習という授業形態をとり、より専門的な知識や技能の獲得を目指した授業では演習、実験、実習の授業形態をとっている。

学生の十分な学習の時間（予習・復習を含む）を確保するべく、また大学設置基準を遵守すべく、半期間で履修することのできる単位の上限（CAP）を設定し、これを24単位としている。ただし、総合的な教育効果を考慮して諸課程開講科目や学外実習科目はCAPの単位数には含めていない。

学生に対する丁寧な履修指導のために、教務関連オリエンテーション、各学科によるオリエンテーション、アドバイザー教員による個別の相談と指導が行われている。教務関連オリエンテーションは、各学期（春・秋）の始めに実施されている。それぞれの学年や学期により履修内容や教務上の留意点などを指導・周知する機会となっている。教務関連オリエンテーションの後には、連続して学科別のオリエンテーションが実施される。オリエンテーションの後には、成績がアドバイザーグループの担当教員から返却し、必要に応じて学習指導を行っている。

通常期の学習指導としては、オフィスアワーの設定と活用、リメディアル教育が挙げられる。オフィスアワーについては、それぞれの教員（非常勤講師を含む）に必ず設定するよう求めている。教員のオフィスアワーはシラバスに記載され、学生に周知されている。また、リメディアル教育は、英語に関して正規の授業として開講されているほか、健康栄養学科で理系科目に困難や苦手意識を抱いている学生に対しては、学生支援室にてリメディアル教育が実施されている。

〈7〉文学研究科

文学研究科の教育方法及び学習指導は、本研究科のカリキュラムポリシーに従い適切になされている。各専攻とも、大学院学則第5条2項に記載されている「博士前期課程」・「博士後期課程」の教育目標に従い必要とする授業形態を明らかにしている。また、各専攻とも「博士前期課程」（修士論文執筆）では春学期に論文構想発表会を、秋学期に論文中間発表会を行い、「博士後期課程」（博士予備論文執筆）では秋学期に論文構想発表会を行い、担当指導教員に加え、研究指導・論文作成指導を専攻所属教員全体で行うよう努めている。博士論文については別途「審査日程」が定められている。このように、修士論文、博士論文ともに審査日程を詳しく明示し、研究指導、学位論文作成指導を行っている。

博士前期課程では、社会学専攻と比較日本文化専攻の2専攻が、修了要件として「A群講義科目、B群演習科目、C群特論科目の各群より、それぞれ2科目8単位を選択必修とし、合計8科目32単位以上を取得すること」とし、英語英米文学専攻では、A群・B群からそれぞれ2科目8単位を選択必修とするほか、C群特論科目を選択科目とした8科目32単位以上の修得が「修了要件」となっている。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、講義及び演習においては、学生の問題意識や状況に応じて、柔軟に対応し、教育成果があがるように務めている。

前期課程においては、「修士論文中間報告会」を制度化し、またその準備のために「修士論文執筆計画書」の提出を義務付け、指導教授を中心にしながらも専攻あるいは研究科全体で指導する措置をとっている。

後期課程においては、毎年度末に研究報告書を提出させ、また毎年秋に「博士後期課程研究報告会」を実施し、同様の指導体制をとっている。

〈9〉法学研究科

法学研究科の開講科目は、講義科目（前期課程・後期課程）、演習科目（前期課程）、研究指導科目（前期課程・後期課程）に分類され、履修登録は年間28単位を上限として指導教員の指導により、履修科目をきめなければならない。以上は法学研究科『履修要綱』にも明記されている。

集団指導による研究会形式の研究指導科目においては、学位論文作成に向けた学生の主体的な取組みを促し、修士論文と博士論文の双方について義務付けられている公開の中間報告を経て学位取得にいたるというプロセスによって、研究指導計画に基づく研究指導・学位論文指導を実施している。

〈10〉工学研究科

工学研究科の開講科目は、講義、文献研究、研究実験（演習を含む）に分類され、養成する研究者・技術者像を反映したカリキュラムとなっている。履修科目の選定にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。また、修士の学位を取得するためには、30単位以上（博士は8単位以上）を修得し、指導教員の研究指導のもと、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。学位論文の審査は、合計3名以上の審査委員によ

ってなされる。

（２）シラバスに基づいて授業が展開されているか。

【評価の視点】

- シラバスの作成と内容の充実
- 授業内容・方法とシラバスとの整合性

〈１〉大学共通

シラバスは、すべての学部・研究科において一定の書式で作成され、教員間で記述の内容や量に精粗がないように努めている。また本学では、Olive Campus が導入され、シラバスはホームページを経由してインターネット上でも学生がアクセスでき、全科目のシラバスが表示できるようになっている。

授業担当者はシラバスに、各授業科目の「到達目標」「授業のねらい」「授業計画」を明示し、「成績評価方法・基準」を明確にし、それに基づき試験（レポート、口頭試問等含む）を実施して、後述の成績評価の基準に従って厳格な評価をしている。また、全学共通のキャリアデザイン科目については、作成されたシラバスが、全学で定めた授業方針に沿っているかを、教学機構会議において確認している。シラバスに基づいて授業が展開されているかは、「学生による授業評価アンケート」にある「授業は授業概要（シラバス）に対応していたか」という質問項目の回答結果によって検証されることになっている。これによると、「全くそう思わない」を1、「あまりそう思わない」を2、「どちらともいえない」を3、「ややそう思う」を4、「強くそう思う」を5とした場合の、大学全体の平均は、2011 年度春学期は 3.8、秋学期は 3.9 と、比較的肯定的な評価を得ている（資料 4-3-2、4-3-3）。

〈２〉文学部

シラバスは WEB 上で検索できるシステムとなっており、教員は「授業の到達目標及びテーマ」、「授業の概要」、「一回ずつの授業計画」、「成績評価方法・基準」、等をシラバスに記載する。シラバスに書いたことは、FD の一環である授業評価アンケートにおいて、常に学生の評価に晒されることになる。2011 年度の授業評価アンケートは公開されており、教員は学生のアンケートに対してコメントを付けるよう求められる。アンケートには「授業は授業概要（シラバス）に対応していた」という項目があり、教員はシラバスと実際の授業内容との相関性について学生の評価を受ける。

〈３〉経済学部

経済学部では、各科目のシラバスにおいて①授業の到達目標及びテーマ、②授業の概要、③授業計画、④成績評価方法・基準等を具体的に明記し、これを初回授業時のイントロダクション等を通じて学生に十分周知した上で、それに沿った授業を展開する事を目標としている。

各担当教員には、シラバス作成を依頼する段階で、シラバスの作成方法及び記入上の注

意点等を周知している。また、学生による授業評価アンケートでシラバスに沿った授業がなされたかを確認する。

〈4〉法学部

法学部では、シラバスの作成等は全学の統一方針のもとで行われている。シラバスに基づいて授業が展開されているかは、学生による授業評価アンケートにある「授業は授業概要（シラバス）に対応していたか」という項目の回答結果によって検証し改善につなげている。2011 年度秋学期の授業評価アンケートによるならば、全体の平均値（5～1 点の加重平均値）は 3.9 であり、この数値は授業の総合評価のそれに等しい。したがって、授業内容や方法とシラバスの間には整合性が確保されていると判断できる（資料 4-3-3 p.8）。

〈5〉工学部

工学部のシラバスは、専任教員及び非常勤講師共に作成依頼書に作成マニュアルを添付し依頼している。シラバスには、授業の到達目標及びテーマ、授業の概要、授業計画（各 15 回分）、教科書、参考書、成績評価方法及び基準、関連科目、履修上の注意を明記している。

また、学生による授業評価アンケートでシラバスに沿った授業がなされたかを確認している。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部では、シラバスは統一の書式で作成されている。シラバスに記載する内容として「授業の到達目標及びテーマ」「授業の概要」「授業計画」「教科書」「参考書」「成績評価方法・基準」「関連科目」「履修上の注意（学生への指示）」が設定されている。「授業計画」においては、授業の内容と目的とが併記されるかたちとなっており、学生が主体的に学修活動に取り組む（予習・復習を行う）際に有効に機能している。また、成績評価方法・基準を明示することによって、評価の客観性や厳格性を担保している。

また学期毎に行われる授業評価アンケートでは、授業内容や方法、及び授業がシラバスにしたがって進められたかについて尋ねる項目が設定されている。この結果を分析することによって、授業とシラバスの整合性について確認するひとつの指標とすることを可能にしている。

〈7〉文学研究科

文学研究科のシラバスについては、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1 年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを統一した書式を用いて作成し、院生に開示している。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、授業の到達目標及びテーマ、授業の概要、シラバスを作成し、毎週の授業計画、教科書、参考書、成績評価方法・基準、関連科目を明記したシラバスを作成し、それに基づいて授業をおこなっているが、同時に、受講者の水準、問題意識なども考

慮し、学生の状況に応じて柔軟に授業内容を修正し適切な授業を行えるようにしている。

〈9〉法学研究科

法学研究科のシラバスの作成は、講義の到達目標等の項目立てを含めて全学の統一方針の下に行われており、その内容は、法学研究科の少人数講義・演習という現状に立脚するものとなっている。また少人数のゆえに、変更がある場合も受講生への説明・周知が十分になされている。

〈10〉工学研究科

工学研究科のシラバスは、専任教員及び非常勤講師共に作成依頼書に作成マニュアルを添付し依頼している。また、シラバスの形成、記載すべき事項は学部のシラバスと同様である。

専攻別に行う履修指導において、シラバスの活用方法について説明している。また、記載内容の履行については、授業アンケートの回答結果を検証し改善につなげている。

（３）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

【評価の視点】

- 厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）
- 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性
- 既修得単位認定の適切性

〈1〉大学共通

成績評価基準は 2004 年度まで 4 段階（優・良・可・不可）評価であったが、より厳格かつきめ細かな成績評価とするため、2005 年度入学生より「優」の上位に「秀」を設けて 5 段階評価としている。なお成績評価は、100 点満点で 100～90 点：秀、89～80 点：優、79～70：良、69～60：可となっており、成績表を配付後、学生には個々の成績に関する質問の機会も保障している。また卒業認定の際は、各学部教授会で厳格な査定を行い認定している。

1 単位の授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法、その教育効果、授業外に必要とする学修等を以下のようにしている。

- ①講義と演習は、15 時間から 30 時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- ②実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- ③卒業論文、卒業研究、卒業制作等については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めている。

入学前の既修得単位認定について、大学設置基準で定められている範囲内の単位で包括認定をしている。

この他、学内各学部が連携した単位認定制度として他学部受講制度、学外教育機関等と連携した単位の認定制度として、横浜市内の大学間で連携した横浜市内大学間単位互換制度、及び海外の大学と提携した長期（交換・派遣・語学派遣）・短期（語学研修）留学プログラムがある。

他学部受講制度及び横浜市内大学間単位互換制度で修得した単位は、いずれも各学部の基準により、卒業所要単位として認めている（資料 4-3-4 第 2 編 第 1 章学則「関東学院大学学則」第 3 章履修・卒業 第 19 条、第 20 条 2 項、資料 4-3-5 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「関東学院大学文学部履修規程」第 22 条、第 27 条 2 項、資料 4-3-6 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「関東学院大学経済学部履修規程」第 14 条 2 項、第 15 条 2 項、資料 4-3-1 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「関東学院大学法学部履修規程」第 9 条 3 項、第 10 条、資料 4-3-7 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「関東学院大学工学部履修規程」第 25 条 3 項、第 30 条 2 項、資料 4-3-8 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「関東学院大学人間環境学部履修規程」第 11 条 3 項、第 15 条）。また、長期・短期の留学プログラムでも、留学先で修得した単位数を卒業単位に認定し、語学研修参加学生にも特定の科目の単位として認定が可能となっている（資料 4-3-9 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「学生の外国留学における履修及び単位の認定に関する取扱規程」、資料 4-3-5 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「関東学院大学文学部履修規程」第 25 条、資料 4-3-10、資料 4-3-6 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「関東学院大学経済学部履修規程」第 16 条、資料 4-3-11、資料 4-3-1 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「関東学院大学法学部履修規程」第 12 条、資料 4-3-12、資料 4-3-7 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「関東学院大学工学部履修規程」第 33 条、資料 4-3-13、資料 4-3-8 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「関東学院大学人間環境学部履修規程」第 14 条、資料 4-3-14）。なお、院生についても、2012 年度に「大学院生の外国留学における履修及び単位の認定に関する取扱規程」を定めた（資料 4-3-15 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修）。

〈2〉文学部

文学部では、「文学部履修規程」に従った成績評価を行っている。横浜市内 12 大学との単位互換、他大学、他学部からの編入についても規程のもとに進められ、インターンシップ（資料 4-3-5 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「関東学院大学文学部履修規程」第 24 条）、海外交換留学（資料 4-3-5 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「関東学院大学文学部履修規程」第 25 条、資料 4-3-10）、語学研修（資料 4-3-5 第 2 編 第 6 章 第 2 節履修「関東学院大学文学部履修規程」第 23 条）での単位・成果も文学部の卒業単位として認められる。これらの単位互換については、教務委員会、教授会の審議を経て了承される。

〈3〉経済学部

経済学部では、「経済学部履修規程」に従った成績評価を行っている。各科目の担当教員は具体的な評価の項目とその比率をシラバスに明記し、それによって成績評価を行っている。

入学時の既修得単位数については 60 単位を超えない範囲で認定している（資料 4-3-6

第2編 第6章 第2節履修「関東学院大学経済学部履修規程」第4条)。また、編入学及び他大学との単位互換についても経済学部履修規程第5条及び第15条に基づいた運用を行っている。

〈4〉法学部

法学部では、成績評価の方法については、シラバスに具体的に（たとえば、出席〇〇%、レポート□□%、定期試験△△%など）記載されている。評価の基準は、一部例外科目を除いて「秀」及び「優」は原則として当該科目履修者全体の30%を超えてはならないと定められている（資料4-3-1 p.51）。

単位制度に基づく単位認定については、法学部履修規程第2条に「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。」と定め、1セメスター15回の授業を行っていることから、基準は満たしている。しかし、単位の実質化に必要な授業外での学習時間の確保については個々の科目担当者に委ねられている。

新入生の既修得単位認定の取り扱いについては、大学設置基準に基づき、法学部履修規程第16条において30単位を上限として単位を認めており、教務委員会での審議の上、教授会の了承を得なければならない手続となっている。

〈5〉工学部

工学部では、成績評価方法はそれぞれの科目のシラバスに明示されており、中間試験や期末試験、課題・演習状況が点数化され総合的に判断している。1年次から4年次まで春学期24単位、秋学期24単位の履修科目登録の上限を設けている（資料4-3-7 第2編 第6章 第2節履修「関東学院大学工学部履修規程」第6条）。運用に関して諸課程の科目及び英語基礎、数学基礎はその上限からはずして履修させている。

横浜市内単位互換制度で修得した単位は本学部の自主選択学修の8単位の中に算入される（資料4-3-7 第2編 第6章 第2節履修「関東学院大学工学部履修規程」第30条2項）。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部では、「人間環境学部履修規程」に従った成績評価を行っている。横浜市内12大学との単位互換（資料4-3-8 第2編 第6章 第2節履修「関東学院大学人間環境学部履修規程」第15条）、他大学、他学部からの編入についても規程のもとに進められ（資料4-3-8 第2編 第6章 第2節履修「関東学院大学人間環境学部履修規程」第13条）、海外交換留学（資料4-3-8 第2編 第6章 第2節履修「関東学院大学人間環境学部履修規程」第14条、資料4-3-14）、語学研修（資料4-3-8 第2編 第6章 第2節履修「関東学院大学人間環境学部履修規程」第16条）での単位・成果も人間環境学部の卒業単位として認められる。これらの単位互換については、教務委員会、教授会の審議を経て了承される。

〈7〉文学研究科

文学研究科では、大学院設置基準第6章「課程の修了要件」基準に従い適正に定められている。博士前期課程では、2年以上在学し、32単位以上の修得が定められている。また、

博士後期課程では、3年以上在学し12単位以上の修得が定められている。なお、履修科目の単位取得の認定については、試験または論文によって行う。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、「大学院学則」に従って講義ならびに演習科目の成績を評価している。修士論文の評価については、1年次末に「修士論文執筆計画書」を提出させ、2年次秋に「修士論文中間報告会」を開催して、指導教授のほか2名の教員がコメンテーターとして参加して種々の指導を行ったうえで、論文を執筆させている。そのうえで修士論文の審査は公開とし、指導教授を含む3名の審査員が評価を行い、専攻会議で確認する手続きがとられている。

後期課程における論文指導にあたっては、毎年度末に研究報告書を提出させ、また毎年秋に「博士後期課程研究報告会」を開催し、指導教授のほか教員2名がコメンテーターとして参加して指導を行ったうえで、論文を執筆させている。

〈9〉法学研究科

法学研究科では、成績評価と単位認定は各科目担当者の判断に委ねられているが、シラバスにおいて授業の概要・到達目標とともに成績評価基準が明記されており、成績評価及び単位認定はそれに基づいて行われることになっている。

既修得単位認定については、大学院学則第13条及び第20条により10単位を上限としている（外国の大学におけるの取得単位も含む）。

〈10〉工学研究科

工学研究科の博士前期課程では、2年以上在学し専修科目も含めて30単位以上の修得が定められている。また、博士後期課程では、3年以上在学し専修科目も含めて8単位以上の修得が定められている。

成績評価は、「大学院学則」に従った成績評価を行っている。成績評価方法はそれぞれの科目のシラバスに明示されている。単位認定は試験によって行うが、授業期間中の成績をもって試験に代えることがある（資料4-3-16 第2編 第6章 第2節履修「関東学院大学大学院工学研究科履修規程」第3条）。なお、2011年度は定期試験の実施が8%、最終レポートの提出が78%、それ以外による評価が14%であった。

既修得単位については、10単位を上限として、研究科委員会の議を経て認定される。また、4単位を上限として、神奈川県内の大学間における学術交流協定大学の大学院において特別聴講学生として修得した単位も算入できる（資料4-3-16 第2編 第6章 第2節履修「関東学院大学大学院工学研究科履修規程」第7条）。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

【評価の視点】

○授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

〈1〉大学共通

第3章1(4)で述べたように、本学では、毎年夏期に全学の専任教員が参加する「全学教員研修会」が開催される。さらに2011年度からは、この研修会に必ず「全学FD・SD集会」を組み込むこととし、全学的に授業改善に取り組む姿勢をより明確にした。ここでは、大学教育に関し、本学が抱える課題が全学的な視野から提起され、議論される。また、2010年度から始まった公開授業では、参加者から記名式のアンケートを集め、それを学内に公開するとともに、授業評価アンケートについても、2011年度からその結果及び分析を行った報告書を学内に公開することとし、授業改善のための学内基礎データを全学的に共有する環境が前進した。これに基づき、2011年度の全学教員研修会プログラムのなかに設けた「全学FD・SD集会」では、公開授業の実施報告を行った。さらに2012年度からは本集会において、公開授業だけでなく、授業評価アンケートについても取り上げ、質疑を行うこととした。しかも例えば、2011年度の「キャリア教育について考える」という共通テーマの議論が、2012年度に開設された全学共通のキャリアデザイン科目に生かされるなど、実際の教育にフィードバックされている。過去5年間の「全学教員研修会」において取り上げられた教育課題は以下のとおりである。

2007年 9月5日	主題『より良い教育環境を目指して』 ・ハラスメント防止対策について ・教育改革構想検討委員会各部会報告
2008年 9月3日	主題『関東学院大学の教育の今後を考える』 ・中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」を検討する ・学部教育の現状と課題(パネルディスカッション) ・教育改革提案と総合討論
2009年 9月2日	主題『教育の質保証システムの構築に向けて』 ・学士課程教育の質保証について ・学部・大学院における教育の質保証の取り組みの現状と今後の方向性 ・総合討論
2010年 9月8日	主題『「教育の質保証」に向けて』 ・初年次教育の現状と課題(現状報告) ・大学についての現状認識と改革の方向性
2011年 9月7日	全学FD・SD集会 ・2010年度公開授業実施報告 ・キャリア教育について考える

また、2013 年度からは、高等教育について調査・研究を行い、全学に教育のあり方を提言・支援する、関東学院大学高等教育研究・開発センターの開設も予定されている。

〈2〉文学部

文学部では、授業評価アンケートの結果の分析のほか、全専任教員に対し、公開授業の実施と一つ以上の授業への参観を義務づけ、授業方法の改善につなげている。

基礎ゼミナールを軸とした初年次教育の内容や方法については、各学科委員会で検討を行い、改善につとめている。主として3年次生が受講する専門ゼミナールでは各学科で研究発表会を開催し、4年次生が執筆する卒業論文では、卒業論文報告会を実施し、卒業論文の概要集を刊行している。これらの取り組みにより、教育の成果を教員間で共有し教育内容や方法の改善に結びつけている。合わせて、各種資格に関連するものについては、合格者数や合格率を学科委員会で報告・共有し、教育課程改善の材料としている。

上記のような方法で、検証を定期的に行うことにより、教育課程や教育内容・方法の改善を、適宜行っている。

〈3〉経済学部

経済学部では、FD委員会主催の「授業実践報告会」を各学期に開催し、授業の内容及び方法の改善をはかっている。経済学部では2010年度より、共通科目・専門科目双方にまたがって、各専任教員の授業への取り組み事例を紹介し、授業改善をはかっている。更に2011年度からは非常勤講師にも参加を呼びかけることで、幅広い情報の共有を試みている。

〈4〉法学部

法学部では、毎年開催される法学部研修教授会において教育課程の見直しとともに授業内容の改善をはかるための研修を行っている。2012年度の研修教授会においては2011年度の研修教授会での検討と教授会での承認を経て2012年度から新たに始まったカリキュラムの初年度導入教育の諸科目とキャリア支援科目の教育成果についての検証を含むプログラムが予定されている。

〈5〉工学部

工学部では、FD委員会を設置・開催し、大学のFD支援委員会の活動と連携し、授業方法の改善をはかっている。FD委員会では、授業評価アンケートの実施、アンケート結果の検討、公開授業の開催や外部研修会の通知・報告などを行っている。学部及び学科の研修会を年2回開催し、授業内容及び方法の改善についても検討を行っている。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部では、学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するためFD委員会を設置し教員の教育指導方法の改善、向上推進のための活動を行っている。原則、履修者20名以上の講義科目においては、学期毎、学生による授業評価アンケートを実施している。チェック項目は全学統一項目と学部独自の項目とし2008年度から結果が公開されている。この授業評価アンケートは、以前は学生が授業や自身の学修について評価するの

みであったが、2011 年度からそれらを集計した結果について担当教員がコメントを記入することとした。

F D活動の一環としての授業公開が 2008 年度から実施された。授業公開は、自身の授業について他の教員に参観・コメントをもらうことや、他の教員の授業を参観し参考にできる点を学び、授業改善につなげていこうとする試みである。2012 年には専任教員に関しては授業公開が義務化されている。

〈7〉文学研究科

文学研究科では、修士論文構想発表会及び中間発表会が教育成果の検証の機会となり、定例の専攻会議、文学研究科委員会を中心に検証の体制を維持している。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、講義・演習・研究指導を結びつけ、シラバスを整備しながら、受講者の関心・能力に合わせた教育を進め、成績評価と単位認定を行っている。修士論文中間報告会・博士後期課程研究報告会を実施し教育成果を検証し、教育の改善に役立てている。

年 1 回、教育・研究指導アンケートを実施、院生の要望や不満などを把握し、定期的に改善に努めている。

〈9〉法学研究科

法学研究科では、2011 年度より全研究科において実施されている「教育・研究評価アンケート」に加え、2010 年度より法学研究科で実施している教員と院生の懇談会は、教育目標の達成と学位取得に向けた教育方法及び内容の検証材料となっている。両者について所属全教員に結果報告を行い、課題の共有をはかっている。集団指導科目としての研究指導科目の実施は、授業の内容及び方法の改善をはかる組織的研修・研究の実践場面としても機能するが、専修分野に在籍学生がない場合もあり、研究指導科目への全教員参加も含めて、F D委員会による検討を行っている。

〈10〉工学研究科

工学研究科では、F D委員会を開催し、授業方法の改善をはかっている。F D委員会では、教育・研究評価アンケートの実施、アンケート結果の検討、公開授業の開催などを行っている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

〈1〉大学共通

(1) 大学共通の学年暦とシラバスによって、各学期 15 回の授業が徹底されるとともに、

シラバスでは、各回の「授業計画」と、各授業科目の「到達目標」「授業のねらい」「成績評価方法・基準」を明記し、学生が計画的に学習をすすめられるよう、配慮されている。また、学士課程においては、このシラバスと実際の授業との整合性が、授業評価アンケートによって検証されており、概ね整合的であると評価できる（資料 4-3-2、4-3-3）。

- (2) F D 支援委員会を中心に、2011 年度より授業評価アンケートの結果を学内に公開するとともに、公開授業も全学的に開始し、全学 F D ・ S D 集会を年 1 回開催するなど、教員の授業に対する意識改善に向けた取り組みと、授業の内容及び方法の改善に向けた取り組みが、全学的にすすめられている。

〈2〉経済学部

- (1) 基礎ゼミナール、プレゼミナールや専門ゼミナールを全ての専任教員が担当する事で、少人数の対話型の教育を徹底し、ゼミナール教育を経済学部の教育の核心に位置づけることができている。専門ゼミナールの担当教員を全ての専任教員に拡大したことで、2 年次において全ての学生をゼミナールに所属させる体制が整い、1 年次からの系統的なゼミナール教育が可能となっている。
- (2) 単位修得状況が不十分な学生に対する個別面談の実施によって、退学者数の減少がはかられている。在籍者総数（1 年次生から 4 年次生、留年生含む）に対する退学者が占める割合は 2002 年度には 5.3%であったものが、過去 5 年間ににおいては 3～4%程度へと減少している。

表－1

	2006	2007	2008	2009	2010
在学者数	3, 123	3, 121	3, 095	3, 142	3, 250
退学者数	114	133	122	101	127
退学率	3. 65%	4. 26%	3. 94%	3. 21%	3. 91%

〈3〉人間環境学部

入学時、及び各学期開始時における手厚い学修指導によって、学生が誤りなく授業を履修し、効果的に学修することに貢献している。また、進路の変更や学修計画の変更を検討・希望する学生が現れた際にも、それを把握して適切な指導と助言を与えることを可能にしている。

〈4〉経済学研究科

修士論文中間報告会・博士後期課程研究報告会を制度化したことにより、院生には論文執筆計画書や研究報告書の作成も求められるようになり、これが院生にとって、指導教授のもとで自身の研究の進捗状況を厳しく見つめ直す、重要な機会となっている。このため、

本制度は院生の指導と研究の進展に重要な役割を果たすようになった。これを継続して実施することには大きな意義がある。

②改善すべき事項

〈1〉大学共通

教育課程においては、各学部・研究科が定める教育目標に基づき体系的に各科目が配置されている。したがって、シラバスで明示された各科目の到達目標も、各学部・研究科が定める教育目標と関連性があることが前提とされている。しかし、各学部・研究科の教育目標に基づき各科目担当者が記入したシラバスについて、全学共通のキャリアデザイン科目については、教学機構会議でシラバスの到達目標や内容の点検が行われているが、その他の科目の多くは、各科目の到達目標が、学部・研究科の到達目標を意識して、シラバスにおいて適切に設定されているかの検証が行われていない。

〈2〉文学部

学生の科目履修が、各学科の教育・人材育成の基本方針に即した免許・資格等の取得に繋がっているか、またそのための履修指導体制は充実しているかを検証すべきである。

〈3〉法学部

コース別、科目群別、授業形態別などの履修状況（履修率、単位取得率、成績分布など）の分析が行われていない。

〈4〉法学研究科

集団指導科目としての研究指導科目の効果をより高めるため、各専修分野の近接性を再検討して専修分野区分を改編し、あるいは全教員参加による開講とするという見直しが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学共通

- (1) 今後も引き続き各学期 15 回の授業回数を確保するとともに、シラバスの充実のために、2013 年度より、新たに開設される関東学院大学高等教育研究・開発センターにおいて、学生に予習・復習を促す「授業外学習」についても明示することを検討する。

(2) 現在、教学機構会議を中心に、全学的なFD・SD活動を支援する組織の拡充を検討している。これに基づき、2013年度には関東学院大学高等教育研究・開発センターが開設されるとともに、本センターのもとにFDについて調査・検討する部会も設けられる予定である。こうした全学的な組織を中心に、授業評価アンケートや公開授業を活用し、授業内容及び方法の改善をはかるための研修や研究会をさらに充実させる。

〈2〉経済学部

(1) 専門ゼミナールの一層の拡充をはかる。原則的に全ての学生がゼミナールに所属する現在の体制を強化し、入学から卒業まで全ての学生を専任教員による少人数対話型のゼミナール教育によって指導していく体制を整える。

(2) 単位修得が不十分な学生への個別指導を前倒しで実施して、より早期に問題を発見し、必要な支援を行う。また、面談を行う教員がよりの確に学生の問題を発見し、必要な指導が行えるように、教員の意識の啓発と面談能力を向上させるセミナーの開催を行う。

〈3〉人間環境学部

手厚い履修指導によって、どれほどの効果があるのかについて客観的な指標により点検することが求められる。個々の教員ならびに教務課や学生支援室における履修相談の件数と内容とを調査・集計し、学生の実態に応じた履修指導の在り方を検討することにつながる必要がある。

〈4〉経済学研究科

修士論文中間報告会・博士後期課程研究報告会は、院生の研究の進展を促すうえで効果的であり、継続して実施する。

② 改善すべき事項

〈1〉大学共通

シラバスで明示された各科目の到達目標と、各学部・研究科が定める教育目標との結び付きを強めるためには、まず、各科目担当者、及び学生に対し、各科目の到達目標と各学部・研究科の教育目標との関連性を明確化する必要がある。このために、各学部・研究科の教育目標を踏まえた学修内容の順次性、科目間の関連性を図示化したカリキュラムマップを作成し、大学構成員に明示できるように改善する。その導入に向けて、2013年度新設予定の高等教育・開発センターにおいて調査・研究に基づく方針案の策定を行う。

〈2〉文学部

4年間を通しての学生の履修状況及び成果を検証し、各学科の教育目標・人材育成目標に応じたコアカリキュラムの設定及び年次配当を行う。

〈3〉 法学部

学生の履修状況を詳細に検討できる仕組みを構築し、2013 年度より実施する。

〈4〉 法学研究科

2014 年度の実施を目途として、各専修分野区分の見直しあるいは集団指導科目の開講形態の変更を実施する。

4. 根拠資料

- 4-3-1 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第2節履修「関東学院大学法学部履修規程」
- 4-3-2 『2011 年度春学期実施学生による授業評価アンケートに関する報告書』（既出 資料 3-47）
- 4-3-3 『2011 年度秋学期実施学生による授業評価アンケートに関する報告書』（既出資料 3-48）
- 4-3-4 『関東学院規程集』第2編大学 第1章学則「関東学院大学学則」（既出 1-1）
- 4-3-5 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第2節履修「関東学院大学文学部履修規程」
- 4-3-6 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第2節履修「関東学院大学経済学部履修規程」
- 4-3-7 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第2節履修「関東学院大学工学部履修規程」
- 4-3-8 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第2節履修「関東学院大学人間環境学部履修規程」
- 4-3-9 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第2節履修「学生の外国留学における履修及び単位の認定に関する取扱規程」
- 4-3-10 「文学部外国留学修得単位認定に関する申し合わせ」
- 4-3-11 経済学部「外国留学により修得した単位の認定に関する申合せ」
- 4-3-12 法学部「外国留学における受講科目の単位取扱い申合せ」
- 4-3-13 工学部「外国留学における受講科目の単位取扱いの申し合わせ」
- 4-3-14 人間環境学部「外国留学における受講科目の単位取扱い申合せ」
- 4-3-15 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第2節履修「大学院生の外国留学における履修及び単位の認定に関する取扱規程」（既出 資料 4-2-6）
- 4-3-16 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第2節履修「関東学院大学大学院工学研究科履修規程」

成 果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

【評価の視点】

- 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用
- 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

〈1〉大学共通

大学では、学生の学習成果を測定するために 2011 年度より GPA 制度を導入した（第 4 章「教育方法」1 (1) 参照）。これは、特待生の推薦基準、及び奨学生の選定基準として全学的に活用されている。また本制度によって、学生は、自身の学業成績の状況を的確に把握することができる。ただし、その学習指導等への活用の仕方は、各学部・研究科によって異なる。

また、大学・学部の教育目標は、各科目の到達目標に具体化されている。したがって、教育目標に対する学生の評価を把握するために、学士課程においては、全学部で各学期の後半に行っている授業評価アンケートに「授業の到達目標及びテーマに掲げられている知識やスキルが身につくと思いますか」という設問を新たに設け、それを集計することにより、各授業、各学部の教育目標の達成度に関する学生評価の指標とした。大学全体では 5 段階評価のうち、2011 年度春学期が 3.74、秋学期が 3.77 と概ね肯定的な評価を得ている。

学生の卒業後の評価については、2011 年度の卒業式において、卒業生・修了生にアンケートを配布し、調査を行おうとした。しかし、回収率が極めて低く、有効なデータを得ることができなかった。

〈2〉文学部

文学部では、教育の成果を数値で出すのは難しいが、卒業判定率、就職率、進学者数、交換・派遣留学生の数、各種資格試験の結果はその一つの指標となろう。

文学部の過去 3 年間の卒業判定率(表-1)、就職率(表-2)、進学者数(表-3)、交換・派遣留学生の数(表-4)は以下のとおりである。

表-1 卒業判定率＝卒業判定合格者/毎年度 5 月 1 日における最終学年に在籍する学生

	2009 年度	2010 年度	2011 年度
英語英米文学科	87.8%	84.2%	87.7%
比較文化学科	89.3%	90.6%	90.6%
現代社会学科	83.7%	81.7%	81.7%

表－2 就職率＝就職者数/就職希望者数

	2009 年度	2010 年度	2011 年度
英語英米文学科	67.9%	71.6%	68.2%
比較文化学科	73.0%	69.5%	71.6%
現代社会学科	86.6%	71.4%	76.6%

表－3 進学者数

	2009 年度		2010 年度		2011 年度	
	大学院	専門学校	大学院	専門学校	大学院	専門学校
英語英米文学科	3	4	4	5	3	3
比較文化学科	5	4	1	3	1	2
現代社会学科	5	3	1	8	1	2

表－4 交換・派遣留学生数

	2009 年度		2010 年度		2011 年度		
	交換	派遣	交換	派遣	交換	派遣	語学派遣
英語英米文学科	11	3	3	2	8	1	2
比較文化学科	2	0	2	2	3	0	0
現代社会学科	0	0	0	0	0	0	0

英語英米文学科においては、留学経験者を増やし、学内においてはプレゼンテーションを積極的に行い、レポートや論文を的確で迅速に書ける能力を涵養する目標はある程度まで達成している。2011 年度の英語英米文学科 1、2 年次生を対象に行った TOEFL-ITP の試験では、平均は 402.16 点であり、同学科の 1～4 年次生を対象にした TOEIC-IP の試験では、平均は 408 点であった。在学生の多様な進路希望もあり、その具体的教育目標に沿った成果を数値的に示すことは困難である。一般就職においては他学部を凌ぐことは難しく、また学科の特徴の進学や専門職、教職等の就職数も僅かな実数しかない。

比較文化学科は、自他ともの文化に開かれた認識・態度を持つことを目標に、地域研究を深めている。その成果を職業的に直結させるものとして、多くの学生が関心を寄せるのが「旅行業務取扱」の国家資格である。少なからぬ学生が関連講座を受講し、国外・国内を問わず、合格者を出し続けている。それに関連して、現地研修授業である「ワールドスタディ」の参加者からは、自己の関心の集大成として、観光業務を職業として選ぶ学生も出ている。さらに、自文化の国際的貢献の一環として、海外で日本語教育に従事する卒業生も輩出するに至っている点などに、教育目標の社会的還元の一環を見て取ることができる。

現代社会学科では、製造業、卸売・小売業、サービス業、情報通信業など幅広く産業界に人材を輩出している。また、一定数が公務員や教員としての職を得ている。特に、社会福祉コースの学生は医療・福祉分野に就職する割合が高い。資格取得者から教育成果を見ると、社会調査士資格の取得者は、表-5 に示すように安定した取得状況にある。社会

福祉士の国家試験の合格率（現役生と過年度生の合計で 26％）は、全国平均値（2011 年度実施の第 23 回試験で 28.1％）とほぼ同水準であり、適切な水準の教育成果を挙げていると言える。

表－5 社会調査士、社会福祉士(既卒者含)数

	2009 年度	2010 年度	2011 年度
社会調査士	46	55	45
社会福祉士（既卒者含）	17	14	13

なお、本学部の教育目標の達成に対する学生の評価は、授業評価アンケートの設問「授業の到達目標及びテーマに掲げられている知識やスキルが身につくと思いますか」によると、5 段階評価のうち、2011 年度春学期が 3.7、秋学期が 3.8 と概ね肯定的な評価を得ている（資料 4-4-1 p.45）。また、卒業生の評価も、文学部で得た知識、コミュニケーション能力、資格が現在いかに役立っているかを示している（資料 4-4-2 p.37、p.44～47）。

〈3〉経済学部

経済学部では、英語科目においてスタンダードテスト（TOEIC スコアに換算可能）を導入し、成果の検証を行っている。

「基礎ゼミナール」及び「プレゼミナール」で自己評価アンケートを実施することで、学生自らが課題達成度合いを評価する機会を設けている。

単位修得状況が不十分な学生に対して各学期の初めに専任教員が個別に面談を実施している。面談では対象学生の学習上の問題だけでなく、生活面での問題についても確認し、適切な指導を行っている。

2011 年度の学生による授業評価アンケートの集計結果によると、設問「授業の到達目標及びテーマに掲げられている知識やスキルが身につくと思いますか」の学部集計結果は、春学期が 3.7、秋学期が 3.8 となっており、学部の教育目標に沿った成果に対して学生から一定の評価を得ている（資料 4-4-1 p.62）。

〈4〉法学部

法学部では、学生の学習成果を測定するための評価指標として、個々の授業科目の成績評価をもとにした GPA 制度を全学で導入し、法学部では、1 年次（第 1・2 セメスター）の成績不良者の 2 年次への進級制限（資料 4-4-3 第 2 編 第 6 章 第 2 節「関東学院大学法学部履修規程」第 7 条）あるいは成績優秀者への表彰制度に利用されている。

学生による授業評価アンケートでは、学生自身が授業にどのような姿勢で臨んだか評価する項目があり、それらは学生の自己評価と見ることができる。アンケートの設問「授業の到達目標及びテーマに掲げられている知識やスキルが身につくと思いますか」の学部全体の評価は、5 段階評価のうち、2011 年度春学期が 3.8、秋学期が 3.8 と概ね肯定的な評価を得ている（資料 4-4-1 p.84）。卒業生の進路と在学中の成績評価との相関関係などの検証は 2012 年度から始まったが、まだ評価する段階には至っていない。また、卒業生（あ

るいは卒業を目前に控えた学生) の評価は実施していない。

〈5〉工学部

工学部の授業評価アンケートに見られる各科目の総合評価点の推移を下表に示す。

表-6 授業評価アンケート「総合評価」平均点の推移

年度	2007	2008	2009	2010	2011
春学期	3.57	3.64	3.65	3.67	3.73
秋学期	3.68	3.75	3.71	3.78	3.81

以上のように、学期間の差（春学期が常に低くなっている）及び一時的な低下（2009 年度秋のみ）は見られるが、全体として増加傾向にあるので、個々の授業の教育効果は上がっていると考えられる。また 2011 年度より設けた「授業の到達目標及びテーマに掲げられている知識やスキルが身につくと思いますか」という設問に対しては、工学部平均として 5 段階評価のうち春学期に 3.7、秋学期に 3.7 と概ね肯定的な評価を得ている。これにより開設している各科目の目標設定は適切なものとして受け入れられていると考えられる。

しかしながら、卒業判定の合格率は、2009 年度は 74.7%、2010 年度 72.4%、2011 年度 65.7%と低下している。この一因としては、学力不足の学生が増加していると考えられる（資料 4-4-4）。

卒業生の大学院への進学率は、2009 年 9.7%（51 名）、2010 年 12.4%（66 名）、2011 年 9.7%（44 名）であり、より高い段階の学習を志望する学生を安定して輩出している。就職率については、進学者以外の卒業生を母数とした評価においては、2009 年 72.2%、2010 年 74.0%、2011 年 67.7%となっている（資料 4-4-5）。就職先は製造業情報通信分野に多く、技術者育成という学部目標に合致している。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部では、学生の学習成果を測定するために、GPA、単位修得率、学位授与率、就職率・進学率の集計と分析を進めている。GPA、単位取得率、学位授与率は教務課（教務委員会）にて、就職率・進学率については、キャリアセンター（キャリア委員会）で整理・検討を行っている。また、各学科やその他の委員会等でも独自の集計がされているものもある。これらの結果は、必要に応じて学部教授会で報告され学部構成員に周知されている。

各学期に実施される授業評価アンケートにおいては、それぞれの授業に関する学生の取り組みや理解の程度について自己評価させる項目を設けている。本学部の教育目標の達成に対する学生の評価は、授業評価アンケートの設問「授業の到達目標及びテーマに掲げられている知識やスキルが身につくと思いますか」によると、5 段階評価のうち、2011 年度春学期が 3.8、秋学期が 3.8 と概ね肯定的な評価を得ている（資料 4-4-1 p. 121）。

〈7〉文学研究科

文学研究科では、教育目標に沿う、文学研究科 3 専攻における過去 5 年間（2007 年度以降）の学位の授与状況は以下のとおりである。博士前期課程（修士号）については、英語

英米文学専攻 16 名、社会学専攻 6 名、比較日本文化専攻 21 名、合計 43 名である（資料 4-4-6）。

博士予備論文については、英語英米文学専攻 3 名、社会学専攻 4 名、比較日本文化専攻 3 名（2008 年 4 月開設）、合計 10 名である。博士後期課程（博士号）については、英語英米文学専攻 3 名（課程博士）、社会学専攻 1 名（論文博士）、比較日本文化専攻 0 名（2008 年 4 月開設）、合計 4 名である。なお、この間における満期退学者は、英語英米文学専攻 2 名である（資料 4-4-6）。

修了生による評価は、『文学研究科創立 10 周年記念誌』に肯定的な評価が記載されている。また修士論文審査基準及び博士論文審査基準は、明確な学習成果を測定するための評価指標であるとともに、毎年度発行される『OLIVA』『比較文化論集』『社会論集』には、院生の学習・研究成果が反映・測定されているといえる。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、博士前期課程において、2010年度の経営学専攻ではやや留年が多かったが、全員2011年度には修了し修士の学位を取得した。

後期課程においては、2010年度に課程博士を同時に2名誕生させることができた（資料 4-4-6）。

博士前期課程においては、「修士論文執筆計画書」ならびに「修士論文中間報告会」によって、後期課程においては、毎年度末に提出させる研究報告書と、毎年秋に行っている「博士後期課程研究報告会」を通じて、学習成果を把握している。なお卒業後の評価については特にない。

〈9〉法学研究科

法学研究科においては収容定員が少数であることから、学生の学習成果の測定は、各担当教員ないし研究指導科目を担当する専修分野教員により行われており、レポートの他に院生の研究論集『関東学院大学 大学院法学研究科 法研論集』の発行等によっても、学習・研究成果が測定されている。

学生の自己評価や卒業後の評価については、全学的にも法学研究科としても、アウトカム・アセスメント（卒業生評価）を測定すべく、学位取得者や満期退学者を対象とする調査の実施につき、全学の大学院委員会に検討を提案する。

〈10〉工学研究科

高度な専門知識を持った技術者や研究者を輩出するという教育目標を測定するための評価指標として、就職状況、研究成果の公表・特許の出願状況、日本学術振興会の特別研究員採用人数等を用いることを検討している。就職先・卒業生の評価については、研究室、専攻単位での把握に留まっており、研究科全体としての取りまとめには至っていない。

（２）学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

【評価の視点】

- 学位授与基準、学位授与手続きの適切性
- 学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

〈1〉大学共通

学位授与にあたっては、学則、大学院学則、専門職大学院学則並びに学位規則と、各学部の履修規程、成績評価及び単位認定に関する取り扱い内規に従い、厳正な審査によって授与される。また留年生に対しては、9月卒業の制度を設け、単位の修得状況によっては卒業が可能になる道を開いている。

〈2〉文学部

文学部の学位は、「文学部履修規程」第37条に記した修得単位数を満たした学生に与えられる。また、その手続きとして、各学科会、教務委員会、そして教授会の審議を経て学生に通知される（資料4-4-7 第2編 第2章 第2節教授会「関東学院大学文学部教授会規程」第3条（1））。

英語英米文学科においては、各科目の採点評価は適切で、その集積の総取得単位数による卒業・修了認定は的確に行われている。具体的には、卒業論文執筆希望者は前年度に指導教員を決め、その指導の下に卒業年度の12月上旬までに卒業論文を完成させなければならない。その後、主査、副査2名による口頭試問を受け、それを通過した者のみ卒業論文の単位が与えられる。英語英米文学科では2011年度よりゼミナール連合を立ち上げ、各ゼミナールより卒業論文執筆者を1名ずつ選出し、卒業論文発表会を実施している。また、卒業論文概要集『英語英米文学科卒業論文概要集』を作成し、学科の学生に配布することで卒業論文の動機づけをはかっている。

比較文化学科では、学科内に卒業論文を専門に担当する委員を定め、先行する年度の研修学科会議において当該年度の卒業論文執筆要綱及び卒業論文関連プログラムについて確認し、それを徹底させる手続きを行っている。卒業論文執筆に先立って、構成、引用、註、要旨、参考文献等の諸書式については、基礎ゼミナールにおいて「ガイドブック」（『比較文化学科基礎ゼミナールガイドブック第3版』）をもとに統一的に学修を済ませている。卒業論文提出予定者は、提出期限の約1ヵ月前に行われる学科を挙げての中間発表会に参加しなければならない。そこで、他の学年をも交えた聴衆を前にプレゼンテーションを行い、議論を経て、客観的立場からの批判を取り入れた最終調整を行う。執筆枚数は400字詰め原稿用紙に換算して80枚程度である。提出の1ヵ月後に主査・副査各1名による口頭試問を行い、それに合格して最終的に卒業論文8単位の単位が認定される仕組みになっている。合格した卒業論文の要旨は、『比較文化学科卒業論文要旨集』として編纂され、印刷されて一定部数保存されるとともに、卒業生、在校生、教員及び関係諸機関に配布されている。比較文化学科の卒業論文の単位は、文学部の他学科に比して多いが、完成・提出に到るまでの学修的・学術的手続きにより、単位数にふさわしい質は担保されている。

現代社会学科では、卒業論文執筆要綱を定め、最低20,000字を記すこととしている。

また、本文のほかに要旨の提出を求め、『現代社会学科卒業論文概要集』として発刊し卒業生・在校生及び教員に配布している。そして、各ゼミナールにおいて卒業論文の中間発表及び最終発表会を開催し指導教員が審査にあたっている。これにより、卒業論文の質と量を担保している。

〈3〉経済学部

経済学部では、「経済学部履修規程」において卒業・修了の要件が定められており、これらは『履修要綱』等によって予め学生に明示されている。学生の卒業・修了の判定では、各科目の担当者による公正かつ正確な単位認定に基づいた既修得単位数及び在学期間が、大学及び学部が定める卒業要件を満たしているかを客観的かつ厳格に判断し、卒業認定を行っている。

2年次終了時点で学生の既修得単位数を確認し、既修得単位数から4年間での卒業が見込めない学生には3年次進級を認めないこととし（資料4-4-8 第2編 第6章 第2節履修「関東学院大学経済学部履修規程」第6条）、その判定を客観的かつ厳格に行っている。

〈4〉法学部

法学部では、学位授与基準は法学部履修規程第4条に在学期間（8セメスター）と卒業所要単位数（その構成要件を含む）を明確に定めており、また学生に明示されている（資料4-4-3 第2編 第6章 第2節履修「関東学院大学法学部履修規程」第4条）。また、学位授与の手続きは先に述べた卒業要件が教務委員会によって審査され、さらに専任教員を構成員とする教授会の審議を経なければならないものとされている（資料4-4-9 第2編 第2章 第2節教授会「関東学院大学法学部教授会規程」第3条（1））。

〈5〉工学部

工学部では、学位授与基準は工学部履修規程第23条に在学期間（4年以上）と所要単位（卒業に必要な所定の条件を満たし、合計124単位）を定めており、また学生に明示されている。学位授与の手続きは学部教授会の審議を経なければならないものとしている（資料4-4-10 第2編 第6章 第2節履修「関東学院大学工学部履修規程」第23条）。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部では、学部ならびに各学科のディプロマポリシーにもとづいた学位授与の基準が設けられている。学科毎に学位授与基準（卒業要件）が設定されている。学位授与のためにはすべての学科において124単位以上の取得が求められている。

学位授与の手続きに関しては、毎年度9月ならびに3月に卒業見込みの学生が卒業要件を満たしているか否かについての査定を行っている。はじめに教務委員会にて査定を行い、さらに教授会で最終的な査定を行うという手続きをとっている。卒業するために必要なすべての領域の単位が詳細に記載された資料を、すべての専任教員で確認をするという極めて厳格な卒業査定を行っている。

〈7〉文学研究科

文学研究科の修了要件は『履修要綱』に明示されている。審査する基準（学位論文審査基準）については、「修士論文」は「文学研究科修士論文審査基準」として、また「博士論文」は「文学研究科博士論文審査基準」及び「文学研究科博士論文予備審査基準」として学生に明示されている。また、文学研究科における学位授与は、博士前期課程においては、各専攻の論文構想発表会（春学期）、同中間発表会（秋学期）を経て、論文審査と口頭審査の最終試験（主査1名、副査2名）により可否の判定をしている。

博士課程（博士予備論文）においては、論文構想発表会（秋学期）を経て、論文審査と口頭審査の最終試験（主査1名、副査2名）により可否の判定をしている。なお、博士論文については、予備審査、公開説明会、本審査、最終試験により可否の判定がなされる。学位の認定については、専攻会議、文学研究科委員会、大学院委員会の議を経て修了認定がなされる。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科の学位授与基準は、大学院学則の規程に定められている。それをふまえ経済学研究科の修了要件は『履修要綱』に明示されている。学位授与については、専攻会議の議を経て研究科委員会で承認することになっている。課程博士論文提出の要件についても『履修要綱』に明示している。

本研究科では、修士論文の評価については、1年次末に「修士論文執筆計画書」を提出させ、2年次秋に「修士論文中間報告会」を開催して、指導教授のほか2名の教員がコメンテーターとして参加して種々の指導を行ったうえで、論文を執筆させている。そのうえで修士論文の審査は、公開で行い、指導教授を含む3名の審査員が評価を行い、専攻会議で確認する手続きがとられており、適切に行われている。

後期課程における論文指導にあたっても、研究テーマを届出、毎年度末に研究報告書を提出し、また毎年秋に「博士後期課程研究報告会」を行い、指導教授のほか教員2名がコメンテーターとして参加して指導を行ったうえで、論文を執筆させている。博士論文の審査にあたっても、主査1名と副査2名の3名の教員が、予備審査から本審査にかけて継続して審査を行い、そのうえで研究科委員会において学位授与の決定を行っており、適切に実施されている。

〈9〉法学研究科

法学研究科の学位授与基準は法学研究科ディプロマポリシー（資料4-4-11）によって明示されており、学位授与手続も、関東学院大学学則第22条及び第23条の要件に加え、修士論文については『履修要綱』（p.147）に、博士論文についても取扱い内規（資料4-4-12 第2編 第6章 第1節学位）においてその要件が明記されており、学位授与の基準及び手続はともに適切性を有している。

学位審査は、修士論文審査及び博士論文審査ともに中間報告を課すことで論文の水準を要求し、審査報告書を法学研究科委員会で審議・了承する手続を経ることにより、客観性と厳格性を確保している。

〈10〉工学研究科

工学研究科の学位授与基準は、博士前期課程については、工学研究科履修規程第2章第7条に、在学期間（2年以上）と所要単位（30単位）を示し、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならないと定めている。博士後期課程については、工学研究科履修規程第3章第12条に、在学期間（3年以上）と所要単位（8単位）を示し、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならないと定めている。これは履修要綱において学生に明示されている。また、専攻毎の学位授与方針（ディプロマポリシー）は工学研究科のホームページに明示されている（資料 4-4-13）。修士論文に係わる手順、課程博士審査手順については『履修要綱』に記載されている。

博士前期課程の資格審査は最低3名の教員による論文審査とそれに引き続く発表会での質疑応答によって、学位授与の可否が決定されている。

一方、博士後期課程において、博士論文の事務的な主要な流れは、次の通りである。

- ① 論文とともに予備審査願を提出
- ② 各専攻（審査委員会）における予備審査会を実施
- ③ 審査資格の確認及び公開説明会開催の可否を工学研究科委員会で決定
- ④ 公開説明会の実施
- ⑤ 学位申請論文の提出
- ⑥ 本審査及び最終試験の実施
- ⑦ 学位授与を工学研究科委員会で決定

また、関連した査読付き論文が専門学会誌等に1編以上掲載されていることが申し合わされている。実際には、3編以上が提出されている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

大学・学部教育目標は、各科目の到達目標に具体化されていることが前提である。これに基づき、学士課程教育では、2011年度より、授業評価アンケートの質問項目を見直し、各授業の到達目標に対する達成度の評価項目を加えた。これを大学、各学部単位で総合的に数値化することにより、個々の授業の到達目標に対する達成度の学生評価だけでなく、大学、各学部の教育目標の達成度の学生評価も測定できるようになった。学生が概ね肯定的な評価をしていることも確認できた。

②改善すべき事項

〈1〉大学共通

学生が在学期間を通じた本学の教育の総体をどのように評価しているか、検証する仕組

みが存在していない。このため 2011 年度には、卒業式においてアンケート調査を行おうとしたが、回収率が極めて低く、有効なデータをえられなかった。したがって、本学の教育目標に沿った 4 年間の成果を、学生自身がどのように実感・評価しているか、確認されていない。

〈2〉文学部

学科によっては、学部教育が学生の卒業後の進路と必ずしも結び付いていない状況も見受けられるので、学生の卒業時の進路選択と在学時の履修状況及び成果との関連性を検証し、キャリア形成支援とリンクしたカリキュラム開発及びFDが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

各学部の教育目標と、各授業が掲げる到達目標の有機的関連性をさらに高め、授業の到達目標に対する達成度が、各学部の教育目標の達成度とより密接に結びつく方策をとる必要がある。このためにも、4 章「教育方法」の「将来に向けた発展方策」でも触れた、カリキュラムマップの導入を検討する。また、学生による達成度の評価と、実際の成績データとの相関関係についても検討を行う。これらはいずれも、2013 年度に新設される関東学院大学高等教育研究・開発センターの調査・研究テーマとなる。

②改善すべき事項

〈1〉大学共通

2011 年度は卒業式において、卒業生・修了生を対象とするアンケート調査を行ったが、その回収率は極めて低いものであった。アンケート調査の方法を改めて見直す必要がある。卒業生の評価については、同窓会との連携をはかる。

〈2〉文学部

ゼミナールを始め、実習授業、フィールドワーク等の対話型・参加型の授業を拡充して、専門能力に加えキャリア形成を意識した学修を指導し、社会人基礎力に通じる総合的な能力の涵養をはかる。資格取得等を支援するサポート授業を設ける。

4. 根拠資料

4-4-1 『2011 年度秋学期実施学生による授業評価アンケートに関する報告書』（既出 資料

3-48)

- 4-4-2 『関東学院大学ガイドブックコンパス 2012』(既出 1-17)
- 4-4-3 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第2節履修「関東学院大学法学部履修規程」(既出 資料 4-3-1)
- 4-4-4 「卒業判定」
- 4-4-5 「就職・大学院進学状況」
- 4-4-6 「大学院における学位授与状況」
- 4-4-7 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第2節教授会「関東学院大学文学部教授会規程」
- 4-4-8 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第2節履修「関東学院大学経済学部履修規程」(既出 資料 4-3-6)
- 4-4-9 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第2節教授会「関東学院大学法学部教授会規程」
- 4-4-10 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第2節履修「関東学院大学工学部履修規程」(既出 資料 4-3-7)
- 4-4-11 関東学院大学ホームページ法学研究科サイト「ディプロマポリシー」
(既出 資料 4-1-15)
<http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/hougaku14/index.php?id=29&tmid3=50>
(最終アクセス 2012.12.1)
- 4-4-12 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第1節学位「関東学院大学大学院研究科博士後期課程を経た者の学位論文審査に関する取扱内規」「関東学院大学大学院研究科博士後期課程を経ない者の学位論文審査に関する取扱内規」
- 4-4-13 関東学院大学ホームページ工学研究科サイト「ディプロマポリシー」
(既出 資料 4-1-16)
<http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/kougaku24/index.php?id=17&tmid4=31>
(最終アクセス 2012.12.1)

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

【評価の視点】

- 求める学生像の明示
- 当該課程に入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準の明示
- 障がいのある学生の受け入れ方針

〈1〉大学共通

大学は、「人になれ 奉仕せよ」の校訓のもとに、豊かな人間性を培い、個性と知性を磨き、社会において主体的に自立して生きるための知識と技術を養い、21世紀共生社会の創造とその持続的発展に貢献できる人材の育成を目指している。この方針に基づき、2011年度に各学部及び研究科で改めてそれぞれのアドミッションポリシーを策定した。本学ではそれまで、アドミッションポリシーを策定していない学部・研究科もあったが、これによって、全学的なアドミッションポリシーが整うこととなり、大学としての求める学生像が明確となった。2012年度からはこれをホームページ等で明示している。

学士課程においては、一般入試・大学入試センター試験利用入試、推薦入試、AO入試の3つの入試方式を実施している。すべての入試方式に共通して、入学者に対しては、高校までの教育課程において身につけるべき基礎的学力水準だけでなく、文章読解力や表現力及び他者とのコミュニケーション能力などの基本的な社会適応力を求めている。それぞれの入試方式で要求する知識等については、各学部・学科のアドミッションポリシーで具体的に明示している。また、修士・博士・専門職学位課程においても専攻毎に求める学力水準を定めている（資料5-1）。

障がいを持つ学生に対しては、修学の機会を閉ざすことのないよう、事前協議を通じて障がいの程度に応じた受け入れ対応をとることを募集要項等で明記している（資料5-2）。また受験を希望する者に対しては、「修学ならびに受験の際に特別配慮を必要とする方について」という文書に基づき（資料5-3）、本学の受入れ環境等の説明を実施して、その上で志望する学部の教員と事前面談を行う。最終的に就学が可能であるかについては、志望学部で慎重且つ十分な協議を行い、結果を伝達している。

〈2〉文学部

文学部は、激変する社会にあってキリスト教の精神に支えられた、たくましさとしなやかさをもち、品格を備え、自主独立して社会参加と国境を越えた多様な人々と共生できる人材の育成を教育目標としている。この教育目標を踏まえ、文学部は基礎学力（特に英語と国語）を備え、志と学修意欲をもつ志願者を受け入れる方針としている。

英語英米文学科の教育目標は、英語のコミュニケーション能力はもちろん、英語学・英

米文学も学び、言語としての英語の理解力を基礎に、英米圏の深い知識をもった人材の育成にある。この教育目標を理解し、英語英米文学科で学ぶ意欲をもち、必要な基礎学力を身に付けている学生を受け入れている。また、多彩な視点をもった学生を受け入れるため、一般入試の他に、推薦入試やＡＯ入試など多様な評価基準の入試制度を用意している。ＡＯ入試では、英語の学力だけでなく、自らの考えを明確に主張できる能力を重視している。

比較文化学科は、グローバル化が進展する 21 世紀において、「異文化理解」と「共生」の精神の涵養を教育目標に掲げ、「共生時代の良き市民」を育成することを目指している。

この教育目標をよく理解した上で、比較文化学科で学ぶ上で必要な基礎学力、とくに英語、国語（古典を含む）、社会（中でも日本史、世界史）と学修態度・習慣を高等学校までの段階でしっかりと身に付けていることが、一般入試での学生受け入れの基本的な条件となる。学生受け入れの基本目標は「多様性の確保」なので、一般入試の他に、推薦入試とＡＯ入試という多様な評価基準をもった入試を実施している。また、留学生等も積極的に受け入れている。推薦入試・ＡＯ入試では、比較文化学科で何を学ぼうとするのか、という受験生の明確な学びの意欲を重視している。

現代社会学科では、人間と社会をめぐる多様な問題の背景とその実態を科学的に究明、分析、解決するスキルの修得を目指している。そして、この目標の到達点は、現代社会で共生の可能性を探究できる人材の育成である。そのためには、大学という空間もまた多様性に富んだ場である必要がある。現代社会学科は、常識にとらわれず、様々な分野に関心を抱く多彩な人材に集結してもらうことを目指し、一般入試、ＡＯ入試、推薦入試など様々な入試制度を採用し、個性豊かな人材を受け入れている。

以上の本学部・各学科のアドミッションポリシーは、ホームページにおいて明示されている（資料 5-4）。

〈3〉経済学部

経済学部では、第 1 章に示した学部の理念・目的に基づき、次のような人材を求めることを基本的な学生の受け入れ方針としている。

- ① 経済学部の教育理念に共感し、社会の奉仕者たらしめる精神を有する人
- ② 経済社会の諸問題に関心を持ち、その解決に貢献したいと考えている人
- ③ 組織や地域社会のメンバーとして、その発展に専門的な知識を生かして貢献したいと考えている人

経済学科：上述の学部の受け入れ方針に適い、かつ経済社会の仕組みを学ぶことに強い意欲と関心をもつ人

経営学科：上述の学部の受け入れ方針に適い、かつ企業組織の経営や活動について学ぶことに強い意欲と関心をもつ人

学部、学科ともに上記の方針を、ホームページを通して広く公表している（資料 5-5、資料 5-1）。2012 年度から実施したＡＯ入試については、一般入試では測れないプレゼンテーション能力、文章力をみるという方針を打ち出し、受験生にこれを示している（資料 5-6）。

〈4〉法学部

法学部ホームページでは、学生受け入れ方針（アドミッションポリシー）を独立した項

目として明示している。アドミッションポリシーの中では、「目指す学生像」「入学者に求める能力・適性」を提示している（資料 5-7）。「入学者に求める能力・適性」の欄では、「一般入試・大学入試センター試験利用入試」「推薦入試」「AO入試」の入試区分別に、評価項目として学生に求められる資質を提示している（資料 5-7）。

〈5〉工学部

工学部では、自らの知識・技術によって、校訓「人になれ 奉仕せよ」の説く人類や社会の幸福に貢献できる人材を育成することを目的にし、実習、演習、実験、設計・製作などの実技科目を通じて、ものづくりを实践できる倫理性の高い技術者を育成している。この教育目的に共感し、強い学びの意欲をもつ以下の条件を満たす学生を求めている。

- ・工学部で学ぶために必要な基礎学力をもっている人
- ・工学や理学の分野を学ぶことを強く希望し、継続的に努力する意志が固い人
- ・科学技術はもとより、社会・公共・福祉などに興味があり、自らの知識・技術をもって社会や地域に貢献したいという意欲がある人
- ・専門分野以外の学修にも積極的に取り組み、その大切さが理解できる人
- ・工学が他者との協調・協力のもとに成り立っていることを理解できる人

上記の本学部の求める学生像は、アドミッションポリシーとしてホームページにおいて明示している（資料 5-1）。

本学部は、種々の入試制度を用意し、教育方針に対応した入学者の確保を目指しており、それぞれの入試区分毎に入試要項で入学者に対して修得しておくべき知識等の内容・水準を明示している。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部では、学部及び学科における学生の受け入れ方針としてアドミッションポリシーを策定し、ホームページ上で公開し、「求める学生像」「求める能力・適性」を提示している（資料 5-8）。

〈7〉文学研究科

文学研究科では、2006 年度第 5 回研究科委員会で審議を行い、大学院学則の改正を経て 2007 年 4 月施行の第 5 条 2 項に明文化された理念・目的に従って、学生の受け入れ方針について、以下のとおり定めている。

すなわち、本学のキリスト教に基づく建学の精神と「人になれ 奉仕せよ」という校訓のもとに、専門分野における学術理論を修得し、その応用を可能とする高度な能力を備えるとともに、豊かな人格を持ち、それによって学術と文化の発展に対して貢献しうる人間の育成を教育理念としている。これに基づき、専攻毎の学生の受け入れ方針を定め、ホームページにおいて明示している（資料 5-9）。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、大学院学則第 5 条第 2 項において定められた経済学研究科の教育目標をふまえ、経済学研究科の教育理念及び教育方針と目標を定め、研究者及び高度な専門

的能力を有する人材の養成に相応しい学生、ならびに新しい知識を獲得し能力を磨いていこうとする現役の社会人を求めていることを経済学研究科のホームページにおいて明示している（資料 5-10）。この点は経済学専攻と経営学専攻に共通している。

入学にあたり修得しておくべき知識等の内容・水準は入試問題を公表することによって明示している。具体的には専攻する分野についての基礎的な学力、外国語（英語または中国語、外国人留学生の場合は日本語を含む）の基礎的な読解力である。

障がいのある学生の受け入れについては学部の支援体制に依拠しながら受け入れる方針をとっている。

〈9〉法学研究科

法学研究科のアドミッションポリシーは、ホームページにおいて公開している（資料 5-11）。このアドミッションポリシーによって、博士前期課程（専修コース・研究者養成コース）、博士後期課程ともに求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準を明示している。

障がいのある学生の受け入れについては、その性質や程度によって求められる対応が異なるため、出願に先立って個別の相談に応じ、入試センターと諮りつつ受け入れの可否につき研究科委員会で決することになっている。

〈10〉工学研究科

工学研究科では、以下のアドミッションポリシーを定めている。

（1）博士前期課程

博士前期課程では高度な職業人を育成するという目的から、以下に示すような人物を求めている。

- ・専攻分野に関連する学士課程を卒業し、博士前期課程において学修し、研究を遂行するために必要な専門的学力をもつ人
- ・専攻分野に関連する学士課程卒業者ではないが、希望する専攻分野について、高度な学修に取り組み、研究を遂行するために必要な基礎学力を有し、向上心が高い人
- ・語学や社会・公共などについて興味をもち、工学の分野との関わりについて積極的に学ぼうとする意欲のある人
- ・自ら学び、自ら探求する姿勢を有することに加え、他者との協働・協力ができる人
- ・実社会での経験を通して、博士前期課程で学修・研究を行うことを強く希望し、その成果を社会に還元しようとする意欲のある人

（2）博士後期課程

博士後期課程では高度な職業人に留まらず、「指導的立場の技術者」や「自立した研究者」を育成するという目的から、以下に示すような人物を求めている。

- ・専攻分野における応用的な研究を遂行するために必要な専門的学力を有する人
- ・自立した研究者を目指し、高度な研究を遂行できる能力がある人

- ・博士後期課程での学修・研究の成果を社会に還元しようとする意欲のある人
- ・後進の学生に対する助言や指導に自らの知識や経験を積極的に活かそうとする人

なお、一般入学試験、社会人入学試験では、修士の学位を有しない者でも、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者は入学を許可する場合がある。

〈11〉法務研究科

法務研究科では、多様なバックグラウンドを有する人々に広く門戸を開くため、入学者の受け入れについては、出身学部や法律学に関する知識の有無を問わない。また、大学新卒者のみならず、社会の様々な分野で活躍し、その経験や専門性を法曹としての活動に生かすことを目指す人材を広く受け入れる。

ただし、入学者の選抜に当たっては、法曹として社会に貢献する意思の有無を重視するほか、法律学を学ぶ前提となる基礎的な学力を身に付けているかどうかにも注目する。前者については、志望動機書等の記載によって、後者については、出身大学での学業成績と法科大学院全国統一適性試験の結果で判定する。

また、法学既修者の認定を受けるためには、憲法・民法・商法・民事訴訟法・刑法の基礎を修得し、入学後、展開・先端科目や実務系科目を履修できるだけの学力を必要とする。

これらについては、教授会の議決に基づいて、『法科大学院ガイドブック』、『募集要項』、ホームページにおいて明らかにしているほか、入試説明会において、直接、志望者に説明している。さらに、既修者認定については、法科大学院法学既修者認定試験による法学既修者の認定基準を定めている。

（２）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

【評価の視点】

- 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性
- 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

〈1〉大学共通

入学者選抜試験は全学体制で実施する試験と各学部が中心となって実施する試験の２種類に大別される。前者は、全国入試、３科目型入試、２科目型入試など主要な一般入試や指定校制推薦入試などの入学者が多数となる入学試験で、これについては学長を総責任者として、入試センター、入試連絡本部などを設置し、全学の教職員が一丸となって任務に当たる全学体制で実施している。後者は、外国人留学生入試、帰国生入試、あるいはＡＯ入試のように学部単独で行う入試などで、こちらは、各学部と入試センターが連携した体制で実施している。

入試種別毎の出願基準に関しては入試センターが、その告知の徹底及び受付を行っている。また、合否判定は、各学部で選抜基準原案を作成し、学部教授会で審議の上決定している。合否結果は文書により各学部、入試センターを経て学長に報告され、学長決済後に

発表される。

学生募集については、すべての方式で「大学入学者選抜実施要項」に準拠し、多様な入試機会を受験生に提供しつつ、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判断している。また、修士・博士・専門職学位課程についても、論文試験と面接を中心として志願者の能力を総合的に判断する選抜を行っている。

入学者の選抜方法については、入試実施年度の6月にホームページ（資料5-12）や大学紹介ガイドブックなどを通じて公表し、志願者に対する情報提供を行っている。7月以降はオープンキャンパスを数回にわたって実施し、志願者に対して対面で直接情報を提供している。また、前年度の入試結果（受験者数、合格者数、実質倍率、合格最低点、入学者数など）についてもホームページ（資料5-13）やガイドブックで公開している。2011年度の入試結果についても、2012年6月に公表した。

〈2〉文学部

文学部では、学生の受け入れ方針を踏まえ、以下の入試を実施してきた。指定校制推薦入試、AO入試、一般入試（前期日程「2科目型」）、同（前期日程3科目型）、同（前期日程「センター試験併用型」）、同（前期日程「得意科目重視型」）、同（後期日程2科目型）、大学入試センター試験利用入試。AO入試では、志望動機などが記載されたエントリーシートの選考を経て、小論文、面接の試験結果から入学者を決定する。一般入試、センター試験を交えた入試においては、英語英米文学科、比較文化学科、現代社会学科がそれぞれの学生受け入れ方針に沿った試験科目を課している。

外国人留学生試験や社会人入学試験などの志願者が少ない入試区分を例外として、すべての選抜方式において募集定員を明示しており、受験資格も詳細に定義し、入試広報ならびに大学ホームページで公開されている。

選抜試験は、入試センターによる全学一貫体制のもとで厳正に実施されている。また、推薦入試の面接にあたっては複数の専任教員を面接委員として指名し、個々の委員による偏った判断が生じる可能性を極力排除している。

合否判定は、すべての入学試験について、学科委員会及び入試委員会における査定により原案を作成し、教授会で審議・決定するというプロセスをとって公正・厳正を期している。合否判定については、査定基準、合格最低点、合格者数、倍率等のデータは大学ホームページで公開されている。

〈3〉経済学部

経済学部では、受入方針のもと、伝統的な一般入試を中核としながらも、多様な資質をもった学生を受け入れるため、試験機会の増加、選抜方法の多様化をはかり、一般入学試験を補完するものとして、下記に示すように、多数の選抜方法を併用している。

表－1 入試区分表

一般入試群	大学入試センター利用（前期・後期日程）、前期日程「3科目型」、前期日程「2科目型」、 前期日程「得意科目重視型」、前期日程「センター試験併用型」、後期日程「2科目型」
	A O入試（一般・資格型）
推薦入試群	指定校制、学院内、スポーツ、学院内スポーツ、全商協会特別
その他	帰国生、外国人留学生、社会人

入学試験問題及び、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数については、入試広報にて公表している。また、推薦入試による入学者の比率を全体の5割未満にすることを目標としているが、2012年度はA O入試導入により、この目標を達成している。

表－2 各学科 推薦入学者の比率

定員における推薦入学者の比率		
定員数	経済学科	333
	経営学科	333
推薦入試入学手続者	経済学科	146
	経営学科	146
推薦比率	経済学科	44%
	経営学科	44%

一般入試の査定に当たっては、採点終了後、速やかに学部内の入試検討委員会を開催し、試験の得点分布、目標入学者数、募集定員などにかんがみ合格者案を作成し、これを教授会において審議して選抜基準を決定している。

推薦入試においては、面接の評価基準を事前に面接担当者間で確認した上で、面接を行い、試験終了後、速やかに入試検討委員会及び教授会を開催し査定を行っている。A O入試や編入学試験における基礎学力を問う試験においては、採点後出題委員が問題の難易度や得点分布を考慮して合格最低点を設定し、これを選抜の基準として教授会で査定を行っており、公平性及び一定の学力水準が担保されている。

〈4〉法学部

法学部では、入試選抜方法を大別すると、現役高校生及び浪人生といった一般的な受験生を対象とし学力によって選抜を行う一般入学試験（大学入試センター試験を利用する入学試験を含む）、学力試験だけでは判断できない学修意欲やコミュニケーション能力などを審査・評価するA O入学試験、高校での学業や課外活動などに基づく評価を行う推薦入学試験、外国人や社会人といった特定の資質・経歴を持つ者を対象とする外国人留学生試験・社会人入学試験の4種となる（資料5-14）。その他、3年次からの編入資格を判定する編入学試験、他学部からの転部について判定する転部試験などを実施している。

本学部では以上のように多様な方式による入学者選抜を行っているが、学力に限らず、多様な学生を受け入れる基本方針は本学の校訓「人になれ 奉仕せよ」から導かれるものであり、本学部の理念・教育目標にも合致している。

外国人留学生試験や社会人入学試験などの志願者が少ない入試区分を例外として、すべての選抜方式において募集定員を明示しており、受験資格も詳細に定義している。

選抜試験は、入試センターによる全学一貫体制のもとで厳正かつ効率的に実施されている。一般入試の出題においては、教育・研究分野を考慮し法学部からも適切な専任教員を選出している。また、推薦入試の面接にあたっては複数の専任教員を面接委員として指名し、個々の委員による偏った判断が生じる可能性を極力排除している。

合否判定は、すべての入学試験において、入試委員会で原案を作成し、教授会で決定している。合格者の決定にあたっては、査定基準、合格最低点、合格者数、倍率等のデータは公開されており、入試委員会及び教授会における審議に際しても恣意的な判断が介在する余地はない。

〈5〉工学部

工学部では種々の入試制度を用意している。推薦系の入試としては指定校制推薦、学院内推薦、スポーツ推薦入試などがあり、一般学力試験としては、一般入学試験、大学入試センター試験利用入試などがある。その他、課題に対する取り組みや自己PRなどを総合的に評価するAO入試や、帰国生入学試験、外国人留学生入学試験も実施している。

学生募集方法については、本学部と本学入試センターが連携し、大学ガイドブック、ホームページなどより、具体的に受験生に公表しており、公平性と適切性を確保している。また、すべての入試区分において本学部と本学入試センターが連携し、入試問題の作成から入学試験実施まで透明性を確保している。入学試験問題については、AO入試において志望するコースへの適性を評価するためにコース別の出題をしている。いずれの入試選抜においても、受験生に対し採点基準を公表し、採点も数値化による順位付けを行うことにより合否判定の公正性、及び透明性を確保している。

試験監督者に対しても、事前にオリエンテーションが行われ、受験生に対する公平性が確保されている。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部における学生募集については、全学組織である入試センターが他学部の場合と同様に全面的に行っている。本学部は、依頼された各種原稿の作成、入試問題作成委員及び面接委員の選出、指定校制推薦入試の指定校選定、外国人留学生・帰国生・AO・指定校制推薦・スポーツ推薦・社会人・オリーブの各入試の試験監督及び面接ならびに入試結果の査定などを行っており、入試説明会やオープンキャンパス等の入試イベントにも積極的に参加している。人間環境学部が行っている入学試験の種類は、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験、AO入学試験（資格型含む）、社会人入学試験、帰国生入学試験、外国人留学生入学試験、オリーブ入学試験、指定校制推薦入学試験、スポーツ推薦入学試験、学院内推薦入学試験などを行っている。

また本学部は、教務委員会で入試査定の議題を取り上げており、各学科で査定された案

を教務委員会でその公正性や妥当性を審議・決定し、最終的には教授会の了承を得ている。

なお、AO入学試験、社会人入学試験、帰国生入学試験、外国人留学生試験の小論文と面接については、選抜試験毎に各学科で採点基準が設定されている。さらに、学科により教育内容に大きな違いがあるので、各学科のアドミッションポリシーに沿った試験を課している。

〈7〉文学研究科

文学研究科では、「大学院学則」にある本研究科（博士前期課程、博士後期課程）の「学生定員」（第7条）基準の範囲内において、各専攻会議、研究科委員会、大学院委員会（全学）などの議を経て厳格に制定された規則に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っている。学生募集については、春学期オリエンテーションにおける学部生に対する大学院特別履修生についての説明、大学院募集要項と案内の作成と公表、学内推薦入試についての学部への依頼と学内推薦入試説明会の実施、ホームページでの入試案内を行っている。実際には、各年度に2回の募集（9月と翌年2月）を実施している。試験科目は各専攻とも、筆記試験及び口述試験による。推薦入学試験では口述試験のみである。他大学の修士課程の修了者が博士後期課程に入学希望した場合、研究分野など受け入れの可能性について適切に判断するため、専攻主任による事前面接を行う。各試験は、出願書類とそれぞれの試験科目の結果を総合し、合否が判定される。

入学者選抜の詳細な手続きは以下のとおりである。各専攻は、入学試験要項に基づき学生募集を行う。入学試験には複数の教員が口述試験の面接委員として参加し、各専攻の試験委員が協議の上で合否原案を作り、専攻委員会及び研究科委員会の議を経て合否が決定される。これらの過程は厳密かつ公正に行われており、いずれも透明性を確保している。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、関東学院大学大学院学則第5条第2項において定められた経済学研究科の教育目標をふまえ、経済学研究科の教育理念及び教育方針と目標を定め、研究者及び高度な専門的能力を有する人材の養成に相応しい学生、ならびに新しい知識を獲得し能力を磨いていこうとする現役の社会人を求めている。この方針に基づき、学生募集要項を公表し、それにしたがって公正かつ適切に入学選抜を行っている。

博士前期課程の入学試験は、一般入学試験と特別入学試験とに区分される。特別入学試験は、外国人留学生入学試験、社会人入学試験、学内推薦入学試験という3つの形態で行っている。

社会人が入学しやすいように、職業を有している等の事情により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、長期履修学生制度（資料5-15 第2編 第1章学則「関東学院大学大学院学則」第9条の2）を利用できるようになっており、仕事と両立をはかりながら学位取得を目指すことができる制度を設けている。

入学者の選抜にあたっては、出願書類、筆記試験、面接試験について厳正に評価し、専攻会議ならびに研究科委員会において合否判定を行うことにより、公正性と透明性を確保している。

〈9〉法学研究科

法学研究科では、学生募集について、大学院学生募集要項等の広報印刷物によって各入学試験の出願資格及び選考方法を明示し、適切に入学者選抜を行っている。また、入学者の選抜にあたっては、出願書類（社会人入学試験）、面接、筆記試験について厳正に評価し、研究科委員会において合否判定を行うことにより、公正性と透明性を確保している。

〈10〉工学研究科

工学研究科では、入試形態毎の学生受け入れ方針を明文化して、ホームページで社会に周知している。

本研究科では、学内推薦入試、一般入試の2つの入試方式を実施している。博士後期課程についても同様な入試方式である。社会人入学試験においても、一般入試と同一日程で実施している。

入学者選抜方法においては、各専攻の専攻会議により作成審議された合格者選考案をもとに、大学院工学研究科委員長及び各専攻の専攻主任からなる専攻主任会議において審議し、さらに研究科委員会の議を経て承認する。

〈11〉法務研究科

法務研究科では、志望者に受験の公正な機会を提供し、かつ、多様なバックグラウンドを有する学生を確保することを目的として、Ⅰ期からⅢ期までの3回に分けて入学者選抜試験を実施している。特に、Ⅰ期、Ⅱ期は、志望者の便宜を考慮して、土曜または日曜のいずれかを選択し、受験できるよう配慮している。

法学未修者コースの選抜試験は、志望動機書（配点100点）、法科大学院全国統一適性試験の成績（配点100点）、本研究科の実施する小論文（配点150点）及び面接（配点100点）の総合評価（総計450点）で行う。ただし、適性試験（第1～3部）の成績が、総受験者の下位（15%を目安）に属する場合、総合成績が高得点でも不合格となる。また、本研究科は、多様な人材を確保するべく、社会人や法学部以外の学部出身者が入学者の3割を下回らないように配慮しているが、これについても、入学試験の結果が一定基準を満たしていることを条件としている。

法学既修者認定試験は、法学未修者コースに合格した者を対象に、本研究科の実施する筆記試験（憲法、民法、刑法の3科目。各科目100点、合計300点）及び口頭試問（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法の5科目。各科目40点、合計200点）の総合評価（総計500点）で行う。ただし、筆記試験については、各科目に基準点（60点）を、口頭試問については、合計点に基準点（120点）を設定しており、原則として、これをすべて上回ることを求めている。

試験の査定は、未修者コースの試験にあつては、志望動機書は教員2名、小論文は教員3名、面接は教員2名が、それぞれ採点し、これを総合して各試験の得点とする。適性試験の成績は、志願者の提出した成績証明カードに基づき、100点満点に換算し、得点とする。これらの得点を総合し、合否の判定を行う。既修者認定試験にあつては、筆記試験では出題者教員が採点し、口頭試問では教員5名が採点し、これを総合し、合否を判定する。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

【評価の視点】

- 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性
- 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

〈1〉 大学共通

大学全体の 2012 年度における入学定員に対する入学者数比率 1.03 で、過去 5 年間では 1.11 と入学定員について適正な管理をしているが、学部毎に見ると文学部(0.98)と法学部(0.81)で入学定員を確保出来ていない(資料 5-16)。

収容定員に対する在籍学生数比率は 1.10 で収容定員についても適正な管理をしている。

大学院の博士前期課程は、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.86 と収容定員を確保出来ていない(資料 5-17)。

〈2〉 文学部

文学部では、入試分析チームを編成して、入試委員会と連携して適正な在籍学生数の管理に努めているが、2012 年度入試においては、英語英米文学科と現代社会学科において入学募集定員に対する充足率がそれぞれ 0.95、0.96 となり 2 学科で定員割れの結果となり、文学部全体としては、0.98 であった(資料 5-16)。

これを、過去 5 年間(2012～2008 年平均)で見ると、入学定員に対する入学手続き者の比率は、英語英米文学科では 1.04、比較文化学科では 1.12、現代社会学科では 1.10 であり、学部全体では 1.09 であり、ほぼ適正な水準を保っている。

また、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率は、英語英米文学科では 1.03、比較文化学科では 1.11、現代社会学科では 1.08 であり、文学部全体としては 1.07 と、5 年間を通した入学者数はほぼ適正水準を保っている(資料 5-17)。

〈3〉 経済学部

経済学部では、2012 年度の定員超過率は 1.07 であり、過去 5 年間における各年度の入学定員超過率の平均値でみても 1.17 とほぼ想定範囲内に収まっている(資料 5-16、資料 5-17)。2001 年には単年度で超過倍率が学部全体で 1.58 倍になったこともあったが、2000 年代前半に比較して適正化されている。したがって、入学者数は適性水準でかつ安定的に確保できており、現在のところ是对応を必要としていない。

〈4〉 法学部

法学部では、2012 年度入試での実質入学者が 312 名となり、入学定員 385 名を下回るという結果が生じた(資料 5-16、資料 5-17)。ただし、過去 5 年間(2008 年度～2012 年度)の在籍学生数比率は 1.04、1.03、1.07、1.06、1.00 であり、在籍学生数全体では極端な未充足が発生している状況にはない(資料 5-18)

〈5〉工学部

工学部では、過去 5 年間の入学定員に対する平均充足率は 1.12 であり、収容定員に対する在籍生数比率は 1.13 である。入学定員を教員数や教育・研究に必要な施設・設備の収容力を考慮し定めており、学生募集の際にも極端な超過や欠損の無いように配慮している。入学者数及び在籍生数は教員数や実験・実習科目に必要な施設・設備等を勘案しても、適切な範囲にあり定員管理は適切に行われている（資料 5-16、資料 5-17）。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部では、2012 年度現在の入学定員と入学者数は、（資料 5-16）に示すとおりである。収容定員に対する在籍学生数比率は、現代コミュニケーション学科：1.18、人間環境デザイン学科：1.14、健康栄養学科：1.08、人間発達学科：1.08、4 学部合計：1.12 であった（資料 5-17）。

〈7〉文学研究科

文学研究科では、入学定員は、博士前期課程は各専攻とも 8 名、博士後期課程は英語英米文学専攻が 3 名、社会学専攻及び比較日本文化専攻は各 2 名である。2008 年から 2012 年までの 5 年間における入学者と入学定員の割合の平均は、博士前期課程全体で 0.43、英語英米文学専攻で 0.48、社会学専攻で 0.30、比較日本文化専攻で 0.53 である。博士後期課程については全体で 0.63、英語英米文学専攻で 0.40、社会学専攻で 0.50、比較日本文化専攻で 1.10 である。収容定員に対する在籍学生数比率は、博士前期課程全体で 0.50、英語英米文学専攻で 0.44、社会学専攻で 0.56、比較日本文化専攻で 0.50 である。博士後期課程については全体で 0.95、英語英米文学専攻で 0.67、社会学専攻で 0.83、比較日本文化専攻で 1.50 である（資料 5-17）。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、在籍者は大学基礎データ（表 4「2 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数」）のとおりである。博士前期課程においては、2010 年度入学者 8 名、2011 年度 6 名と入学定員 20 名（経済専攻 10 名、経営専攻 10 名）の半数以下になったが、2012 年度は 14 名と定員の 7 割となっている。

博士後期課程においては、2011 年度と 2012 年度の入学者は各 1 名であり、定員 10 名（経済専攻 5 名、経営専攻 5 名）を大幅に下回っている。

〈9〉法学研究科

法学研究科では、2008 年度から 2012 年度までの博士前期課程の平均入学者数は 5 名であり、収容定員（16 名）に対する充足率は過年度在籍者を除いて約 60% である。博士後期課程については、収容定員 6 名に対し在籍者 1 名となっている（資料 5-17）。

博士前期課程については、社会人入学者や学内推薦入学者が多く、カリキュラムポリシーやディプロマポリシーに則った教育内容の充実をはかりつつ、研究科ホームページ等による広報にも努めている。

〈10〉工学研究科

工学研究科では、博士前期課程における過去 3 年間の入学定員に対する平均充足率は 1.20 であり、収容定員に対する在籍学生比率は 1.23 である（資料 5-17、資料 5-19）。就職状況の悪化等、社会的な背景を要因とする進学希望者が増加する傾向がある。なお、博士後期課程における過去 3 年間の入学定員に対する平均充足率・収容定員に対する定員充足率はそれぞれ 0.20、0.28 と低い状態にある（資料 5-17、資料 5-19）。

〈11〉法務研究科

法務研究科では、開設時には入学定員を 60 名としていたが、適性試験の受験者数が激減し全国的にも入学定員の確保が極めて困難となったため、2011 年 4 月からは入学定員を 25 名とした。しかし、受験生の激減に歯止めがかからない状況の下で、入学定員は充足されておらず、収容定員に対する在籍学生比率の適切性は維持できていない。

定員未充足の状態であるため、入試広報活動の一環として、金沢八景キャンパス・関内メディアセンター（サテライト教室）等における入試説明会を継続して行っている。また、入試・広報委員会において定員の確保に向けた募集のあり方や、定員の適正性について継続して検討している。教授会においても、現在の 25 名の入学定員を維持しつつ、可能な限り定員を充足するための対応策を検討している。

（４）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学共通

大学における入学者選抜は、入学者選抜規程に基づき、学長を長とする入試委員会のもとで全学を総合して実施している。入試委員会は入学者選抜方法のほか、入試日程や入試実施体制、合格者数原案決定に関わる審議権及び大学評議会に対する報告権を有し、2011 年度は 7 回実施した。

〈2〉文学部

文学部では、入試センターから寄せられる入試動向情報及び学部独自に編成する入試分析チームの情報を、各学科の受け入れ方針とともに文学部入試委員会において検討、検証し、さらに教授会の審議を得て、公正かつ厳正な入試の実施に万全を期している。選抜方法、入試種目別入学定員割り当ての妥当性についても同様に検証している。多様な資質の学生を受け入れられるように評価の観点が異なる入試選抜種目を多様化しているが、近年では、公募制推薦入試に替わる新しい試みとして A O 入試を導入した。指定校制推薦入試については基準となる評定平均値の見直し、指定校の設定の見直しを行った。一般入試については適正な倍率を維持するようにしている。

〈3〉経済学部

経済学部では、入学者選抜方法とその結果について、全ての入試終了後、経済学部入試

検討委員会を開催し、経済学部長及び入試センター次長から当該年度入試の結果の妥当性と公正性について報告が提出され検討するシステムが確立している。最終的に教授会に報告し、了承を得ることとなっている。これにより、入試の公正性と妥当性が検証されている。

〈4〉法学部

法学部では、3月下旬から4月にかけて、全学入試委員会において入試状況の総括を実施し、入試の公正性及び妥当性を全学的に検証している。また学部内でも、同時期に学部入試委員会を開催し、入試状況の総括を行っている。

〈5〉工学部

工学部では、毎年度末に入試センターにて各学部の入試状況について取りまとめるとともに、大学入試委員会メンバーにより、学生募集と入学者選抜について検証する入試総括を実施しており、本学部においても、入試総括の場にて学生募集と入学者選抜について検証し、翌年度の入試に反映している。

〈6〉人間環境学部

人間環境学部では、入学者選抜の点検・評価は、毎回の選抜試験後に各学科会議及び入試委員会で行われている。また、当該年度の入試終了後に、学科会議、入試委員会、教授会等で入試に関する総括を行っている。

〈7〉文学研究科

文学研究科では、研究科委員会、大学入試委員会の場で、学生募集及び入学者選抜について定期的に議論し、受け入れ方針・方法の検証を毎年行っている。また、各専攻でも、当該専攻の学生募集及び入学者選抜に関して、専攻独自の月例専攻会議や臨時専攻会議において、次年度以降の学生選抜及び入試方法について検証を行い、変更については研究科委員会の議を経て決定される。

〈8〉経済学研究科

経済学研究科では、運営委員会及び専攻会議、研究科委員会において定期的に検証し、必要な改正を随時実施している。

〈9〉法学研究科

法学研究科では、学部と同じく、大学院の入学試験結果については、毎年度、入学者数が確定後に大学入試委員会等で報告され、全学的に入試実績を共有する取組みを行っている。また、学生募集及び入学者選抜の公正性と適切性についても、毎年度、全学入試委員会における翌年度入試要項の作成及び決定の手続を経ることで検証している。

〈10〉工学研究科

工学研究科では、9月と2月の年2回実施されている大学院入試について、研究科委員

会において、募集及び施結果を承認するとともに、検証を行っている。

〈11〉法務研究科

法務研究科では、教授会において、定期的に検証を行っている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉大学共通

本学では 2010 年度まで、アドミッションポリシーを策定していない学部・研究科もあった。しかし、2011 年度に各学部及び研究科でそれぞれのアドミッションポリシーを策定し、ここに全学的にアドミッションポリシーが整い、大学としての求める学生像が明確となった。

〈2〉経済学部

入学定員超過率は適正化に向かっている。また、推薦入学者比率目標（50%以下に抑える）についても 2012 年度以降の A O 入試導入により、今後も安定的に目標を達成できることが見込まれる。

新たに導入した A O 入試においては、学部独自の課題やアドミッションポリシーについて広報に努め、一定の志願者数を確保することに成功した。

〈3〉文学研究科

(1) 優秀な学部学生が大学院の授業に参加する特別履修制度の成果により、特別履修生の進学が継続している（資料 5-20）。

(2) 比較日本文化専攻においては、専攻として留学生を積極的に受け入れようとしており、その成果として、中国を中心とする留学生の在籍者が継続的にある（資料 5-21）。

②改善すべき事項

〈1〉大学共通

法学部及び文学部の定員割れにより、入学手続者数を大学全体で適正に管理する手続の必要性が高まった。各研究科についても入学定員・収容定員の未充足が生じており、入学者の確保が課題となっている。

〈2〉文学部

2012 年度入試では、現代社会学科と英語英米文学科で定員充足率がそれぞれ 0.96、0.95 となる定員割れが生じた。両学科とも一般入試における志願者数はむしろ漸増しているにもかかわらず、合格者を入学者に取り込めなかった。また、比較文化学科を入れた 3 学科とも指定校制推薦入学生数が減じている。

〈3〉経済学部

各学科の受入方針について、高校生・受験生の立場に配慮して経済学、経営学系統の学びの内容の違いを分かりやすく説明する冊子を作成し、これを受験生に配布するなどしている。しかしそれでも、経済学、経営学の違いをよく理解することなく学科を選択する受験生が少なくない。

近年、指定校制推薦入試による入学生の学力水準にばらつきがみられるようになったことを踏まえ、同入試区分からの学生の質を上げるために、従来の指定校推薦枠の選定基準について見直しに着手した。2013 年度以降の入試結果をみながら、引き続き指定校制推薦入試の選定基準について検討していく必要がある。

〈4〉法学部

2012 年度入試では、入学定員 385 名に対し入学者が 312 名と、大幅な不足が発生した。また、2012 年度入試から A O 入試を導入したが、募集人員 55 名（9 月 20 名、11 月 35 名）に対し入学者は 36 名（9 月 23 名、11 月 13 名）にとどまった（資料 5-16）。

〈5〉人間環境学部

推薦入学者の比率が、4 学科中 3 学科で 50%を超えている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学共通

全学的に定めたアドミッションポリシーは、2012 年度からはホームページで広く社会に明示している。今後、募集要項等にも記載し、さらに周知をすすめる。2012 年度に導入した A O 入試については、アドミッションポリシー及び「大学入学者選抜要項」に基づき学力を重視して選抜した。その結果、入学手続き者に占める比率は約 16%と目標通りの比率を達成し、2013 年度以降の展開の基礎が固まった。

〈2〉経済学部

経済学部の入学者数は、定員超過率の観点からみても適正な水準を維持している。引き

続き、一般入試、ＡＯ入試、指定校制推薦入試など主要な入試区分において、適正な入学者数を確保することを目指す。

2012年度より開始したＡＯ入試においては、初年度の志願者数の水準を維持しながら、学部のアドミッションポリシーに適った質の高い合格者を確保することが課題となる。そのため、学部入試検討委員会内のワーキンググループが、初年度の入試結果に基づいて評価・検証を行った。基礎学力に加えて、積極性、プレゼン能力、文章読解及び作成能力など通常の入試では測れない能力・素質を適正に判断し選抜することを念頭に、入試課題やその評価基準についても細かく見直し・検討している。今後も、広報や出題の創意工夫を凝らし、丁寧な入試を実施することによって、同入試区分において安定した入学者数の確保を目指す。

〈3〉文学研究科

(1) 特別履修制度の成果により、特別履修生の進学が継続しており、専任教員免許の取得の方策を示すなど、さらに本制度の充実をはかる。

(2) 比較日本文化専攻においては、専攻として中国を中心に留学生を積極的に受け入れており、文学研究科全体としても中国以外の留学生を含めて積極的に受け入れ対策を講じることとする。

②改善すべき事項

〈1〉大学共通

法学部及び文学部の定員割れにより、入学手続者数を大学全体で適正に管理する手続について、合格者数を各学部が独自に決定していたことを2013年度入試から主要な入試の合格予定者数を事前に入試委員会で審議・承認する制度に改善する。また、各研究科とも入学定員・収容定員を充足させるため、成績優秀者に対する経済的優遇措置や推薦基準の見直し、社会人のニーズに適した入試制度やカリキュラムの整備について各研究科で検討する。

〈2〉文学部

ＡＯ入試制度の導入により安定的な学生数確保の一助とするとともに、指定校制推薦制度についても指定校選定基準・出願基準を見直す。一般入試においては、競争倍率に拘らない、適正な判定基準を設定する。

〈3〉経済学部

受け入れ方針に適う水準の学力を有する一般入試志願者を安定的に確保するために、広報活動を強化する。具体的には、各種媒体（募集要項、学部ホームページ、その他）を通じて、経済学部の受け入れ方針及び各学科の特徴の一層の浸透をはかる。また、指定校推薦制度については、その指定校選定基準及び出願基準などの見直しにより、指定校数を合理的に整理し、その利用率の向上をはかるとともに適正な学生数の確保に努める。

〈4〉法学部

法律関連の資格の多様さや、法学を学ぶことによって実現するキャリアイメージを、本学部の特徴と関連付けて明示できるような、効果的な広報について検討する。「土曜法学講座」（毎年5月～6月に開催）などの直接高校生とふれあえる場において、法学と社会の関係について理解が深まるよう、内容のさらなる充実をはかる。

〈5〉人間環境学部

推薦入学者の比率を安定的に50%未満とするために、入試委員会で入試区分と合格者数の再検討を行う。

4. 根拠資料

- 5-1 関東学院大学ホームページ「大学及び学部・研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受け入れ方針」（既出 資料4-1-4）
<http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/modules/about1/index.php?id=65>（最終アクセス2012.12.1）
- 5-2 『2012年度学生募集要項』
『2012年度大学院学生募集要項』
- 5-3 「修学ならびに受験の際に特別配慮を必要とする方について」
- 5-4 関東学院大学ホームページ文学部サイト
「学部」 <http://bungaku.kanto-gakuin.ac.jp/modules/faculty1/index.php?id=14>
（最終アクセス2012.12.1）
「学科」 <http://bungaku.kanto-gakuin.ac.jp/modules/subject2/index.php?id=3>
（最終アクセス2012.12.1）
- 5-5 関東学院大学ホームページ経済学部サイト「アドミSSIONポリシー」
<http://keizai.kanto-gakuin.ac.jp/modules/entranceexam18/index.php?id=7>
（最終アクセス2012.12.1）
- 5-6 「経済学部AO入試 準備に向けた徹底ガイド」
- 5-7 関東学院大学ホームページ法学部サイト「アドミSSIONポリシー」
<http://hougaku.kanto-gakuin.ac.jp/modules/faculty1/index.php?id=15>（最終アクセス2012.12.1）
- 5-8 関東学院大学ホームページ人間環境学部サイト「アドミSSIONポリシー」
<http://ningen.kanto-gakuin.ac.jp/modules/faculty1/index.php?id=13>（最終アクセス2012.12.1）
- 5-9 関東学院大学ホームページ文学研究科サイト「アドミSSIONポリシー」
<http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/bungaku6/index.php?id=3&tmid1=24>
（最終アクセス2012.12.1）
- 5-10 関東学院大学ホームページ経済学研究科サイト「アドミSSIONポリシー」

- <http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/keizai8/index.php?id=5&tmid7=1>(最終アクセス2012.12.1)
- 5-11 関東学院大学ホームページ法学研究科サイト「アドミッションポリシー」
<http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/hougaku14/index.php?id=5&tmid3=18>
(最終アクセス 2012.12.1)
- 5-12 関東学院大学ホームページがんばれ！受験生サイト
<http://ao.kanto-gakuin.ac.jp/modules/exam1/?id=45> (最終アクセス 012.12.1)
- 5-13 関東学院大学ホームページがんばれ！受験生サイト「2012 年度入学試験結果」
http://ao.kanto-gakuin.ac.jp/?page_id=8509 (最終アクセス 2012.12.1)
- 5-14 関東学院大学ホームページがんばれ！受験生サイト「主な入学試験」
http://ao.kanto-gakuin.ac.jp/?page_id=6683 (最終アクセス 2012.12.1)
- 5-15『関東学院規程集』第2編大学 第1章学則「関東学院大学大学院学則」(既出 1-8)
- 5-16 大学基礎データ表 3「1 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者数の推移(既出 資料 1-9)
- 5-17 大学基礎データ表 4「2 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数」(既出 資料 1-10)
- 5-18「学事統計 1. 学部在籍者数 2008 年度～2012 年度」
- 5-19「学事統計 1. 大学院・専門職大学院在籍者数 2010 年度～2012 年度」
- 5-20「大学院特別履修生数と特別履修生の大学院への進学状況」
- 5-21「年度別 外国人留学生在籍者数〔大学院・文学研究科〕」

第6章 学生支援

1. 現状の説明

- (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

【評価の視点】

○学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

大学では、2010 年策定「関東学院グランドデザイン」において（資料 6-1）、「Ⅲ. 教育の質の向上」の中で「キャリア支援教育の強化」「学生の生活指導・支援の改善」の行動指針が示されている。さらに 2011 年度に「中期目標と計画」を策定し（資料 6-2）、大学構成員に WEB 上(教職員専用)で周知している。

上記の「中期目標と計画」では、「学生への支援に関する目標」を次のとおり定めている。

- (1) 学生の基礎学力の定着を目指すとともに、学部と連携した補習教育体制を充実する。
- (2) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、奨学金等の経済的支援や課外活動支援、メンター制度、メンタルヘルスケアなど修学及び学生生活支援体制を整備・充実し、多様な学生に対してよりきめ細やかな支援を行う。
- (3) 個々の学生が適切な進路選択を行えるようキャリア形成・就職支援体制を整備し、同体制を更に充実する。また、キャリア形成（キャリア教育）に関わる学内連携を強化するとともに産官学連携による支援体制を整備する。

次いで、この「学生への支援に関する目標を達成するための措置」として、次の方針を掲げている。

(1) 修学支援に関する目標を達成するための措置

- ① 全学部のディプロマポリシー（学位授与の方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）を明確にし、各授業科目で育成される力やスキルをカリキュラムマップとしてまとめ、学生に提示する。
- ② 学部間・学科間で授業科目区分及び卒業要件を統一する。
- ③ 全授業科目において出席状況を記録するシステムを導入し、学生自身が修学状況を自己管理し、主体的、積極的に学ぶ姿勢を身につけることを支援する。
大学としては、学生個々の修学状況を把握し、学習指導、生活指導に役立てる。
- ④ 全学部で入学時から卒業まで、学生の履修計画、学習面の助言や指導、人間関係などの生活面まで幅広い相談にのるための制度として、教員と職員が協同して担当するクラス担任制を導入する。

- ⑤ 自主学習を促進するための体制を整備する。
- ⑥ 学習支援塾を運営し、客員チューター・アシスタントチューターを配置して、学部教育や学生のニーズに沿った授業の予習・復習等のサポートを行う。

(2) 学生生活支援に関する目標を達成するための措置

- ① 経済的に困窮している学生を対象に、奨学金制度等を充実させるとともに、学修に専念できるよう支援体制を強化する。
- ② クラブ・サークル等が活発に活動できるよう学生支援を行い、充実した課外活動が行えるための体制作りを行う。
- ③ 退学・休学を予定している学生の状況を把握し、窓口等での相談体制を充実させ、退学・休学者の学籍異動を減少させるための体制を確立する。
- ④ 学生や教職員メンター制度等支援体制の整備・充実、非常勤相談員の採用等によるメンタルケア体制の整備、学生生活と心身の健康を包括的に支援するための健康管理部門の統合等カウンセリング体制の充実をはかり、学生一人ひとりのニーズに合わせた相談対応を実践する。

さらに、「就職支援に関する目標を達成するための措置」についても、「採用実績企業・地域企業や社会で活躍しているOB・OGと連携、支援協力体制を構築する。キャリア教育の全学的実施に伴い、キャリア支援と就職支援の役割分担を明確にし、現行のキャリア支援課を就職支援専門とする部署として位置づけ、就職支援体制を充実させる。さらに、学生のニーズ及び社会の状況に対応した資格取得講座を積極的に開講する。」としている。

以上の方針に基づき、本学では、「学生本位の大学づくり」をキーワードに「真に学生のためになることとは何か」を考え、大学オリジナルの学生サポート体制の構築に全力で取り組んでおり、各学部では基礎から徹底的に学べるカリキュラムを整えるとともに、以下のような全学的な学生支援組織も設けている。

① 学生支援室

各キャンパスにおける相談事例を蓄積し、教務部やキャリアセンターとも情報を共有し、学生生活実態の把握・分析に努めるとともに、現状の課題及び問題の解決に必要な企画の立案や教職員及び学生に対する研修会・講習会の実施について調整を行っている。また、学生メンター制度や教職員メンター制度（メンタリングの実施）により、先輩が後輩をサポートし、教職員がメンタリングを希望する学生をサポートできるよう支援体制を築いている。その成果として、2007年度に文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム(学生支援GP)」に本学が申請した「校訓に基づく入学前～卒業後までの総合支援」プログラムが採択された。これは基礎から徹底的に学べるカリキュラムへの変革や新たな取り組みを中心に学生の大学生活の充実と多様な学習歴を持つ学生に対するきめ細かな学習支援を行ってきたことの成果をさらに拡充・発展するべく企画したプログラムが評価され採択に繋がった。

② 学生生活課

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう奨学金等の経済的支援や医務室による健康保持・増進、クラブ団体・サークルへの支援など学生に対す

る修学及び生活支援に努めている。

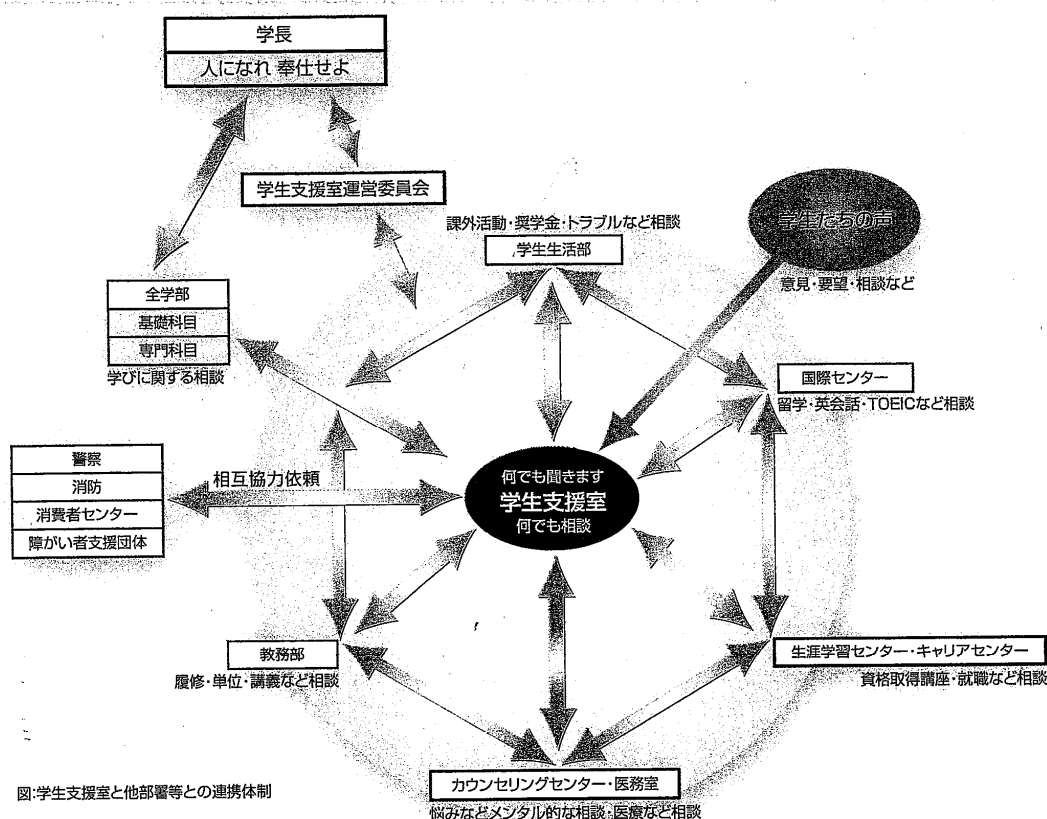
③ キャリアセンター

個々の学生（学部生・院生）が適切な進路選択を行えるようキャリア形成・就職支援体制を整備している。とくに、学生の就業力向上の観点から、社会的・職業的自立に関する指導等を実施するため、教務部との密接な連携の下、全学キャリア教育科目の設置に取り組んでいる。

④ カウンセリングセンター

各キャンパスにカウンセラー（臨床心理士等）を配置したうえで、学生の心の健康保持・増進を目的に、守秘義務を厳守して、必要に応じて学内外の関係諸機関と連携しながらカウンセリングやコンサルテーションなどの専門的援助を行っている。

以上の学生支援組織は、総合相談窓口である「学生支援室」を中心に「学生生活課」「キャリアセンター」「カウンセリングセンター」が連携して展開する独自の学生支援体制を整えており、学生一人ひとりが充実したキャンパスライフをおくることができるよう、様々な角度からのサポートが行われている。



（２）学生への修学支援は適切に行われているか。

【評価の視点】

- 留年および休・退学者の状況把握と対応の適切性
- 補習・補充教育に関する支援体制とその実施
- 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性
- 奨学金等の経済的支援措置と適切性

〈1〉留年者および休・退学者の状況把握と対応の適切性について

大学では、留年者及び休学者・退学者の学籍の管理については、主管部署の学生生活課学籍係が管理をしている。休学者・退学者から願書が提出され、願書を基に伺書を作成し各学部教授会で審議し学長決裁を経て承認される。休・退学の申請は、各キャンパス学生生活課窓口で受付担当者が直接対応し、必要に応じて各学部、他部署等と連携を取り休学者・退学者の対応をしている。また、休学者に対して経済的負担を軽減するために該当学期の在籍料を 50,000 円としている（資料 6-3 第 2 編 第 6 章 第 6 節学費「関東学院大学学費・諸納金納入規程」第 12 条）。

休学後の復学については、学生支援室・カウンセリングセンター等と連携を取り個別の指導をするなど、サポートを行っている。また、従来から毎年 6 月に全学生の保証人宛に「カウンセリングセンターご案内」を郵送していたが、2011 年度からは 8 月と 2 月に休学中の学生にも利用案内を郵送することにした。これが、不登校・ひきこもりの学生及び保護者の相談利用の促進に繋がった（資料 6-4）。

なお、2011 年度の休学者は 304 名（2010 年度 300 名）、退学者は 523 名（2010 年度 439 名）である（資料 6-5）。退学者については、例年、経済的理由、進路変更の理由による者が多いことから学費ローンや奨学金の更なる整備、学生支援室での個別相談の強化などの対応を進めているが、近年は特に経済的理由での退学者が増加傾向にあり、こうした学生への支援が急務となっている。

成績不振の学生に対しては、各学部で春学期・秋学期のオリエンテーション時に個別に面接等を行い問題の早期解決にむけた支援を行っている。また、春学期と秋学期に保証人宛へ成績表を郵送し父母からの相談に対応している。さらに毎年 7 会場で開催される父母懇談会に各学部の教員が出向き、父母との個別面談で成績・学生生活・就職の相談に対応するなど父母との連携を重視している。

留年者で所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、春学期末に卒業できる者については、秋学期の学費を免除する。さらに当該年度における秋学期の授業を履修せずに在学を希望する場合には、秋学期の学費を 50,000 円とし経済的負担を軽減している（資料 6-3 第 2 編 第 6 章 第 6 節学費「関東学院大学学費・諸納金納入規程」第 16 条 3 項）。

〈2〉補習・補充教育に関する支援体制とその実施について

本学の補習・補充教育に関する支援として、学生支援室内に「学習支援塾」を設け、基礎学力の復習や苦手な科目の克服、英語力をアップしたい等、学習面の相談に対してサポ

ートするために元高校教員や大学院生のチューター計 20 名がマンツーマンで指導をしている。平日の午後ほぼ毎日（科目によって異なる）開講して学生の補習教育の体制を整えており、年間の利用者数は延べ 7,376 名（2011 年度実績）に及ぶ。なお、学部によって科目は異なるが、英語・数学・物理・生物・化学・情報に対応している。授業との連携については、経済学部では英語、工学部では英語及び物理、人間環境学部では、生物及び化学の授業において小テストで基準点に満たなかった場合に学習支援塾で合格を目指して再テストを受けるシステムとなっている。法学部においては、英語の授業で学んだ文法事項についてリメディアル教材を用いて解答をチェックしながら学習支援塾で再確認している。また文学部では、学生のニーズ（語学の基礎学習等）に合わせて、アシスタントチューターを置き、独自に英語の学習支援を行っている。例えば、レポート提出や教育実習前の確認として利用するケースも見られ、さらに TOEFL や TOEIC 等の受験対応等も随時行っている。

実績として、一例であるが、工学部 1 年次生の在籍者 653 名が、授業内に実施する「英語」小テストを受験し、466 名が合格、残りの不合格者・欠席者は学習支援塾で補習を受講した。それにより、最終的には全体の約 9 割が合格するようになったという結果が出ている。同学部の 1・2 年次生で学習支援塾を利用した学生に感想を聞いてみたところ、多くの学生から「丁寧に教えてくれる」「何度も繰り返し演習をして基本が分かり応用問題が解けるようになった」との声があった。他にも、人間環境学部健康栄養学科の 1 年次生全員に学習支援塾の「生物・化学」を受けるように指導しているが、強制的に 1 回利用させると定着する学生が出てくるようである。また、2010 年度の新入生アンケートによると、一人で学習する習慣がある学生は 33%にとどまるため、学習支援塾で個別対応し自習の補助をするという役割も含んでいる。このように学習に対する不安の解消や学習意欲の向上に繋がっている。また、年一回、全キャンパス合同のチューター意見交換会を実施し、現状認識及び学部との連携強化をはかっている。学生の授業理解度の共通認識を情報共有し、学部教員とチューターが協力することで、学習支援の効果を上げている。

入学後の大学での授業に適応することを目的として、本学では、推薦入学試験（AO、指定校、スポーツ、学院内、帰国生、外国人留学生、キリスト教学校同盟協定校）により入学する生徒に対し、入学前準備教育を業者に依頼し各学部で実施している。

さらに 2012 年度から大学で学修していく上での基礎的学力を確認するために新入生全員が、「基礎学力確認テスト」を受験し、一定の基準に満たない学生に受講を推奨する正課外の講座「基礎学力育成講座」として、全キャンパスにおいて、1 セメスター（1 年次）に開講され、1 日 2 時限の授業と 3 時限目に課題演習を行う自習時間が設定されている。大学での学修の基礎的学力として「数的処理」を中心に学習する。講座最終に「到達度確認テスト」を行い、学習の成果を確認する。このテストで一定の点数に満たない学生は、翌秋学期に再度同講座の受講を奨励する。

〈3〉障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性について

障がいのある学生に対する修学支援として、授業で配慮する必要があるか事前に要望を聞いている。また聴覚障がい者に対する授業サポートのひとつとして、学生支援室で「ノートテイカー」を募集・育成している。学生には、新入生オリエンテーションでノートテ

イクハンドブックを配布し、障がいのある学生に対する支援方法についての説明を行うとともに「ノートテイカースキルアップ勉強会」を実施し、テイク技術の向上をはかるなど、さまざまな支援の取組みを行っている。

2011年度は152名のノートテイカー登録者（文学部75名、経済学部22名、工学部14名、法学部26名、人間環境学部15名）が、原則手書きのテイカー1名とパソコンテイカー1名の2人一組となり3名の聴覚障がい学生（文学部2名、経済学部1名）のノートテイクを行った。

実際にノートテイクを行った学生はノートテイカー登録者のうち文学部3～4割、経済学部5割、工学部5割、法学部活動なし（利用者が在籍していない）、人間環境学部3～4割（経済学部の利用者を支援）である。

ノートテイクを利用した聴覚障がい学生からは、「大学に入ってノートテイクを受け、授業内容がわかるようになり、次回の授業を楽しみにするようになった」「ノートテイカーがいなければ単位を取れたかどうかかわからず、卒業できないのではと感じている」「ノートテイカーを通じてたくさんの友達が出来た」などの声が聞かれた。

また、サポートをする側のノートテイカーからは「本来なら自分が履修する事のできない授業を受ける事ができ勉強になった」「利用者とコミュニケーションをとる中、ほんの少しだが手話を覚える事が出来た」「自分のノートをまとめるのが上手くなった気がする」などの声が聞かれ、双方にとって良い影響を与えている。

以上のような点からも明らかなようにノートテイクは、ただ聴覚障がい学生の授業サポートとして授業内容を伝えるという目的だけでなく、一般学生と障がい学生とのコミュニケーションをとる効果的な役割も果たしている。

なお、個々のノートテイカーが活動できる時間帯は、ノートテイカー自身の履修状況・学生生活状況等に規定される。したがって、利用者がノートテイクを必要とする時間に活動できるノートテイカーを十分確保するには、登録者数をさらに増やすことが必要である。

〈4〉奨学金等の経済的支援措置と適切性について

奨学金等の経済的支援措置については、学生の勉学奨励及び生活向上を目的として、大学独自の奨学金制度を次のように実施している。

(1) 学業優秀者

- ① 特待生：授業料相当額、採用人数は各年度33名以内、選考は特待生委員会を経て学長が決定（資料6-6 第2編 第7章 第2節奨学金等）
- ② スカラシップ制度：入学金・授業料免除、採用人数は各年度200名以内、選考は各学部を経て学長が決定（資料6-7 第2編 第7章 第2節奨学金等）
- ③ 給付奨学金：給付額20万円、採用人数は毎年50名以内、選考は学生生活委員会を経て学長が決定（資料6-8 第2編 第7章 第2節奨学金等）
- ④ 国際交流奨学金：給付額月額3万円・5万円、採用人数は20名以内、選考は奨学生選考委員会を経て学長が決定（資料6-9 第2編 第7章 第2節奨学金等）
- ⑤ 斉藤小四郎奨学金：給付額は年度毎に決定、採用人数は10名以内、選考は学生生活委員会を経て学長が決定（資料6-10 第2編 第7章 第2節奨学金等）

(2) 大学院生

- ① 大学院博士前期課程奨学金：月額 23,000 円、採用人数は若干名、審査は大学院奨学委員会、決定は大学院委員会を経て学長が決定（資料 6-11 第 2 編 第 7 章 第 2 節奨学金等）
- ② 大学院博士後期課程特別奨学金：月額 1 万円・授業料免除、採用人数は若干名、選考は大学院奨学委員会、決定は大学院委員会を経て学長が決定（資料 6-12 第 2 編 第 7 章 第 2 節奨学金等）
- ③ 大学院工学研究科材料・表面工学奨学金：授業料相当額、採用人数は各年度 6 名以内、選考は工学研究科奨学生選考委員会、決定は工学研究科委員会を経て学長が決定（資料 6-13 第 2 編 第 7 章 第 2 節奨学金等）
- ④ 法科大学院奨学金：授業料・施設費相当額、採用人数は 10 名以内、選考は法務研究科教授会を経て学長が決定（資料 6-14 第 2 編 第 7 章 第 2 節奨学金等）
- ⑤ 法科大学院学費貸与奨学金：貸与額は授業料・施設費 50%相当額、採用人数は 10 名以内、選考は法務研究科教授会を経て学長が決定（資料 6-15 第 2 編 第 7 章 第 2 節奨学金等）

(3) 教育ローン利用者

学費教育ローン利息補給奨学金：年間支払利息相当額、採用人数は各学年 30 名以内、選考は学生生活委員会を経て学長が決定（資料 6-16 第 2 編 第 7 章 第 2 節奨学金等）

(4) 家計の急変した学生

緊急時給付奨学金：申請学期の学費全学給付、採用人数は年間 12 名、選考は学生生活委員会を経て学長が決定（資料 6-8 第 2 編 第 7 章 第 2 節奨学金等「関東学院大学給付奨学金規程」第 4 条）

(5) 文学部

兵藤奨学金：第 1 種奨学金（給費生奨学金）、第 2 種奨学金（貸費生奨学金）、第 3 種奨学金（緊急時対応奨学金）、選考は文学部奨学生選考委員会、決定は文学部教授会を経て学長が決定（資料 6-17 第 2 編 第 7 章 第 2 節奨学金等）

(6) 人間環境学部

人間環境学部「女子短期大学記念」奨学金：第 1 種奨学金（緊急時対応奨学金）、第 2 種奨学金（外国人留学生奨学金）、第 3 種奨学金（給費生奨学金）、選考は人間環境学部奨学生選考委員会、決定は人間環境学部教授会を経て学長が決定（資料 6-18 第 2 編 第 7 章 第 2 節奨学金等）

なお、外部の奨学金として、日本学生支援機構奨学金やその他外郭団体の奨学金があり（表 6-1）、手続き、相談については、学生生活課奨学金係で行っているが、日本学生支援機構の奨学生の比率は、2010 年度 3,641 名、2011 年度は 4,047 名と増加し約 4 割近い学生が奨学金を利用している。

表 6-1 外部の奨学金給付・貸与状況

(2011 年度)

奨学金の名称	給付・貸与	支給対象 学生数 (A)	在籍学生 総数 (B)	支給総額 (C)	1 件当たり 支給額 C / A
大 学					
燦葉会就学援助金	貸与	4	3,015	1,435,000	358,750
日本学生支援機構 第一種奨学金＜無利息＞	貸与	912	11,578	—	—
日本学生支援機構 第二種奨学金＜利息付＞	貸与	3,135	11,578	—	—
朝鮮奨学会	給付	2		600,000	300,000
青森県教育厚生会奨学金	貸与	1		300,000	300,000
朝日町奨学生	給付	1		180,000	180,000
あしなが育英会奨学金	貸与	12		6,480,000	540,000
茨城県奨学金	貸与	1		480,000	480,000
大田区奨学金	貸与	29		15,312,000	528,000
川崎市大学奨学金	貸与	4		1,824,000	456,000
北九州市奨学資金	貸与	1		648,000	648,000
栗原奨学財団	給付	1	11,578	240,000	240,000
交通遺児育英会	貸与	4		2,640,000	660,000
佐久市奨学金	貸与	1		480,000	480,000
佐野市奨学金	貸与	1		600,000	600,000
千曲市奨学金	貸与	1		456,000	456,000
津田記念育英会	給付	2	11,578	480,000	240,000
中村積善会	給付	1	11,578	480,000	480,000
中村積善会	貸与	2	11,578	1,536,000	768,000
新潟県奨学金	貸与	1		612,000	612,000
新潟県見付市奨学金	貸与	1		360,000	360,000
新潟市奨学金	貸与	1		400,000	400,000

日揮・実吉奨学会	給付	1	2,620	300,000	300,000
日揮・実吉奨学会	貸与	2	2,620	792,000	396,000
日本国際教育支援協会	貸与	1	11,578	100,000	100,000
平和中島財団奨学金	給付	1	11,578	1,200,000	1,200,000
三菱商事緊急支援奨学金	給付	14	11,578	16,800,000	1,200,000
宮川宗好奨学会	給付	1	11,578	360,000	360,000
宮崎県育英資金	貸与	1		756,000	756,000
山口県ひとづくり財団	貸与	1		624,000	624,000
横浜市身体障害者奨学金	給付	1		252,000	252,000
福島県広野町奨学金	貸与	1		720,000	720,000
福島県奨学資金	貸与	4		1,920,000	480,000
大学院					
日本学生支援機構 第一種奨学金＜無利息＞	貸与	57	227	—	—
日本学生支援機構 第二種奨学金＜利息付＞	貸与	14	227	—	—
日本学生支援機構（法科大学院）第一種奨学金＜無利息＞	貸与	16	49	—	—
日本学生支援機構（法科大学院）第二種奨学金＜利息付＞	貸与	6	49	—	—
朝鮮奨学会	給付	1		480,000	240,000
日揮・実吉奨学会	給付	2	135	600,000	150,000
日揮・実吉奨学会	貸与	1	135	540,000	270,000
日揮・実吉奨学会（第二種給与奨学金）	給付	1	5	250,000	125,000
日本建設業連合会	給付	1	135	240,000	120,000

（３）学生の生活支援は適切に行われているか。

【評価の視点】

- 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮
- ハラスメント防止のための措置

〈1〉心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮について

学生の心身の健康維持のため、カウンセリングセンターを各キャンパスに設置しカウンセラー(専任職員)を配置し、関係部署との連携により、学生の相談利用の促進、新入生の適応援助、不登校・ひきこもり学生の支援、メンタルヘルスの啓発などを実践し、学生の心身の健康保持・増進に努めている。また、学生支援室にも相談員(臨床心理士)を各キャンパスに配置しカウンセリングセンターと連携し学生に対応している。

学生の健康管理については、各キャンパスの医務室が対応しておりスタッフとして看護師(嘱託職員)が5名(金沢八景キャンパス(六浦)2名、(室の木)1名、金沢文庫キャンパス1名、小田原キャンパス1名)を配置している。その活動は、4月に各キャンパスでの健康診断や応急処置、健康相談等を行い、必要に応じて医療機関を紹介している。また、各キャンパスにおいて、毎週校医による医療相談を実施している。

学生への健康啓蒙として、2011年度には、横浜市金沢区健康福祉課との協力で「喫煙防止啓発講演会」を2回開催し多数の学生の参加(1回目83名、2回目109名)があった。また、2012年5月に「世界禁煙デー」にあわせ禁煙週間(5月28日～6月1日)を実施し、その中で31日に横浜市金沢区健康福祉課と協力して3キャンパス全てで、キャンパス内全面禁煙を実施した。実施内容は①休み時間に全館放送で禁煙の呼びかけ、②喫煙場所の使用禁止、教職員、学生による構内巡回パトロール、③チラシ配布(禁煙、HIV関連、あぶら取り紙など、金沢八景キャンパスにブーステントを設置(禁煙相談、喫煙者に肺活量検査)。

新入生のオリエンテーション時には「薬物禁止」「大学生としてのマナー」「たばこの分煙・禁煙」「カルト集団・悪徳商法に注意」「イッキ飲み禁止」の説明を行っている。

〈2〉ハラスメント防止のための措置について

大学において、学び・研究し・働く者全員が個人として尊重され、ハラスメントのない環境において、学び・研究し・働く権利を保障するため、これまでにハラスメント防止のガイドラインとして、「関東学院大学ハラスメント防止規程」(資料6-19 第2編 第4章 第1節通則)、「同ハラスメント防止委員会規程」(資料6-20 第2編 第4章 第1節通則)、「同ハラスメント調停委員会規程」(資料6-21 第2編 第4章 第1節通則)、「同ハラスメント調査委員会規程」(資料6-22 第2編 第4章 第1節通則)及び「同ハラスメント相談員規程」(資料6-23 第2編 第4章 第1節通則)を制定した。これらの規程に基づきハラスメント防止等に係わる委員会を設置し、ハラスメント防止対策全般の企画ならびにハラスメントに関する相談、調停、被害者救済及び処置方針の策定を行っている。なお、各キャンパスの学生生活課、カウンセリングセンター、医務室、チャブレン室をハラスメント相談員紹介窓口と定め、その窓口で相談内容に合った相談員を紹介している。2011年度は相談が1件あり、ハラスメント防止委員会を3回開催した。

また、ハラスメント防止ガイドライン及び各規程等を取り纏めた「関東学院大学ハラス

メント防止ガイドブック」を作成し（資料 6-24）、学生及び教職員に配付してハラスメント防止ガイドライン等の制定の趣旨及びその内容・手続等について周知徹底をはかった。

（４）学生の進路支援は適切に行われているか。

【評価の視点】

- 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施
- キャリア支援に関する組織体制の整備

〈1〉学生の進路選択に関する指導・ガイダンスの実施について

（1）キャリアセンターの指導体制

学生の進路については、全キャンパスにキャリアセンターの専任職員を配置して就職支援体制を整えている。また、以前までは専任職員がキャリアカウンセラーの資格を取得していたが人事異動などで固定化できないことから就職支援の強化として、2011 年度から全キャンパスにキャリアカウンセラー（派遣職）を配置し、きめ細かな就職相談が出来るように体制を整備した。

キャリアセンターの指導支援として、民間企業、Uターン就職、留学生の資料・求人情報や帝国データバンク会社年鑑、会社四季報、公務員採用試験情報など、さまざまな資料を揃えている。また、2011 年度より求人票検索や閲覧、就職活動スケジュール管理、キャリアセンター主催イベントの予定確認や申込ができる、就職支援システム「KGU 就活 NAVI」を稼動している。学生一人ひとりにマイページを用意し、自分の希望する進路に合った情報が自動的に配信されるようになっている。

この他、キャリアセンターが行っているキャリア支援として次のようなものがある。

- ・キャリア教育の推進（正課・課外）
- ・学内企業説明会毎月開催
- ・インターンシップの拡大・新規開拓
- ・就活チャレンジ講座の開催
（就活で必要とされるコミュニケーション能力の向上と、「働くとは何か」を考えることを目的とする講座）
- ・学生への就職支援プログラムとして、全キャンパスで3年次生対象のガイダンス4回、セミナー4回、模擬試験5回、講座18回、4年次生対象のガイダンス2回、講座8回、金沢八景キャンパスで体育会学生就活センナー1回、学内企業説明会1回を実施した。

以上のキャリア支援のうち、3年次生対象の就職支援プログラム「就職準備講座」（就活力アップ講座）を受講した学生の就職内定率は、大学全体の内定率を大きく上回り、その効果が検証されている（資料 関東学院大学 就活力アップ講座 実施状況）。

加えて「KGU 就活 NAVI」では、卒業時に就職未内定の学生や卒業生のための専用求人サイトも設置し、卒業後の継続支援もはかっている。

（2）全学的なキャリア教育科目の整備

学生のキャリア形成（キャリア教育）に対する支援について、従来から各学部が担ってきたが全学的なキャリア教育への改善を検討した結果、2011 年度より授業内容、実施時期などキャリアセンターと教務部が連携し、全学部で正課のキャリア教育に関する科目を設置した。さらに「キャリア教育」を就職支援だけでなく、学生の大学生活からその後に続く人生設計を含めた教育支援と大学全体で規定し、2012 年度より、全学共通のキャリア教育科目（正課外 1 講座、正課 3 科目）の設置を決定した。

この全学共通キャリア教育科目は、本学に入学した学生が関東学院の大学生として、多様な社会のなかで「私」「私たち」を積極的に位置づけ、自分たちの現在と未来をデザインすることで、学修の動機づけを行なうためのキャリアデザイン科目（正課）として、2012 年度開講の「KGU キャリアデザイン入門」、「KGU キャリアデザイン基礎Ⅰ」、2013 年度開講予定の「KGU キャリアデザイン基礎Ⅱ」である。

特に 3 つのキャリアデザイン科目は、新入生全員が登録必須科目「KGU キャリアデザイン入門」を受講し、関東学院の大学生として、卒業後を意識した大学 4 年間でデザインし、次いで選択科目「KGU キャリアデザイン基礎Ⅰ」を受講することにより社会で働くことの素晴らしさ・意義深さを積極的に捉えるきっかけをつかむ。さらに選択科目「KGU キャリアデザイン基礎Ⅱ」を受講して、就業にかかわる社会イメージや自己と社会の関係の明確化をはかっていく構成となっている。講座の内容は以下のとおりである。

① KGU キャリアデザイン入門

この授業のテーマは、学生が「関東学院大学生としての『私』『私たち』について知る・考える」である。授業を通して、大学のことや、自分と社会の関係を知り、「生き方」「働き方」「大学生活の過ごし方」を自分で考え、行動するきっかけをつくっていく。到達目標は、卒業後を意識した 4 年間の大学生活をデザインすることと、「自己実現力」と「他者とかかわる力」を高めることである。授業では、関東学院大学の建学の精神・自校史を学び、関東学院大学の学生としての責任や生活を考え、グループワークやグループディスカッション、プレゼンテーション等を通して自分自身で考え、行動するきっかけをつくり、学生生活 4 年間でデザインしていく。

入学直後の早い段階に大学生としての自分自身を知り、考えることから始め、将来に関心を持ち、将来を考える意識を持つことで、大学生としての責任や学生生活の過ごし方を考えてもらうために、1 セメスター（1 年次）に登録必須科目として設置している。クラス数は、各学部共通の一定受講人数により文学部 3 クラス、経済学部 4 クラス、法学部 2 クラス、工学部 3 クラス、人間環境学部 3 クラスの合計 15 クラスであり、各クラスとも専任教員が科目を担当している。

② KGU キャリアデザイン基礎Ⅰ

この授業は、関東学院大学の先輩の生き方・働き方に触れることで、自己のキャリア形成について考え、自分自身から行動するきっかけをつくる。授業では、各界で活躍している卒業生をゲスト講師に招き、学生時代から社会人として成功するまでの体験談、これからの目標、若い世代に期待することなどについて聴き、卒業後のライフデザインを自ら描いていくことを促す。

③ KGU キャリアデザイン基礎Ⅱ

この授業は、「社会の中の『私』『私たち』を知る」をテーマに学生が広く実社会への理解を深め、キャリアデザインを「生き方」と「働き方」の両面で考え、卒業後を見据えたキャリアデザインを描くことができることが到達目標である。

(3) 産官学連携による就職支援体制の整備

横浜商工会議所、神奈川県政策局政策研究・大学連携センター、神奈川県経営者協会などの協力を得て、125名の学生が就業体験を行っている。また、神奈川県中小企業家同友会の協力により授業科目「実践ビジネスキャリア」（神奈川の中小企業）が2011年度から経済学部で開講され、現役の経営者によるビジネスキャリアへの導入機会を学生に提供している。

〈2〉キャリア支援に関する組織体制の整備について

大学では、早期から学生のキャリアデザインを考慮し、一人ひとりの「夢中探し」「自分づくり」を支援していくことで、就職活動の支援だけではなく、企業の新卒者採用が少数精鋭化する昨今、本学のキャリアセンターに求められている役割がますます拡大していることや企業側の人物重視で採用する傾向が高まっていることから、従来のような3・4年次生のみを対象とする就職支援では対応しきれなくなっている。企業が求める人物重視とは、コミュニケーション能力を備えた個性ある人材ということで、キャリアセンターでは、企業が求めるそうした人材に共通する傾向として、学生時代になにか夢中になったものがあるという点に着目して、入学後の1年次より「キャリアサポートプログラム」を通じて学生一人ひとりの夢中探し、自分探しに協力している。さらに、就職活動に直接関係がなくても、人生を楽しみながら生きている魅力ある人物を就職ガイダンスに積極的に招聘し、学生たちのやる気を刺激し、単なる就職活動の支援にとどまらず、学生のライフスタイルそのもののまでのサポーターを目指している。

以上の趣旨のもと、本学ではキャリア支援に関して、以下のような組織的体制を整備している。

(1) 就職支援体制

キャリア支援業務を円滑に運営するため、キャリア支援委員会（資料6-25 第2編 第2章 第4節委員会）を置き、学生のキャリア支援に関する基本事項を審議している。また、キャリアセンターでは、さまざまな方法で、きめ細かく学生の就職活動を支援している。

① 相談体制（一人ひとりの希望をキャッチし、的確なアドバイスを行う）

各キャンパスには、就職相談窓口を設置し、キャリアカウンセラーを中心に、専門スタッフが相談に応じている。窓口を訪れる時間がなくても、電子メールで相談を受けている。よせられた学生の声は、支援講座のテーマ設定などに生かしている。

② 情報提供・閲覧環境（就職活動に欠かせないパソコン・WEB環境の充実）

就職活動におけるパソコンの利便性をさらに向上するため、求人情報すべてを

電子データ化したことにより、各キャンパスでは、同様の環境で同様の情報を提供している。また、学生一人ひとりの興味や方向性にマッチする求人情報や各種講座を案内するシステムを整備している。

③ 就活支援冊子（学生生活・就職活動に関する冊子の発行）

3年次に配布する『就職の手引き』は、就職活動のバイブルとして、学生必須のアイテムとなっている。

(2) 全学的なキャリア教育体制

全学的なキャリア教育の体制を整備するため、2011年度に学長のもと、全学的に教学に関する事項を審議決定する機関として「教学機構会議」（資料 6-26 第2編 第2章 第3節会議）が設置された。また、7月6日開催の同会議において、「2012年度以降のキャリア教育を検討するワーキンググループ」の設置が承認され、同ワーキンググループにて検討を行い、「キャリア教育」を就職支援だけではなく、学生の大学生活からその後に続く人生設計を含めた教育支援であると大学全体で定義することとし、2012年度より、全学共通のキャリア教育科目（正課外1講座、正課3科目）の設置を提案し、10月5日開催の教学機構会議にて決定した。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

- (1) 学生支援組織は、総合相談窓口「学生支援室」を中心に「学生生活課」「キャリアセンター」「カウンセリングセンター」が連携して展開する独自の学生支援体制を整えており、学生一人ひとりが充実したキャンパスライフをおくることができるよう、様々な角度からのサポートが行われている。
- (2) 近年の厳しい就職状況への対応と、学力低下を踏まえた学生の学修への動機づけを目的として、2011年度に、全学的な教育方針を決める教学機構会議のもとにワーキングが設置され、2012年度に「基礎学力確認テスト」「基礎学力養成講座」とともに、授業内容を統一した全学キャリアデザイン科目を導入することになった。
- (3) 毎年6月に全学生の保証人宛に「カウンセリングセンターご案内」を郵送していたが、2011年度からは8月と2月は休学中の学生にも郵送することにより、カウンセリングセンターでは、不登校・ひきこもりの学生及び保護者の相談利用が増加した。
- (4) 3年次生対象の就職支援プログラム「就職準備講座」（就活力アップ講座）を受講した学生の就職内定率は、大学全体の内定率を大きく上回り、その効果が検証できた（資料 6-27）。

② 改善すべき事項

- (1) 退学者は、例年、経済的理由、進路変更の理由による者が多いが、近年、特に経済的理由での退学者が増加傾向にある。こうした学生への支援が急務となっている。
- (2) ノートテイカーの支援を希望する障がい者に対し、ノートテイカーの数が不足している。ノートテイカーが活動できる時間帯は、ノートテイカー個々の履修状況・学生生活状況等に規定される。したがって、利用者がノートテイクを必要とする時間に活動できるノートテイカーを十分確保するには、登録者数をさらに増やすことが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- (1) 「学生支援室」を中心に、大学と学生が連携できる企画やイベントをさらに充実させ、学生の声を聞く機会を増やして、これを学生支援に役立てていく。
- (2) 2012 年度に導入する「基礎学力確認テスト」「基礎学力養成講座」や、全学キャリアデザイン科目の効果について検証し、新たな課題を確認する全学的な組織を立ち上げて、学生へのキャリア支援・学修支援を充実させる。
- (3) カウンセリングセンターにおいて、「カウンセリングセンターご案内」の郵送等で増加する休学者や退学希望者の相談にしっかりと対応できるスタッフの充実を行い、一人のカウンセラーが学生の卒業までの成長を最後まで責任をもって見守る体制を整える。
- (4) 就職支援プログラムの基幹となる「就職準備講座」の実施規模を拡大し、より多くの学生へ支援プログラムを提供して就職内定率向上に努める。

② 改善すべき事項

- (1) 近年増加傾向にある経済的理由での退学者に対し、給付奨学金制度の拡充を検討し、経済的理由による退学者の減少を目指すため、2013 年度には冠奨学金制度(給付型)を実施する。
- (2) 利用者がノートテイクを必要とする時間に活動できるノートテイカーを十分確保するために、学生への説明の機会を年 2 回から 3 回に増やし、ノートテイカーの登録

者数の増加をはかる。

4. 根拠資料

- 6-1 「関東学院グランドデザイン」
- 6-2 「Olive7 中期目標・中期計画」(既出 資料 4-1-5)
- 6-3 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第6節学費「関東学院大学学費・諸納金納入規程」
- 6-4 「学生相談室利用状況(学生支援室・カウンセリングセンター)」
- 6-5 「学部・学科の退学者数」
- 6-6 『関東学院規程集』第2編大学 第7章学生 第2節奨学金等「関東学院大学特待生規程」
- 6-7 『関東学院規程集』第2編大学 第7章学生 第2節奨学金等「関東学院大学スカラシップ制度に関する規程」
- 6-8 『関東学院規程集』第2編大学 第7章学生 第2節奨学金等「関東学院大学給付奨学金規程」
- 6-9 『関東学院規程集』第2編大学 第7章学生 第2節奨学金等「関東学院大学国際交流奨学金規程」
- 6-10 『関東学院規程集』第2編大学 第7章学生 第2節奨学金等「斉藤小四郎奨学金規程」
- 6-11 『関東学院規程集』第2編大学 第7章学生 第2節奨学金等「関東学院大学大学院博士前期課程奨学金規程」
- 6-12 『関東学院規程集』第2編大学 第7章学生 第2節奨学金等「関東学院大学大学院博士後期課程特別奨学金規程」
- 6-13 『関東学院規程集』第2編大学 第7章学生 第2節奨学金等「関東学院大学大学院工学研究科材料・表面工学奨学金規程」
- 6-14 『関東学院規程集』第2編大学 第7章学生 第2節奨学金等「関東学院大学法科大学院奨学金規程」
- 6-15 『関東学院規程集』第2編大学 第7章学生 第2節奨学金等「関東学院大学法科大学院学費貸与奨学金規程」
- 6-16 『関東学院規程集』第2編大学 第7章学生 第2節奨学金等「関東学院大学学費教育ローン利息補給奨学金規定」
- 6-17 『関東学院規程集』第2編大学 第7章学生 第2節奨学金等「関東学院大学兵藤奨学金規程」
- 6-18 『関東学院規程集』第2編大学 第7章学生 第2節奨学金等「関東学院大学人間環境学部『女子短期大学記念』奨学金規程」
- 6-19 『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院大学ハラスメント防止規程」

- 6-20『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院大学ハラスメント防止委員会規程」
- 6-21『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院大学ハラスメント調停委員会規程」
- 6-22『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院大学ハラスメント調査委員会規程」
- 6-23『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院大学ハラスメント相談員規程」
- 6-24『関東学院大学ハラスメント防止ガイドブック』
- 6-25『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会「関東学院大学キャリア支援委員会規程」
- 6-26『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第3節会議「関東学院大学教学機構会議規程」(既出 2-5)
- 6-27「関東学院大学 就活力アップ講座 実施状況」

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

【評価の視点】

- 学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化
- 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画

大学では、2010年策定「関東学院グランドデザイン」において、「IV. 研究の質の向上」及び（資料7-1 p.15）、「IX. その他」の中で1. 施設設備の整備活用 2. 環境管理 3. 安全管理の行動指針が示されている（資料7-1 p.17）。また、2011年度に中期目標と計画の中で「研究に関する目標を達成するための措置」（資料7-2 p.21）「施設等の設備に関する具体的方策」を策定し（資料7-2 p.25）、大学構成員にWEB上（教職員専用）で周知している。さらに中期目標と計画に基づき次のとおり「到達目標」を定めた。

- ① 教育・研究目的を実現するための施設・設備等の整備拡充を図る。
- ② 「滞在型キャンパス」の実現を目指して校地、校舎の整備を進める。
- ③ 教育・研究に必要な図書・資料を体系的・計画的に整備する。
- ④ ネットワーク社会における大学図書館の役割を果たす。
- ⑤ 図書館利用者に配慮した環境整備と運営を行う。
- ⑥ 図書館を一般に開放するなど、地域に貢献していく。
- ⑦ デジタル化社会等大学を取り巻く社会環境（発展・変化等）に適応していく。
- ⑧ 高度な教育研究利用ができるよう ICT 環境や LMS 環境等を整備する。
- ⑨ LMS（学習支援システム：Blackboard）の円滑な運営のために利用者支援を行う。
- ⑩ LMS（学習支援システム）更改の検討を行う。
- ⑪ 学生支援システム（Web Campus）更改に向けた支援を行う。
- ⑫ 電子ポートフォリオ（電子学生カルテ）の円滑な運営のために支援を行う。
- ⑬ 各キャンパスにおけるネットワーク環境整備及び安定稼働のために支援を行う。
- ⑭ スタンダードPC（研究室向け）の導入に関する支援を行う。
- ⑮ マイクロソフトキャンパスアグリーメントに関する支援を行う。
- ⑯ アップル・オン・キャンパスに関する支援を行う。
- ⑰ 総合研究推進機構を軸に、研究活動を一層活性化させるとともに、積極的に成果の公表を行っていく。
- ⑱ 研究者データベースの管理。
- ⑲ 研究倫理の遵守体制を整備する。

本学は、「滞在型キャンパスの形成」という理念のもとに、金沢八景、金沢文庫、小田

原の3キャンパスすべてにおいて「学生のための生活の場」としての図書館、食堂、購買部、マルチメディア等の諸施設の整備・充実に努めてきた。併せて、バリアフリー化に向けた取り組みも所期の目的は達成している。これらの方針は、学院全体の中期計画に基づき、社会的要請、また各学部、各部署より個別の要請に配慮しつつ、より高いレベルを目指し計画を継続していく。また施設の使用・管理・運営・防災等の規程やマニュアルは整備されているが、適宜、更新を行っていく。

今後は、社会環境の変化や各学部、各部署の要請に対応する形で、さらに利用者に配慮した環境整備と運営を行う。また図書館の一般への開放など、地域貢献の拡大も進めていく。さらに学生の学修の支援については「到達目標」に基づき、各年度事業計画で実行していく。また、教員による教育研究活動の支援については、総合研究推進機構を核に、各学部、研究科、ならびに学部附置研究所との連携のもと、学術研究の振興と高揚をはかる。

なお、研究に関する諸規程は、「関東学院大学総合研究推進機構に関する規程」をはじめ（資料7-3 第2編 第8章研究機関等）、「戦略的プロジェクト研究取扱規程」（資料7-4 第2編 第6章 第4節 第4款その他）「学外共同研究取扱規程」（資料7-5 第2編 第6章 第4節 第4款その他）「受託研究取扱規程」（資料7-6 第2編 第6章 第4節 第4款その他）「研究費使用規程」（資料7-7 第2編 第6章 第4節 第4款その他）「知的財産取扱規程」（資料7-8 第2編 第6章 第4節 第4款その他）等を制定しているがさらに関連規程等の整備を進める。

校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画については、上述のとおり、関東学院全体の中期計画を軸に、社会的要請、また各学部、各部署よりの個別の要請に配慮しつつ、各年度の事業計画を実行していく。

（2）十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

【評価の視点】

- 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成
- 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

〈1〉校地・校舎・施設・設備等の整備状況

大学は、神奈川県横浜市金沢区には金沢八景キャンパス（経済学部、工学部、人間環境学部、法科大学院、経済学研究科、工学研究科）と金沢文庫キャンパス（文学部、文学研究科）があり、小田原市に小田原キャンパス（法学部、法学研究科）がある。各キャンパスとも大学設置基準の面積を十分に上回っている（資料7-9）。各キャンパスの整備状況は以下のとおりである（資料7-10）。

（1）金沢八景キャンパス

金沢八景キャンパスは東西に長く、その中央部分にキャンパス内の基幹動線となる学内道路がある。この道路の東端は、人間環境学部が設置されている。また、隣接して関東学院六浦中学校・高等学校が配されている。校地面積は75,156㎡余の面積を有

し、講義室・演習室・学生自習室は、112 室あり、総面積は 12,240 m²で、キャンパス合計の校舎面積は 70,024 m²余である（資料 7-9）。（人間環境学部の面積は除く）

キャンパス中央の中庭に面して、図書館、SCC、7 号館（教室、研究室）、Foresight21 館（教室、事務室、情報演習室等）、東側に体育館、クラブハウス棟、グラウンド、西側ゾーンには工学部が中心に使用している工学館（2012 年取壊し）、工学本館（研究室、事務室）、工学本館附属棟（実験室）、工学部実験館、大澤記念建築設備工学研究所棟（研究室、実験室）、6 号館（実験室、研究室）、大学実験廃水処理棟、南西側に工学部実習棟と共通の厚生施設として 9 号館・12 号館があり、南側に経済学館（研究室）と 8 号館（教室）が配置されている。また、正門を入り左手には法人事務局を含む大学事務の中核がある 1 号館、右には法科大学院が使用している 2 号館がある。チャペルは、大学のシンボルとしてキャンパス中央に立地し、礼拝・各種式典・行事などに使用されている。東側ゾーンには人間環境学部が使用している教室、研究室及び事務室が中央の中庭を中心に、東に E3 号館、E4 号館、宣教師館、ルツ館、東南に E5 号館（3F にチャペル）、南に人間環境学部体育館、E6 号館、西側に E1 号館、人間環境学部図書館、道路を挟んでさらに西に E7 号館がある。中庭北側に戻ると E2 号館、さらに北側道路に面してエテルニテ（厚生施設等・ゼミ室）が配置されている。校地面積は、21,998 m²余を有し、校舎面積は、24,346 m²である。隣接して、関東学院六浦小学校と関東学院六浦幼稚園が配置されている。近隣の追浜キャンパスには、2012 年 4 月から学生寮が設置されている。また、近隣の六浦第 2 キャンパスは、現在のところ運動施設として利用されている。

(2) 金沢文庫キャンパス

金沢文庫キャンパスは、金沢八景キャンパスから西へバスで 15 分（スクールバスを運行）ほどに位置し、東西は近隣住宅で南西部は、鎌倉に続く山々で閑静で緑豊かな地域である。開設当初は、経済学部・工学部・文学部の一般教養科目の授業と学生の課外活動に使用されていたが、各学部とも教養科目を学年毎に配置したことから、現在では文学部・文学研究科が使用している。校地面積は 150,963 m²余で、校舎面積は 18,727 m²である。校内中央を南北に貫く桜並木の学内道路があり、北側の正門から左手に、図書館釜利谷分館があり、それに続いて教室棟（教室・研究室・事務室・食堂を併設）がある。そしてその南側には厚生棟が続いている。体育施設は、ナイター設備とスタンドを持つ野球場、ラグビー等の公式試合が可能なグラウンド（陸上競技兼用）、学生健康管理センター（現在使用中止）と小講堂（一部を博物館実習室として使用）が配置されており、大学全体として使用できる施設として利用されている。屋内体育施設（講堂兼体育館）は体育授業や課外活動はもとより、各種行事にも利用されている。2011 年度から金沢文庫駅から金沢文庫キャンパスへのスクールバスを運行している。

(3) 小田原キャンパス

小田原キャンパスは、神奈川県西部地域の中核都市である小田原市荻窪地区に市との公私協力方式により、法学部が設置されている。同キャンパスは、富士、箱根を背

景に相模湾を展望する風光明媚で豊かな自然に恵まれた丘陵地で、傾斜地に沿って校舎・グラウンド等が建設されている。校地面積は、110,530 m²余で、校舎面積は 16,044 m²である。キャンパス西端の正門から東方向に 1 号館（管理研究棟）、2 号館（図書館法学部分館）、3 号館（厚生棟）、7 号館（生涯学習プログラムにも利用）で、厚生棟西側に 8 号館（第 2 厚生棟）が配置され、1 号館から中庭を挟み南に講義室棟の 4 号館、5 号館、6 号館がある。さらに南に下ったところが 体育館とその北側にクラブハウスでこれから東にグラウンド、テニスコートが設けられている。なお、7 号館は生涯学習を目的とした専用の建物であり、地域の生涯学習プログラムのために利用されている。また、7 号館には情報機器が備えられており、インターネットカフェでは学生が自由に利用できるとともに、情報処理教育や市民のために開放されたパソコン講座等にも活用されている。小田原駅から小田原キャンパスへのスクールバスを運行している。

なお、2013 年度には、金沢八景キャンパスに工学部を改組した理工学部と建築・環境学部を設置するほか、看護学部を新設する予定で、新学部の教育・研究を行う上での十分な施設・設備を有するために新校舎も建設している。

〈2〉施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保とキャンパス・アメニティの形成

施設・設備等を維持・管理するための責任体制として、大学だけでなく学院全体に「関東学院施設管理規程」（資料 7-11 第 1 編 第 5 章 第 6 節施設管理）及び「関東学院防災管理規程」を定めるとともに（資料 7-12 第 1 編 第 5 章 第 6 節施設管理）、各種施設使用管理または運営についての規程等を定め、施設・設備の管理に万全を期している。また、各キャンパスには建物使用・鍵・防火等の管理責任者を置いている。さらに、施設・設備の衛生・安全を確保するために、次のことを行っている。

- ① 環境対策の管理体制は、廃棄物の処理：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、廃棄物の適正処理、管理表の交付、発生状況を神奈川県・横浜市に報告している。資源化の推進：関連法規を遵守し、資源の有効活用、廃棄物の抑制、再資源・利用の促進、分別回収の徹底、再利用化の推進等を実施している。
- ② 地球温暖化対策は、「京都議定書」に基づき、発生する温室効果ガスを抑制するため、使用する電力、ガス、水道、資源等の削減に取り組んでいる。なお、地球温暖化対策実施状況報告書を横浜市に提出している。
- ③ 危機管理マニュアルは、JISQ2001 規格に準拠した危機管理マニュアルを策定し、火災・災害等の発生時の管理体制を強化している。
- ④ 学校衛生法への対応は、学校衛生法を遵守し、学内教室、実験実習室、演習室、図書館等の照度、騒音、空気環境、飲料水の検査・測定等を定期的の実施している。
- ⑤ 特定建築物の衛生的環境の確保は、金沢八景キャンパスは、一部の建物でビル管理法の適用を受けているため、横浜市への報告・立入検査が義務付けられている。これに基づき空気環境測定、飲料水検査等を定期的に行い、良好な環境の保全に取り組んでいる。
- ⑥ 水質汚濁・廃棄物に対する対策は、工学部の実験・実習で排出される廃液等は、環

境に著しい影響を与えることが懸念されるため、「工学部環境管理委員会規程」（資料 7-13 第 2 編 第 2 章 第 4 節工学部）及び「工学部排水・廃棄物等処理要項」のもと（資料 7-14 第 2 編 第 9 章防災・環境）、実験排水処理施設を設置して、排出される廃液等から負荷影響のある物質がキャンパス外へ流失しないよう管理体制を定め、適正な処理を行っている。また同規程第 13 条に基づき、化学物質による環境汚染・災害事故防止のため、「工学部化学物質環境安全規程」を定め（資料 7-15 第 2 編 9 章防災・環境）、化学物質の取り扱いを適切に行い、環境の安全確保に努めている。なお、環境保全に対する社会的責任を自覚し、教育研究活動等による環境への負荷を軽減することにより、環境にやさしいキャンパスを創造することを目的として環境保全委員会を設置している（資料 7-16 第 2 編 第 2 章 第 4 節委員会）。

また、空調設備の管理は、インテリジェントコントロールにより集中管理を行っており、旧来の施設に関しては順に新方式への管理に移行を進めており、快適環境の実現に向けて努力している。緑化整備についても、キャンパス・アメニティを推進する視点から、各施設の整備に際して専門家による植栽計画を取り入れ、緑化に努めるなどの取り組みを進めている。

清掃とごみの回収については、専任職員のほか外部業者にも委託し、各建物・教室・研究室等また屋外施設の清掃が行われ、衛生環境の維持に努めている。各キャンパスのゴミは、毎日回収し所定の処理をするとともに、資源ごみ分別回収等は定期的に実施している。

さらに近年、学生の喫煙マナーについての関心が高まっており、本学においては、学生生活課・医務室を中心に快適環境実現にむけて、健康増進法の施行を受けて受動喫煙防止への取り組みとして、建物内禁煙、歩行喫煙を禁止するとともに、喫煙場所を設け、マナーの遵守、教育研究環境の向上に努めている。

トイレ設備については、学生からの要望を踏まえ、全キャンパスのトイレを、衛生的で匂いのしない明るいものとし、便座も洗浄装置付暖房便座へと順次改修を進めている。加えて、障がい者のために、多目的トイレの設置とバリアフリー化も進めている。なお、これとは別に、全キャンパスにおいてエレベーターやスロープに手すりを配備し、設備・施設における障がい者への配慮を行っている。

（３）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

【評価の視点】

- 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性
- 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境
- 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

大学では、図書館が 3 キャンパスに設置された図書館（本館）、人間環境学部分館、文学部分館、法学部分館の 4 館及び法科大学院図書室（ローライブラリー）について一元的

に予算措置がとられている。これらの図書館資料購入予算については、大学図書委員会で審議し（資料 7-17 第 2 編 第 2 章 第 4 節委員会）、各学部・研究科で執行する予算を割り当て、教育研究に必要な資料の選別を依頼している。2011 年度についても同様の予算割り当てによる資料の選択・購入を行った。図書館資料の整備状況については、文部科学省が実施している学術情報基盤実態調査の結果から私立大学のうち、5～7 学部を設置している規模の B グループにおける平均値を算出して比較した結果、同規模大学の平均を上回ることが確認された（表-1）。比較の対象となる学術情報基盤実態調査の調査対象時期は 2011 年 4 月となるため 1 年のずれが生じているが、十分に平均値を上回っていると評価できる。

表-1

学術情報基盤実態調査（2011 年 4 月現在）との比較

	所蔵図書			所蔵雑誌			契約電子 ジャーナル 種
	全所蔵数 冊	和図書 冊	洋図書 冊	全所蔵数 種	和雑誌 種	洋雑誌 種	
B グループ 平均	676,872	473,542	203,284	7,404	4,976	2,427	7,193
本学	1,316,327	917,667	398,660	13,916	10,024	3,892	8,433

	年間購入図書			継続購入雑誌		
	和 冊	洋 冊	計 冊	和 種	洋 種	計 種
B グループ 平均	10,067	1,686	11,753	736	557	1,293
本学	15,668	2,593	18,261	1,320	928	2,248

また、予算の適正利用を推進するため、電子ジャーナルの購読契約について大学図書委員会で審議し、一部出版社との包括契約を取り止め、利用要望のある他の学術雑誌の購読に予算を振り分けた。

図書館における職員数は、主に窓口業務について外部に委託しているが、本館及び 3 分館の 4 館合計で、専任・嘱託職員 16 名、派遣職員 6 名の体制となっている。本館以外では、2 分館で 2 名の体制、1 分館で 3 名の体制となっており、委託業務及び施設を、責任をもって管理する上では必要最低限の人数となっている。

閲覧施設については、閲覧座席数が収容定員に対して各館とも 12% から 13% 台で維持されている（資料 7-18）。

図書館の開館日程は、本館が月～金 9:00～21:00、土 9:00～19:00、日・祭日は閉館、文学部分館が月～金 8:30～19:30、土 8:30～18:00、日・祭日は閉館、法学部分館が月～金 9:00～19:30、土 9:00～18:00、日・祭日は閉館、人間環境学部分館が月～金 9:00～20:00、土 9:00～18:00、日・祭日は閉館で平日は授業時間外に対応している。また、試験期間中の休日も開館している（資料 7-19）。

ネットワーク社会における図書館の役割を果たすため、国立情報学研究所で運営している NacsisCAT/ILL システムに継続的に参加し、書誌・所蔵の登録を継続している。2011 年度受入図書に対する所蔵登録作業が若干遅れ、2012 年度に入ってから登録となったために 2011 年度中の登録件数は若干減少しているが（表－2）、これにより、図書館資料の所蔵状況を公開し、ILL による国内外からの利用依頼に対応している。

表－2 NacsisCAT 図書所蔵登録件数（冊）

2009 年度	2010 年度	2011 年度
30,334	16,758	12,059

また、所蔵の貴重資料について、2010年度よりデジタル化を進めている。2011年度にも、古地図及び古書籍のデジタルデータ作成を行った。

大学で発行している紀要掲載論文のリポジトリによる公開も継続して進めている。2011 年度には、法学部で発行している紀要論文についてもリポジトリによる公開を始めた。

所蔵資料のうち、本館で所蔵している資料の一部について所蔵データが作成されていない点については、継続事業として2011年度にも一部蔵書の所蔵データ作成を実施している。

図書館利用者に配慮した環境整備と運営については、ラーニング・コモンズ（図書館における学習環境・学習支援の充実）をキーワードに本館 1 階ホールの改修を実施した。利用者が会話をしながら学習できる空間の構築が行われ、入館者数の増加に貢献している。

授業等での利用も見られ、図書館の利用方法が広がっている。合わせて、図書館の一部スペースでは飲食（軽食程度）を許可することとし、図書館利用規程の改正を行った。飲食については、本館以外の館でも、法学部分館で飲食可能スペースの提供を試行するなど、可能なところから順次対応している。また、資料の保存スペースを解消するために2010年度に、図書館文学部分館に移動式書架を設置し、大幅な所蔵スペースを確保した。2011年度以降、本館所蔵の人文科学関係資料を中心に文学部分館への移動を実施している。図書館では、図書館管理システムのリブレースを2011年度末に実施し、新しいシステム導入とともに利用者向けPCの設置を行った。これにより、2012年度以降、図書館におけるPC利用状況が改善し、利用者の図書館利用範囲が広がる。図書館の利用ガイダンスについては継続的な取り組みを行っており、すでに新入生向けのガイダンスについては、授業の一部として実施する体制が定着しつつある。また、一般に開放するなど、地域への貢献として、学外者利用についてもすでに定着している。地域との交流による一般利用についても紹介アナウンスが毎年行われていることから、利用者が年々増えている。また、東日本大震災の被災者支援として、被災地に居住する他大学の学生、教員の大学図書館の利用を許可することとし、ホームページ等で周知した。



(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【評価の視点】

- 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備整備
- ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備
- 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

〈1〉教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた情報設備の整備状況

大学では、近年のコンピュータやインターネットの急速な普及に伴い、1996年からキャンパス内及びキャンパス間を結ぶネットワークであるKG-Netを構築し、2003年には学院全体を網羅するOliveNetへと発展させた。現在では3,200台余りのコンピュータがこのOliveNetに接続されている。各キャンパスの情報設備の整備状況は以下のとおりである。

(1) 金沢八景キャンパス（経済学部・工学部）

金沢八景キャンパス（経済学部・工学部）においては、Foresight21館、SCC館が、情報教育の拠点となるべく、高度情報化社会に対応した教育・学修の拠点となっている。特にForesight21館は金沢八景キャンパスのシンボルタワーで、CAI教室、オープン利用

P C室のほか、教室には、持ち込んだP Cを容易にネットワーク接続できるように情報コンセントを多数配備している。

① Foresight21 館

1 階フロアには、インターネット利用のためのノート型P Cを 12 台設置している。インターネットラウンジは、キャリアセンターのカウンターに併設されているので、就職活動などに活用することができる。

施設名	備考
インターネットラウンジ	・ノートP C ×12 ・カラーレーザープリンタ ×1

5 階フロアには、情報実習授業やL L授業で利用できる 4 つの実習室がある。このフロアの実習室に設置されたP Cには、教員と学生がP Cを使ったコミュニケーションを行うことができる CAI とL Lを併せ持った CALL 機能を備えている。

施設名	備考
F－5 0 1 教室	・デスクトップP C (Windows7) ×65 (教卓機 1 台を含む) ・カラーレーザープリンタ ×1
F－5 0 2 教室	・デスクトップP C (Windows7) ×50 (教卓機 2 台を含む) ・カラーレーザープリンタ ×1
F－5 0 3 教室	・デスクトップP C (Windows7) ×50 (教卓機 2 台を含む) ・カラーレーザープリンタ ×1
F－5 0 4 教室	・デスクトップP C (Windows7) ×50 (教卓機 2 台を含む) ・カラーレーザープリンタ ×1

6 階フロアには、ゼミナールやディベート形式の授業で利用するための教室が配置され、様々な形態での利用に対応するため、教室は開閉式の机の中にノート型P Cを格納している。

施設名	備考
F－6 0 1 教室	・ノートP C ×76 (教卓機 1 台を含む) ・カラーレーザープリンタ ×1
F－6 0 6 教室	・ノートP C ×28
F－6 0 7 教室	・ノートP C ×26
F－6 0 8 教室	・ノートP C ×28
6 階フロア	・カラーレーザープリンタ ×1

8 階フロアには、Macintosh 端末のP C教室で、実習授業で利用できる 3 つの情報演習室があり、ParallelsDeskTop で MacOS と Windows7 の 2 種類のO Sが利用できる。

施設名	備考
F－803 教室	・ P C (Mac OS X 10.5 Leopard / Windows7) ×62 (教卓機 2 台を含む)
F－804 教室	・ P C (Mac OS X 10.5 Leopard / Windows7) ×44 (教卓機 2 台を含む)
F－805 教室	・ P C (Mac OS X 10.5 Leopard / Windows7) ×44 (教卓機 2 台を含む)
8 階フロア	・ カラーレーザープリンタ ×2

9 階フロアには、4 つのオープン端末室は、課題制作や自習、インターネットによる情報サービスなどの利用ができ、オープン利用だけではなく、I T 講習会などでも利用され、様々なソフトウェアや各種周辺機器（CAD やグラフィックスソフト、メモリスティックやスマートメディア）を利用できる。

施設名	備考
F－903 教室	・ デスクトップ P C (Windows7) ×48
F－904 教室	・ デスクトップ P C (Windows7) ×49
F－905 教室	・ デスクトップ P C (Windows7) ×43
F－907 教室	・ デスクトップ P C (Windows7) ×24
9 階フロア	・ カラーレーザープリンタ ×3

② SCC 館

2 階フロアには、常にオープン利用可能なオープン P C コーナーとセミナールーム、大判インクジェットプリンタスペースを設置され課題作成や卒業研究等で自由に利用できる。

施設名	備考
オープン P C コーナー	・ デスクトップ P C (Windows7/Linux) ×30 ・ 大判プリンタ出力用 P C ×3 ・ 大判インクジェットプリンタ ×3 ・ カラーレーザープリンタ ×2 ・ ネットワークスキャナ入力用 P C ×1 ・ ネットワークスキャナ ×2
セミナールーム	・ デスクトップ P C (Windows7/Linux) ×41 (教卓機 1 台を含む) ・ 大型ビデオプロジェクタ装置 ・ 書画装置 ・ カラーレーザープリンタ ×1

3 階フロアには、情報演習授業やゼミナールなどで利用する 4 つの情報演習室があり、各室とも大型ビデオプロジェクタ装置や書画装置、A V 機器を設置している。また、授

業以外の時間帯は、オープン利用が可能となっている。

施設名	備考
第1情報演習室 (S-302)	・デスクトップP C (Windows7/Linux) ×42 (教卓機2台を含む) ・カラーレーザープリンタ ×1
第2情報演習室 (S-303)	・デスクトップP C (Windows7/Linux) ×116 (教卓機2台を含む) ・カラーレーザープリンタ ×2
第3情報演習室 (S-304)	・デスクトップP C (Windows7/Linux) ×92 (教卓機2台を含む) ・カラーレーザープリンタ ×2
第4情報演習室 (S-305)	・デスクトップP C (Windows7/Linux) ×32 (教卓機2台を含む) ・カラーレーザープリンタ ×1

(2) 金沢八景キャンパス(人間環境学部)

金沢八景キャンパス(人間環境学部)には、エテルニテ館、3号館と1号館があり、2002年4月に開設した人間環境学部のシンボリックなエテルニテ館には、P Cを利用できるオープンルームのほか、ゼミ室、キャンパスカフェ、ギャラリー、学生食堂などがあり、新しいコミュニケーションの場として活用されている。

① エテルニテ館

3階フロアには、アシストセンターとゼミナールで利用するためのゼミ室が設けられたフロアである。このフロアのアシストセンターのオープンスペースには、課題や自習、卒業研究などで自由に利用できるインターネット端末として、約40台のP Cが設置している。またキャリアセンター(1階)にも、就職活動等でインターネットを利用した情報収集に利用可能なP Cが設置されている。

施設名	備考
アシストセンター	・デスクトップP C (Windows7) ×39
キャリアセンター	・デスクトップP C (Windows7) ×12

② 3号館2階フロアMM(マルチメディア)教室

P C実習授業などで利用するための教室として、2つのP C実習室がある。これらの実習室は、実習授業に利用するだけでなく、授業以外の時間帯は、オープン利用が可能となっており、課題制作や自習、研究などの目的で自由に利用することができる。

施設名	備考
MM1教室	・デスクトップP C (Windows7) ×52 (教卓機2台を含む)
MM2教室	・デスクトップP C (Windows7) ×32 (教卓機2台を含む)

③ 1号館5階CAD・CG教室

人間環境学部人間環境デザイン学科の実習授業などで使用するための、CADやグラフィックスソフトウェアを導入した実習室である。図面やパネル、ポスターを印刷するための大判プロッターが設置されている。また、授業以外の時間帯は、オープン利用が可能となっている。

施設名	備考
CAD・CG教室	・デスクトップPC(Windows7) ×57 (教卓機2台を含む)

(3)金沢文庫キャンパス

金沢文庫キャンパスには、次のとおりPCが設置されている。

① 厚生棟2階PC演習室

2階PC演習室には、課題制作や自習、インターネットによる情報検索のために利用されるオープンルームがあり、またキャリアセンターにも、就職活動等でインターネットを利用した情報収集に利用可能なPCが設置されている。

施設名	備考
PC演習室	・デスクトップPC(Windows7) ×44 ・印刷用ノートPC(Windows7) ×1
キャリアセンター	・ノートPC(Windows7) ×8

② 図書館

図書館には、図書スペース以外に、ゼミ室やAV視聴・情報検索用PCコーナー、PCを設置した多目的室などがあり、ゼミナールや情報検索関連授業で利用されている。

施設名	備考
AV視聴コーナー	・デスクトップPC(Windows7) ×18
情報検索コーナー	・デスクトップPC(Windows7) ×41 ・印刷用ノートPC(Windows7) ×1
多目的室	・デスクトップPC(Windows7) ×43 (教員用1台含む)

③ 教室棟

2階フロアには、コンピュータを用いた実習授業やゼミナールで利用するための教室があり、3階フロアには、教員と学生がPCを使ったコミュニケーションを行うことができるCAIとLLを併せ持ったCALL機能を備えた教室が設置されている。

施設名	備考
社会情報処理演習室	・デスクトップPC(Windows7) ×34 (教員機1台、CAI管理用1台を含む)
K-230	・ノートPC(Windows7) ×74 (教員機1台を含む)

	・デスクトップ(Windows7) ×1 (CAI 管理用)
K-231	・ノートPC (Windows7) ×81 (教員機1台を含む) ・デスクトップ(Windows7) ×1 (CAI 管理用)
K-306	・デスクトップ(Windows7) ×50 (教卓機1台を含む)

(4) 小田原キャンパス

小田原キャンパスには、次のとおりPCが設置されている。

① 2号館（図書館）1階情報検索ルーム

図書館は、本学教職員・学生だけでなく小田原市民を対象にも開放されている。図書検索サービス（OPAC）は、図書館内の書誌検索用PCからだけでなく、インターネットを経由して自宅などの学外からも利用出来るようになっている。また、図書館の1階には、図書検索だけでなく、インターネットを利用した様々な情報サービスのためにデスクトップPCを設置したフリースペースも用意されている。

施設名	備考
情報検索ルーム	・デスクトップPC (Windows7) ×50

② 7号館 3階

インターネットカフェには、主にWEBやメールなどのインターネットを利用するためのコーナーである。30台のノート型PCが情報コンセントに接続されている。

施設名	備考
インターネットカフェ	・ノートPC (Windows7) ×30

③ 3号館 1階

キャリアセンターには、インターネットに接続されたPCが8台設置されている。就職活動での情報検索に活用されている。

施設名	備考
キャリアセンター	・デスクトップPC (Windows7) ×8

④ 7号館（エクステンションセンター）

2階・3階フロアには、それぞれ50台のPCを設置した教室があり、情報関連の実習授業や、語学学習で利用されている。いずれの教室も、教員・学生間でのPCを使ったコミュニケーション機能を備えたCAIシステムが利用できる。

施設名	備考
マルチメディア教室(7号館 3F)	・デスクトップPC (Windows7) ×52 (教卓機2台を含む)
LL教室(7号館 2F)	・デスクトップPC (Windows7) ×52 (教卓機1台を含む)

〈2〉情報設備の利用に関する支援体制

各キャンパスの情報設備は、いずれも情報科学センターが維持・管理している。また、

情報科学センターでは、高度な教育研究利用ができるよう ICT 環境の整備について、教員及び学生の教育研究環境の改善のため、2011 年 4 月に金沢八景キャンパス SCC 館を除く、全キャンパスにおいて P C 機器更改（総数：1,211 台）を実施した。金沢八景キャンパス SCC 館の機器更改に向け各学部に要望等を調査し、情報科学センター運営委員会（2012 年 2 月 8 日）の議を経て、機器及び納入業者の選定を行い、2012 年 4 月に機器（総数：356 台）を導入した。その際、新規に P C 利用者のログイン履歴を収集するシステムを導入し、2012 年度より運用している。また、P C を活用した学習における支援のため、各キャンパスの ICT 関係施設にパソコン相談員（委託常駐員・派遣職員・臨時職員（学生））を配置し、授業及び自習のための P C 利用に関する支援を行っている。

LMS（学習支援システム）の円滑な運営のために利用者支援については、2008 年 4 月より全学導入された LMS（学習支援システム：Blackboard）は、利用者（学生、教職員）支援のため、情報科学センター運用課内に教育支援係を設置し、LMS（学習支援システム：Blackboard）を中心としたサポートを行っている。専任職員 3 名、契約職員 1 名を配置し（2012 度には更に体制強化のため専任職員を 1 名増員）、LMS のサポート体制としては、他大学と比較しても遜色のないものとなっている。また、各キャンパスの情報施設に常駐のパソコン相談員を置き、学生対応を実施している。さらに利用者が円滑に LMS を活用できるように、教員・学生向け利用マニュアルを充実させた。教員から操作方法に関する質問が多いことから、教員に対し操作方法を説明するプライベート講習を随時行った。春学期または秋学期のみ授業を担当している非常勤講師も多いことから、学期毎に各キャンパスにて操作講習会を開催し、2011 年度は合計で 51 件の講習を実施し、きめ細かい支援を行っている。

LMS（学習支援システム）更改の検討については、LMS（Blackboard）サーバの賃貸借期間満了を期に、利用者の視点に則り、LMS 更改を検討し、複数業者の中より機能・価格・技術力・サポート力など総合的に判断し、「CoursePower（富士通株式会社製）」を導入した。2012 年 4 月より運用を開始する。災害時にも止まらないシステムを提供できるよう、サーバをインターネット経由でアクセス可能なデータセンターに移設した。

学生支援システム（Web Campus）更改に向けた支援については、学生支援システムの陳腐化、保守切れに伴い、新たな学生支援システム更改の検討を進めた。検討に際しては、いくつかの担当部署を構成員としたワーキンググループを発足させ、導入業者の絞り込みや仕様、各署からの要望等を整理し、2012 年 4 月から新たな学生支援システム（Olive Campus）の運用を開始する。災害時にも止まらないシステムを提供できるよう、サーバをインターネット経由でアクセス可能なデータセンターに移設した。

電子ポートフォリオ（電子学生カルテ）の円滑な運営のために支援については、電子ポートフォリオ（電子学生カルテ）の円滑な運用のため、学生支援室からの依頼により、学生メンターや教職員メンターの登録及びデータの連携を年数回実施している。日々のデータ連携を自動化し、障害時の対応を実施している。

各キャンパスにおけるネットワーク環境整備及び安定稼働のための支援については、ICT 環境の整備に追従し、情報インフラに関わるネットワーク環境整備について、4～5 年毎に定期的な機器更改を実施している。これは、教育研究活動において年々需要が拡大している情報インフラ環境について常に安定稼働を目的として整備している。特に、無線 LAN

環境については、学生や教員がノートPCやスマートフォン等で学生支援システム(Olive Campus)や学習支援システム(Olive Class 旧 Blackboard)を学内の何処からでも利用できる環境を整備するため、順次拡充を行っている。また、情報インフラ環境の整備にあつては、情報科学センター所員会議(資料 7-20 第 2 編 第 8 章研究機関等「関東学院大学情報科学センター規程」第 7 条)、情報科学センター運営委員会にて審議している(資料 7-20 第 2 編 第 8 章研究機関等「関東学院大学情報科学センター規程」第 6 条)。

大学を含む、学院全体の情報環境整備に関わる基本方針は、情報環境整備推進委員会(資料 7-21 第 1 編 第 2 章会議・委員会)、その諮問機関であるネットワーク運営委員会にて(資料 7-22 第 1 編 第 2 章会議・委員会)、方針策定を行っている。

スタンダードPC(研究室向け)の導入に関する支援については、2009 年度より、教員向けに「スタンダードPC」として学内利用に適した環境で画一に構築したPC(Windows、Mac 機)を提供している。スタンダードPCは事前の利用意向調査に基づき 4 年間のレンタル契約にて台数を確保し、費用は各教員の研究費から振替えている。スタンダードPCの導入によって、学内向け各種サービス(LMS、学生支援システム、事務グループウェア)が利用でき、不具合発生時の電話対応や代替機との交換等を行い、教員の教育環境の充実の一環を担っている。2011 年度は 43 台(2009 年度 306 台、2010 年度 190 台)を導入している。

マイクロソフトキャンパスアグリーメントに関する支援については、2009 年度よりマイクロソフト社とライセンス包括契約「キャンパスアグリーメント」を締結している。これにより、Windows 及び Office 製品を大学所有PC(大学経費で購入したPC)に限りライセンス数の制限なく利用可能となった。また、常に最新バージョンが利用できることから、学内PC教室や研究室において、最新の情報教育環境の整備に役立っている。

アップル・オン・キャンパスに関する支援については、アップルジャパン株式会社とのアップル・オン・キャンパス契約により、アップル商品を安価に購入できるため、教職員・学生に対し、支援を行っている。

〈3〉教育課程の特徴、教育方法等に応じた特殊教室の整備状況

授業用の教室については、教務部がデジタル化社会等大学を取り巻く社会環境(発展・変化等)に適応していくために教室の全ての視聴覚機器をブルーレイディスク及び CPRM メディア対応の機器の入替えを行っている(2011 年 7 月の地上波デジタル放送の切替えに伴い、視聴覚教材そのものが徐々にデジタル録画された教材(ソフトウェア)に移行している)。なお、本件は 2011 年度からの 3 年間の年次計画となっている。

上記以外の各学部の教育施設・設備は、次のとおり整備している。

- ① 文学部の英米文学科には、発音を矯正し、英会話力を鍛える「CALL」教室、ビデオ教材や英語字幕付きの洋画で楽しみながら学修できる「メディア・ライブラリー」を整備。現代社会学科には、社会福祉の実践に向けてさまざまなかたちで訓練を行うための「社会福祉実習室」を設置している。また、「社会調査演習室」では、パソコンを使って、社会調査の技術を修得することができる。また、学芸員課程の実習のための小講堂を整備している。
- ② 経済学部には、ゼミナールで利用できる広さを持つ研究室を配した経済学館(研究

室棟)を整備している。

- ③ 法学部には、学生のメディアリテラシー向上や小田原市民の生涯学習のため、7号館(リカレント教育棟)を整備している。
- ④ 工学部には、実験・実習のためにEF館(実験棟)、オリーブファクトリー(実習棟)、工学本館(研究室棟)、工学本館附属棟(実験棟)、6号館オリーブテクノセンター(実験・研究棟)、大沢記念建築設備工学研究所棟(環境共生技術フロンティアセンター)を整備している。また、Foresight21館8階フロアにはバーチャルスタジオがあり、マルチメディア実習で映像を撮影するための最新の設備・機材をそろえ、テレビ放送も可能な高品質な映像が制作できる。あらたに2013年度改組(理工学部と建築・環境学部設置)に伴い新棟を建設中である。
- ⑤ 人間環境学部の人間発達学科は、E3号館に実習・演習のためにリトミック教室、音楽室、ミュージックラボラトリー室、楽器練習室(ピアノ)、演習室、小児保健実習室、絵画工作室を整備している。健康栄養学科は、E1号館に実習・実験のために栄養教育実習室、給食経営管理実習室2室、生理学実験室、調理実習室2室、食品加工実習、理化学実験室、微生物実験室、エーテル室、臨床栄養実習室を整備している。人間環境デザイン学科は、E1号館に実習・演習のために環境学実験室、デザイン演習室2室、卒論演習室、演習室を整備している。

〈4〉総合研究推進機構、ティーチング・アシスタント(TA)や助手、教育研究支援職員など教育研究支援体制の整備について

大学における総合的、学際的領域の「研究」を戦略的・統轄的に進める機関として「関東学院大学総合研究推進機構」(以下「機構」という。)が、2009年4月に設置された(資料7-3 第2編 第8章研究機関等)。この機構が、大学・学部附置の7研究所を統轄している。

本機構の主な目的は、本学の強みである「総合大学としての研究」の再認識と推進するとともに、大型学際研究プロジェクトや科研費等の外部研究資金への応募、採択増大をはかり、共同研究、国際研究、地域との共生研究等を活性化させることにある。

以上の目的に基づき、本機構では、研究の基本方針及び戦略を策定し、事業方針及び事業の成果管理を行う「機構会議」のもと(資料7-3 第2編 第8章研究機関等「関東学院大学総合研究推進機構に関する規程」第3条)、「運営委員会」を置き(資料7-23 第2編 第8章研究機関等)、ここで事業の具体化の企画、立案、推進、評価を行っている。また機構には、事業を持続的に推進、支援する事務組織「機構運営部」が置かれている。

科研費等公的研究資金等の申請とその採択の状況については、2011年度で申請件数は53件であり、そのうち採択数は13件であり、採択率は24.5%であった(資料7-24)。また、同事業は総額が43,810,000円であり、その他の学外研究費32,543,592円を合わせると、合計76,353,592円であった(資料7-25)。

私立大学学術研究高度化推進事業については、2011年度の応募は、経済学部1件、工学部1件であり、いずれも採択された。

学内助成制度については、科学研究費助成事業等公的研究資金への申請数を増やす方策として、学内助成制度(戦略的プロジェクト研究制度)がある。同制度は、本学の建学の精

神に基づき、総合的かつ学際的な戦略的プロジェクト研究の育成と推進をはかる研究制度であり、その成果をもって、科学研究費助成事業及び私立大学戦略的研究基盤形成支援事業等の学外の大型競争的研究資金に申請することが原則となっている(資料 7-4 第 2 編 第 6 章 第 4 節 第 4 款その他)。2011 年度の戦略的プロジェクト研究制度の利用件数は、8 件で総額 8,702,299 円であった(資料 7-26)。また、2011 年度には、「科学研究費助成事業申請奨励費に関する申し合わせ」及び「科研費申請促進のための論文投稿費・校閲費支援学院政策費の執行に関する申し合わせ」を策定し、2012 年度より募集を開始する。

教育研究支援体制の整備については、工学部、人間環境学部など、理系の実験・実習に係わる分野では、学生一人ひとりに直接指導するために教育支援のための人員が配置されている。工学部においては助手 34 名、人間環境学部においては、教育研究支援職員 6 名(うち専任 5 名、派遣 1 名)が配置され、教員と連携して実験・実習などにおける教育上の指導を支援している。これらの教育効果を高めるためには、教員との密接な連携が不可欠であるとともに、教育支援職員の研修の機会が設けられている。特に工学部の助手に対しては研修のための研究費用も支出されている。さらに、工学部と人間環境学部の実験・実習の一部の科目と、全学部における外国語科目、情報処理関連科目等において、院生からティーチング・アシスタント(TA)、あるいは学部学生からスチューデント・アシスタント(SA)が、授業のサポートとして教育に加わることができる制度が設けられている(資料 7-27 第 2 編 第 4 章 第 2 節採用・選考)。2012 年度は TA 100 名 SA 74 名が採用され、教育の支援を行っている。TA 及び SA の採用や任務の遂行が適切に行っている。

〈5〉教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保について

研究費については、個人研究費は職位、研究分野に関係なく大学一律で一人あたり年額 28 万 5 千円である。学部研究費は、各学部単位に配分されている研究費である。一般には、共同経費として支出した上で、個々の教員の研究費に上乗せされるが、この割合は学部によって異なる。研究旅費については、大学から支給される学会出張費(年一回 4 泊 5 日を上限)(資料 7-28)と個人研究費から捻出されている。

教員研究室の整備状況に関しては、個室率は 100%であり、教員一人当たりの平均面積は 27.4 m²である(資料 7-29)。一応の面積は確保できているが、教員研究室においても学生の教育が行われており、純然として教員が研究に個人使用できるスペースとはなりにくい状況がある。

教員の研究時間を確保させる方途は、就業規則教員特則により、各教員の持ちコマ数は最低限週 4 コマと決まっているが、実際にはそれを 1~2 コマ程度上回る持ちコマ数が基準とされ、学部によってはさらに上乗せさせられているのが実状である。教員の研究時間を確保するためには、上乗せした担当コマ数の抑制、授業時間と委員会等の時間の抑制などが重要となる。授業担当時間は、学部間や教員間で差がある。また、学内の各種委員会における担当委員の数は、役職などにより差が生じているのが現状である。

研究活動に必要な研修として、国内研究、在外研究(長期、中期、短期)がある。国内研究は、「関東学院大学教員国内研究規程」により運用している(資料 7-30 第 2 編 第 6 章 第 4 節 第 1 款国内外研究・研修)。すなわち、専任教員が国内においてその専攻する学問分野について、学術の研究及び教育の向上を目的として行う研究であり、研究期間は 1

～6ヶ月で、毎年、各学部には2名、工学部には3名の派遣枠がある。また、在外研究は、「関東学院大学教員在外研究規程」により運用している（資料 7-31 第2編 第6章 第4節 第1款国内外研究・研修）。

在外研究の期間は長期（6ヶ月～1年）、中期（1～6ヶ月）、短期（1ヶ月未満）があり、長期在外研究員は、各学部には2名、工学部には3名の派遣枠がある。なお、中期及び短期の在外研究員の派遣数は決められてはいないが、派遣費用は、各学部に分けられた予算から、長期在外研究員の派遣費用を差し引いた額となっている。また、上述の国内研究制度・在外研究制度にかわり、2011年3月に「関東学院大学教員サバティカル研究制度規程」を定め（資料 7-32 第2編 第6章 第4節 第1款国内外研究・研修）、国内外において、専攻する学問分野について教育・研究の活性化に資する創造的な活動を6箇月又は1年間専念できるようになった。なお、これ以外にも、附置学会独自の「休暇中の短期海外研修」等の制度があり、研究活動に必要な研修機会確保のための研修費用を、学部運営費や学科運営費等で支出し、臨時的な研修の機会を確保している学部もある。個人研究費を研修費用として支出することも可能である。

共同研究費として「関東学院大学共同研究規程」により定められた研究費がある（資料 7-33 第2編 第6章 第4節 第4款その他）。研究費が100万円以上の研究で、研究課題が学部・学科間にまたがることや研究課題に特色があり具体的であることなどを条件とし、申請された研究課題について、各学部より構成された審査委員が審査し採択を決定する。これとは別に、研究費として各学部に分けられた学部研究費や、学部附置の研究所に分けられた研究費から共同研究に向けられている。

（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

【評価の視点】

- 研究倫理に関する学内規程の整備状況
- 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

大学では、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保するために、「関東学院大学生物研究倫理規程」（資料 7-34 第2編 第6章 第4節 第4款その他）と「関東学院大学組み換えDNA実験実施規程」が制定されており（資料 7-35 第2編 第6章 第4節 第4款その他）、関係する研究に適用している。生物研究倫理規程に基づき、生物研究倫理委員会が組織され（資料 7-34 第2編 第6章 第4節 第4款その他「関東学院大学生物研究倫理規定」第6条）、生命の尊厳に係わる研究に対して、実験許可や実験経過の監視などを行っている。

学術研究が適正かつ円滑に遂行され、持続的に社会からの信頼を得ること、また、研究倫理の基盤と確かな体制整備をさらに整備することを目的として、2011年度から、総合研究推進機構運営委員会において、「関東学院大学研究倫理規準」、「関東学院大学研究倫理委員会規程」の制定について検討が進められている。「関東学院大学研究倫理規準」では、研究者（本学の専任教員、助手、非常勤講師のほか、研究に携わる学生・院生も含む）のもつべき研究姿勢に加えて、ヒトを対象とした研究を行う場合の遵守事項、研究資金の不正使用防止などを骨子として構成している。また「関東学院大学研究倫理委員会規程」では、研究倫理規準の運用と管理及び研究倫理規準の周知を行うための各種活動方法などについて

て規程することを骨子としている。



2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- (1) ラーニング・コモンズをコンセプトとする図書館の改修については、小委員会、ワーキンググループでの検討により、図書館利用規程の変更を含めた利用環境の改善が進められた。本館と同様の図書館スペースの再活用は、本館から分館へと順次進められ、法学部分館においても、飲食可能スペースが試行的に生まれている。
- (2) 2011年度に学内の1/3の教室の視聴覚機器のブルーレイディスク及びCPRMメディア対応機器への入替えを行い、3年次計画の1年次を達成した。また、P C環境の向上のための整備も全学的に実施し、2012年度もこれを継続することとし、高度な教育研究環境を提供することができた。
- (3) WEB を活用した新しい学生支援システムの導入により、学内、学外を問わず、パソコン

や携帯電話等を利用して、学生自身に関連する掲示物や休講情報が抽出して参照できることから、従来の掲示板による周知方法より、周知が徹底できるようになった。

②改善すべき事項

研究倫理を遵守するために必要な措置として、「関東学院大学研究倫理規準」、「関東学院大学研究倫理委員会規程」について、機構運営委員会において継続的に検討がなされており、その骨子は固まってきているが、現時点では規程を正式に制定するまでには至っていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- (1) 各校地の図書館は、利用環境の改善やスペースの再活用が順次進められているが、人間環境学部分館では 2012 年度の館内改装を機に、飲食可能スペースの設置を計画している。
- (2) 2011 年度に学内の 1/3 の教室の視聴覚機器のブルーレイディスク及び CPRM メディア対応機器への入替えを行い、3 年次計画の 2 年次(2012 年度)の入替えも決定した。また、P C 環境の整備についても、今後、各キャンパスに、P C 使用の混雑状況が表示できる電子掲示板の導入を行うなど、学生の利便性のさらなる向上をはかる。
- (3) 今後も WEB を活用した学生支援システムを定期的に更新し、学生の利便性の向上に繋げる。

②改善すべき事項

研究倫理を遵守するための「関東学院大学研究倫理規準」、「関東学院大学研究倫理委員会規程」を 2013 年度中に制定する。

4. 根拠資料

7-1 「関東学院グランドデザイン」(既出 資料 6-1)

- 7-2 「Olive7 中期目標・中期計画」(既出 資料 4-1-5)
- 7-3 『関東学院規程集』第2編大学 第8章研究機関等「関東学院大学総合研究推進機構に関する規程」
- 7-4 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第4節研究・研修 第4款その他「関東学院大学戦略的プロジェクト研究取扱規程」
- 7-5 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第4節研究・研修 第4款その他「関東学院大学学外共同研究取扱規程」
- 7-6 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第4節研究・研修 第4款その他「関東学院大学受託研究取扱規程」
- 7-7 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第4節研究・研修 第4款その他「研究費使用規程」
- 7-8 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第4節研究・研修 第4款その他「関東学院大学知的財産取扱規程」
- 7-9 大学基礎データ表 5「校地・校舎、講義室・演習室等の面積」
- 7-10 「主要施設の概況」
「学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模」
「学部・研究科ごとの学生用実験室・実習室の面積・規模」
- 7-11 『関東学院規程集』第1編法人 第5章財務 第6節施設管理「関東学院施設管理規程」
- 7-12 『関東学院規程集』第1編法人 第5章財務 第6節施設管理「関東学院防災管理規程」
- 7-13 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会 工学部「工学部環境管理委員会規程」
- 7-14 『関東学院規程集』第2編大学 第9章防災・環境「工学部排水・廃棄物等処理要項」
- 7-15 『関東学院規程集』第2編大学 第9章防災・環境「関東学院大学工学部化学物質環境安全規程」
- 7-16 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会「関東学院大学環境保全委員会規程」
- 7-17 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会「関東学院大学図書館図書委員会規程」
- 7-18 「学生閲覧室等」
- 7-19 「図書館利用状況」
- 7-20 『関東学院規程集』第2編大学 第8章研究機関等「関東学院大学情報科学センター規程」
- 7-21 『関東学院規程集』第1編法人 第2章会議・委員会「関東学院情報環境整備推進委員会規程」
- 7-22 『関東学院規程集』第1編法人 第2章会議・委員会「関東学院ネットワーク運営委員会規程」
- 7-23 『関東学院規程集』第2編大学 第8章研究機関等「関東学院大学総合研究推進機構運営委員会に関する規程」

- 7-24「科学研究費の採択状況」
- 7-25「学外からの研究費」
- 7-26「学内共同研究費」
- 7-27『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第2節採用・選考「関東学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」
- 7-28「専任教員の研究旅費」
- 7-29「教員研究室」
- 7-30『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第4節研究・研修 第1款国内外研究・研修「関東学院大学教員国内研究規程」
- 7-31『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第4節研究・研修 第1款国内外研究・研修「関東学院大学教員在外研究規程」
- 7-32『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第4節研究・研修 第1款国内外研究・研修「関東学院大学教員サバティカル研究制度規程」
- 7-33『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第4節研究・研修 第4款その他「関東学院大学共同研究規程」
- 7-34『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第4節研究・研修 第4款その他「関東学院大学生物研究倫理規定」
- 7-35『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第4節研究・研修 第4款その他「関東学院大学組換えDNA実験実施規程」

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

【評価の視点】

○産・学・官等との連携の方針の明示

○地域社会・国際社会への協力量針の明示

〈1〉産・学・官等との連携の方針の明示について

大学では「関東学院グランドデザイン」において、社会との連携、社会貢献等に関して、次のような「行動指針」が示されている。

(1) 地域・社会への貢献

- ① 地元自治体や地域組織、地元企業等のニーズを把握し、教育・研究の成果をもって、地域の持続的発展に貢献する。
- ② 国、地方公共団体、学術・研究機関、企業との共同研究や委託研究、寄付講座等により、産官学連携を推進する。
- ③ 大学施設の地域開放、地域参加のイベント開催、地域に根ざしたボランティア活動等を通じて、地域と大学の連携を強める。

(2) 教育の国際化

語学教育を充実するとともに、留学制度の拡充、留学生の受け入れ促進を通じて、社会のグローバル化に対応できる力を育む。

また、2011 年度には中期目標と計画（資料 8-1）を策定し、大学構成員に WEB 上（教職員専用）で周知している。さらに中期目標と計画に基づき以下の「到達目標」も定めている。

- ① 産官学連携及び地域行政機関との連携の推進と取りまとめ窓口の一元化をはかる。
- ② ニーズ・シーズのマッチング活動の充実強化をはかる。
- ③ 年間を通じて、約 90 講座程度を開講し、多数の講座受講者を集めることのできる公開講座を開講する。
- ④ 地域社会との連携として、神奈川県、横浜市、横浜市金沢区、横須賀市などとの共同講座の実施及び企業や NPO などの組織、団体との協賛を強化する。
- ⑤ 大学院に留学制度を設置し、協定校を中心に大学院生の交流を行うとともに、現地入試実施の可能性について学内各部署と検討を行う。
- ⑥ 学部生を対象とした留学制度の充実と語学研修プログラムの拡充を行う。
- ⑦ 国際交流基本方針に基づき、海外協定校と学術交流を行う。

この「行動指針」、「到達目標」に基づき、学生生活部、総合研究推進機構、生涯学習センター、国際センター等の部局が、各学部・研究科、研究所との連携の下、地域社会や海外の大学等との間でさまざまな事業に取り組んでいる。

〈2〉地域社会・国際社会への協力量針の明示について

大学では、毎年、地域との交流を目的とした「ふれあい祭り」（2011 年度は夏期の電力需給対策の実施により中止）や地域交流会を開催するとともに、2011 年度は、夏期休業期間中に、東日本大震災被災地へ学生と教職員からなる救援ボランティアを派遣した。

総合研究推進機構では、国、地方公共団体、企業等との連携事業を通して、本学の研究の推進、教育の向上及び地域貢献をはかることを目的に、同機構に置かれている産官学連携支援室の下で、共同研究及び受託研究や研究成果の地域への還元に取り組んでいる。また、生涯学習センターでは、本学の人材・施設設備等を活用して、多種多様な講座を開講している。

国際交流の推進を担う国際センターでは、グローバル化社会に対応する国際性の高い人材の育成と社会貢献の国際化を目指し、毎年度の事業計画を策定している。大学としても活発な国際交流を推進する目的から、各学部には毎年 90 万円の予算（国際交流費）を配分しており、各学部では、学生や教員の海外派遣等を実施している。また、1995 年からオックスフォード大学マンスフィード・カレッジと「学術研究・教育交流協定」を締結し協力関係を維持している。

法学部では、小田原市との公私協力方式によって設置された経緯から、設置以来、同市との間で強い協力関係を維持している。

神奈川県、横須賀市、横浜市等とも地域貢献のため、様々な協力関係を維持発展に努めている。

教職課程の目指す社会への貢献として、教育現場に積極的に関わり、児童・生徒と学生自身が共に高め合う場を設け有意義なものとするのが要求されていることから、本学の教職課程も教育委員会や学校・社会福祉施設と連携し、各種実習や学力向上ボランティアや部活動ボランティアを通じて、より現実に即した能力を持つ教員を養成すると共に、受け入れ側にとっても有意義な活動であるよう指導・支援を行っている。特に 2004 年度からは教育ボランティアの推進窓口には教職課程の専任教員があたり、その教育的側面の指導を強化した。横須賀市教育委員会とは「幼稚園、小・中学校教育支援学生ボランティア派遣にかかる覚書」（2005 年 5 月 18 日）を交わし、学生の教育ボランティア先を横須賀市全域に拡大した。この制度は現在よこすか学校教育支援チューター制度として継続中である。また、葉山町教育委員会とも同様の提携を結んでいる。このように近隣の教育委員会との連携を密にし、学生がより有意義で質の高い教育ボランティアができるように体制を整えつつある。その他にも、横浜市教育委員会が実施している「ハートフル・フレンド」、横浜市内の小・中学校への教育支援、神奈川県教育委員会の要請による「神奈川県高等学校部活動支援事業」、関東学院六浦小学校の行事・教育支援、県立・市立・私立養護学校等の教育支援、児童福祉施設の教育支援などがある。

（２）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【評価の視点】

- 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動
- 学外組織との連携協力による教育研究の推進
- 地域交流・国際交流事業への積極的参加

大学の教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動として、公開講座や資格講座を実施している。講座の中には、自治体やNP0等との連携講座や企業協賛講座があり、学外組織との連携協力による教育研究の推進がはかられていると同時に、地域交流への積極的な参加の機会ともなっている。

また、総合研究推進機構では、産学連携を推進するために、教員の個人的ネットワークによる活性化に加えて、大学組織としての産学連携ネットワークの充実強化に注力してきた。具体的には、下記に示すような協定の締結によって、総合大学であることを活かした全学的体制による地域への多面的な対応が可能となった。

(1) 横浜市との産官学連携包括契約の締結（2009年12月）

- ①横浜工業技術支援センターに材料・表面工学研究センター設置（2010年10月）
- ②横浜工業技術支援センターに関東学院大学サテライトオフィス（先進工業団地に隣接したコミュニケーション窓口）の設置（2011年4月）

(2) 横浜金沢区産業連絡協議会との産官学連携包括契約締結（2009年12月）

横浜金沢産業連絡協議会（横浜市金沢区福浦一丁目5番）との産学連携推進に関する協定を締結し、金沢産業団地に立地する企業との連携を促進する連携関係が構築された。

(3) 横浜市水道局との包括協定の締結

2011年2月、本学と東京都市大学、横浜市立大学及び横浜市水道局は連携・協力に関する基本協定を締結した。この協定により、大学と自治体とで、互いの持つ技術やノウハウを生かすことで、人材育成、学術研究の向上及び水道事業全体の発展に貢献することを目指している。

(4) 「関東学院大学－横須賀商工会議所」との連携

横須賀商工会議所工業部会とは連携に向けた模索が2010年度以降、続いており、本学への視察会の開催をはじめ、定期的な意見交換の場を設けている。2011年11月25日に開催した本学への視察会では、横須賀商工会議所鉱業部会に属する15の企業・団体等から24名の参加があった。

(5) IDEC、神奈川県産業技術センター、川崎市産業技術支援財団、金沢区、他との連携、及びイベント等への参加

- ①IDEC主催の「横浜全国産学広域連携推進会議」に定期的に出席。

- ②「テクニカルショー・ヨコハマ 2012」に出展（2012 年 2 月）。
- ③神奈川産業技術センター主催の「ものづくり技術交流会」に工学部の院生が参加（2011 年 11 月）。
- ④第 23 回先端技術見本市テクノトランスファー in かわさき 2011 へ工学部の研究室が参加（2011 年 7 月）。

以上によって、本学の得意分野を活かした共同研究や受託研究の促進、最新技術に関する講習会、人材育成講座の開設等が実施されている。また、研究成果情報の発信とともに技術相談あるいは課題解決相談のワンストップ窓口としての機能をはたしている。さらに神奈川県内の 12 大学と公的支援機関が協力して、企業が抱える課題を解決していこうという目的から、「かながわ産学公連携推進協議会」が設立され、本学も参加している。

また、本学では地域との交流も活発に行っている。2000 年から毎年 8 月に園児・小学生・中学生・高校生及び保護者、近隣住民を金沢八景キャンパスに招き「Play and learn Together・・・遊びながら学ぼう!」を合言葉に、学生、教職員、さらに地元の自治体・町内会商店街をまじえ、コミュニケーションをはかるための「ふれあい祭り」を開催してきたが、2011 年度は、東日本大震災の影響もあり中止となり、その代わりに金沢文庫キャンパスに近隣の小中学生及び保護者を招いて、各課外活動クラブ（硬式野球部・陸上競技部・ウィンドサーフィン部・チアダンス部・軟式テニス・ストリートダンス部・マーチングバンド）の学生とスポーツを通じてふれあう機会を提供することで、本学ならびに各クラブへの理解と関心・興味をもって頂けることを目的として「スポーツフェスティバル」を開催した。

さらに、図書館では各キャンパスとも一般に開放するなど、学外者利用についてもすでに定着している。地域との交流による一般利用についても紹介アナウンスが毎年行っていることから、新規利用の申込を受けている。卒業生の利用促進と合わせて、地域への貢献を継続していく。

その他、本学が行っている地域交流として、以下のようなものがある。

(1) 地域貢献ボランティア「Check A Toilet」

NPO 法人 Check とボランティアサークルナンバーズと共催で、校訓「人になれ 奉仕せよ」を実践するボランティアイベントを実施した。2010 年度から始まったこのイベントは、2011 年度は大学だけでなく、関東学院六浦小学校、関東学院中学校高等学校の協力を得て、学校周辺及びみなとみらい地区の多機能トイレ情報の収集活動を行った。大学のイベント当日である 10 月 8 日には、本学卒業生である衆議院議員小泉進次郎氏を関内メディアセンターに招いて講演会も開催した。10 月 8 日は大学イベント参加者 75 名、事前の小・中・高校生の情報協力件数とあわせて 184 件の多機能トイレ情報を収集することができた。

(2) 学生メンター企画「ごみひろい～町と学校をきれいにしよう!～」

11 月 12 日に追浜駅近辺から金沢八景キャンパスまでの通学路をきれいにすること、ゴミが落ちていることを自覚すること、地域の方との交流を趣旨として学生メンターが企画したごみひろいイベント。追浜本町一丁目町内会と協力して、追浜駅近辺から金沢

八景キャンパスの通学路のごみひろいを行った。参加者は追浜本町一丁目町内会の方々と学生、教職員あわせて約 50 名。ごみひろい終了後は、学生支援室において懇親会を行い、交流を深めた。

12 月 3 日に金沢八景駅周辺同様の趣旨で、金沢八景周辺エリアでごみひろいを行った。学生と教職員のみを対象とした企画で参加者は 22 名。

(3) 学生メンター・追浜中学校区合同企画「追浜ウォークラリー」

追浜中学校区青少年育成活動地域連絡会で追浜地区の小中学生・中学生を対象に毎年開催している「追浜ウォークラリー」を、2011 年度は本学で実施したいとの依頼を受けて開催した。11 月 26 日に金沢八景キャンパスで実施し、小中学生、学生合わせて 88 名が参加。学生メンターは各チェックポイントでのクイズやゲーム、案内誘導等を行い、子どもたちや地域の役員の方たちとの交流をはかった。

(4) 海洋研究開発機構「施設一般公開イベント」手伝い

追浜行政センターからの依頼により、10 月 1 日海洋研究開発機構内のブースでイベント内のカレーバイキングの手伝いを学生メンター、大学生レストランの企画運営を健康栄養学科の学生が担当した。参加者は学生メンター 11 名、健康栄養学科の学生約 15 名

(5) 「追浜マラソン」手伝い

追浜行政センターからの依頼により、2 月 26 日に追浜行政センター周辺で行われたマラソンイベントでの受付業務手伝いに、学生メンター 9 名が参加した。

(6) 東日本大震災救援ボランティア活動プロジェクト

東日本大震災に接し、本学のキリスト教に基づく「人になれ 奉仕せよ」の校訓の下に、社会貢献(地域社会・社会全体の発展への寄与)が重要な直接的貢献活動であると捉え、具体的な支援の輪を広げるために、学生・教員・職員が一体となった支援活動を実施した。活動拠点を宮城県南三陸町中瀬地区と決定し、被災地域に調査隊を派遣し現状を分析しながら、5 月以降、プロジェクトリーダーやスタッフが何度も現地に足を運び、現地協力者と検討を重ね、学生は募集定員を大きく上回る 187 名の応募があるなど、全学的な取り組みとして活動の準備を行い、入念な準備の下、8 月 2 日の第 1 期グループが出発し、9 月 9 日の第 5 期グループの帰着まで、各回 4 泊 5 日の日程で 5 回にわたりボランティア活動を実施した。

(7) 幼稚園、小・中学校教育支援学生ボランティア派遣

横須賀市教育委員会と「よこすか学校教育支援チューター」について覚書を定め、横須賀市立幼稚園、小・中学校に対し、児童・生徒の教育活動等を支援するため、教員のアシスタントとして、教員志望の学生を派遣している。

(8) 神奈川県高等学校部活動支援ボランティア派遣

神奈川県教育局保健体育課の「神奈川県高等学校部活動支援ボランティア事業」に教

員志望の学生を派遣し、高校の部活動における指導者の補助等を支援している。

(9) 小田原大学連携連絡協議会

小田原市と市内大学(国際医療福祉大学、小田原女子短期大学、関東学院大学)は、情報交換を行い、各種事業への協力体制を構築している。

小田原市の協力のもと、下記の軽音楽イベントを開催した。

① White Day LIVE in 関東学院大学

2011年3月19日(土) 関東学院大学 小田原キャンパス ハリントンホール

参加者：約100名(秦野曾屋高等学校、厚木高等学校、小田原総合ビジネス高等学校、吉田島総合高等学校)

② ODAWARA ROCK fes. 2012

2012年3月4日(日) 小田原市民会館 大ホール

参加者：約200名(小田原女子短期大学、東海大学、関東学院大学、秦野曾屋高等学校、小田原総合ビジネス高等学校、光明学園相模原高等学校、外部ゲスト「Claddagh Ring」)

(10) 金沢区、横浜市立大学、関東学院の連携推進

2008年11月に金沢区、横浜市立大学、関東学院の連携推進に向けた協定を締結。「キャンパスタウン金沢」として、区と大学が連携し、大学の知識や施設だけではなく、大学生の発想力や行動力を生かし、様々な活動に取り組むことで、活力ある町を目指している。

2011年度の主な取組みは、次のとおり実施した。

① 「サポート補助金」助成による学生や教員が区内で行う地域の魅力づくりや課題を解決する活動、調査研究

・6団体申請6団体交付うち関東学院大学3団体

「水耕緑化システムを用いた出前講義及び簡易的な水処理実験の出前講義」

「商店街と連携した空店舗活用事業(休憩所の設置)、情報発信事業(ブログ製作、イベントの参加)及び環境整備事業(清掃活動、放置自転車対策)」

「伊藤博文金沢別邸ライトアップコンサート2011」

② 市立保育所を活用した大学生の保育体験

・区内市立保育園6園中5園を5日間にわたり、学生延べ32名が参加。

③ 地域ケアプラザ利用者と大学生とのふれあい

・3施設を4日間にわたり学生延べ16名が参加。

④ 金沢区役所インターンシップ

・8月22日～9月14日にわたり5課で受入れ。学生5名が参加。

⑤ キャンパスタウン金沢の普及・啓発

・パネル展示(学祭で展示)

・「キャンパスタウンかなざわたり」の発行への協力

大学からのお知らせ、活動内容等を年4回の発行にあわせ記事提供

・フォーラムの開催

2月9日、横浜市立大学金沢八景キャンパスカメリヤホールで開催

サポート補助交付団体の最終報告及び学生企画による「京急沿線の魅力紹介」、「わたしの好きな金沢区」写真紹介。

- ・金沢観光拠点（名称：マイタウン金沢八景 愛称：さわさわ）の運営
観光案内や情報の発信・共有を行い、気軽に誰でもが訪れることができる場所として、観光の発信基地の役割を担うとともに、各種イベントを主催・協賛し、地元商店街や地域の活性化をはかる。

(11) 横浜市との連携

2005 年 3 月に本学を含む横浜市内の大学と横浜市が「大学・都市パートナーシップ協議会」を設立し、①教育の可能性を拡げ未来を担う人材を育む【人材育成】②新しい時代の市民の多様な学びを創出する【生涯学習】③知を活かし新たな横浜経済を拓く【地域経済の活性化】④協働して都市の課題に取り組む【地域課題の解決】という 4 つを柱として、様々な地域貢献の取組みを進めている。

2012 年 3 月には、よこはま大学開港塾 2011 として、土木学会関東支部、関東学院大学、大学・都市パートナーシップ協議会の共催で、シンポジウム「東日本大震災から 1 年～その検証と対策は～」を開催。学会とのコラボレーションとしての企画し、参加者は一般 179 名、学会関係者 146 名で、多くの地域住民等の参加があった。

(12) 神奈川県との連携

本学を含む神奈川県内の大学と神奈川県が「理工系分野に係る大学・県連絡会議」において 7 月に「かながわ発・中高生のためのサイエンスフェア」を開催。理工系分野の魅力等を伝えるためのブース出展、実験・体験コーナーを企画し、参加者 2,200 名（概算）。

さらに、国際交流事業としては、国際交流基本方針に基づき、中国協定校、上海応用技術学院において本学材料・表面工学研究センターとの合同シンポジウムを 2011 年 11 月に実施した。代わって 2012 年度は本学で合同シンポジウムを実施する予定である。また、1995 年からオックスフォード大学マンスフィールド・カレッジと「学術研究・教育交流協定」を締結し、環境問題に非自然科学的な側面から取り組むために研究員の相互派遣などの協力関係を維持している（資料 8-2 第 2 編 第 6 章 第 4 節 第 1 款国内外研究・研修）。

なお、以上の様々な取り組みは、各学部・各関連部署がそれぞれ行っており、現時点では、大学としてこうした活動を統合的に把握できていない。近年、地域連携や社会貢献に関する活動が急速に拡大しており、これらを統括する部署の設置も必要となっている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

横浜市との産官学連携包括契約の締結により、以下のとおり連携の実績を上げている。

- ・横浜工業技術支援センターに材料・表面工学研究センターの設置（2010 年 10 月）
- ・横浜工業技術支援センターに関東学院大学サテライトオフィスの設置（2011 年 4 月）
- ・横浜工業技術支援センター共催セミナー・講習会の開催
「中核技術者育成講座シリーズ 最新めっき技術(1)」を開催（2011 年 8 月）42 社 59 人の受講生、実習講座 23 人
「中核技術者育成講座シリーズ 最新めっき技術(2)」を開催（2011 年 9 月）13 社 24 人に受講生、実習講座 21 人
「3.11 に伴う、地震による液状化セミナー」を開催
第 1 回 41 の企業等から、45 名の参加。（2011 年 9 月 6 日）
第 2 回 31 の企業等から、35 名の参加。（2011 年 9 月 20 日）
第 3 回 29 の企業等から、35 名の参加。（2011 年 9 月 27 日）
- ・横浜市工業技術支援センターの仲介を得て、1 件の受託研究契約を締結。
- ・横浜市工業技術支援センター及び金沢区工業団体連絡会との定例事務連絡会議開催（2011 年度第 1～3 回）

② 改善すべき事項

金沢区工業団体連絡会の会員企業 733 社へのアンケート調査を実施し、集計結果から、各企業から要望が多かった、マネジメントに関するセミナーの開催について、企業との調整不足で企画どおり開催ができなかった。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

横浜市との連携の強化について、横浜市工業技術支援センターとの連携活動は、かなりの実績をあげているので、今後とも、毎月 1 回の定期連絡会を開催し、連絡を密にしてさらに連携を充実させていく。

② 改善すべき事項

セミナーの開催について、企画どおりの開催に向けて、ニーズのあった企業への訪問や、

横浜市工業技術支援センターや金沢工業連絡協議会との調整を行い、企画立案を行うよう改善する。

4. 根拠資料

8-1 「Olive7 中期目標・中期計画」(既出 資料 4-1-5)

8-2 『関東学院規程集』第2編大学 第6章教務 第4節研究・研修 第1款国内外研究・研修「関東学院大学O C E E S派遣在外研究規程」

第9章 管理運営・財務

管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

【評価の視点】

- 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知
- 意思決定プロセスの明確化
- 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- 教授会の権限と責任の明確化

〈1〉中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知について

関東学院は2009年に創立125周年を迎え、新たなスタートとして創立150周年に向けて、「基本的な方針・方向性」「教育理念・教育目標と使命」「行動指針」の3つを指示した。「関東学院グランドデザイン」を2010年に策定した。なお、大学としての「行動指針」を次のとおり示されている。

(1) 組織運営の改革・改善

全学的な施策については、担当部署の起案能力の向上をはかるとともに、意思決定権ならびに遂行責任の所在を明らかにし、迅速かつ確実に遂行できる体制にする。

(2) 事務等の合理化・効率化

- ①「選択と集中」による予算・人員配置の見直しを行い、教職員間での分業、協業を最適化する。
- ②業務の縦割りの弊害を排除して、事務能力の高度化・合理化・効率化を推進する。

(3) 法令遵守

教職員は徹底して関係法規・学内諸規程等を遵守し、常に公平かつ公正な職務の遂行に努める。

(4) 収入の多様化

外部研究資金、教育・研究に関わる補助金、寄付金収入等、収入の多様化をはかることによって財務基盤の安定に資する。

(5) 経費の抑制

- ①優れた教育と研究に要する人材の確保と、帰属収入に対する人件費の比率を健全なレベルにすることの両立を目指す。
- ②「選択と集中」を理念として、業務の合理化・改善等を推進し、冗費を排除する。

また、「関東学院グランドデザイン」は長期に亘る関東学院の方針・方向性を示しているのに対して、概ね6年の中期間の具体的・戦略的に目標と計画を立て、着実に改革改善を行うために2011年度に「中期目標と計画(Olive7)」(資料9-1-1)を策定し、大学構成員にWEB上(教職員専用)で周知している。大学の「中期目標と計画(Olive7)」に基づく「到達目標」は次のとおり定めた。

(1) 大学の中期目標・計画を策定する。

(2) 権限の明確化、業務の効率化、人件費の見直しを含んだ、時代と社会の変化に対応できる新人事制度を構築する。

(3) 全職員合同研修会等で、理事会及び大学の方針を職員へ浸透させる。

(4) 事務組織の改編を事務局主体で検討する。

(5) 関東学院の事務職員として、必要なスキルを身に付けられる研修制度を構築する。

(6) 昨年度に引き続き、大学一体となった経費の削減に努めるとともに、収入面においては学生の確保と補助金の増額に努める。

(7) 事業計画に基づく予算編成及び執行について、PDCAサイクルを導入し適切な予算執行管理を行う。

(8) 総合大学として、総合力を発揮できる学際プロジェクト研究を推進し、外部の大型競争的研究助成資金獲得に繋げる。

(9) 科学研究費補助金の獲得推進と適切な管理を図る。

〈2〉意思決定プロセスの明確化について

意思決定プロセスに関しては、学部及び研究科の教学上の主要事項は、それぞれ教授会、研究科委員会(法科大学院にあっては法務研究科教授会)が決定し、教学上全学的な主要事項については、学長の提案を学部長会議において協議し(資料9-1-2 第2編 第2章 第1節評議会)、最終的には大学評議会決定している(資料9-1-3 第2編 第2章 第1節評議会)。また、学長権限の裁量内で処理できる案件については、学長が決裁している。また、学長が徴集する会議として、「部局連絡会」があり構成員は、副学長、図書館長、教務部長、学生生活部長、キャリアセンター長、入試センター長、情報科学センター長、生涯学習センター長、国際センター長、カウンセリングセンター長、総合研究推進機構運営部長、事務局長、事務次長、関係課長で、事業計画の報告、学長からの提案・連絡事項等に対する意見・調整を行う。

〈3〉 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化について

教学組織と法人組織の権限と責任に関しては、教学組織と理事会は、基本的に前者は教学面の、後者は経営面の責任主体という関係にあり、それぞれ機能を分担している。経営の根幹を成す予算に関する事項は、理事会が法人全体の編成方針を定め、その下で、大学にかかわる予算については大学が自主的に編成しており、適切な権限の委譲が行われている。また、理事会内に設けられている大学委員会（資料 9-1-4 第 2 編 第 2 章 第 4 節委員会）、人事委員会（資料 9-1-5 第 1 編 第 2 章 会議・委員会）や大学教員人事小委員会は、大学の管理運営に関する事項や人事案件について審議しており、大学と理事会の協力関係を具体化する機関となっている。

〈4〉 教授会の権限と責任の明確化について

教授会の権限と責任に関しては、各学部とも教授会規程（資料 9-1-6 第 2 編 第 2 章 第 2 節教授会）に基づき教授会を開催、運営し、教学、人事など学部の運営上必要な事項を決定している。研究科についても、研究科委員会規程（法科大学院にあっては法務研究科教授会規程）に基づき（資料 9-1-7 第 2 編 第 2 章 第 4 節委員会、資料 9-1-8 第 2 編 第 2 章 第 2 節教授会）、研究科委員会（法科大学院にあっては法務研究科教授会）を開催、運営し、当該研究科の管理運営を行っている。全学にかかわる事項については、大学評議会規程に基づき大学評議会、また、大学院にかかわる事項については、大学院委員会規程に基づき大学院委員会で決定している（資料 9-1-4 第 2 編 第 2 章 第 4 節委員会）。

（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

【評価の視点】

- 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用
- 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化
- 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

大学の管理運営については、学部自治の原則を尊重している。したがって、各学部とも教授会規程を定め（資料 9-1-6 第 2 編 第 2 章 第 2 節教授会）、それに基づいて教学、人事など学部の運営において必要な事項を審議・決定している。また大学院についても、法科大学院を除く各大学院研究科については、学部附置とされているため独立の予算・人事権限は付与されていないが、大学院研究科に関する諸規程を有し（資料 9-1-4 第 2 編 第 2 章 第 4 節委員会、資料 9-1-7 第 2 編 第 2 章 第 4 節委員会）、その管理運営を行っている。また、学部自治の原則のもと、学部特有の問題は各学部教授会において審議され、全学にわたる事項については「大学評議会」が審議している。ただし、全学の教学に関する事項について、全学的視野に立ち審議するため、学長、副学長、学部長、教務部長によって構成される「教学機構会議」や（資料 9-1-9 第 2 編 第 2 章 第 3 節会議）、学生生活に関する事項を審議するため、学生生活部長、各学部から選出された委員、事務局長、事務次長（教学担当）が構成員となる「学生生活部委員会」などにおいて事前・事後に審議され（資料

9-1-10 第2編 第2章 第4節委員会)、必要に応じて各学部教授会においても報告・審議されるのが通例である。

教授会については、各学部が、その構成と運営に関し「学部教授会規程」を定め(資料9-1-6 第2編 第2章 第2節教授会)、これに基づきその運営を行っている。審議事項には、学事に関する事項・教育課程に関する事項・学生生活に関する事項・研究教授に関する事項・教員人事・学部長ならびに全学委員と学部内委員の選出に関する事項・教授会運営に関する事項・その他教育研究に重要な事項である。教授会の運営については以下のとおりである。教授会の開催については定例教授会と臨時教授会が予定され、定例教授会は毎月1回、臨時教授会は学部長が必要と認めたとき、または教授会構成員の1/3(工学部にあつては、1/10)以上の者から請求があつたときに開催される。教授会の招集のためには、開催日の7日前までに、議題を示した書面による通知が必要とされる。なお、議長は教授会により選任された者が務める。教授会の成立要件は、構成員の過半数であり、その議事は、出席者の過半数で決せられる。上記教授会で審議される事項については、これに係わる専管事項を定めた規程に基づいて設置された各種委員会があらかじめ詮議し、その結果は改めて教授会において審議される手続となっている。なお、各学部に通ずる主たる委員会及びその構成員は以下のようになっている。

- ①人事委員会：学部長、学科長、共通科目主任、教務主任、研究科委員長、教授会で選出された者(若干名)
- ②学部運営委員会：学部長、学科長、共通科目主任、教務主任、研究科委員長、研究所長、教授会構成員(若干名)
- ③教務委員会：学部長、学科長、共通科目主任、教務主任、教授会で選出された者(若干名)
- ④就職(指導)委員会：教授会で選任された者
- ⑤図書(館運営)委員会：教授会で選任された者

学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担について、各学部に通じて、学部長は教授会構成員の信任を受けて選出され、両者の間には連携・協力関係がある。また機能分担として、教授会下の各種委員会がそれぞれの専管事項を検討し、学部長が学部の学務・事務を統括するための機能分担を果たしている。

学部長の選出手続に関しては、各学部とも、共通する学部長選挙規程を有している。学部長は、「任期が満了したとき」、「辞任したとき」、「欠員となつたとき」には、教授会構成員の選挙によって選出される。被選挙権は、学部によって「教授会構成員」または「教授会構成員のうち教授」となっているが、選挙権はすべての教授会構成員に与えられる。選挙は、単記無記名投票で行われ、選挙権者の過半数の得票を得た者が学部長候補者となる。過半数の得票者がいない場合には、上位得票者2名による決選投票が行われ、そのとき、上位2名が同得票であつた場合は、再決選投票が行われる。なお、この学部長選挙を管理するために、教授会構成員の中から選出された2名の者によって選挙管理委員会が組織される。学部長権限の内容とその行使については、「関東学院職制」に次のとおり定められている(資料9-1-11 第1編 第3章 第1節組織・職制)。学部長は、「当該学部の教学を統轄し、学部を代表する」、「教授会、その他必要とする会議を招集し、教学上の重要事項を

提案して意見を聞き、学部の運営を円滑に行う」とある。これに基づき、学部長は学部内の役職者（学科長、共通科目主任、教務主任）及び各委員会の委員長を推薦する権限を有している。また、予算については、学部長は学部運営委員会に諮った上で、各年度の予算案を教授会に提示することになっている。

大学院の管理運営について、人間環境学部を除くすべての学部 に附置されている各大学院研究科は、独自の人事権限及び予算を有さず、各研究科ともその管理運営を共通としている。大学院の会議体である研究科委員会と学部教授会との間には、形の上では連携はないが、研究科委員会を構成する 65 歳以上の者（特約教授）以外は全員が学部教授会の構成員であるため、実質的には連携しているといえる。研究科委員長は、研究科委員会の構成員によって指導教授の中から選出される。特約教授は原則として「大学の役職」に就任できないため（資料 9-1-12 第 2 編 第 4 章 第 1 節通則「関東学院大学特約教授に関する規程」第 9 条）、委員長等の役職者の被選挙資格は、研究科委員会の構成員であって、かつ 65 歳未満の本学の教員俸給表の適用を受ける教員であることが必要とされている。研究科では、通常の場合、研究科委員会において審議すべき事項につき委員長が専攻主任と協議の上で原案を作成し、委員長が委員会において提案を行う方法を採用している。審議すべき事項のうち教学上の重要事項（研究科担当教員の資格審査、学位論文の審査等）については、博士前期課程と博士後期課程とに分けて、それぞれの課程において研究指導教授の資格を有する教員をもって審議を行っている。

法務研究科（法科大学院）の管理運営について、既存の各研究科とは異なる独立研究科として位置づけて設置している。このため、法務研究科には教育研究や人事の決定などを担い、法務研究科の管理運営の責任主体となる教授会を置き法務研究科の独立性を確保している。教授会の審議事項は、「関東学院大学専門職大学院法務研究科教授会規程」に定めている（資料 9-1-8 第 2 編 第 2 章 第 2 節教授会）。また、法務研究科長の選任手続は、「関東学院大学専門職大学院法務研究科長選挙規程」（資料 9-1-13 第 2 編 第 4 章 第 1 節通則）及び「同教授会規程」に基づき行っている（資料 9-1-8 第 2 編 第 2 章 第 2 節教授会）。

学長の選任手続は、「関東学院大学学長候補者選挙規程」に基づいて行われている（資料 9-1-14 第 2 編 第 4 章 第 1 節通則）。概要をまとめるならば、予備選挙として、5 学部と法務研究科の 6 組織から、各 2 名の本選挙候補者が選出され、続いて、この計 12 名の候補者から学長候補者が選出される。選出された学長候補者は理事会の議を経て、理事長が任命する。

学長の職務は、「関東学院職制」に次のとおり定められている（資料 9-1-11 第 1 編 第 3 章 第 1 節組織・職制「関東学院職制」第 38 条）。

- ①大学の学務を統括し、大学を代表する。
- ②大学の儀式及び行事を主宰する。
- ③大学評議会、学部長会議、その他必要とする会議を招集し、教学に関わる重要事項を提案して、意見を聞き、大学の管理運営を円滑に行う。
- ④大学院の学務を統括する。

学長補佐体制について、「関東学院職制」に学長を補佐する職位として、副学長と学長補佐が設けられており、現在は副学長 3 名（教学担当、研究担当、渉外担当）が任命されているが（資料 9-1-11 第 1 編 第 3 章 第 1 節組織・職制「関東学院職制」第 39 条）、学

長補佐は置かれていない（資料 9-1-11 第 1 編 第 3 章 第 1 節組織・職制「関東学院職制」第 46 条）。

大学の意思決定の手順は、主要な事項に関しては、学部長会議において先議し、大学評議会規程に基づき、学長の提案について大学評議会が審議・決定する。その他、学長権限の裁量内で処理できる問題については、学長が判断している。なお、全学的な重要事項を審議するため大学評議会を置き（資料 9-1-15 第 2 編 第 1 章学則「関東学院大学学則」第 51 条）、「大学評議会規程」（資料 9-1-3 第 2 編 第 2 章 第 1 節評議会）に定められた構成員により、全学的な事項を審議・決定している。また、「関東学院大学の管理運営上、全学的に調整を必要とする事項について協議し、学務を円滑に執行するため」に、学部長会議が置かれている（資料 9-1-2 第 2 編 第 2 章 第 1 節評議会）。

（３）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

【評価の視点】

- 事務組織の構成と人員配置の適切性
- 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策
- 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

〈1〉事務組織の構成と人員配置の適切性について

大学の職員数は、専任・嘱託・契約・臨時職員を合計すると 335 名である（資料 9-1-16）。大学の事務組織の構成は、管理部門の法人事務局に経営戦略室、企画調査部（企画調査課）、総務部（役員室、総務課、人事課、広報課、交友課）、財務部（経理課、出納課、募金課）、施設部（施設課、管理課）と学長室に学長事務室、庶務課、広報室、新たに 2013 年度から予定されている大学改組計画を推進するための「改革推進室」を設置、教学部門には、5 学部には各庶務課・法科大学院庶務課があり、教務部（教務課、文学部教務課、法学部教務課、人間環境学部教務課）、学生生活部（学生生活課、学生支援室）、キャリアセンター（キャリア支援課）、入試センター（入試課）、図書館（運営課）、情報科学センター（運用課）、生涯学習センター（運営課）、国際センター（運営課）、研究を全学的に推進し、研究の総合的向上及び研究をとおした社会的使命を達成することを目的とする総合研究推進機構の元に「総合研究推進機構運営課」を設置した。さらに 2012 年度には、自己点検・評価、PDCA サイクルの構築及び外部評価を担う組織として、「自己点検・評価室」を設置した。

以上の事務組織は「関東学院職制第 3 条別表第 1 組織図（2）」のとおり設置している（資料 9-1-17 第 1 編 第 3 章 第 1 節組織・職制）。また各部署の業務は、「関東学院職制第 4 条別表第 2 関東学院大学事務分掌」により規定され適切に機能している（資料 9-1-18 第 1 編 第 3 章 第 1 節組織・職制）。

ただし、管理部門においては、法人事務局と大学事務局とで業務の重複がみられ、職員の効率的な配置の面で課題がある。

〈2〉事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策について

大学に学院全般の管理業務の改善について検討し、業務執行の合理化、省力化及び効率化を積極的に推進することを目的として「業務改善推進委員会」を置いている（資料 9-1-19 第 1 編 第 2 章会議・委員会）。構成員は、総務担当常務理事、局長、部長、大学事務局長、次長、事務次長で次の事項を検討する。

- ① 事務システムの開発・改善
- ② 事務組織の統廃合等再編成
- ③ 事務の電算化
- ④ 事務処理方法の簡素化
- ⑤ 文書取扱方法の改善
- ⑥ 職務権限、事務分掌、事務処理要項等の見直し
- ⑦ 人材の育成と能力開発及び職員研修の方法

その他に、学院の業務の連絡・調整及び指示命令の徹底をはかるための「職員部課長連絡会議」（資料 9-1-20 第 1 編 第 2 章会議・委員会）と大学の事務を円滑に執行するための「大学課長会議」を置いている（資料 9-1-21 第 2 編 第 2 章 第 3 節会議）。

〈3〉職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用について

職員の採用・昇格等については、「関東学院職員人事規程」、「関東学院職員職位審査規程」「関東学院職員職位審査基準」、「関東学院職員職位昇格基準」、「関東学院職員役職任用及び所属異動基準」に基づき、人事委員会（資料 9-1-5 第 1 編 第 2 章会議・委員会）及び理事会において適切に運用されている（資料 9-1-22 第 1 編 第 2 章会議・委員会）。また、2010 年度から「関東学院専任職員登用規程」を制定し（資料 9-1-23 第 1 編 第 4 章 第 1 節通則）、嘱託職員及び契約職員を専任職員に登用する制度を整備した。

（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

【評価の視点】

- 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善
- スタッフ・ディペロップメント（SD）の実施状況と有効性

〈1〉人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善について

職員の役職の任用や人事異動については、「関東学院職員役職任用及び所属異動基準」により定められており（資料 9-1-24 第 1 編 第 4 章 第 1 節通則）、4 月、10 月を定期人事異動とし、役職の任免及び人事異動が行われている。また、職位昇格については、「関東学院職員職位審査規程」（資料 9-1-25 第 1 編 第 4 章 第 1 節通則）及び「関東学院職員職位審査基準」により定められており（資料 9-1-26 第 1 編 第 4 章 第 1 節通則）、昇格試験は原則毎年 11 月に実施し、4 月を昇格の時期として定めている。また、人材育成の観点から「ステップアップシート」や所属長によるヒヤリング（個人面談）、事務局長による管理職（課長）面接を実施してきたが、2013 年度から実施を目指し、「職員人事評価制度」を総務

担当常務理事、事務局長、部長、事務次長を構成員とする業務改善推進委員会で検討を進めている（資料 9-1-19 第 1 編 第 2 章会議・委員会）。

〈2〉SD の実施状況と有効性について

職員研修については、「関東学院職員研修規程」（資料 9-1-27 第 1 編 第 4 章 第 1 節通則）に定める「職員の資質の向上と能力開発を目的とし、本学院の教育・研究に深い理解と見識を示すことのできる人材を養成する。」目的に基づき、段階的スキルアップができる研修、求められる能力を高められる研修を目指し、SD、人材育成プログラムとして位置づけて実施した。

この方針に基づき、2011 年度の職員研修プログラムは、メインテーマを「学院を支えるスタッフとなるための課題発見、解決実践」として次のとおり実施した。

- ① 新卒新任職員研修（対象：新卒新任専任職員）
- ② 新任職員研修（対象：新任職員）
- ③ 新任役職者研修（対象：新任課長、係長）
- ④ 全職員合同研修会（対象：全職員）
- ⑤ 管理職研修会（対象：課長補佐以上）
- ⑥ 係長研修会（対象：係長）
- ⑦ 就職 3 年未満及び中堅職員研修会・目的別業務研修

また、次のとおり外部の研修会にも積極的に参加している。

- ① キリスト教学校教育同盟「事務職員夏期学校」
- ② 私大庶務課長会「私立大学庶務課長会職員基礎研修」
- ③ 私立大学連盟「キャリア・ディベロップメント研修」
- ④ 私立大学連盟「業務創造研修」
- ⑤ 私立大学連盟「アドミニストレーター研修」
- ⑥ 私立大学情報教育協会「大学職員情報化研究講習会(基礎講習コース)」
- ⑦ 私立大学情報教育協会「大学職員情報化研究講習会(応用講習コース)」

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

なし

② 改善すべき事項

法人事務局と大学事務局とで業務の重複している部署があり、事務組織の改善が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

職員の採用・昇格等に関する規程をより良い制度にするための改善を進めていく。

② 改善すべき事項

法人事務局と大学の管理部門の効率化・合理化を目指し、具体的な改善の検討を開始するために、2013年度から業務改善推進委員会にワーキング・グループを設置する。

4. 根拠資料

- 9-1-1 「Olive7 中期目標・中期計画」(既出 資料 4-1-5)
- 9-1-2 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第1節評議会「学部長会議規程」
- 9-1-3 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第1節評議会「関東学院大学評議会規程」
- 9-1-4 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会「大学院委員会規程」
- 9-1-5 『関東学院規程集』第1編法人 第2章会議・委員会「関東学院人事委員会規程」
- 9-1-6 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第2節教授会「関東学院大学文学部教授会規程」「関東学院大学経済学部教授会規程」「関東学院大学法学部教授会規程」「関東学院大学工学部教授会規程」「関東学院大学人間環境学部教授会規程」
- 9-1-7 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会「関東学院大学大学院文学研究科委員会規程」「関東学院大学大学院経済学研究科委員会規程」「関東学院大学大学院法学研究科委員会規程」「関東学院大学大学院工学研究科委員会規程」
- 9-1-8 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第2節教授会「関東学院大学専門職大学院法務研究科教授会規程」
- 9-1-9 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第3節会議「関東学院大

学教学機構会議規程」(既出 2-5)

- 9-1-10『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会「関東学院大学学生生活部委員会規程」
- 9-1-11『関東学院規程集』第1編法人 第3章総務 第1節組織・職制「関東学院職制」
- 9-1-12『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院大学特約教授に関する規程」
- 9-1-13『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院大学専門職大学院法務研究科長選挙規程」
- 9-1-14『関東学院規程集』第2編大学 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院大学学長候補者選挙規程」
- 9-1-15『関東学院規程集』第2編大学 第1章学則「関東学院大学学則」(既出 1-1)
- 9-1-16「事務組織」
- 9-1-17『関東学院規程集』第1編法人 第3章総務 第1節組織・職制「関東学院職制第3条別表第1組織図」
- 9-1-18『関東学院規程集』第1編法人 第3章総務 第1節組織・職制「関東学院職制第4条別表第2 関東学院大学事務分掌」
- 9-1-19『関東学院規程集』第1編法人 第2章会議・委員会「関東学院業務改善推進委員会規程」
- 9-1-20『関東学院規程集』第1編法人 第2章会議・委員会「関東学院職員部課長連絡会議規程」
- 9-1-21『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第3節会議「関東学院大学課長会議規程」
- 9-1-22『関東学院規程集』第1編法人 第2章会議・委員会「学校法人関東学院理事会会議規則」
- 9-1-23『関東学院規程集』第1編法人 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院専任職員登用規程」
- 9-1-24『関東学院規程集』第1編法人 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院職員役職任用及び所属異動基準」
- 9-1-25『関東学院規程集』第1編法人 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院職員職位審査規程」
- 9-1-26『関東学院規程集』第1編法人 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院職員職位審査基準」
- 9-1-27『関東学院規程集』第1編法人 第4章人事・給与 第1節通則「関東学院職員研修規程」

財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

【評価の視点】

○中・長期的な財政計画の立案

○科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

○消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性

〈1〉中・長期的な財政計画の立案について

大学では2010年度に策定した「関東学院グランドデザイン」の「基本（学院共通）」に基づき、2011年度には、財務内容の改善・健全化をはかるべく、収入増加、経費抑制及び資金運用についての行動指針を策定し、2011年5月には、より具体的・戦略的な「中期目標と計画（Olive7）」として、①自己収入確保、各校の志願者増支援、②外部研究資金・寄付金その他の自己収入の増加、③経費の抑制と適正化、④資産の運用管理の改善に関する目標と計画を立案した。また、個々の施策内容については、2017年度までのロードマップを作成し、2012年度より順次実行に移していく。

〈2〉科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況について

科学研究費補助金の採択件数と配分額については、2007年度は16件、4,053万円、2011年度は27件、3,770万円となっており、採択件数は微増ではあるが毎年度増加している。また、配分額も2007年度と2011年度の対比では減少しているが、基本的には増加傾向にある。ただし、他大学と比較すると、採択件数、配分額とも十分とは言えず、科学研究費補助金の申請件数の増加と採択率アップに向けた獲得推進のための分析とアクションプランを策定する必要がある。

受託事業収入については、近年の経済不況の影響により減少傾向にあったが、2011年度は、材料・表面工学研究所の設立により、受託研究費が大幅に増加した。

〈3〉消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性について

法人全体の過去5カ年の財務比率の推移をみると、消費収支計算書関係比率のうち人件費比率は、2007年度の56.1%に対し2011年度は56.2%とほぼ横ばいであるが、「平成23年度版 今日私学財政（日本私立学校振興・共済事業団）」の2010年度全国の医歯系法人を除く大学法人492校の平均（以下、「全国平均」という。）52.9%を3.3%上回っている。教育研究経費は、同様に32.5%から35.5%に、管理経費は4.4%から6.1%に増加している。また、帰属収支差額比率は、2010年度までプラスを維持していたが、2011年度は、学生生徒等納付金の減少、退職給与引当金の計上に係る会計処理の変更による引当額の増加及び有価証券処分差額の計上により2.2%のマイナスとなった。全国平均4.4%に対しても6.6%下回っており改善を要する。

一方、収入関係では、学生生徒等納付金比率は75.6%から77.4%へ増加している。全

国平均 73.4%に対しても 4.0%上回っており、学費収入への依存度が高まっている。寄付金比率、補助金比率は全国平均を下回っており、学費以外の収入増加をはかることが課題である（資料 9-2-1）。

貸借対照表関係比率では、公社債の購入と投資信託の売却により、固定資産構成比率が 85.9%から 90.4%に増加し、それに伴い流動資産構成比率が 14.1%から 9.6%に減少している。自己資金構成比率は 91.3%から 89.9%に減少しているものの、全国平均 87.2%を 2.7%上回っている。

他の項目の比率においても、全国平均と比較し良い評価の項目が多く、財政状況は良好である（資料 9-2-2）。

（２）予算編成および予算執行は適切に行っているか。

【評価の視点】

○予算編成の適切性と執行ルール of 明確性、決算の内部監査

○予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

〈1〉予算編成の適切性と執行ルール of 明確性、決算の内部監査について

法人の予算編成の概要については、学校法人関東学院寄附行為の定めにより、毎会計年度開始前に理事長が編成し、法人評議員会及び理事会の議決を経て決定する。予算編成過程における執行機関は、法人は理事長・財務部、大学は学長・庶務課予算係であり、審議機関は、法人は常任理事会、理事会、法人評議員会、大学は学部長会議、大学評議会となっている。また、予算編成過程は、事業計画作成・予算編成日程、事業計画作成・予算編成方針が常任理事会、理事会で審議・決定後開始される。また、本学院の予算は、「学校法人関東学院経理規程」により（資料 9-2-3 第 1 編 第 5 章 第 1 節経理）、勘定体系を学院独自の目的別予算である「院内予算計算体系」と私立学校振興助成法で定められた学校法人会計基準に基づく、形態別予算である「資金収支計算体系」、「消費収支計算体系」に分けて編成している。なお、院内予算計算体系は、経常部予算、施設建設プロジェクト予算からなり、必要に応じて特別会計予算を編成することとなっている。院内予算計算体系のうち、大学に係わる予算編成については、学長が統括し、庶務課予算係でその編成業務を担当し、院内経常部予算原案と施設建設プロジェクト予算原案を取りまとめ、最終的には院内消費収支計算書を作成している。その後、財務部において、学院各校の院内消費収支計算書を合算し、法人全体の院内消費収支計算書を作成すると同時に資金収支予算書、消費収支予算書が作成されている。

大学の予算編成課程については、理事会で審議決定された、事業計画作成・予算編成方針に基づき、学長のもとで予算編成を行っている。基本的には、事業計画に基づいた予算編成を行うため、事業計画と同時期の 10 月上旬に学長文書にて、各予算要求責任者（課長職にある職員及び館部センター長の役職教員）へ予算要求明細書の作成を依頼し、11 月下旬までに各予算科目責任者へ提出することとし、予算科目責任者により各予算要求責任者からの予算要求内容が精査された後、12 月上旬までに関連書類とともに庶務課長へ予算要

求合計表として提出される。その後、提出された予算要求合計表等の内容については、予算要求責任者へのヒアリング（12月中旬）を実施し、予算要求内容の必要性の確認及び調整を行っている。

その後、学長、事務局長、事務次長、その他主要科目責任者等により、再度、収支状況（帰属収支）を念頭におき、費用対効果等を含め予算要求内容の妥当性を検証し、予算額を決定している。この際にも必要に応じて予算科目責任者に対してヒアリングを実施し、予算編成上の齟齬が生じないように一層の精査を行っている。なお、施設建設プロジェクト予算については、庶務課が大学の各学部、各館・部・センター長からの要望を聴取し取りまとめ、学長のもとでそれぞれの事業要望を精査したものを、施設部長へ提出し、総務部企画課・施設部・財務部のヒアリングを経て大学の施設建設プロジェクト事業及び予算が決定される。

大学予算の審議決定課程は、学長のもとで作成された予算原案について、当該前年度の2月に開催される学部長会議及び大学評議会で意見を聴取し、理事会へ当該予算を提出することについて承認を得た後、予算原案を財務部へ提出し、財務部のヒアリングを受けた後、再度、正式に予算案を財務部へ提出し、その後、常任理事会、理事会、法人評議員会、理事会審議を経て、大学予算が最終決定される。なお、予算審議過程において、大学学部長会議、大学評議会で意見聴取し承認された予算案との変更が生じた場合は、同会議に報告し、事後承認を得ている。

〈2〉予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立について

大学予算の執行については、当該予算執行年度の5月1日現在の学生数に基づき、年度末までに減少する見込みの学生数を一定の逓減率（3%）により減じて実行予算上の予測学生数を算出し、実行予算額を確定し、実収入を考慮した予算執行を実施する。この作業を経て、5月中旬に学長文書により補正（実行）予算として確定した予算配分の金額等を関係各課（室）に通知する。

予算の執行にあたっては、予算要求責任者と予算科目責任者の調整の下で所定の手続きを経て執行しており、当該予算執行の決裁にあたっては、会計伝票の単位責任者として学長にすべての決裁権があるが、支出金額に応じて一定の範囲で事務局長と庶務課長に決裁権限を委譲している。その他、予算の執行にあたっては、学内外の諸規程を踏まえたうえで「予算執行マニュアル」、「経理事務マニュアル」及び「出講及び事務手続き案内」等により適正な会計処理を行っている。

決算の内部監査については、本学院は院内会計と学校法人会計基準の2つの基準に基づき決算を行っている。院内会計は各学校、基準会計は財務部で管理されているため、構造上日常的に大学（各学校）と財務部による内部監査が相互に行われている環境となっている。また、本学院の監査体制については、私立学校法（平成17年4月1日施行）の改正により監事制度等の改善がはかられたことに伴い、まず、学校法人関東学院寄附行為（平成17年8月9日施行）を改正するとともに、「関東学院監事監査規程」（平成19年10月25日施行）（資料9-2-4 第1編 第3章 第3節監査）及び「関東学院内部監査規程」（平成19年11月22日施行）を制定した（資料9-2-5 第1編 第3章 第3節監査）。また、平成17年4月1日には独立した組織として内部監査室を位置づけ、平成19年4月1日に事務室を

設置して職員 2 名を配置した。これにより独立監査人（公認会計士）による私立学校振興助成法に基づく会計監査と併せて、監事監査及び内部監査機能の確立と連携のための条件を整備することができた。さらに、いわゆる三様監査の連携及び充実をはかるために、内部監査室が所管となり「監事会議」（監事 3 名・公認会計士 2 名・内部監査室 1 名で構成）を毎月の理事会開催日に設定し、各々の監査状況の報告に基づき情報交換、意見交換を行い、必要な事項について適宜協議している。なお、学院の経営に関して広く学外有識者による知見を活かしその意見を求めるために「関東学院経営協議会規程」（平成 20 年 4 月 1 日施行）が制定され（資料 9-2-6 第 1 編 第 2 章会議・委員会）、財務情報等の公開に関しては、従来の「関東学院財務書類等閲覧規程」（平成 17 年 5 月 21 日施行）に代わり、「関東学院情報公開規程」（平成 24 年 4 月 1 日施行）により（資料 9-2-7 第 1 編 第 3 章 第 2 節庶務）、広く社会的説明責任について定められている。

その他に内部監査室により、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、毎年度、公的研究費（科学研究費補助金を含む）に係る内部監査が実施されている。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みについては、現状としては、まず、予算費目の項目別予算執行状況の把握に取り組んでおり、予算執行管理の適正化を確立している。また、予算未計上による予備費（学長裁量費）により予算執行した事業に関しては、「学長裁量費執行に伴う報告」を後日提出することとし、学長のもとで費用対効果の検証が実施されている。なお、事業計画に記載されている事業に関しては、四半期（半期）毎の「事業計画進捗状況の報告」により分析・検証できる仕組みが確立している。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

- (1) 2012 年度予算編成において、不要・不急な予算要求、予算執行が成されぬよう、予算科目毎に予算目標額を設定すると同時に部署毎に過去の予算執行実績を考慮し予算要求上限額を設け予算の適正配分を実施した。また、2010 年度予算編成より、各予算科目の予算要求項目毎に予算要求番号を付番し、細かな部分での予算執行状況を把握できるよう改正し、予算要求額を実績レベルでスリム化した。

予備費（学長裁量費）の予算執行について、PDCA サイクルを確立するため「学長裁量費執行に伴う報告」を作成することにより、安易な予算要求の抑制と不急な予算要求の減少がはかられた。また、全体的には、法人執行部・学長による事業計画・予算説明会の学部毎に実施に伴い、学院、大学全体及び各学部における財務状況の情報の共有化と財務改善への意識改革が進められている。

- (2) 2010 年度と 2011 年度に「オール関東学院経費削減運動」を実施し、本学が経費の見直しのターゲットとしている管理可能経費（奨学費、公租公課、損害保険料を除く教

育研究・管理経費）の削減を行い、概ね目標を達成することができた。

2007年度と2011年度の決算額を比較すると教育研究経費、管理経費ともに増加しているが、経常経費の削減によって得た原資を、奨学金の給付、教育環境整備等の学生サービスの充実や志願者増加対策へ投資するなど、改革・改善に向けた取り組みを進めており、収入面においては、減少を続けてきた入学検定料が、2010年度より増加に転じている。また、予算編成時には、予算科目責任者に対するヒアリングを実施し、個々の予算要求項目について詳細な検討が加えられ、事業の見直しとコストの削減が行われている。

② 改善すべき事項

- (1) 院内予算制度改正の移行期であり、毎年、若干予算編成内容が変更になっているため、その改正に迅速かつ的確に対応した予算編成・予算執行管理が出来るよう改革の流れを正確に理解し、周知徹底をはかるよう日々改善を行う。また、予算編成の上で財源の確保は非常に重要な課題で、特に収入に関しては、安定的に学生生徒等納付金を確保すると同時に、寄付金、補助金、事業収入の増収につながる新たな政策が必要となっている。なお、予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みについては、事業計画進捗状況の報告以外に明確なものが確立していないので、今後は、事業計画に載らない事業に関しても予算執行管理とリンクさせ予算執行に伴う効果を分析・検証できるシステムの構築が必要である。
- (2) 学生数の減少による学生生徒等納付金の減少が、2011年度決算において帰属収支差額がマイナスとなった要因の一つとなっており、志願者数の増加、予算学生数の確保、退学者減少に向けた対策を講じ、帰属収入の7割以上を占める学費収入を安定的に確保しなければならない。学費以外の収入に目を向けると、寄付金については、125周年記念事業募金終了後、「関東学院テーマ募金」として2011年度より募集を開始しているが、現状では目標額を下回っており、恒常的に寄付金を受け入れる環境づくりのため、保護者、卒業生、同窓会等ステークホルダーとの連携を強化していく必要がある。また、支出面では、人件費比率が全国平均を上回っており、人件費の適正化に向けた取り組みが大きな課題となっている。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- (1) 予算要求項目毎に予算要求番号を付番することで、細かい部分での予算執行状況が明確に把握できるようになった。また、そのデータに基づき、予算要求部署毎に予算上限額を設定することが可能になり、管理可能経費の抑制がはかれ、適正な予算配分に

についても効果が上がっている。今後もこの政策を継続して実施すると同時に 3 ヶ年、5 ヶ年の推移についても検証し、より精度を高め、客観的理解が得られるものとして改善する。

予備費（学長裁量費）の予算執行について、「学長裁量費執行に伴う報告」を継続すると同時に事業計画に記載されていない恒常的に実施されている大きな事業についても経費の見直しを行うため、予算編成の際に「予算執行に伴う報告書」の提出について検討を行う。

- (2) 経費削減への継続的な取り組みと実績をベースとした予算の定着化をはかることにより、経常経費については、かなりの削減がはかれることとなったが、それをさらに確実なものとするため、「2013年度事業計画方針・予算編成方針」において、2011・2012 年度の支出実績をベースに管理可能経費の3%削減を目標に掲げ、業務を過去の実績や配員に関係なくゼロベースで見直し、不要不急なものを2013年度予算に計上しないこととし、さらに、投入コストと負担の割に効果の乏しい事業・業務は再検討することとした。また、2012年度より、教育・運営・对外活動の改革改善事業（学院教育改革改善事業、組織運営改革改善事業、対外的活動活性化事業）と施設、環境、教育設備の整備事業（施設整備事業、学生・生徒主体のキャンパス環境整備事業、教育設備整備事業）からなる「学院改革推進5ヵ年計画支援事業」を実施する。この事業は、応募のあった事業に対し、学院改革推進支援委員会で書類審査・ヒアリングを行い、審査結果を理事会に提案し決定する。

この事業の目的は、学院と各教育組織の競争力を強化することであり、これにより教育機関としての魅力を高め、生徒・保護者の満足度を向上させ、社会から支持されることによって学院の持続と発展をはかっていく。

② 改善すべき事項

- (1) 管理可能経費の見直しにより、経費の削減ははかれたが、一部、予算執行実績重視の考え方に予算要求元からの不信感が生じつつあるため、管理可能経費の目標額の設定について、合理的な基準（根拠）を設けられるよう検討する。また、事業計画に基づく予算編成については、まだ理解の度合いが低く、事業計画と予算編成で齟齬が発生しているので、細かな部分での事業計画と予算要求項目をいかにして一致させるかを予算編成（予算要求書作成）の段階で周知徹底できるよう改善する。具体的には、事業計画番号を予算要求書に必ず記載するよう改善する。

- (2) 「中期目標と計画（Kanto Global Plan -Olive7-）」の実現に向け、個々の施策をロードマップに従い、着実に実行していく。

2013年度事業計画作成方針・予算編成方針では、「中期目標と計画（Kanto Global Plan -Olive7-）」の達成状況を検証しつつ、2013年度に実行しなければならない事業を優先することとし、その事業の中から入学者の確保、教育の質の向上（卒業生の質保証）を含む3～5 項目程度を重点事業として選び、事業計画書には、予想される成果

とその検証方法の明示、数値目標、予算額を記載し、重点事業に予算を集中投資して実効性を高めるなど選択と集中をはかっていく。従来からの学校法人会計基準とは別に目的別予算管理制度として、経常部予算、施設建設プロジェクト予算及び特別会計予算からなる院内予算会計による予算編成を行っているが、経常部予算を経常経費と重点事業予算に区分し、さらに、重点事業毎に予算を計上することによって、改革・改善対する取り組みと方向性が明確になる。また、これにより、PDCAサイクルにしたがって各事業の執行状況や成果を評価・検証する取り組みが期待できる。

4. 根拠資料

- 9-2-1 大学基礎データ表 6「1 消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）※私立大学のみ」
- 9-2-2 大学基礎データ表 8「3 貸借対照表関係比率（私立大学のみ）」
- 9-2-3 『関東学院規程集』第 1 編法人 第 5 章財務 第 1 節経理「学校法人関東学院経理規程」
- 9-2-4 『関東学院規程集』第 1 編法人 第 3 章総務 第 3 節監査「学校法人関東学院監事監査規程」
- 9-2-5 『関東学院規程集』第 1 編法人 第 3 章総務 第 3 節監査「学校法人関東学院内部監査規程」
- 9-2-6 『関東学院規程集』第 1 編法人 第 2 章会議・委員会「学校法人関東学院経営協議会規程」
- 9-2-7 『関東学院規程集』第 1 編法人 第 3 章総務 第 2 節庶務「学校法人関東学院情報公開規程」

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

- (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

【評価の視点】

- 自己点検・評価の実施と結果の公表
- 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

〈1〉自己点検・評価の実施と結果の公表について

大学では「関東学院大学自己点検・評価委員会規程」によって、自己点検・報告書を3年ないし4年毎に作成し公表することが定められている（資料10-1 第2編 第2章 第4節委員会）。これに基づき、2005年には第1回の認証評価を受けてから4年後にあたる2009年5月に自己点検・評価委員会で「自己点検・評価報告書」作成のための方針等を決定した。次いで、大学評価委員会及び自己点検・評価報告書作成のワーキング・グループが取り纏めの中心となり、自己点検・報告書を作成した。2010年5月にはこれをホームページで公開した。また、人間環境学部について完成報告書を2010年に大学基準協会へ提出した。これとは別に2006年から毎年事業計画・事業報告書をホームページで公開している。（資料10-2）



〈2〉情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応について

情報公開については、法令の定める財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書（私立学校法第47条第2項）及び情報の公表に係る必須9項目、努力義務1項目（学校教育法施行規則第172条の2）に基づき、ホームページで公開している。（資料10-3）



さらに教育研究機関として社会的説明責任を果たし、教育研究活動等の質向上に資することを目的として2012年4月「学校法人関東学院情報公開規程」（資料10-4 第1編 第3章 第2節庶務）を施行し、情報開示の請求に対応できるよう整備した。

（２）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

【評価の視点】

- 内部質保証の方針と手続きの明確化
- 内部質保証を掌る組織の整備
- 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立
- 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

〈1〉内部質保証の方針と手続きの明確化について

大学では、2010年策定「関東学院グランドデザイン」において、自己点検・評価及び情報公開、情報発信、法令遵守に関して、次のような大学としての「行動指針」が示されている。

（1）自己点検・評価の充実

自己点検評価・外部評価をPDCA体制のもとで適宜行い、実効あるものにする。

（2）情報公開や情報発信の推進

大学としての社会的説明責任を果たし、優れた機能体組織として事業を推進するために、情報を積極的に公開する。

（3）法令遵守

教職員は徹底して関係法規・学内諸規程等を遵守し、常に公平な職務の遂行に努める。

この行動指針に基づき、大学各部局におけるPDCAサイクルを始動させるべく、大学評価委員会が中心となって準備を進めている。具体的には、この「関東学院グランドデザイン」にしたがって、大学及び学部・研究科の「教育理念及び教育目標」の見直しを行い、2011年6月「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」、2012年4月「大学及び学部・研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針」を策定して、大学構成員に周知するとともに、ホームページにおいて社会一般に公表した。

また、評価基準に係る方針、到達目標、行動計画を各部局自己点検・評価委員会及び大学評価委員会で策定し、これを全教職員にWEB上（教職員専用）で周知して内容の理解と共有をはかっている。

〈2〉内部質保証を掌る組織の整備状況

大学では、自己点検・評価を行うための全学的な組織として、学長を委員長とし主たる部局の責任者を構成員とする大学自己点検・評価委員会を設置し、その下に各部局、すなわち、学部・研究科・研究所・図書館・各センター等・事務局毎に自己点検・評価委員会とワーキンググループを置いている（研究所・図書館・各センター等については、それぞれの機関に置かれる委員会等が自己点検・評価委員会としての任を担う）。また、大学自己点検・評価委員会の下には、別途、自己点検・評価報告書の取りまとめ及び公表等の実務

を担うため、大学評価委員会とワーキンググループを置いている。ただし、上記の委員会・ワーキングは、3～4年毎に作成され内外に公表する自己点検評価・報告書に重要な責任を持つ一方で、年次計画とかかわる年度毎の自己点検にほとんど関与していないのが実態である。

一方、自己点検・評価及び認証評価に関する事務については、学長事務室がこれを担っており、同室に点検・評価を担当する専任職員が1名を配置しているが、自己点検・評価の重要性から体制を整備強化するため、2012年4月から学長事務室から独立した組織として自己点検・評価室を設置して、担当する事務次長を配置したが、各学部については、学部の自己点検・評価委員会が十分に機能していないことから今後、教育の質に関する共通認識を深め、自己点検・評価（内部質保証）を推進していくことが課題である。

〈3〉自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立状況

大学では「関東学院グランドデザイン」に基づき、中期目標・計画（中期目標の設定とその期間における計画の実施、中間評価及び最終年度における自己評価と改善計画の策定によって、自立的な組織改革の推進を目的としている。）を策定しているが、この中期目標・計画を自己点検・評価のシステムとして組み込み、7年を周期として中期目標・計画を策定・実施するために、2011年度に次のとおり「行動計画」を定めた。

(1) 大学各部局に、教育研究活動等に対する点検・評価・改善のためのメカニズム（PDCAサイクル）を始動させる。

- ① 大学自己点検・評価委員会の下に、学部・研究科・研究所・図書館・各センター等・事務局ごとに、恒常的機関としての自己点検・評価委員会を設置する。
- ② 「関東学院グランドデザイン」に基づき、大学及び学部・研究科の教育理念及び教育目標の見直しを行い、教職員、学生等に周知する。
- ③ 評価基準に係る方針、到達目標、行動計画を各部局自己点検・評価委員会及び大学評価委員会で策定し、これを全教職員に周知して内容の理解と共有を図る。
- ④ 評価指標を設定（開発）する。
- ⑤ 評価指標に対応するデータや資料を体系的に収集し、大学の現況を客観的に把握する。
- ⑥ 方針・到達目標と現況とを照合・分析（目標に対して現況がどの程度の到達段階にあるのか、また、不十分な到達段階にあるのは、何が原因と考えられるのかなど）の原因分析などし、自己評価（十分か否か、その判断根拠は何かなど）を行う。
- ⑦ 評価結果に基づき、実効性・実現可能性のある改善計画を策定する。その際、改善すべき点が、方針・到達目標の設定の仕方にあるのか、計画・方法に起因するのか、あるいは実施上の問題なのかについて、整理し分析する。
- ⑧ 改善計画の実現に向けた方策（現況についての共通理解、改善計画についての合意形成、実行過程のフィードバックなど）を策定し、構成員の実行に向けた動機付けを高める工夫を行う。

以上の「行動計画」に基づき、自己点検・評価を実施する事務体制を構築するために、2012年度からは、大学評価委員会委員長（副学長）と事務次長（自己点検・評価担当）及

び自己点検・評価室を中心として、学内各事務部署との連携を強化することにした。また情報公開規程を整備するために、2011年度に「学校法人関東学院情報公開規程」を制定し、2012年度から施行することとした。

さらに、毎年策定している事業計画も、自己点検・評価を明確に組み込んで作成される必要があるとの認識に基づき、2012年度から事業計画のなかに、中期目標・計画における当該年次の計画を反映させ確実な実施がはかれるようにした。さらに、この事業計画を踏まえ、部局連絡会で各役職者から学長に進捗状況・最終報告（評定）を報告し、相互に確認・討議するシステムを整備している。これによって、大学部門の各館・部・センターでは、PDCA サイクルを意識した事業計画を立て、年次活動を行うようになった。

しかし現在、学部・研究科については、上記の大学部門の各館・部・センターのような、自己点検・評価に基づき新たな年次計画を立てていく全学的なシステムが無く、PDCA サイクルが十分に機能しているとはいいがたい。これは、本来、全学的な自己点検・評価を担うべき関東学院大学自己点検・評価委員会の主要な役割が、実態として、3～4年に一度の自己点検・評価報告書を作成することになっていることとかかわっているだろう。各館・部・センターの年度毎の自己点検・評価が、最終的に関東学院大学自己点検・評価委員会ではなく部局連絡会で行われていることは、このためでもある。学部・研究科の不断の自己点検・評価に基づく PDCA サイクルの構築は、喫緊の課題である。

〈4〉構成員のコンプライアンス意識の徹底について

大学では、構成員のコンプライアンス意識の徹底についても「関東学院グランドデザイン」に基づき、関係規程（学校法人関東学院情報公開規程、関東学院個人情報保護に関する規程、学校法人関東学院公益通報に関する規程、関東学院情報倫理基準、学校法人関東学院内部監査規程、関東学院公的研究費内部監査取扱内規等、関東学院ハラスメント防止に関する規程、学校法人関東学院安全衛生管理規程）の整備とともに、大学構成員には WEB 上（教職員専用）や冊子等で適切に周知を行っている。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

【評価の視点】

- 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実
- 教育研究活動のデータ・ベース化の推進
- 学外者の意見の反映
- 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

大学では「関東学院大学自己点検・評価委員会規程」に基づき（資料 10-1 第 2 編 第 2 章 第 4 節委員会）、委員会を中心とする組織として各教授会・研究科に自己点検・評価委員会を置き、館・部・センターは、各々の委員会で自己点検・評価を行うことになっている。しかし自己点検・評価への取り組みは、部署によって温度差がある。個人レベルの自己点検・評価活動の仕組みはまだ構築できていない。

教員個人については、2011 年度から「授業評価アンケート」の集計した結果について担当教員がコメントを記入することとした。また、授業公開は、2012 年には専任教員に関しては授業公開が義務化し、自身の授業について他の教員に参観・コメントをもらうことや、他の教員の授業を参観し参考にできる点を学ぶことで、自己点検・評価の素材とする。

職員個人については、2009 年から課員及び部署の状況、課題、目標等を把握し、相互の理解を深めるとともに、目標を達成し一人ひとりの職務能力を伸ばすことを目指し、所属長による課員に対するヒアリング(面接)と課長に対する事務局長面接を実施している。

2013 年度からは、すでに実施しているこれらの施策を制度化し「関東学院職員人事評価制度」の実施を検討中である。

教育研究活動のデータ・ベース化については、総合研究推進機構で検討しているが、いまだ実現できていないことから、冊子として 2005 年度から『関東学院大学研究紹介集』を発刊している。また、大学院は入試冊子の『大学院案内』に研究業績を掲載している。

2011 年度は、自己点検・評価室で全教員の取り纏め作業を行い大学のホームページ（情報公開）で社会に公表している。（資料 10-3）



学外者の意見の反映については、法人には「経営に関し、建学の精神のもと本法人の自主性と公共性をはかる上で広く学外者による知見を活かし、その意見を求める」を目的として学校法人関東学院経営協議会（資料 10-5 第 1 編 第 2 章会議・委員会）が置かれており、学外有識者から年 2 回開催する会議で意見を求める体制が整っているが、大学にはこの仕組みがないことから大学自己点検・評価委員会のもとで、学外有識者の意見を求めら

れるように規程の改正を含めて検討している。

文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応については、学長事務室が関連部局と連携し適切に行っている。また、ホームページには「相互評価結果ならびに認証結果」「改善報告書」「『改善報告書』検討結果」等の公開をしている。(資料 10-6)



2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

2006年から毎年策定している事業計画に関し、2010年度からは部局連絡会において、各役職者から学長に進捗状況・最終報告（評定）を報告し、相互に確認・討議するシステムを整備した。これによって、各館・部・センターは、PDCAサイクルを意識した事業計画を立て、年次活動を行うようになった。

② 改善すべき事項

全学の自己点検・評価を行う自己点検・評価委員会は設置されているにもかかわらず、学部・研究科については、年度毎の成果と課題を確認後、新たな年次計画を立て

ていく全学的なシステムが無く、PDCAサイクルが十分に機能しているとは言いがたい。個人レベルの自己点検・評価活動の仕組みの構築も不十分である。さらに、学外者の意見を反映する仕組みも未整備である。これらの点で、内部質保証とかかわる本学の信頼ある PDCA サイクルの構築は不十分である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

各館・部・センターによる事業計画に関し、進捗状況や残された課題に関するより客観性の高い評定方法を検討しながら、各部局の PDCA サイクルの構築をさらに進めるためには、全学的視点から行われる、不断の自己点検・評価体制との連関を強めるのが有効であろう。このためにも、2013 年度は、関東学院大学自己点検・評価委員会規程を見直し、本委員会の委員に部・センター長を加え、部局連絡会で事業計画とかかわり行われている自己点検・評価を、本委員会に組み込むこととする。

② 改善すべき事項

2013 年度に自己点検・評価とかかわる関連規程を改正し、関東学院大学自己点検・評価委員会の委員に大学院研究科委員長及び部・センター長を加え、全学的視点から自己点検・評価を継続的に行う中核委員会としての位置づけを明確化する。また当委員会において、大学の中期計画及び年次計画に関する進捗状況の点検評価を行うこととする。さらに、大学評価委員会の委員に学外有識者を加え、当委員会が行うことになっている、関東学院大学自己点検・評価委員会への改革・改善に向けた提言の客観性を担保するとともに、関東学院大学自己点検・評価委員会が大学評価委員会に意見を求めることも明確化する。また、個人レベルの自己点検・評価活動を推進するため、専任教員が、学内統一の書式に従った自己点検・評価表を作成する仕組みも整える。以上によって、本学の内部質保証の構築に向けた体制を強化する。

4. 根拠資料

- 10-1 『関東学院規程集』第2編大学 第2章会議・委員会 第4節委員会「関東学院大学自己点検・評価委員会規程」
- 10-2 関東学院ホームページ事業計画・事業報告及び財務状況サイト
http://www.kanto-gakuin.ac.jp/financial/info_f.html (最終アクセス 2012.12.1)
- 10-3 関東学院大学ホームページ情報公開サイト

<http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/modules/about1/index.php?id=65>(最終アクセス
2012.12.1)

10-4 『関東学院規程集』第1編法人 第3章総務 第2節庶務「学校法人関東学院情報公開規程」

10-5 『関東学院規程集』第1編法人 第2章会議・委員会「学校法人関東学院経営協議会規程」

10-6 関東学院大学ホームページ自己点検・評価報告書サイト

<http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/modules/about1/index.php?id=25>(最終アクセス
2012.12.1)

終 章

1. 本章の要約

(1) 理念・目的

2011年度に学院の方針に基づき、大学及び各学部で見直し作業を行った結果。新たに策定した「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」を全教職員に配付するとともに、大学のホームページにも掲載し、本学の理念・目的を大学構成員のみならず、広く社会へ公表している。また、2012年度より理念・目的を『履修要綱』にも記載して学生に配付するとともに、新設科目「KGUキャリアデザイン入門」において、新入生全員が建学の精神・自校史も学ぶこととし、学生への周知体制はさらに強化されつつある。

(2) 教育・研究組織

2009年度に総合研究推進機構、2011年度に教学機構会議が設置されたことにより、全学的視野から教育・研究組織について検討する環境が整った。全学に関わる教学事項の改革や、研究を基礎とした社会連携・社会貢献も進んでいる。

(3) 教員・教員組織

専任教員年齢構成の割合は、ほぼ適正水準を維持しており、昇格に関しても、規程等において明文化され、その適切性・透明性が担保されている。また、授業評価アンケートや公開授業の実施等、教員の資質向上をはかるための努力も行われている。

(4) 教育内容・方法・成果

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の検証は、「中期計画・目標(Olive7)」の策定時及び自己点検・評価報告書の作成時に行っており、これに基づき、2011年度に「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」及び「大学及び学部・研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針」を定めた。

また、授業は、各学部・研究科の教育課程の編成・実施方針に基づき編成されており、履修規程に従った運用と各学期15回が徹底されている。全学統一の一定書式によるシラバスにおいて、授業計画や到達目標、成績評価方法などが明示され、学生への周知の努力もはかられている。授業の内容及び方法の全学的な改善をはかる取り組みも行われている。学位の授与も規程に基づく適切な運用がなされている。

(5) 学生の受け入れ

2011年度に各学部及び研究科で改めて、それぞれのアドミッションポリシーを策定し明確にした。入学試験を公正・適切に実施している。

(6) 学生支援

学生支援室を中心に、各部署が連携した学生支援体制が有効に機能している。また、リメディアル教育やキャリア教育についても、全学的な取り組みが進んでいる。

(7) 教育研究等環境

各校地の図書館は、利用環境の改善やスペースの再活用が順次進められている。また、視聴覚機器の入替えやP C環境の向上、WEB を活用した新しい学生支援システムの導入など、高度な教育研究環境の整備が進んでいる。

(8) 社会連携・社会貢献

横浜市との産官学連携包括契約の締結や、東日本大震災被災地への学生と教職員からなる救援ボランティアの派遣など、地域連携や社会貢献に関する活動が急速に拡大している。

(9) 管理運営・財務

職員の採用・昇格等に関する規程は、適切に整備され運用されている。予算の適正配分に向けた取り組みや、財務状況の情報の共有化と財務改善への意識改革を進める工夫もしている。

(10) 内部質保証

自己点検・評価を組み込んだ中期目標・計画を策定するとともに、各館・部・センターにおける事業計画の進捗状況の点検・評価を行い、全学的なPDCA サイクルの構築を進めている。

2. 目標の達成状況と優先的に取り組むべき課題

2011 年度には、大学の理念・目的を新たに策定し、「大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標」及び「大学及び学部・研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針」も定めた。近年は、教学事項に関する改革や、FD活動への取り組み、社会連携・社会貢献も急速に進んでいる。ただし、全学的なPDCA サイクルの構築に向けた取り組みは緒についたばかりである。各学部・研究科の教育目標を学生の学修成果の総体と有機的に結びつけた、教育成果の到達度の確認体制も不十分である。内部質保証に向けたシステムの構築は、本学が優先的に取り組むべき課題である。

上記の本学の課題は、本報告書をまとめるにあたっても、浮き彫りとなった。本来、報告書の作成は、日常的な点検・評価の積み重ねであるべきだが、この作業過程において、全学に集約されるべき情報・データの不十分さと、それらのチェック体制の不備を痛感せざるを得なかった。日常的な点検・評価に基づくPDCA サイクルが有効に機能する仕組みを整え、その結果が、大学全体にフィードバックされるシステムの確立を急ぐ必要がある。

3. 今後の展望

報告書作成にかかわる自己点検・評価作業における第一の成果は、各学部・研究科をはじめ、全学の組織の活動やその取り組みが真摯であり、意欲とアイディアにあふれていたことを確認し得たことである。第二の成果は、自己点検・評価報告書の作成過程において、我々自身が、本学の将来の新たな発展・展開を考える上で依拠すべき基盤を自覚し得たことである。自己点検では、この間の改善・改革の視点からだけではなく、大学の理念・目的・教育目標という原理・原則に立ち戻って、自らのあり方を再評価することが迫られる。その点では、大学基準協会が提示した評価基準と点検・評価項目は、本学の存立基盤を改めて認識させるものとなった。

内部質保証システムの構築は、大学がその使命を果たすための責務である。そのために本学は、「行動指針」である「関東学院グランドデザイン」に基づく中期目標・計画(Olive7)を策定した。これを自己点検・評価と結びつけ、毎年策定している事業計画のなかに反映させることにより、PDCA サイクルを有効に機能させる体制づくりが必要である。また、全学の教職員がその意義と価値を理解し、教育・研究・社会貢献の諸活動の豊富な成果を生み出すことも重要であろう。2013 年からは個人レベルの自己点検・評価活動として職員人事評価制度がスタートする。今後、教員個々の自己点検・評価体制についても検討を進めることになる。